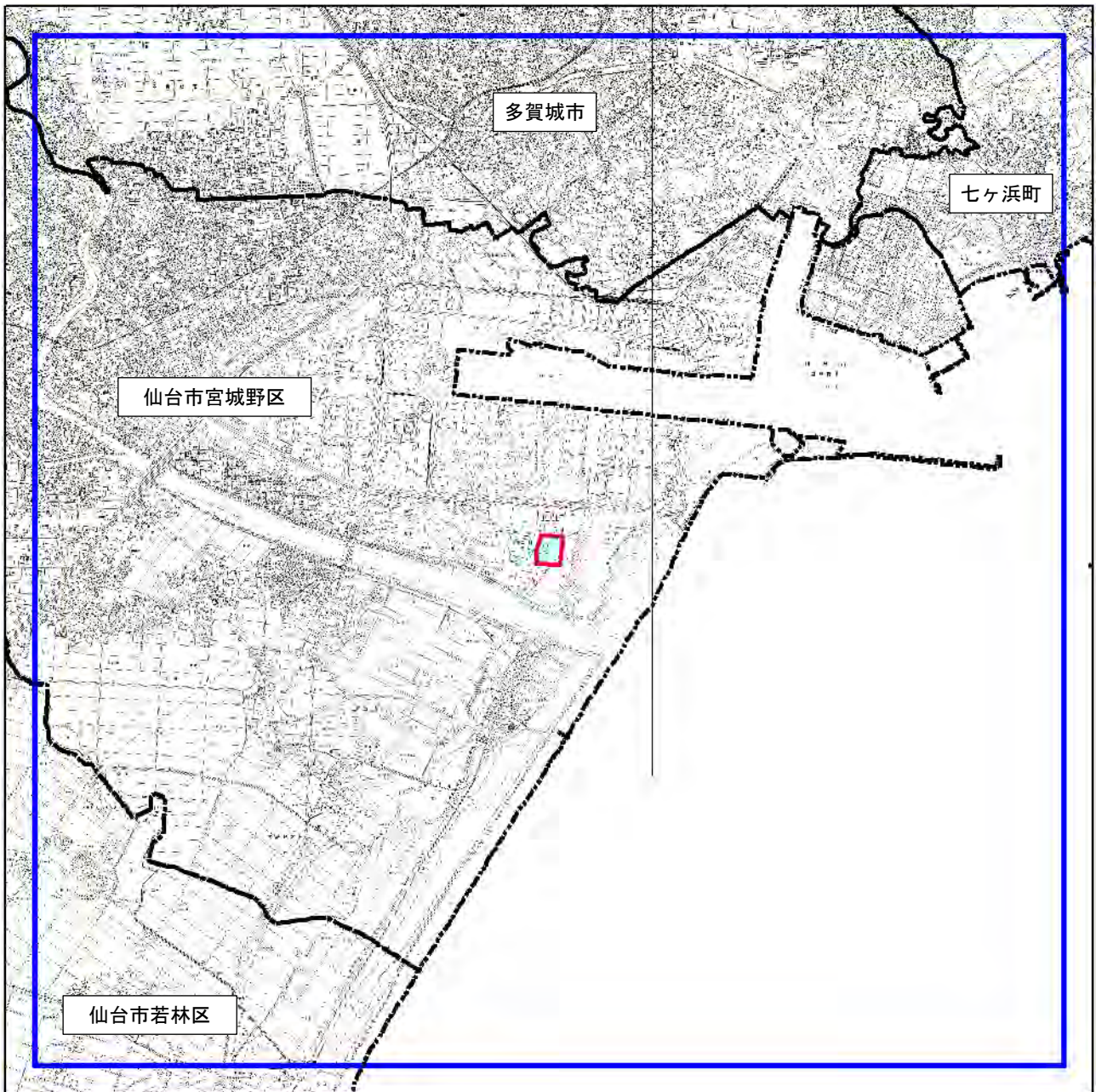


第6章 地域の概況

地域の概況における調査範囲（以下、「調査範囲」という。）は「仙台市環境影響評価技術指針マニュアル」（2019年1月、仙台市）（以下、「技術マニュアル」という）に示されている概況調査範囲（事業予定地を中心に10km程度の範囲）を踏まえ、計画地を中心とした概ね8km四方の範囲とした（図6-1参照）。

なお、上記範囲には多賀城市や七ヶ浜町が含まれるが、仙台塩釜港（仙台港区）や工業地帯を挟んでおり、自然環境・社会状況の点から地域の一体性は必ずしも強くないと考えられることから、調査対象範囲としては仙台市域とした。



凡例

計画地

地域概況における調査範囲
(計画地を中心として概ね8km四方)



図 6-1 地域の概況の調査範囲

6.1 自然的状況

6.1.1 大気環境

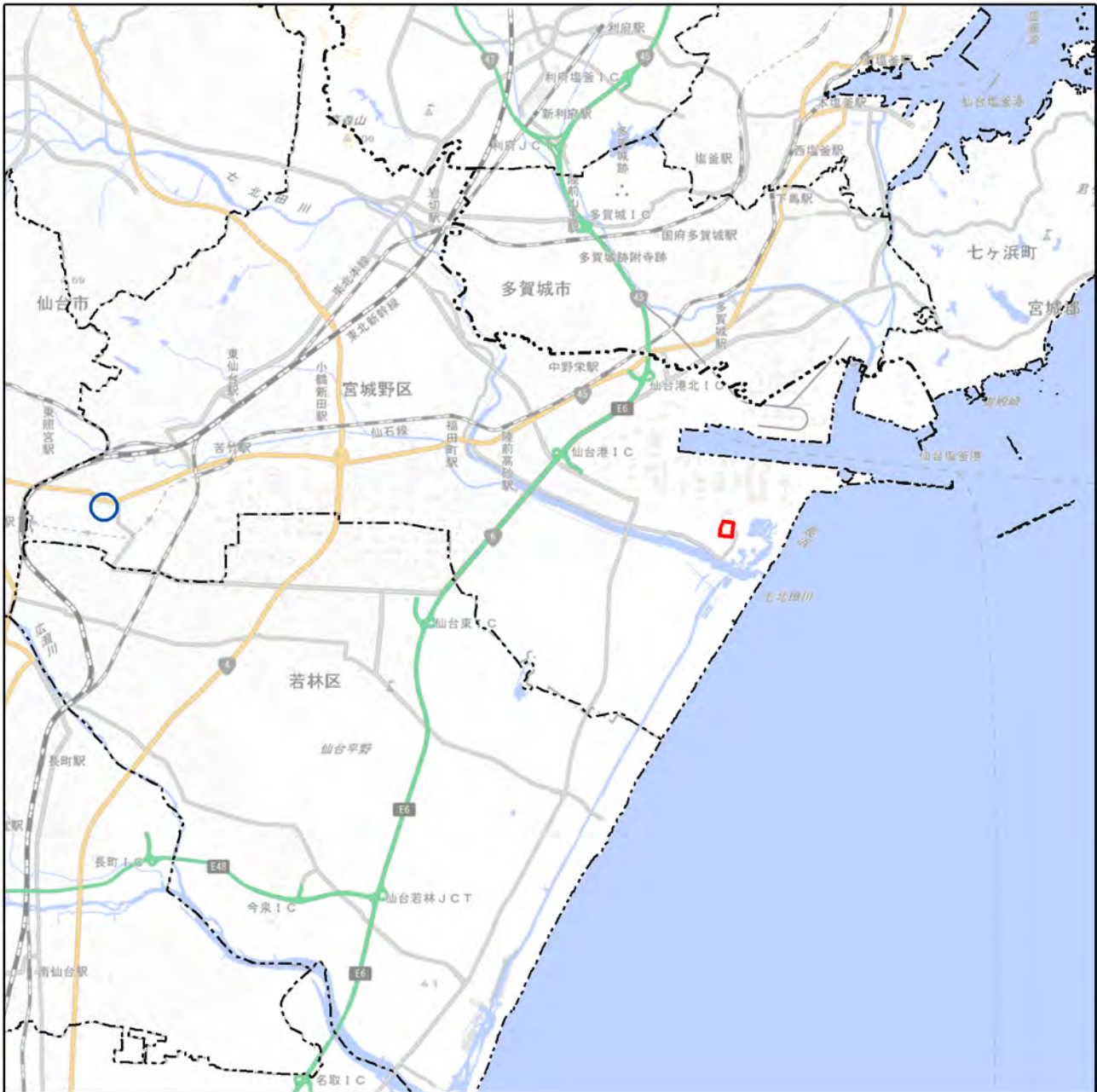
1) 気象

計画地の最寄りの気象観測所である仙台管区気象台（仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第 3 合同庁舎）の位置を図 6.1-1 に示す。仙台管区気象台における過去 10 年間（平成 24 年～令和 3 年）及び最新年（令和 3 年）の気象の概況を表 6.1-1 及び表 6.1-2 に示す。

過去 10 年間（平成 24 年～令和 3 年）の平均気温は 13.2℃、月平均最高気温の年間平均値は 17.4℃、月平均最低気温の年間平均値は 9.7℃である。最新年（令和 3 年）の平均気温は 13.7℃、最高気温の年間平均値は 17.9℃、最低気温の年間平均値は 10.3℃である。

過去 10 年間（平成 24 年～令和 3 年）の平均年間降水量は 1,258mm である。最新年（令和 3 年）の年間降水量は 1,183mm である。

過去 10 年間（平成 24 年～令和 3 年）の平均風速は 3.1m/s、風向は 1 月～4 月に北北西の風が、5～8 月に南東の風、9～12 月に北北西の風が卓越しており、最新年（令和 3 年）も概ね同様の傾向である。



凡例

- 計画地
- 気象台

出典: 地域気象観測所一覧 (令和3年3月18日現在)

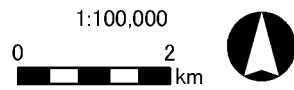


図 6.1-1 最寄りの気象台

表 6.1-1 過去 10 年間における気象の概況（仙台管区気象台：平成 24 年～令和 3 年）

月	気温（℃）			降水量 （mm）	日照時間 （時間）	平均風速 （m/s）	最多風向
	平均	最高	最低				
1 月	2.0	5.7	-1.3	39.5	155.5	3.4	北北西
2 月	2.4	6.5	-1.0	33.6	157.8	3.5	北北西
3 月	6.3	11.0	2.2	92.2	186.9	3.6	北北西
4 月	11.0	15.9	6.6	100.0	205.2	3.5	北北西
5 月	16.7	21.7	12.5	96.8	221.6	3.1	南東
6 月	19.6	23.7	16.6	128.4	162.1	2.9	南東
7 月	23.4	27.2	20.7	159.4	130.8	2.5	南東
8 月	25.2	29.2	22.4	152.7	155.5	2.7	南東
9 月	21.7	25.7	18.5	192.1	140.9	2.9	北北西
10 月	16.0	20.2	12.2	181.2	151.5	3.1	北北西
11 月	9.9	14.2	6.0	43.2	151.4	3.0	北北西
12 月	4.4	8.3	1.0	39.4	142.3	3.1	北北西
年間	13.2	17.4	9.7	1,258.3	1961.4	3.1	北北西

※ 各項目は以下のとおり。

気温:月平均気温、日最高気温月平均、日最低気温月平均の 10 年間における各月平均値

降水量:月合計降水量の 10 年間の各月平均値

日照時間:月合計日照時間の 10 年間の各月平均値

平均風速:月平均風速の 10 年間における各月平均値

最多風向:月最多風向の 10 年間における各月における最多風向

出典:気象庁 HP 過去の気象データ検索（令和 4 年 6 月閲覧）<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrm/>

表 6.1-2 最新年の気象の概況（仙台管区気象台：令和 3 年）

月	気温（℃）			降水量 （mm）	日照時間 （時間）	平均風速 （m/s）	最多風向
	平均	最高	最低				
1 月	1.2	4.8	0.8	9.5	143.7	3.1	北北西
2 月	3.7	8.6	0.9	74.5	175.6	3.7	西北西
3 月	8.6	13.4	3.5	107.5	193.8	3.6	北北西
4 月	11.6	16.6	6.1	92.5	228.2	3.8	北北西
5 月	17.0	21.6	12.7	74.5	194.7	3.3	南東
6 月	20.6	24.9	17.8	62.0	164.2	3.0	南東
7 月	24.1	27.8	19.3	189.0	137.1	2.7	南東
8 月	24.9	28.7	23.5	182.5	138.1	2.8	南東
9 月	20.8	24.6	19.8	125.5	139.5	2.9	北北西
10 月	15.8	20.0	12.2	143.0	137.6	2.8	北北西
11 月	11.1	15.7	6.4	65.0	185.1	2.7	北北西
12 月	4.7	8.4	0.5	57.5	135.2	3.3	北北西
年間	13.7	17.9	10.3	1,183	1,972.8	3.1	北北西

※ 各項目は、以下のとおり。

気温:月平均気温、日最高気温月平均、日最低気温月平均

降水量:月合計降水量

日照時間:月合計日照時間

平均風速:月平均風速

最多風向:月最多風向

出典:気象庁 HP 過去の気象データ検索（令和 4 年 6 月閲覧）<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrm/>

2) 大気質

(1) 大気汚染の状況

各測定局の測定項目等を表 6.1-3、常時監視測定局の位置を図 6.1-2 に示す。

調査範囲内には、大気汚染常時監視測定局として、一般環境大気測定局が2局設置されている。また、自動車排出ガス測定局は調査範囲内には設置されていない。

表 6.1-3 大気汚染常時監視測定局の測定項目

測定局種別	No.	測定局	SO ₂	NO ₂	SPM	Ox	CO	PM2.5	NMHC
一般環境大気	1	中野	○	○	○	○	—	○	○
	2	福室	○	○	○	○	—	○	—

出典：「公害関係資料集（令和2年度測定結果）」（仙台市環境局）

a) 二酸化硫黄（SO₂）

令和2年度の二酸化硫黄測定結果を表 6.1-4、過去10年間（平成23年度～令和2年度）の経年変化を表 6.1-5 に示す。

令和2年度の測定結果は、いずれの測定局においても、短期的評価及び長期的評価とも環境基準を満足している。経年変化は、年平均値及び日平均値の2%除外値ともに、いずれの測定局でも横ばい傾向である。

表 6.1-4 二酸化硫黄の測定結果（令和2年度）

種別	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価				長期的評価			
					1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
					(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)
一般	福室	320	7,684	0.000	0	0.0	0	0.0	0.009	0.001	○	0
	中野	355	8,502	0.000	0	0.0	0	0.0	0.024	0.001	○	0

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること

出典：「公害関係資料集（令和2年度測定結果）」（仙台市環境局）

表 6.1-5 二酸化硫黄の経年変化（過去10年間：平成23年度～令和2年度）

単位：ppm

種別	測定局	年度	項目										
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
一般	福室	年平均値	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
		日平均値の2%除外値	—	—	—	—	—	—	0.002	0.002	0.001	0.001	
	中野	年平均値	—	—	(0.001)	0.001	0	0.001	0.001	0.001	0.001	0	
		日平均値の2%除外値	—	—	(0.003)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	

※（ ）内は有効測定時間未満の測定値。

出典：「公害関係資料集（令和2年度測定結果）」（仙台市環境局）



凡例

- 計画地
- 一般環境大気測定局

出典: 「環境省大気汚染物質広域監視システム (そらまめ君)・測定局一覧」

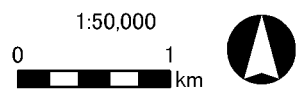


図 6.1-2 大気質の測定地点位置

b) 二酸化窒素 (NO₂)

令和2年度の二酸化窒素測定結果を表6.1-6、過去10年間（平成23年度～令和2年度）の経年変化を表6.1-7に示す。

令和2年度の測定結果は、いずれの測定局においても環境基準を満足している。経年変化は、年平均値及び日平均値の年間98%値ともに、いずれの測定局でも減少傾向である。

表 6.1-6 二酸化窒素の測定結果（令和2年度）

種別	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
					(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
一般	福室	328	7,889	0.008	0.055	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0
	中野	348	8,410	0.010	0.062	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.023	0

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

出典：「公害関係資料集（令和2年度測定結果）」（仙台市環境局）

表 6.1-7 二酸化窒素の経年変化（平成23年度～令和2年度）

単位：ppm

種別	測定局	項目	年度									
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
一般	福室	年平均値	0.010	0.010	0.011	0.008	0.009	0.008	0.009	0.009	0.008	0.008
		日平均値の2%除外値	0.025	0.026	0.025	0.021	0.022	0.02	0.022	0.021	0.020	0.021
	中野	年平均値	—	—	(0.017)	0.013	0.013	0.012	0.012	0.011	0.008	0.010
		日平均値の2%除外値	—	—	(0.034)	0.028	0.027	0.028	0.025	0.024	0.021	0.023

※（ ）内は有効測定時間未満の測定値。

出典：「公害関係資料集（令和2年度測定結果）」（仙台市環境局）

c) 浮遊粒子状物質 (SPM)

令和2年度の浮遊粒子状物質の測定結果を表6.1-8、過去10年間(平成23年度～令和2年度)の経年変化を表6.1-9に示す。

令和2年度の測定結果は、いずれの測定局においても、短期的評価及び長期的評価とも環境基準を満足している。経年変化は、いずれの測定局も増減傾向は明瞭ではない。

表 6.1-8 浮遊粒子状物質の測定結果 (令和2年度)

種別	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価				長期的評価			
					1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
					(時間)	(%)	(日)	(%)				
一般	福室	329	7,916	0.011	0	0	0	0	0.089	0.031	○	0
	中野	359	8,610	0.013	0	0	0	0	0.125	0.031	○	0

環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること

出典：「公害関係資料集(令和2年度測定結果)」(仙台市環境局)

表 6.1-9 浮遊粒子状物質の経年変化 (平成23年度～令和2年度)

単位：mg/m³

種別	測定局	項目	年度									
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
一般	福室	年平均値	0.016	0.018	0.017	0.018	0.017	0.014	0.012	0.012	0.011	0.011
		日平均値の2%除外値	0.043	0.045	0.054	0.047	0.045	0.036	0.032	0.035	0.038	0.031
	中野	年平均値	—	—	(0.013)	0.018	0.018	0.014	0.016	0.016	0.013	0.013
		日平均値の2%除外値	—	—	(0.038)	0.045	0.052	0.034	0.036	0.053	0.040	0.031

※ () 内は有効測定時間未満の測定値。

出典：「公害関係資料集(令和2年度測定結果)」(仙台市環境局)

d) 光化学オキシダント (Ox)

令和 2 年度の光化学オキシダントの測定結果を表 6.1-10、過去 10 年間（平成 23 年度～令和 2 年度）の経年変化を表 6.1-11 に示す。

令和 2 年度における昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間は、福室測定局では 104 時間（27 日）、中野測定局では 140 時間（33 日）である。昼間の 1 時間値の最高値は、福室測定局では 0.088ppm、中野測定局では 0.092ppm であり、いずれも環境基準（0.06ppm）を満足していない。経年変化については、いずれの測定局も明瞭な増減傾向は見られない。

表 6.1-10 光化学オキシダントの測定結果（令和 2 年度）

種別	測定局	昼間 測定日数	昼間 測定時間	昼間 1 時 間値の年 平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日 数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm を超えた日 数と時間数		昼間の 1 時間値の 最高値	昼間の日 最高 1 時 間値の平 均値
		(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
一般	福室	335	4,953	0.033	27	104	0	0	0.088	0.043
	中野	362	5,293	0.032	33	140	0	0	0.092	0.044

環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること

※ 昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯をいう。

出典：「公害関係資料集（令和 2 年度測定結果）」（仙台市環境局）

表 6.1-11 光化学オキシダントの経年変化（平成 23 年度～令和 2 年度）

種別	測定局	項目	年度									
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
一般	福室	1 時間値が 0.06ppm を超えた日数	49	35	23	41	40	19	19	32	33	27
		1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数	234	117	82	212	227	68	106	166	162	104
	中野	1 時間値が 0.06ppm を超えた日数	—	0	10	43	57	26	44	38	33	33
		1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数	—	0	30	213	331	92	223	206	147	140

※ () 内は有効測定時間未満の測定値。

出典：「公害関係資料集（令和 2 年度測定結果）」（仙台市環境局）

e) 微小粒子状物質 (PM2.5)

令和2年度の微小粒子状物質の測定結果を表6.1-12、過去10年間(平成23年度～令和2年度)の経年変化を表6.1-13に示す。

令和2年度の測定結果は、いずれの測定局においても、短期的評価及び長期的評価ともに環境基準を満足している。経年変化は、データの蓄積が多い中野測定局において、年平均値及び日平均値の98%値ともに微減傾向が見られる。

表 6.1-12 微小粒子状物質の測定結果 (令和2年度)

種別	測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
		(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)
一般	福室	322	7.3	19.6	1	0.3
	中野	351	7.4	17.5	1	0.3

環境基準：1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること*

※ 年平均値及び日平均値について以下の①②と比較した上で両者の達成状況から評価する。

①年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

②日平均値(その代表値として日平均値の年間98%値)が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

出典：「公害関係資料集(令和2年度測定結果)」(仙台市環境局)

表 6.1-13 微小粒子状物質の経年変化 (平成23年度～令和2年度)

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

種別	測定局	年度 項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
			一般	福室	年平均値	-	-	-	-	-	-	8.3
日平均値の年間98%値	-	-			-	-	-	-	23.0	25.3	20.5	19.6
中野	年平均値	-		-	(10.7)	12.5	12.0	9.9	8.5	9.0	7.5	7.4
	日平均値の年間98%値	-		-	(33.0)	31.9	29.8	24.4	24.0	24.8	21.3	17.5

※ ()内は有効測定時間未満の測定値。

出典：「公害関係資料集(令和2年度測定結果)」(仙台市環境局)

f) 非メタン炭化水素 (NMHC)

令和2年度の非メタン炭化水素の測定結果を表 6.1-14、過去10年間（平成23年度～令和2年度）の経年変化を表 6.1-15 に示す。

非メタン炭化水素には環境基準が設定されていないが、光化学オキシダントの生成防止のための指針※として「6～9時の3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲にあること」が示されている。令和2年度における3時間平均値が0.31ppmCを越えた日数は、中野測定局で1日である。

経年変化については、中野測定局におけるデータ蓄積期間は3か年であるが、年平均値及び6～9時の年平均値ともに減少傾向である。

※「大気中鉛の健康影響について及び光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（中央公害対策審議会答申）」（昭和51年8月17日環大企220号）

表 6.1-14 非メタン炭化水素の測定結果（令和2年度）

種別	測定局	物質名	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9時における年平均値 (ppmC)	6～9時測定日数 (日)	3時間平均値		3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
							最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
一般	中野	非メタン炭化水素	8,186	0.08	0.09	356	0.32	0.02	11	3.1	1	0.3

※ 3時間平均値とは6～9時の平均値。

出典:「公害関係資料集（令和2年度測定結果）」（仙台市環境局）

表 6.1-15 非メタン炭化水素の経年変化（平成23年度～令和2年度）

種別	測定局	項目	年度											
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		
一般	中野	年平均値	—	—	—	—	—	—	—	0.10	0.12	0.06	0.08	
		6～9時における年平均値(ppmC)	—	—	—	—	—	—	—	0.11	0.13	0.06	0.09	
		6～9時(3時間)平均値	0.20ppmCを超えた日数(日)	—	—	—	—	—	—	—	29	16	4	11
			その割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	8.2	6.2	1.5	3.1
			0.31ppmCを超えた日数(日)	—	—	—	—	—	—	—	4	0	0	1
その割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	1.1	0	0	0.3			

出典:「公害関係資料集（令和2年度測定結果）」（仙台市環境局）

(2) 大気質に係る苦情の状況

仙台市における大気質に係る苦情件数の推移（平成 23 年度～令和 2 年度）を表 6.1-16 に示す。

ばい煙の苦情件数が平成 24 年度に年間 15 件であったが、その後減少傾向にある。粉じんの苦情件数は、平成 24 年度以降減少傾向を示していたが、平成 30 年度は増加（24 件）し、令和 2 年度に再び減少（9 件）した。

表 6.1-16 大気質に係る苦情件数の経年変化（仙台市内：平成 23 年度～令和 2 年度）

単位：件

項目	年度									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ばい煙	12	15	4	4	8	5	2	1	3	1
粉じん	24	25	20	16	15	9	11	24	12	9

出典：「公害関係資料集（令和 2 年度測定結果）」（仙台市環境局）

(3) 発生源の状況

仙台市における大気汚染防止法に基づくばい煙等の発生施設数及び事業場数を表 6.1-17 に示す。

関係地域内では、表 6.1-18 及び図 6.1-3 に示すばい煙発生施設を有する事業場が存在する。なお一般粉じん発生施設は存在しない。

表 6.1-17 ばい煙及び一般粉じんの発生施設数及び事業者数（仙台市内）

単位：件

項目	施設数	事業場数
ばい煙	1,567	737
粉じん	119	21

出典：「公害関係資料集（令和 2 年度測定結果）」（仙台市環境局）

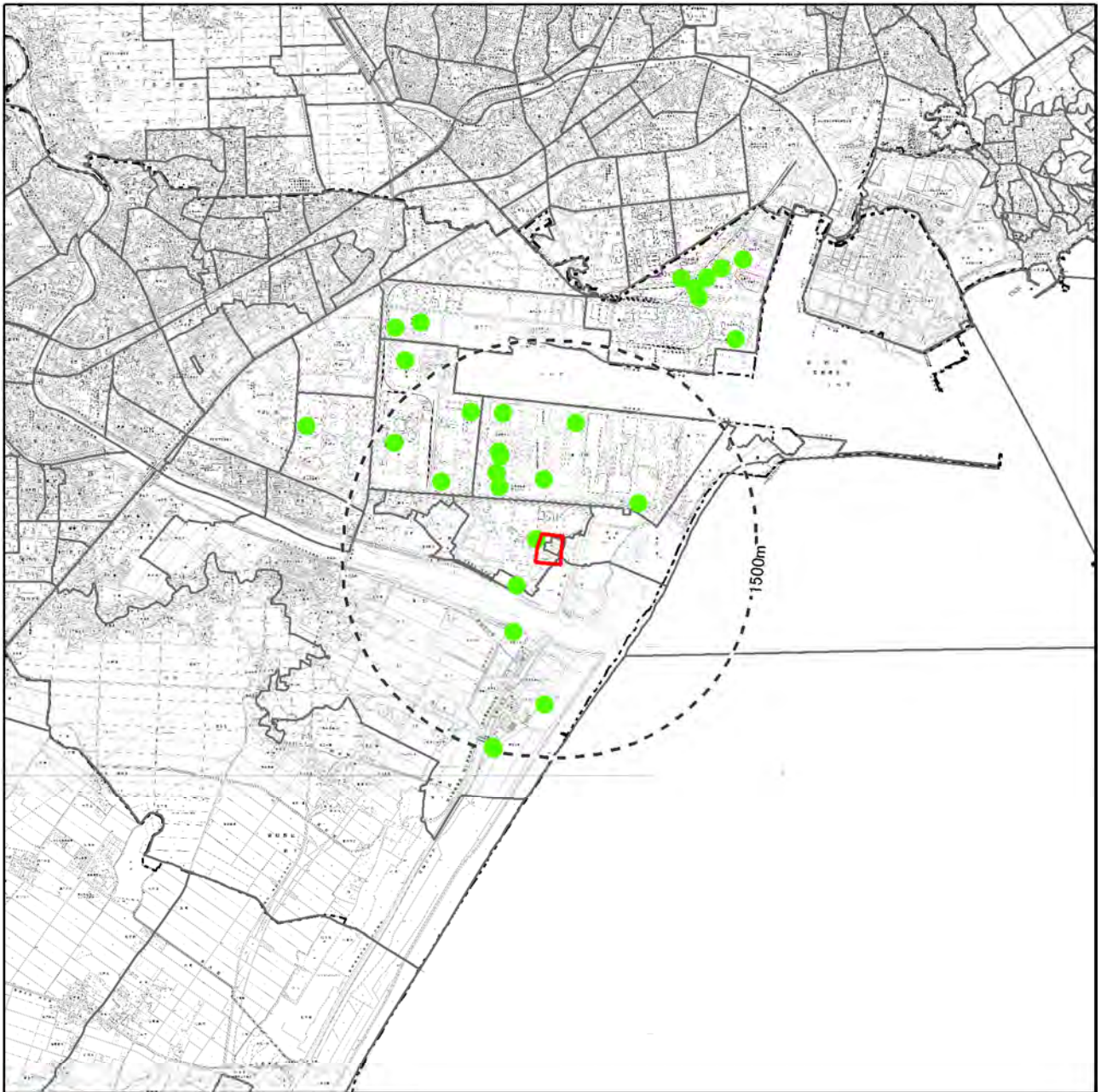
表 6.1-18 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設（調査範囲）

単位：件

発生源 所在地	事業所数	施設数 総数	施設種類内訳					
			ボイラー	ガスター ビン	ディーゼ ル機関	ガス機関	廃棄物 焼却炉	その他
宮城野区蒲生	6	13	1		5		7	
宮城野区蒲生二丁目	1	1	1					
宮城野区中野	2	2	1		1			
宮城野区中野五丁目	1	1			1			
宮城野区港一丁目	12	32	18		7	2		5
宮城野区港二丁目	4	36	33		2	1		
宮城野区港三丁目	2	5	3	1	1			
宮城野区港四丁目	9	25	18	2	4			1

その他＝乾燥炉、電気炉、金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉

出典：「大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設一覧（大気汚染防止法及び宮城県公害防止条例に基づく施設一覧）」（令和 3 年 3 月 31 日現在）



凡例

- 計画地
- 大気汚染防止法(ばい煙)に基づく発生施設
- 町丁目界

出典：「大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設一覧（大気汚染防止法及び宮城県公害防止条例に基づく施設一覧）」（令和3年3月31日現在）

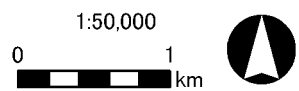


図 6.1-3 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設

3) 騒音

(1) 騒音の状況

a) 環境騒音

調査範囲では環境騒音の測定は行われていない。

出典：「公害関係資料集」（令和2年度測定結果）（仙台市環境局）

b) 道路交通騒音

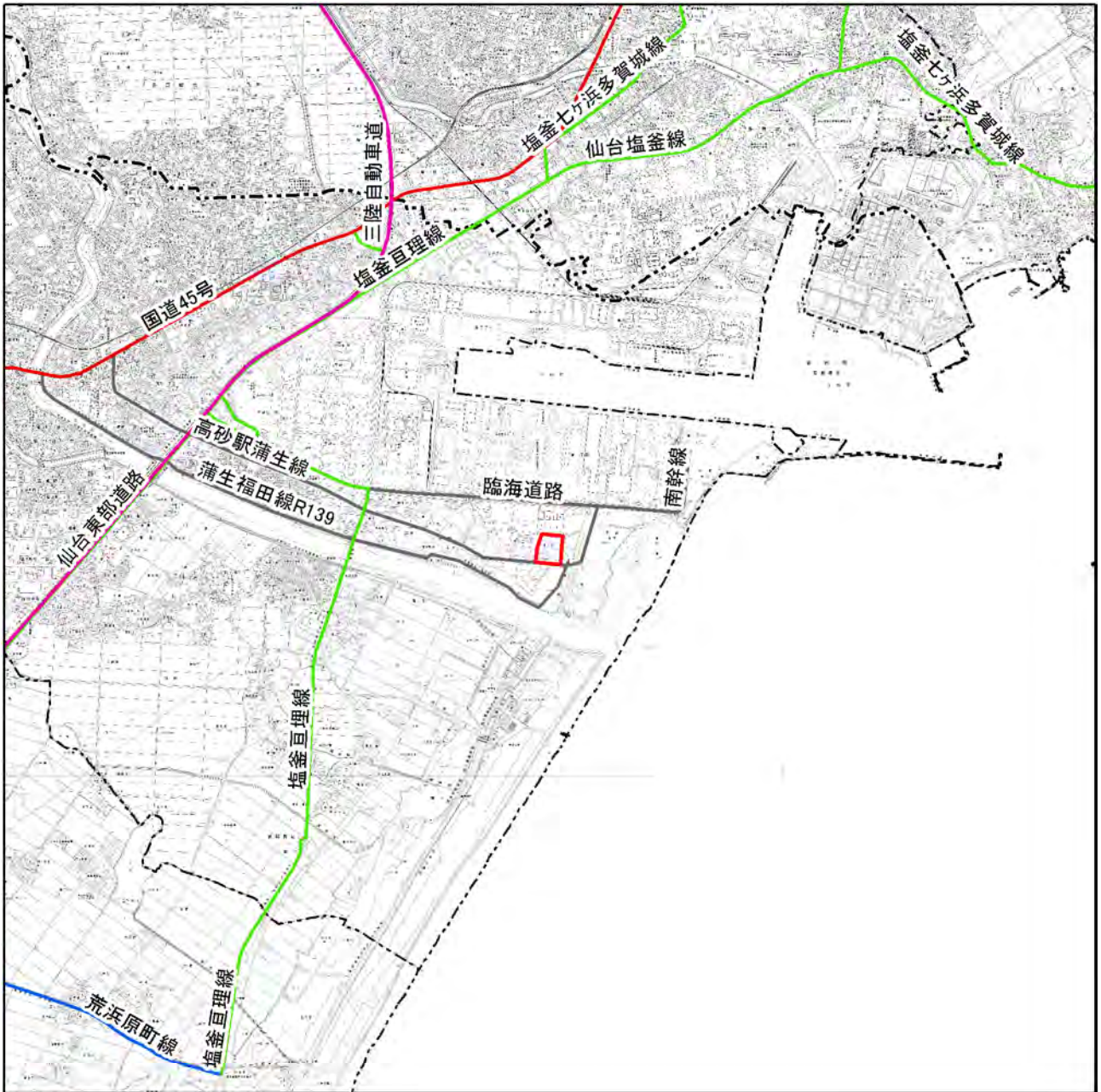
調査範囲における道路に面する地域の自動車騒音評価結果（国道及び県道）は表 6.1-19、道路交通騒音調査路線位置図を図 6.1-4 に示す。

調査範囲における各路線の環境基準達成は昼間・夜間とも基準達成の路線が 85.2%～96.9%であり、多くの路線において基準を達成している。

表 6.1-19 道路に面する地域の自動車騒音評価結果（令和2年度）

路線名	評価区 間数 (区間)	評価区 間延長 (km)	評価対 象住宅 等戸数 (戸)	昼間/夜間とも 基準達成		昼間のみ 基準達成		夜間のみ 基準達成		昼間/夜間とも 基準値超過	
				戸数 (戸)	割合 (%)	戸数 (戸)	割合 (%)	戸数 (戸)	割合 (%)	戸数 (戸)	割合 (%)
一般国道6号 (仙台東部道路)	9	4.7	163	147	90.2	0	0	12	7.4	4	2.5
一般国道45号	7	9.6	8,169	6,989	85.6	113	1.4	0	0	1,067	13.1
塩釜亘理線	3	11.4	135	115	85.2	1	0.7	0	0	19	14.1
仙台塩釜線	4	5.2	540	502	93	0	0	4	0.7	34	6.3
荒浜原町線	9	10.2	2,961	2,869	96.9	0	0	38	1.3	54	1.8

出典：「公害関係資料集（令和2年度測定結果）」（仙台市環境局）



凡例

- 計画地
- 主要な道路
- 高速自動車国道
- 一般国道
- 主要地方道(県道)
- 一般県道
- その他道路

出典：宮城の道路 2020～道路事業の概要～地図編（宮城県管内図（路線図））

「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」

<https://www.mlit.go.jp/road/cENsus/h27/index.html>

せんだいくらしのマップ（健康・福祉・医療）

<https://www2.wagmap.jp/sENdaicity/Portal>（令和 3 年 6 月閲覧）

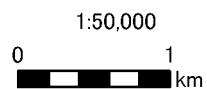


図 6.1-4 道路交通騒音調査路線の位置

(2) 騒音に係る苦情の状況

仙台市における騒音に係る苦情件数の推移（平成 23 年度～令和 2 年度）を表 6.1-20 に示す。苦情件数は平成 27 年度に 148 件であったが、その後減少し、令和 2 年度は 89 件である。

表 6.1-20 騒音に係る苦情件数の経年変化（仙台市内：平成 23 年度～令和 2 年度）

単位：件

項目	年度									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
騒音	97	121	128	139	148	109	85	100	83	89

出典：「公害関係資料集（令和 2 年度測定結果）」（仙台市環境局）

(3) 発生源の状況

仙台市における騒音規制法に基づく特定建設作業届出状況を表 6.1-21 に示す。

令和 2 年度の届出は、全 169 件のうち、工事種別ではビル等工事が 107 件（63%）を占める。また、作業内容別ではさく岩機を使用する作業が 134 件（79%）を占める。

また、関係地域内における、騒音規制法に基づく特定施設の届出があった事業場を表 6.1-22、宮城県公害防止条例（騒音）に基づく特定施設の届出があった事業場を表 6.1-23、これらの位置を図 6.1-5 に示す。

表 6.1-21 仙台市内の騒音規制法に基づく特定建設作業届出状況（令和 2 年度）

単位：件

作業内容	工事種別					合計
	ビル等 工事	上下水道等 工事	道路河川等 工事	その他の 工事		
くい打機くい抜機を使用する作業	3	-	1	-		4
びょう打機を使用する作業	-	-	-	1		1
さく岩機を使用する作業	87	1	15	31		134
空気圧縮機を使用する作業	10	2	-	6		18
コンクリートプラントを設けて行う作業	-	-	-	-		-
バックホウを使用する作業	7	-	-	2		9
トラクターショベルを使用する作業	-	-	-	-		-
ブルドーザーを使用する作業	-	-	-	3		3
計	107	3	16	43		169

出典：「公害関係資料集（令和 2 年度測定結果）」（仙台市環境局）

表 6.1-22 騒音規制法に基づく特定施設の状況

単位：件

事業所所在地	事業場数	施設数	内訳					
			空気圧縮機及び送風機	印刷機械	金属加工機械	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	建設用資材製造機械	木材加工機械
宮城野区蒲生一丁目	2	2	1		1			
宮城野区蒲生二丁目	10	13	4		6	3		
宮城野区蒲生	5	5	4			1		
宮城野区白鳥二丁目	1	2	1				1	
宮城野区中野五丁目	2	2	2					
宮城野区中野	15	17	10	1	4			2

出典：「騒音振動特定施設一覧 令和2年3月31日現在」（仙台市）

表 6.1-23 宮城県公害防止条例（騒音）に基づく特定施設の状況

単位：件


事業所所在地	事業場数	施設数	内訳					
			クリーニングタワー	バーナー	切断機	せん孔機	研磨機	金属加工の用に供する施設
宮城野区蒲生一丁目	2	2		2				
宮城野区蒲生	1	1		1				
宮城野区中野	3	4	2	1				1


出典：「騒音振動特定施設一覧 令和2年3月31日現在」（仙台市）



凡例

 計画地

 騒音規制法及び宮城県公害防止条例(騒音)に基づく特定施設

 町丁目界

出典：「騒音振動特定施設一覧」(令和3年3月31日現在)

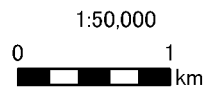


図 6.1-5 騒音関係規制法令に基づく特定施設

4) 振動

(1) 振動の状況

調査範囲では環境振動及び道路交通振動の測定は行われていない。

出典：「公害関係資料集」（令和2年度測定結果）（仙台市環境局）

(2) 振動に係る苦情の状況

仙台市における振動に係る苦情件数の推移（平成23年度～令和2年度）を表6.1-24に示す。振動の苦情件数は平成28年度に18件であったが、その後減少し、令和2年度は3件である。

表 6.1-24 振動に係る苦情件数の経年変化（仙台市内：平成23年度～令和2年度）

単位：件

項目	年度									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
振動	12	15	11	11	9	18	8	8	7	3

出典：「公害関係資料集（令和2年度測定結果）」（仙台市環境局）

(3) 発生源の状況

仙台市における振動規制法に基づく特定建設作業届出状況を表6.1-25に示す。

令和2年度の届出は、全117件のうち、工事種別ではビル等工事が87件（74%）を占める。また、作業内容別ではブレーカーを使用する作業が88件（75%）を占める。

また、関係地域内における、振動規制法に基づく特定施設の届け出があった事業場を表6.1-26、宮城県公害防止条例（振動）に基づく特定施設の届け出があった事業場を表6.1-27、これらの位置を図6.1-6に示す。

表 6.1-25 仙台市内の振動規制法に基づく特定建設作業届状況（令和2年度）

単位：件

作業内容	工事種別					合計
	ビル等 工事	上下水道等 工事	道路河川等 工事	その他の 工事		
くい打機くい抜機を使用する作業	23	-	2	4		29
鋼球を使用して破壊する作業	-	-	-	-		-
舗装破砕機を使用する作業	-	-	-	-		-
ブレーカーを使用する作業	64	-	9	15		88
計	87	-	11	19		117

出典：「公害関係資料集（令和2年度測定結果）」（仙台市環境局）

表 6.1-26 振動規制法に基づく特定施設の状況

単位：件

事業所所在地	事業場数	施設数	内訳				
			金属加工機械	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	木材加工機械	圧縮機	印刷機械
宮城野区蒲生一丁目	2	2	1			1	
宮城野区蒲生二丁目	10	13	6	3		4	
宮城野区蒲生	5	5		1		4	
宮城野区中野五丁目	1	1				1	
宮城野区中野	14	17	5		2	9	1

出典：「騒音振動特定施設一覧 令和2年3月31日現在」（仙台市）

表 6.1-27 宮城県公害防止条例（振動）に基づく特定施設の状況

単位：件

事業所所在地	事業場数	施設数	内訳	
			冷凍機	金属加工の用に供する施設
宮城野区蒲生二丁目	3	3	3	
宮城野区蒲生	3	3	3	
宮城野区中野五丁目	1	1	1	
宮城野区中野	4	4	3	1

出典：「騒音振動特定施設一覧 令和2年3月31日現在」（仙台市）



凡例

計画地

● 振動規制法及び宮城県公害防止条例(振動)に基づく特定施設

町丁目界

出典：「騒音振動特定施設一覧」(令和3年3月31日現在)



図 6.1-6 振動関係規制法令に基づく特定施設

5) 低周波音

(1) 低周波音に係る苦情の状況

仙台市における低周波音に係る苦情件数の推移（平成 23 年度～令和 2 年度）を表 6.1-28 に示す。過去 10 年間で最大 2 件である。

表 6.1-28 低周波音に係る苦情件数の経年変化（仙台市内：平成 23 年度～令和 2 年度）

単位：件

項目	年度									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
低周波音	0	1	0	0	0	2	1	0	1	0

出典：「公害苦情調査結果報告書」（宮城県）平成 23 年度～令和 2 年度分

(2) 発生源の状況

計画地周辺は工業地域であり、騒音や振動に関する特定施設の届出のあった事業場をはじめ、多くの事業所が存在するため、調査範囲における低周波音の発生源としては、これらの事業場等が想定される。

6) 悪臭

(1) 悪臭に係る苦情の状況

仙台市における悪臭に係る苦情件数の推移（平成 23 年度～令和 2 年度）を表 6.1-29 に示す。悪臭に係る苦情件数は 19～39 件であり、一定の増減傾向は見られない。

また、発生源としては「不明」を除けば、「その他の製造工場」「サービス業・その他」「個人住宅・アパート・寮」が多い。

表 6.1-29 悪臭に係る苦情件数の経年変化（仙台市内：平成 23 年度～令和 2 年度）

単位：件

発生源区分	年度									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
畜産農業	0	0	2	1	1	0	1	0	0	0
飼料・肥料製造工場	0	0	0	0	0	1	1	4	0	0
食料品製造工場	1	0	1	0	1	1	2	0	1	0
化学工場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の製造工場	3	2	4	0	0	3	2	0	6	1
サービス業・その他	7	14	6	5	5	7	8	5	11	5
移動発生源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設作業現場	1	1	2	2	1	0	0	3	0	4
下水・用水	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0
ごみ集積所	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
個人住宅・アパート・寮	3	8	8	7	6	2	5	3	3	2
不明	7	14	6	11	14	5	7	4	9	11
合計	26	39	30	26	28	20	26	19	30	23

出典：「公害関係資料集（令和 2 年度測定結果）」（仙台市環境局）

6.1.2 水環境

1) 水質

(1) 水質汚濁の状況

調査範囲における仙台市による水質調査地点を図 6.1-7 に示す。

計画地周辺における、河川・湖沼の水質調査地点として、計画地の南側を流れる七北田川の福田大橋及び高砂橋、貞山運河の「七北田川合流前、計画地南に位置する湖沼である大沼の大沼池出口の 4 地点がある。また、海域の水質調査地点として、東側の沿岸部の蒲生 1～6、北側の港付近の内港 1・2、内港 3 中央、内港 3 北、内港 4 内、内港 4 外、外港 1・3・4 の 15 地点がある。これら海域の水質地点のうち、内港 1・2、内港 3 中央、内港 3 北、内港 4 内、内港 4 外、外港 1 の 7 地点は主に砂押川の影響を受けると考えられるが、計画地は砂押川の流域外であり、計画地から仙台塩釜港（仙台港区）方面への排水経路もないことから、これら 7 地点は本事業の影響圏には含まれないと考えられる。

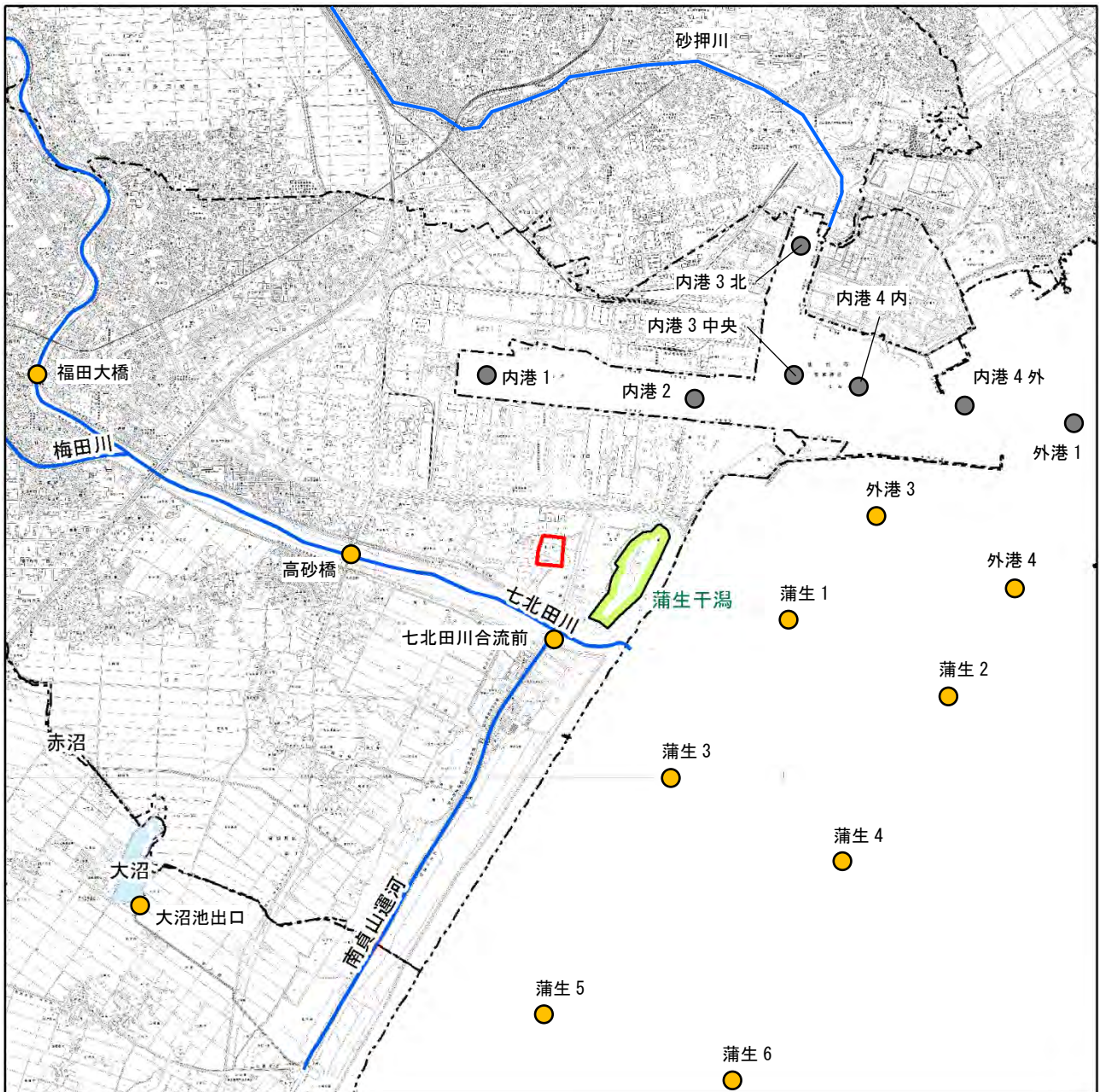
以上のことから、河川・湖沼については上記の 4 地点（福田大橋、高砂橋、七北田川合流前、大沼池出口）、海域は 8 地点（蒲生 1～6、外港 3・4）について水質測定結果を整理した。

各測定地点の測定結果（平成 28 年度～令和 2 年度）を表 6.1-30～表 6.1-48 に示す。

河川では、七北田川（福田大橋）において平成 28 年・令和元年度・令和 2 年度の大腸菌群数が環境基準を満たしていない等、環境基準を満たしていない項目・時期が部分的にみられる。

海域では、外港 4 において平成 29 年度～令和 2 年度の COD が環境基準を満たしていない等、環境基準を達成していない項目・時期が部分的にみられる。

※ 大腸菌群数に係る環境基準は、令和 4 年 4 月 1 日より大腸菌群数から大腸菌数を指標とすることに変更となったが、新指標（大腸菌数）による経年データの蓄積が浅いことから、旧指標に基づく分析をしたもの。



凡例

- 計画地
- 2級河川区間
- 湖沼
- 蒲生干潟
- 水質調査地点
- 水質調査地点 (影響圏外)

※ 「影響圏外」の7地点は、計画地が含まれる七北田川とは異なる流域である砂押川流域の影響を受けると考えられることから、本事業の影響圏外と判断し、調査結果の整理対象外とした。

出典：「公害関係資料（令和2年度測定結果）」（仙台市環境局）、
「仙台市の環境（令和元年度実績報告書）」（令和2年11月）

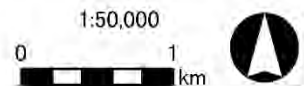


図 6.1-7 水質調査地点位置図

a) 河川・湖沼

表 6.1-30 河川の水質調査結果（生活環境項目）【福田大橋】

地点名（河川名）		福田大橋（七北田川）					環境基準 （B 類型）
年度		H28	H29	H30	R1	R2	
pH	最小～最大 （年平均※1）	7.2～7.8 (7.5)	7.2～7.6 (7.5)	7.0～8.1 (7.5)	7.3～7.7 (7.6)	7.4～8.0 (7.6)	6.5 以上 8.5 以下
DO(mg/L)		7.3～12 (9.7)	6.6～13 (9.6)	5.8～13 (9.2)	5.4～12 (9.5)	7.1～13 (10)	5mg/L 以上
BOD(mg/L)		0.7～3.2 (1.6)	0.7～5.9 (1.7)	0.5～6.2 (1.8)	0.6～8.0 (1.2)	0.5～4.5 (1.3)	3mg/L 以下
SS(mg/L)		2～17 (7)	2～11 (6)	1～45 (8)	1～15 (7)	3～19 (7)	25mg/L 以下
大腸菌群数 (MPN/100mL)		330～ 110,000 (13,000)	79～24,000 (4,200)	17～33,000 (3,800)	170～35,000 (6,600)	170～79,000 (9,800)	5,000MPN/100mL 以下

※1 BOD の（ ）内数値は 75%値である。

※2 網掛けは環境基準を満足しなかったことを示す。BOD は 75%値、他の項目は日間平均値（最小～最大）との比較である。

表 6.1-31 河川の水質調査結果（生活環境項目）【高砂橋】

地点名（河川名）		高砂橋（七北田川）					環境基準 （C 類型）
年度		H28	H29	H30	R1	R2	
pH	最小～最大 （年平均※1）	7.2～8.3 (7.7)	7.3～8.5 (7.7)	7.1～8.5 (7.7)	7.4～9.0 (7.8)	7.4～8.0 (7.7)	6.5 以上 8.5 以下
DO(mg/L)		6.6～13 (9.5)	6.9～12 (9.4)	6.1～14 (9.2)	6.3～14 (9.6)	6.6～12 (9.0)	5mg/L 以上
BOD(mg/L)		0.6～6.3 (2.0)	0.5～6.8 (2.0)	<0.5～12 (1.8)	<0.5～10 (1.3)	<0.5～4.8 (1.4)	5mg/L 以下
SS(mg/L)		3～58 (9)	2～18 (6)	2～20 (7)	2～33 (8)	2～22 (8)	50mg/L 以下
大腸菌群数 (MPN/100mL)		11～28,000 (7,800)	13～24,000 (3,000)	2.0～49,000 (6,600)	31～17,000 (2,700)	23～33,000 (6,900)	—

※1 BOD の（ ）内数値は 75%値である。

表 6.1-32 河川の水質調査結果（生活環境項目）【七北田川合流前】

地点名（河川名）		七北田川合流前（貞山運河）					環境基準 類型指定なし
年度		H28	H29	H30	R1	R2	
pH	最小～最大 （年平均※1）	7.5～9.0 (8.2)	7.7～9.1 (8.4)	7.5～8.5 (8.0)	7.4～8.4 (7.9)	7.5～8.7 (8.0)	—
DO(mg/L)		6.8～13 (11)	8.2～15 (11)	7.3～14 (11)	5.6～14 (9.5)	6.9～14.0 (10.0)	—
BOD(mg/L)		1.3～5.7 (2.9)	0.8～5.1 (3.9)	1.1～8.8 (2.9)	0.6～10 (1.9)	0.8～7.3 (3.4)	—
SS(mg/L)		6～29 (13)	3～32 (11)	4～12 (6)	1～11 (4)	2～16 (6)	—
大腸菌群数 (MPN/100mL)		<1.8～9,200 (1,600)	4.5～5,400 (540)	<1.8～1,300 (250)	2.0～2,300 (400)	<1.8～7,000 (1,500)	—

※1 BOD の（ ）内数値は 75%値である。

表 6.1-33 湖沼の水質調査結果（生活環境項目）【大沼池出口】

地点名（湖沼名）		大沼池出口（大沼）					環境基準 類型指定なし
年度		H28	H29	H30	R1	R2	
pH	最小～最大 (年平均※1)	7.4～8.3 (7.9)	7.3～8.8 (8.1)	7.5～8.8 (8.1)	7.5～8.9 (7.9)	7.5～9.0 (8.3)	—
DO(mg/L)		8.4～13 (10)	8.5～13 (11)	8.6～14 (11)	8.9～13 (10)	7.9～14 (11)	—
COD(mg/L)		5.1～16 (9.3)	4.7～11 (7.5)	2.0～12 (7.6)	4.8～10 (7.4)	4.4～23 (11)	—
SS(mg/L)		5～39 (16)	4～23 (13)	1～38 (13)	5～20 (11)	5～100 (21)	—
大腸菌群数 (MPN/100mL)		49～13,000 (2,600)	33～9,200 (1,300)	17～1,700 (420)	49～17,000 (3,800)	33～54,000 (7,300)	—

※1 CODの（ ）内数値は75%値である。

表 6.1-34 河川の水質測定結果（健康項目）【福田大橋】

項目	測定地点 年度		福田大橋（七北田川）												環境基準	
	H28			H29			H30			R1			R2			
	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値		最大値
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下
全シアン	ND	ND	ND	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05 以下
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	<0.005	0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	ND	ND	ND	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	不検出
PCB	ND	ND	ND	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	不検出
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.67	0.30	1.0	0.56	<0.015	0.81	0.57	0.059	1.0	0.54	<0.015	0.8	0.58	0.17	0.94	10 以下
ふっ素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.8 以下
ほう素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

※1 基準値との比較は日間平均値とする。ただし、全シアンについては最大値とする。

※2 網掛けは環境基準を満足しなかったことを示す。

※3 「ND」とは定量下限値未満を示し、定量下限値は次のとおり。

全シアン(0.1mg/L)、アルキル水銀(0.0005mg/L)、PCB(0.0005mg/L)

出典：「公害関係資料集」(仙台市環境局)

表 6.1-35 河川の水質測定結果（健康項目）【高砂橋】

単位：mg/L

項目	高砂橋（七北田川）															環境基準
	H28			H29			H30			R1			R2			
測定地点 年度	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下
全シアン	ND	ND	ND	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05 以下
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	ND	ND	ND	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	不検出
PCB	ND	ND	ND	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	不検出
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.48	0.67	0.78	0.42	<0.015	0.81	0.42	0.21	0.68	0.40	<0.015	0.79	0.44	0.14	0.70	10 以下
ふっ素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.8 以下
ほう素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

※1 基準値との比較は日間平均値とする。ただし、全シアンについては最大値とする。

※2 「ND」とは定量下限値未達を示し、定量下限値は次のとおり。

全シアン(0.1mg/L)、アルキル水銀(0.0005mg/L)、PCB(0.0005mg/L)

出典：「公害関係資料集」（仙台市環境局）

表 6.1-36 湖沼の水質測定結果（健康項目）【七北田川合流前】

単位：mg/L

項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素					環境基準
	七北田川合流前（貞山運河）					
年度	H28	H29	H30	R1	R2	10mg/L 以下
最大値	0.31	0.41	0.34	0.32	0.29	
最小値	<0.015	<0.015	<0.015	<0.015	<0.015	
平均値	0.058	0.048	0.057	0.14	0.10	

出典：「公害関係資料集」（仙台市環境局）

表 6.1-37 湖沼の水質測定結果（健康項目）【大沼池出口】

単位：mg/L

項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素					環境基準
	大沼池出口（大沼）					
年度	H28	H29	H30	R1	R2	10mg/L 以下
最大値	0.39	0.63	1.1	2.5	0.86	
最小値	<0.015	<0.015	<0.015	<0.015	<0.015	
平均値	0.17	0.25	0.34	0.43	0.28	

出典：「公害関係資料集」（仙台市環境局）

b) 海域

表 6.1-38 海域の水質調査結果（生活環境項目）【外港 3】

地点名（海域名）		外港 3（仙台港地先海域）					環境基準 （B 類型）
年度		H28	H29	H30	R1	R2	
pH	最小～最大 （年平均※1）	7.9～8.2 (8.1)	8.0～8.2 (8.1)	8.1～8.5 (8.2)	8.0～8.4 (8.2)	8.1～8.4 (8.2)	7.8 以上 8.3 以下
DO(mg/L)		7.6～10 (8.8)	8.0～10 (9.2)	7.6～11 (9.3)	7.5～11 (8.9)	7.1～10 (8.9)	5mg/L 以上
COD(mg/L)		<0.5～0.6 (0.5)	0.5～1.0 (0.7)	<0.5～1.3 (0.6)	<0.5～0.9 (0.7)	<0.5～1.2 (0.9)	3mg/L 以下
大腸菌群数 (MPN/100mL)		<1.8～490 (45)	<1.8～170 (19)	<1.8～110 (14)	<1.8～490 (54)	<1.8～3,500 (300)	—
n-ヘキサン抽出物質		ND	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと

※1 COD の（ ）内数値は 75%値である。

表 6.1-39 海域の水質調査結果（生活環境項目）【外港 4】

地点名（海域名）		外港 4（仙台港地先海域）					環境基準 （A 類型）
年度		H28	H29	H30	R1	R2	
pH	最小～最大 （年平均※1）	8.1～8.3 (8.3)	8.1～8.2 (8.2)	8.1～8.4 (8.2)	8.0～8.4 (8.2)	8.1～8.4 (8.2)	7.8 以上 8.3 以下
DO(mg/L)		7.6～11 (9.0)	8.5～11 (9.5)	7.7～10 (9.3)	7.4～12 (9.3)	7.1～10 (9.0)	7.5mg/L 以上
COD(mg/L)		<0.5～2.9 (1.3)	1.7～3.1 (2.2)	1.5～3.7 (2.3)	1.1～5.1 (2.5)	1.6～5.6 (2.8)	2mg/L 以下
大腸菌群数 (MPN/100mL)		<1.8～2.0 (1.8)	<1.8～130 (13)	<1.8～7.8 (2.3)	<1.8～33 (5.7)	<1.8～11 (2.8)	—
n-ヘキサン抽出物質		ND	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと

※1 COD の（ ）内数値は 75%値である。

※2 網掛けは環境基準を満足しなかったことを示す。COD は 75%値、他の項目は日間平均値（最小～最大）との比較である。

表 6.1-40 海域の水質調査結果（生活環境項目）【蒲生 1】

地点名（海域名）		蒲生 1（仙台港地先海域）					環境基準 （B 類型）
年度		H28	H29	H30	R1	R2	
pH	最小～最大 （年平均※1）	8.0～8.3 (8.2)	8.0～8.2 (8.1)	8.1～8.5 (8.2)	8.0～8.4 (8.2)	8.0～8.2 (8.1)	7.8 以上 8.3 以下
DO(mg/L)		7.5～10 (8.7)	8.6～11 (9.4)	7.6～11 (9.2)	7.6～11 (9.0)	7.3～10 (8.8)	5mg/L 以上
COD(mg/L)		<0.5～0.8 (0.6)	<0.5～1.0 (0.7)	<0.5～1.0 (0.6)	<0.5～1.2 (0.7)	<0.5～1.5 (0.5)	3mg/L 以下
大腸菌群数 (MPN/100mL)		<1.8～3,300 (480)	<1.8～1,100 (190)	<1.8～330 (41)	<1.8～330 (42)	<1.8～ 92,000 (7,700)	—
n-ヘキサン抽出物質		ND	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと

※1 COD の（ ）内数値は 75%値である。

表 6.1-41 海域の水質調査結果（生活環境項目）【蒲生 2】

地点名（海域名）		蒲生 2（仙台港地先海域）					環境基準 （A 類型）
年度		H28	H29	H30	R1	R2	
pH	最小～最大 （年平均※1）	8.1～8.3 (8.3)	8.1～8.2 (8.2)	8.1～8.4 (8.2)	8.0～8.4 (8.2)	8.1～8.5 (8.2)	7.8 以上 8.3 以下
DO(mg/L)		7.5～10 (8.7)	7.8～11 (9.4)	7.8～11 (9.4)	7.5～12 (9.3)	7.5～10 (9.1)	7.5mg/L 以上
COD(mg/L)		<0.5～2.8 (1.2)	1.7～3.0 (2.2)	1.5～3.1 (2.2)	1.4～3.7 (2.4)	1.6～4.4 (2.8)	2mg/L 以下
大腸菌群数 (MPN/100mL)		<1.8～2.0 (1.9)	<1.8～70 (7.7)	<1.8～9.3 (3.1)	<1.8～49 (5.8)	<1.8～7.8 (2.3)	—
n-ヘキサン抽出物質		ND	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと

※1 COD の（ ）内数値は 75% 値である。

※2 網掛けは環境基準を満足しなかったことを示す。COD は 75% 値、他の項目は日間平均値（最小～最大）との比較である。

表 6.1-42 海域の水質調査結果（生活環境項目）【蒲生 3】

地点名（海域名）		蒲生 3（仙台港地先海域）					環境基準 （B 類型）
年度		H28	H29	H30	R1	R2	
pH	最小～最大 （年平均※1）	8.0～8.3 (8.2)	8.0～8.2 (8.1)	8.1～8.5 (8.2)	8.0～8.4 (8.2)	8.0～8.2 (8.1)	7.8 以上 8.3 以下
DO(mg/L)		7.7～10 (8.7)	8.3～10 (9.3)	7.7～11 (9.3)	7.7～12 (9.0)	7.2～10 (8.8)	5mg/L 以上
COD(mg/L)		<0.5～0.8 (0.6)	0.5～1.2 (0.8)	<0.5～1.2 (0.6)	<0.5～0.8 (0.6)	<0.5～1.2 (0.5)	3mg/L 以下
大腸菌群数 (MPN/100mL)		<1.8～4,900 (550)	<1.8～ 24,000 (2,000)	<1.8～790 (170)	<1.8～490 (59)	<1.8～9,200 (1,200)	—
n-ヘキサン抽出物質		ND	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと

※1 COD の（ ）内数値は 75% 値である。

表 6.1-43 海域の水質調査結果（生活環境項目）【蒲生 4】

地点名（海域名）		蒲生 4（仙台港地先海域）					環境基準 （A 類型）
年度		H28	H29	H30	R1	R2	
pH	最小～最大 （年平均※1）	8.2～8.3 (8.2)	8.1～8.2 (8.2)	8.1～8.4 (8.2)	8.0～8.4 (8.2)	8.1～8.5 (8.2)	7.8 以上 8.3 以下
DO(mg/L)		7.4～11 (9.1)	8.1～11 (9.3)	7.7～10 (9.3)	7.5～12 (9.2)	7.3～10 (9.1)	7.5mg/L 以上
COD(mg/L)		<0.5～2.7 (1.2)	1.8～3.0 (2.1)	1.6～3.0 (2.3)	1.3～3.4 (2.4)	1.5～4.9 (2.7)	2mg/L 以下
大腸菌群数 (MPN/100mL)		<1.8～7.0 (2.5)	<1.8～130 (14)	<1.8～6.1 (2.4)	<1.8～6.8 (2.4)	<1.8～7.8 (2.3)	—
n-ヘキサン抽出物質		ND	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと

※1 COD の（ ）内数値は 75% 値である。

※2 網掛けは環境基準を満足しなかったことを示す。COD は 75% 値、他の項目は日間平均値（最小～最大）との比較である。

表 6.1-44 海域の水質調査結果（生活環境項目）【蒲生 5】

地点名（海域名）		蒲生 5（仙台港地先海域）					環境基準 （B 類型）
年度		H28	H29	H30	R1	R2	
pH	最小～最大 （年平均※1）	8.1～8.4 (8.2)	8.1～8.2 (8.1)	8.1～8.5 (8.2)	8.0～8.4 (8.2)	8.0～8.4 (8.1)	7.8 以上 8.3 以下
DO(mg/L)		7.6～10 (8.7)	7.7～10 (9.2)	7.6～10 (9.2)	7.7～11 (9.1)	7.5～10 (8.9)	5mg/L 以上
COD(mg/L)		<0.5～0.9 (0.6)	0.5～0.9 (0.7)	<0.5～1.0 (0.6)	<0.5～0.9 (0.6)	<0.5～1.2 (0.6)	3mg/L 以下
大腸菌群数 (MPN/100mL)		<1.8～230 (28)	<1.8～13,000 (1,100)	<1.8～230 (26)	<1.8～220 (46)	<1.8～5,400 (980)	—
n-ヘキサン抽 出物質		ND	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと

※1 COD の（ ）内数値は 75% 値である。

表 6.1-45 海域の水質調査結果（生活環境項目）【蒲生 6】

地点名（海域名）		蒲生 5（仙台港地先海域）					環境基準 （A 類型）
年度		H28	H29	H30	R1	R2	
pH	最小～最大 （年平均※1）	8.1～8.4 (8.3)	8.1～8.3 (8.2)	8.1～8.4 (8.2)	8.1～8.4 (8.2)	8.1～8.5 (8.2)	7.8 以上 8.3 以下
DO(mg/L)		7.8～10 (9.0)	8.1～11 (9.5)	7.7～11 (9.4)	7.6～11 (9.1)	7.4～10 (9.0)	7.5mg/L 以上
COD(mg/L)		<0.5～3.0 (1.3)	1.5～3.3 (2.2)	1.3～3.1 (2.1)	1.3～3.5 (2.3)	1.5～4.6 (2.5)	2mg/L 以下
大腸菌群数 (MPN/100mL)		<1.8～11 (4.3)	<1.8～33 (4.4)	<1.8～49 (5.7)	<1.8～17 (4.3)	<1.8～2.0 (1.8)	—
n-ヘキサン抽 出物質		ND	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと

※1 COD の（ ）内数値は 75% 値である。

※2 網掛けは環境基準を満足しなかったことを示す。COD は 75% 値、他の項目は日間平均値（最小～最大）との比較である。

表 6.1-46 海域の水質測定結果（健康項目）【外港 3】

単位：mg/L

項目	外港 3（仙台港地先海域）												環境基準			
	H28			H29			H30		R1		R2					
測定地点 年度	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下
全シアン	ND	ND	ND	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05 以下
砒素	<0.00	<0.00	<0.00	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	ND	ND	ND	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	不検出
PCB	ND	ND	ND	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	不検出
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.099	0.025	0.21	0.018	<0.015	0.035	0.033	<0.015	0.057	0.040	<0.016	0.096	<0.015	<0.015	<0.015	10 以下
ふっ素	—	—	—	1.2	1.0	1.3	1.2	1.1	1.2	1.2	1.1	1.3	1.2	1.0	1.3	—
ほう素	—	—	—	4.1	3.9	4.3	4.0	3.6	4.4	4.1	3.6	4.4	4.1	3.4	4.4	—
1, 4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

※1 基準値との比較は日間平均値とする。ただし、全シアンについては最大値とする。

※2 「ND」とは定量下限値未満を示し、定量下限値は次のとおり。

全シアン(0.1mg/L)、アルキル水銀(0.0005mg/L)、PCB(0.0005mg/L)

出典：「公害関係資料集」(仙台市環境局)

(2) 水質汚濁に係る苦情の状況

仙台市における水質に係る苦情件数の推移（平成 23 年度～令和 2 年度）を表 6.1-49 に示す。
水質の苦情件数は年間 0～6 件で推移している。

表 6.1-49 水質に係る苦情件数の経年変化（仙台市内：平成 23 年度～令和 2 年度）

単位：件

項目	年度									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
水質	1	1	0	1	2	6	3	2	0	3

出典：「公害関係資料集（令和 2 年度測定結果）」（仙台市環境局）

(3) 発生源の状況

関係地域内における水質汚濁防止法に基づく特定施設を表 6.1-50 及び図 6.1-8 に示す。また、関係地域内での下水道法に基づく特定施設を表 6.1-52 及び図 6.1-9 に示す。

表 6.1-50 水質汚濁防止法による特定施設

特定施設 の種類番号	事業所 所在地	蒲生一丁目	蒲生二丁目	蒲生	白鳥二丁目	中野五丁目	中野	港一丁目	港二丁目	港三丁目	港四丁目
		1の2	-	-	-	-	-	-	1	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
2(イ)	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3(ロ)	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-
3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3(イ)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
4(イ、ロ)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9(ロ、ホ)	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
10(ロ、二、ホ)	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
11(イ)	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
17	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
19	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
27(イ、ヌ、ロ)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
33(ロ、ハ)	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
51の2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
54(ロ、ハ)	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
55	-	2	1	-	-	-	3	-	-	-	-
61(ハ)	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
61(ホ)	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
61(ハ、ホ)	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
63の3	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
65	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-
66の3	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
66の3(イ)	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
66の3(ハ)	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
66の3(イ、ロ、ハ)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
66の6	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
67	-	1	1	-	-	-	2	-	-	-	-
70の2	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
71	1	4	4	-	3	11	1	1	1	2	3
71の2(イ)	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
71の3	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-
71の4	-	-	1	-	-	-	3	-	-	-	-
71の4(イ)	1	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-
73	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
有害物質使用	-	1	-	-	-	-	1	1	1	-	-
有害物質貯蔵	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-

※1 所在地はいずれも宮城野区である。

※2 特定施設の種類は表 6.1-51 を参照。

出典：「水質汚濁防止法特定事業場一覧（令和 3 年 3 月 31 日現在）」（仙台市）

表 6.1-51 水質汚濁防止法の特定施設の種類

種類番号	特定施設の種類
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が50m ² 未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200m ² 未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500m ² 未満の事業場に係るものを除く。）
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）、ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 脱水施設、ニ ろ過施設、ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 圧搾施設、ニ 湯煮施設
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）、ハ 搾汁施設、ニ ろ過施設、ホ 湯煮施設、ヘ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 圧搾施設、ニ 真空濃縮施設、ホ 水洗式脱臭施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設、ロ 副蚕処理施設、ハ 原料浸せき施設、ニ 精練機及び精練そう、ホ シルケツト機、ヘ 漂白機及び漂白そう、ト 染色施設、チ 薬液浸透施設、リ のり抜き施設
27	前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 遠心分離機、ハ 硫酸製造施設のうち亜硫酸ガス冷却洗浄施設、ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち洗浄施設、ホ 無水けい酸製造施設のうち塩酸回収施設、ヘ 青酸製造施設のうち反応施設、ト よう素製造施設のうち吸着施設及び沈でん施設、チ 海水マグネシア製造施設のうち沈でん施設、リ バリウム化合物製造施設のうち水洗式分別施設、ヌ 廃ガス洗浄施設、ル 湿式集じん施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設、ロ 水洗施設、ハ 遠心分離機、ニ 静置分離器、ホ 弗素樹脂製造施設のうちガス冷却洗浄施設及び蒸留施設、ヘ ポリプロピレン製造施設のうち溶剤蒸留施設、ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち溶剤回収施設、チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設、リ 廃ガス洗浄施設、ヌ 湿式集じん施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設、ロ 成型機、ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
61	鉄鋼業の用に供する施設であつて次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設、ロ ガス冷却洗浄施設、ハ 圧延施設、ニ 焼入れ施設、ホ 湿式集じん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66の3	旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設、ロ 洗濯施設、ハ 入浴施設
66の6	飲食店（次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が420m ² 未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
70の2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800m ² 未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ 焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するものをいう。）である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設
73	下水道終末処理施設

出典：「水質汚濁防止法で定める特定施設の種類」（仙台市）

表 6.1-52 下水道法による特定施設

特定施設 の種類番号※3	事業所所在地※1	蒲生 二丁目	蒲生 三丁目	蒲生	白鳥 二丁目	中野 五丁目	中野	港 一丁目	港 二丁目	港 三丁目	港 四丁目
2 (イ)			1								
2 (ロ)											1
2 (イ、ロ)							1				
3 (イ)										1	
4		1									
10 (ロ、ホ)									1		
16			1								
17		1		1							
19 (ト)							1				
27 (イ)											1
55			2				2				
65							1		1		
66 の 6							1				
67			3	2			5				
68							1		1		
70 の 2				1							
71		1	3	2		4	11			2	3
71 の 2 (イ)			1								
71 の 4 (イ)		1		1			2				
ダイ特 15 (イ) ※2							1				

※1 所在地はいずれも宮城野区である。

※2 「ダイ特」はダイオキシン類対策特別措置法水質基準対象施設である。

※3 特定施設の種類は表 6.1-53 を参照。

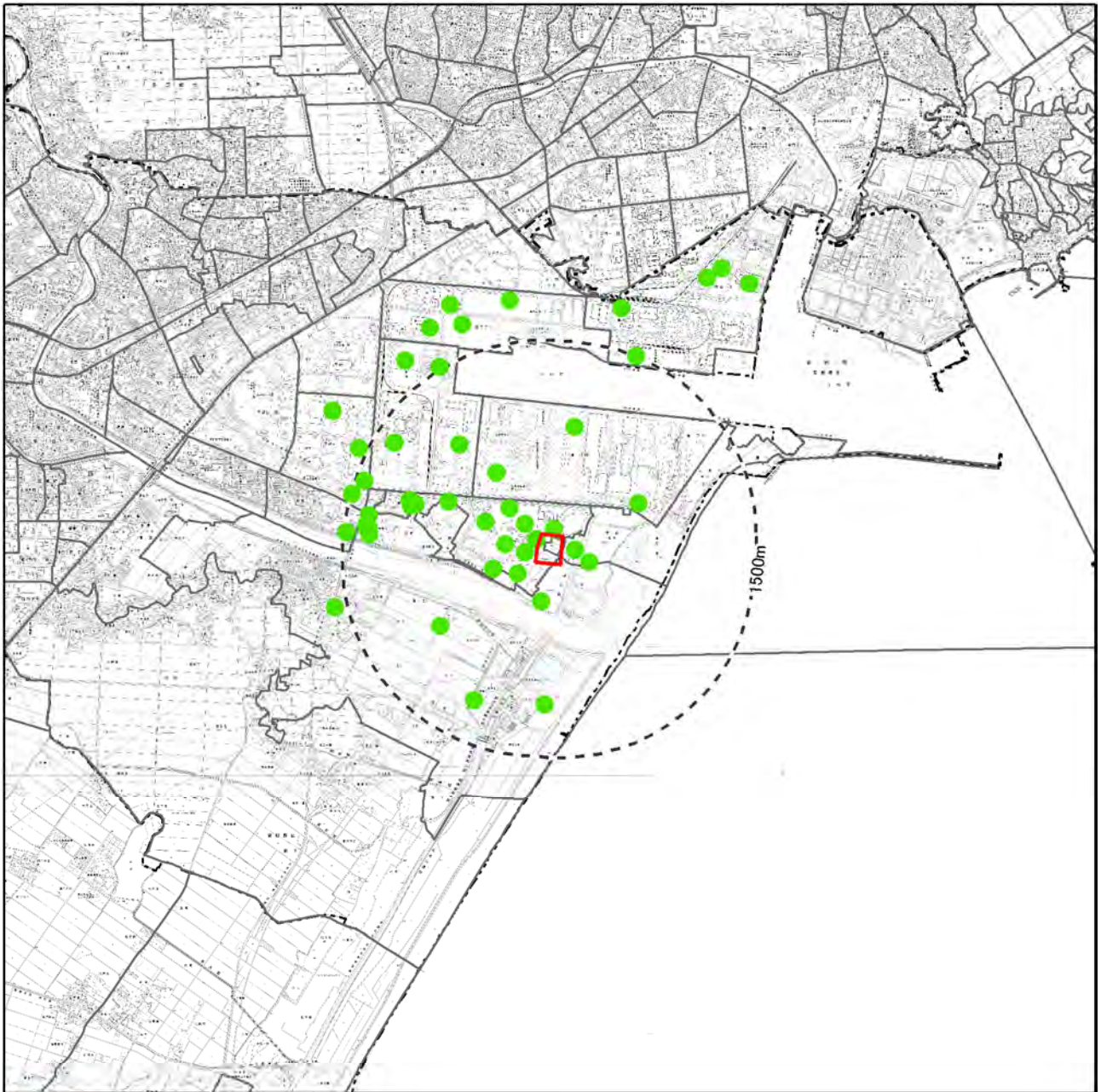
出典：「下水道法に基づく特定事業場一覧（令和3年3月31日現在）」（仙台市）

表 6.1-53 下水道法等の特定施設の種類

種類番号	施設の種類
2	畜産食料品製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む) (ハ)湯煮施設
3	水産食料品製造業 (イ)水産動物原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)脱水施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)湯煮施設
10	飲料製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む) (ハ)搾汁施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設 (ヘ)蒸りゆう施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業 (イ)まゆ湯煮施設 (ロ)副蚕処理施設 (ハ)原料浸せき施設 (ニ)精練機及び精練そう (ホ)シルケット機 (ヘ)漂白機及び漂白そう (ト)染色施設 (チ)薬液浸透施設 (リ)のり抜き施設
27	前号以外の無機化学工業製品製造業 (イ)ろ過施設 (ロ)遠心分離機 (ハ)硫酸製造施設のうち亜硫酸ガス冷却洗浄施設 (ニ)活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち洗浄施設 (ホ)無水けい酸製造施設のうち塩酸回収施設 (ヘ)青酸製造施設のうち反応施設 (ト)よう素製造施設のうち吸着施設及び沈でん施設 (チ)海水マグネシア製造施設のうち沈でん施設 (リ)バリウム化合物製造施設のうち水洗式分別施設 (ヌ)廃ガス洗浄施設 (ル)湿式集じん施設
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66の6	総床面積が420m ² 以上の飲食店(66の7及び66の8に掲げるものを除く)に設置されるちゅう房施設
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
70の2	自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800m ² 未満のもの及び71に掲げるものを除く)
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う以下の1~13の事業場に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)洗浄施設(ロ)焼入れ施設 1.国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く) 2.大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く) 3.学術研究(人文科学のみに係るものを除く)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案、若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(1・2に該当するものを除く) 4.農業・水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5.保健所 6.検疫所 7.動物検疫所 8.植物検疫所 9.家畜保健衛生所 10.検査業に属する事業場 11.商品検査業に属する事業場 12.臨床検査業に属する事業場 13.犯罪鑑識施設
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう)のうち、次に掲げるもの(イ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者)及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く)をいう)が設置するもの(ロ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
ダイ特15*	廃棄物焼却施設(火床面積0.5m ² 以上又は焼却50kg/時以上)の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの (イ)廃ガス洗浄施設(ロ)湿式集じん施設

※ 「ダイ特」はダイオキシン類対策特別措置法水質基準対象施設である。

出典：「下水道法で定める特定施設の種類」(仙台市)



凡例

計画地

● 水質汚濁防止法に基づく特定施設

町丁目界

出典：「水質汚濁防止法特定事業場一覧」（令和3年3月31日現在 仙台市）

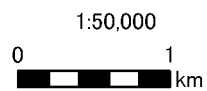
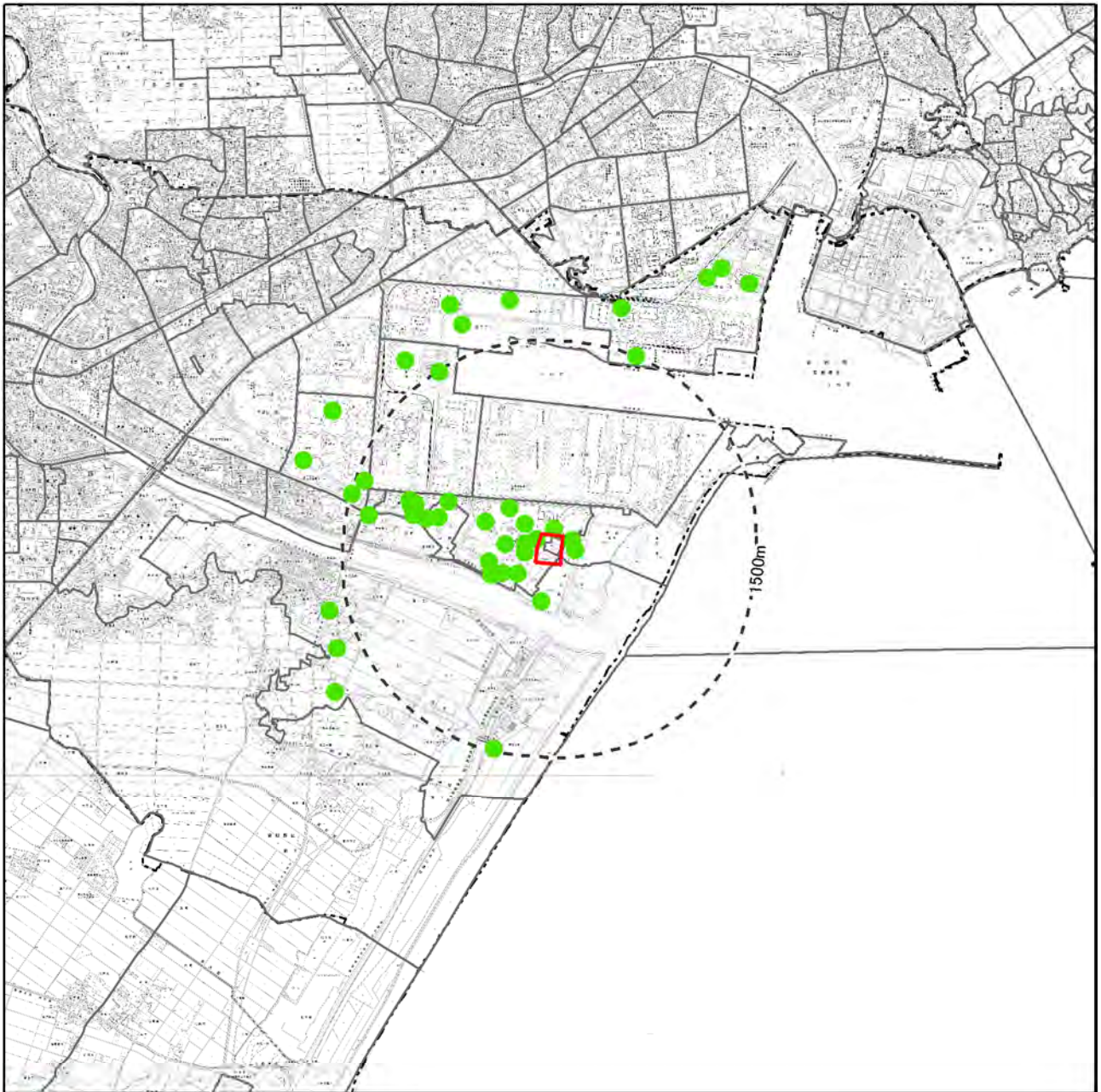


図 6.1-8 水質汚濁防止法に基づく特定施設



凡例

- 計画地
- 下水道法に基づく特定施設
- 町丁目界

出典：「下水道法に基づく特定事業場一覧」（令和3年3月31日現在 仙台市）

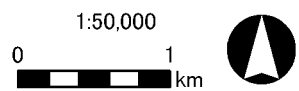


図 6.1-9 下水道法に基づく特定施設

2) 底質

(1) 底質の状況

令和2年度における底質のダイオキシン類監視結果を表6.1-54に示す。底質のダイオキシン類は、環境基準を満足している。

表 6.1-54 底質のダイオキシン類監視結果（令和2年度）

区分		河川		海域		
水域名		七北田川 中流	梅田川	仙台湾地先 海域（甲）	仙台湾地先 海域（乙）	
調査地点名		福田大橋	福田橋	内港4内	外港3	蒲生3
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	0.78	1.1	8.8	1.1	7.6
環境基準値	pg-TEQ/g	150				

出典：「公害関係資料集（令和2年度測定結果）」（仙台市環境局）

(2) 発生源の状況

底質のダイオキシン類の発生源として、水質汚濁防止法・下水道法による届出が出されている特定施設が考えられるが、これらの状況は「6.1.2 1)水質」に示すとおりである。また、土壤汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定されている箇所は「6.1.3 3)土壤汚染」に示すとおりである。

3) 地下水汚染

(1) 地下水汚染の状況

仙台市の地下水水質調査地点位置は地域二次メッシュコードと区名の組合せで示されており、具体地点位置は明らかではない。一方、調査範囲には宮城野区と若林区が含まれるが、宮城野区全体には4メッシュ（5040-37※、5040-47、5041-20、5041-30）、若林区全体には2メッシュ（5040-27※、5040-37）が含まれる（上記※は区域の大半が含まれるメッシュ）。これをふまえ、調査対象として2区2メッシュ（5040-27、5040-37）を抽出した。

令和2年度の地下水調査結果を表6.1-55～表6.1-58に示す。地下水概況調査で全マンガンの指針値を満たしていない地点が1か所確認され、地下水継続監視調査結果及び地下水汚染井戸周辺地区調査で砒素の基準値を満たしていない地点が3か所、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の基準値を満たしていない地点が1か所確認された。

表 6.1-55 地下水概況調査結果（令和2年度：環境基準項目）

単位：mg/L

区分 区・二次メッシュコード ・調査日		①※				②※					
		宮城野区 5740-37	宮城野区 5740-37	若林区 5740-27	若林区 5740-27	宮城野区 5740-37	宮城野区 5740-37	宮城野区 5740-37	若林区 5740-27	若林区 5740-27	若林区 5740-27
項目・基準値		R2.9.10	R2.9.15	R2.9.10	R2.9.15	R1.7.23	R1.9.10	R1.9.11	R1.9.11	R1.9.11	R1.9.11
カドミウム	0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	0.01	<0.005	0.007	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀		-	ND	-	ND	-	-	-	-	-	-
PCB		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
クロロエチレン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0012	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0006	0.0010	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	<0.015	0.97	1.7	2.4	7.5	6.9	6.2	3.6	1.9	0.19
ふっ素	0.8	0.11	<0.08	<0.08	<0.08	0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ほう素	1	0.10	0.03	0.05	0.05	0.02	<0.02	0.02	0.06	0.05	0.09
1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

※ 「区分」の①は環境基準項目・要監視項目の調査地点、②は環境基準項目の調査地点。

出典：「公害関係資料集（令和元年度測定結果）」（仙台市環境局）

表 6.1-56 地下水概況調査結果（令和 2 年度：要監視項目）

単位：mg/L

区・二次メッシュコード ・調査日		宮城野区	宮城野区	若林区	若林区
		5740-37	5740-37	5740-27	5740-27
		R2.9.10	R2.9.15	R2.9.10	R2.9.15
項目・指針値					
クロロホルム	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
1,2-ジクロロプロパン	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
p-ジクロロベンゼン	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
イソキサチオン	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
ダイアジノン	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
フェニトロチオン(MEP)	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
イソプロチオラン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
オキシ銅(有機銅)	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
クロタロニル(TPN)	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
プロピザミド	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
EPN	0.006	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ジクロロボス(DDVP)	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
フェノブカルブ(BPMC)	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
イプロベンホス(IBP)	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
クロルニトロフェン(CNP)	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トルエン	0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
キシレン	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
ニッケル	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
モリブデン	0.07	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
アンチモン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
エピクロロヒドリン	0.0004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004
全マンガン	0.2	0.78	0.03	<0.02	<0.02
ウラン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002

※ 表の網掛けは指針値を満足しなかったことを示す。
出典：「公害関係資料集（令和元年度測定結果）」（仙台市環境局）

表 6.1-57 地下水継続監視調査結果及び地下水汚染井戸周辺地区調査結果

単位：mg/L

区分 区・二次メッシュコード ・調査日		①					②	
		宮城野区	若林区	宮城野区	若林区	若林区	宮城野区	宮城野区
		5740-37	5740-27	5740-37	5740-27	5740-27	5740-37	5740-37
調査項目・基準値		R2.7.30	R2.7.30	R2.7.27	R2.7.27	R2.7.27	R2.7.27	H31.7.24
クロロエチレン	0.002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	—	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	—	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン	0.01	0.010	0.0098	—	—	—	—	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	—	—	—	—	—	20	5.9
亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	<0.005	<0.005
砒素	0.01	—	—	0.020	0.032	0.017	—	—
PCB	不検出	—	—	—	—	—	—	—

※ 「区分」の①は地下水継続監視調査の調査地点、②は地下水汚染井戸周辺地区調査の調査地点。
※ 表の網掛けは環境基準を満足しなかったことを示す。
出典：「公害関係資料集（令和元年度測定結果）」（仙台市環境局）

表 6.1-58 地下水のダイオキシン類監視結果

単位：mg/L

区・二次メッシュコード ・調査日		宮城野区	若林区
		5740-37	5740-27
		R2.9.15	R2.9.15
調査項目・基準値			
ダイオキシン類年平均値	1pg-TEQ/L 以下	0.16	0.058

出典：「公害関係資料集（令和 2 年度測定結果）」（仙台市環境局）

4) 水象

(1) 水象の状況

a) 河川・湖沼・海域等の概要

計画地は七北田川河口部から約 0.5km 北側に位置するが、計画地周辺の主な河川として、七北田川水系の七北田川、南貞山運河、梅田川がある。これら河川はいずれも二級河川である。

計画地の東～南東約 0.4km に、日本の典型地形にも選ばれ（表 6.1-59、p6-44 参照）、かつ鳥類を始めとする生き物の重要な生息地としても名高い蒲生干潟が存在する。また、主な池沼として、計画地の南西約 4km に大沼及び赤沼がある。



- 凡例
- 計画地
 - 2級河川区間
 - 湖沼
 - 蒲生干潟

出典：「国土数値情報河川データ」（国土数値情報ダウンロードサービス 国土交通省）

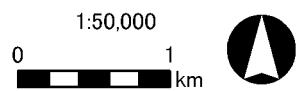


図 6.1-10 河川等の位置

6.1.3 土壤環境

1) 地形・地質

(1) 地形・地質の状況

調査範囲の地形分類図を図 6.1-11、表層地質図を図 6.1-12 に示す。計画地は、宮城野海岸平野に位置し、浜堤や後背湿地よりなる低地に位置している。計画地の表層地質は、礫・砂・泥等の未固形堆積物である。

(2) 注目すべき地形・地質

調査範囲の注目すべき地形・地質を表 6.1-59 及び図 6.1-13 に示す。計画地の南南西約 10km にある名取川の河口から七北田川河口に至る「井土浦・名取川河口・七北田川河口など」が、潟湖・河口干潟・砂浜海岸の典型例、また動植物の生息・生育地として注目すべき地形とされている。また、国土地理院が公開する「日本の典型地形」として蒲生干潟が選ばれている。

表 6.1-59 注目すべき地形・地質

No.	名称	概要等
1	井土浦・名取川河口・七北田川河口など	潟湖、河口干潟、近世の運河などを伴う砂浜海岸。植生的にも、また鳥類の生息地としても重要である。仙台湾海浜県自然環境保全地域に指定されている。
2	蒲生干潟	海的作用による典型地形。七北田川河口にあり、潮間帯に形成される砂や泥からなる広く平坦な干潟。

出典：

「令和 3 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和 4 年 2 月、仙台市）
国土地理院 HP 日本の典型地形について https://www.gsi.go.jp/kikaku/tenkei_top.html

(3) 切土・盛土区分の状況

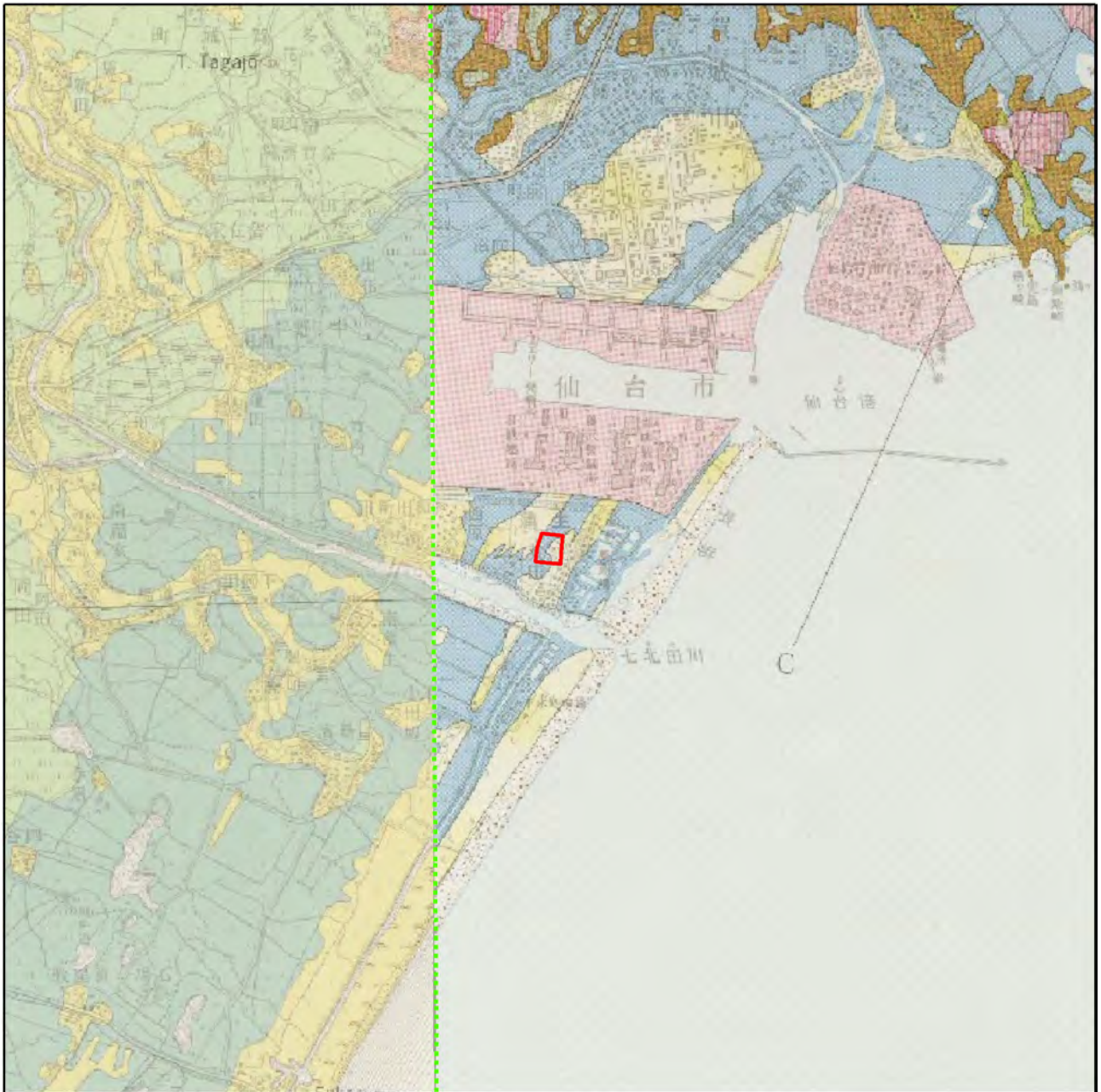
仙台市の「宅地造成履歴等情報マップ」（図 6.1-14）によれば、計画地は 1970 年代に造成された土地である。

出典：仙台市 HP 宅地造成履歴等情報マップ（令和 3 年 6 月閲覧）
<http://www.city.sendai.jp/kaihatsuchose-chose/kurashi/anzen/saigaitaisaku/kanren/joho/index.html>

(4) 災害履歴

仙台市は、過去に地震や豪雨等による災害を多数経験している。中でも、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北太平洋沖地震は、マグニチュード 9.0 (Mw) の規模で、計画地が属する宮城野区で震度 6 強であった。また、地震により発生した津波が東北地方沿岸に襲来し、計画地が位置する宮城野平野では、海岸部の浸食等の被害が広範囲に生じた。

出典：仙台市 HP 仙台市が経験した過去の主な災害（令和 3 年 6 月閲覧）
<https://www.city.sendai.jp/okyutaisaku/saigai/kakosaigai.html>



凡例

□ 計画地

〈台地〉	台地	〈丘陵地〉	周囲に急斜面を伴う丘陵地
〈低地〉	谷底平野		周囲に緩傾斜を伴う丘陵地
	自然堤防及び砂堆・浜堤		頂部緩傾地
	海岸平野	〈低地〉	浜堤
	河原及び浜		後背湿地及び谷底平野
	砂丘		河原
〈その他〉	湿地	〈その他〉	砂浜
	泥炭地		切取造成地
			埋立造成地

出典：「地形分類図 仙台（昭和41年調査）」（経済企画庁、昭和42年）、
 「地形分類図 塩釜（昭和57年調査）」（宮城県、昭和57年）

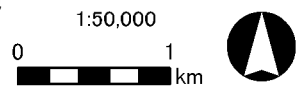
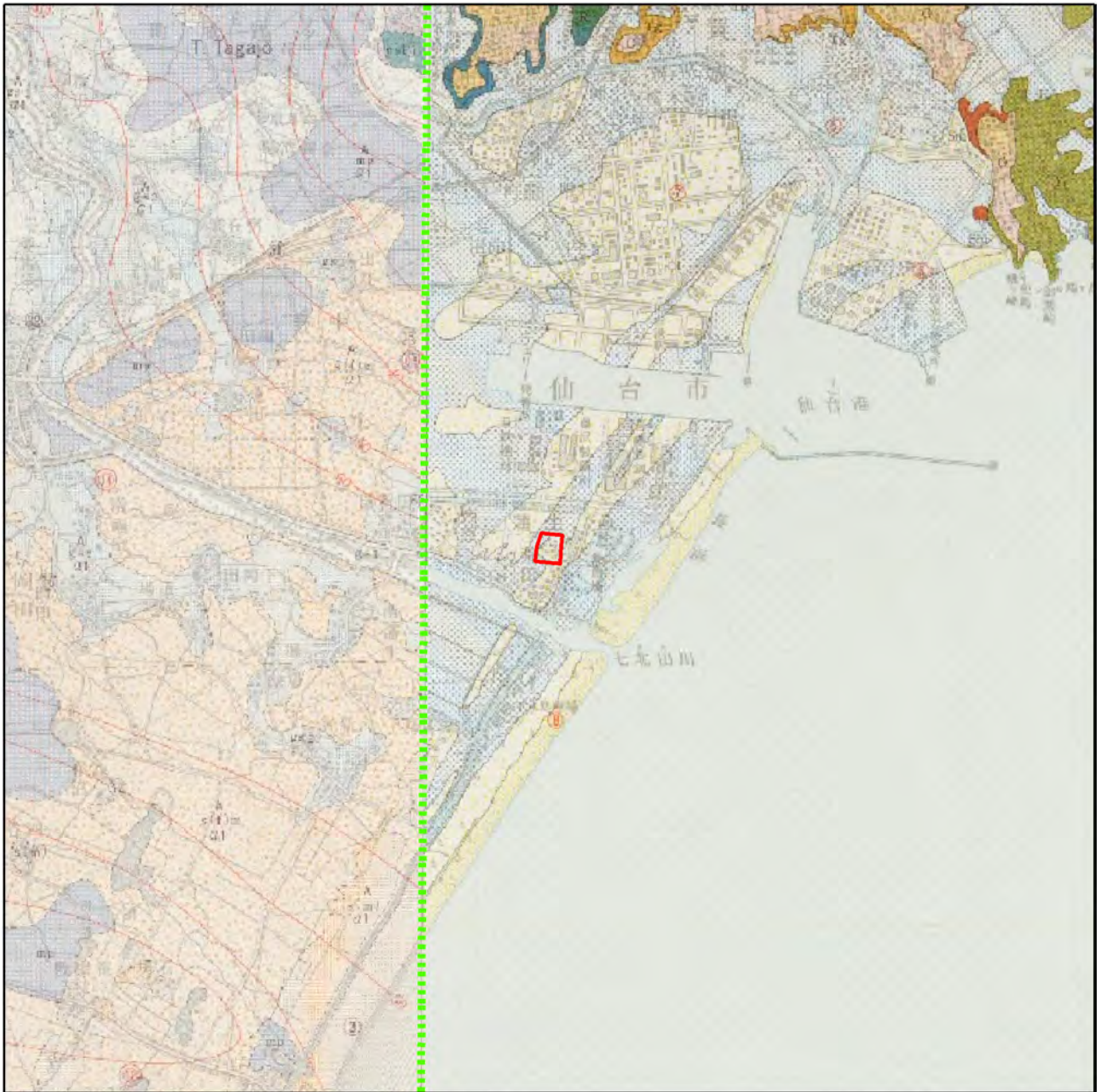


図 6.1-11 地形分類図



凡例

 計画地	〈未固形堆積物〉	 礫・砂 1	〈未固形堆積物〉	 礫・砂・泥
		 礫・砂 2		 砂
		 砂・礫・泥		 礫・砂
		 中粒砂	〈未固結堆積物〉	 礫岩・砂岩・凝灰岩・凝灰質シルト岩・亜炭
		 荒粒砂・泥	〈固結堆積物〉	 礫岩・砂岩
		 泥・泥岩		 礫岩・砂岩・凝灰岩・凝灰質砂岩
	〈未固結堆積物〉	 砂・礫・泥		 シルト岩・砂岩・凝灰岩
	〈固結堆積物〉	 砂質粘板岩		 真岩・砂質真岩・砂岩

出典：「表層地質図 仙台（昭和41年調査）」（経済企画庁、昭和42年）、
「表層地質図 塩釜（昭和57年調査）」（宮城県、昭和57年）

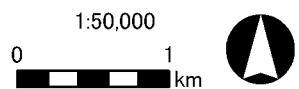
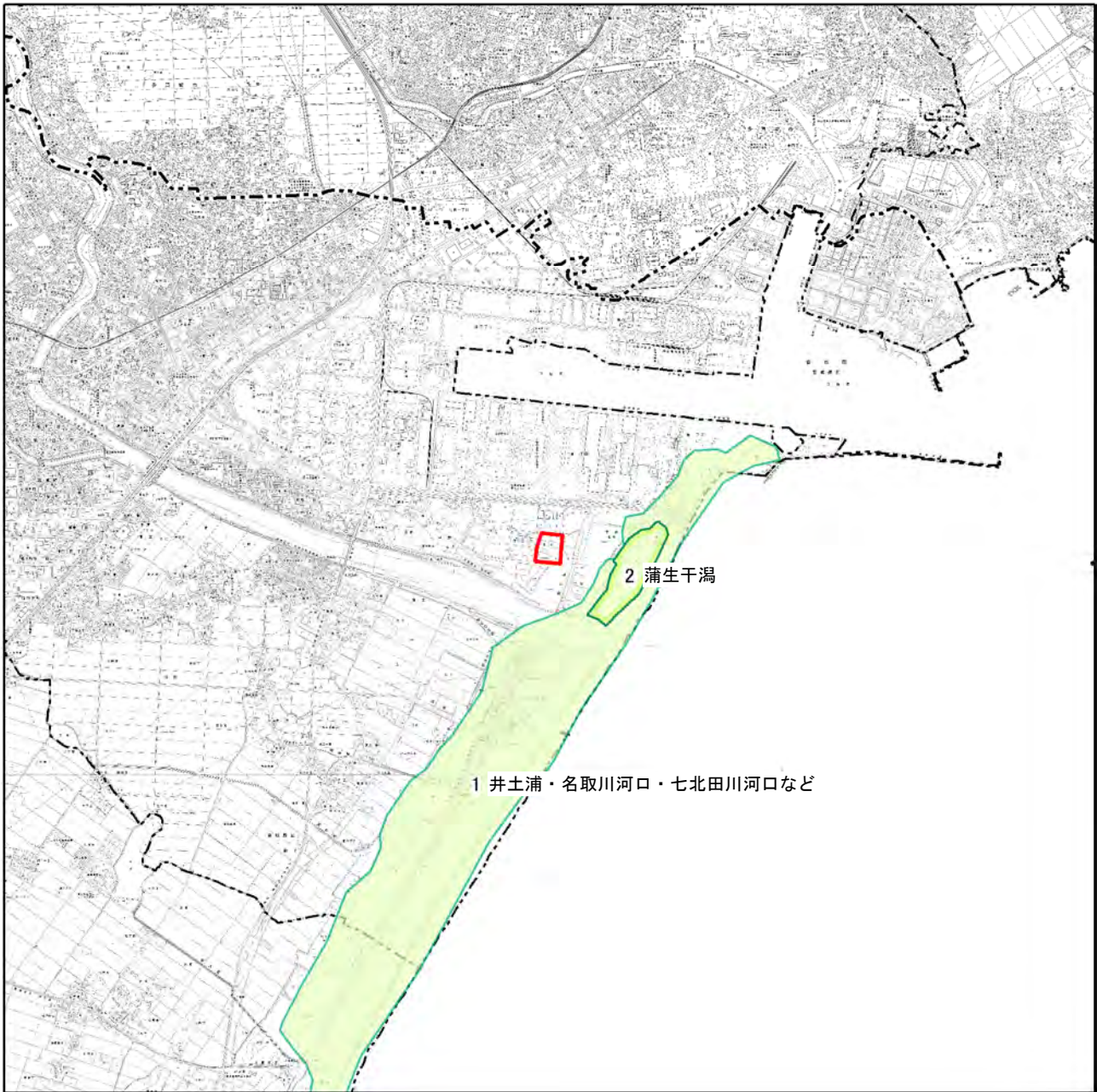


図 6.1-12 表層地質図



凡例

- 計画地
- 注目すべき地形・地質

出典：「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（平成 29 年 3 月、仙台市）
 国土地理院 HP 日本の典型地形について https://www.gsi.go.jp/kikaku/tenkei_top.html

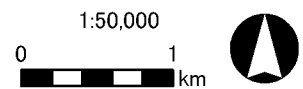
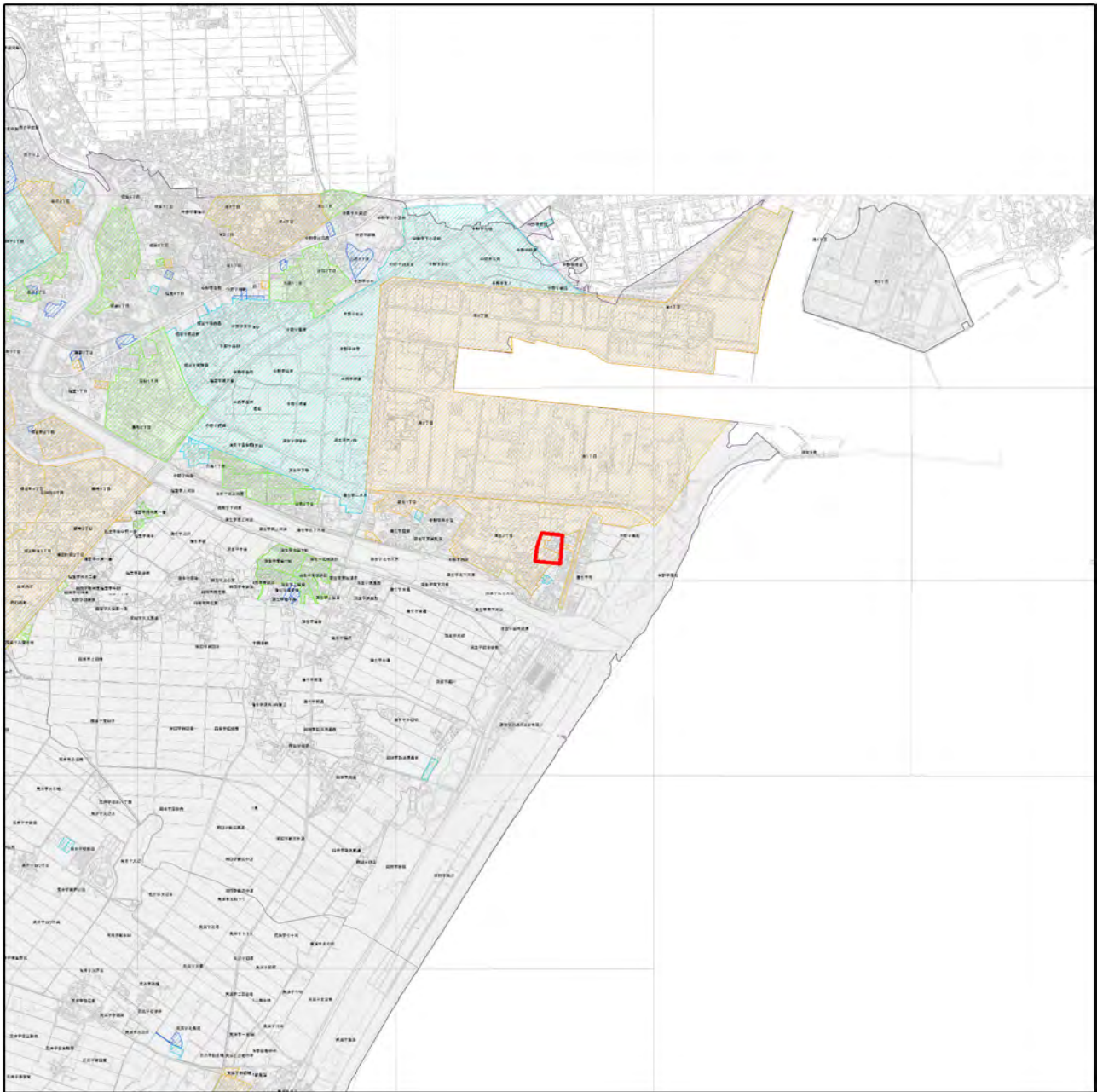


図 6.1-13 注目すべき地形・地質



凡例

計画地

〔盛土区分〕

- 盛土1m以上
- 切土・盛土区分範囲外

〔造成開始年代〕

- 1949年以前
- 1950年代
- 1960年代
- 1970年代
- 1980年代
- 1990年代
- 2000年以降

出典：仙台市 HP 宅地造成履歴等情報マップ（令和3年6月閲覧）

<http://www.city.sendai.jp/kaihatsuchose-chose/kurashi/anzen/saigaitaisaku/kanren/joho/index.html>

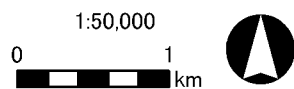


図 6.1-14 宅地造成履歴等情報マップ

2) 地盤沈下

(1) 地盤沈下の状況

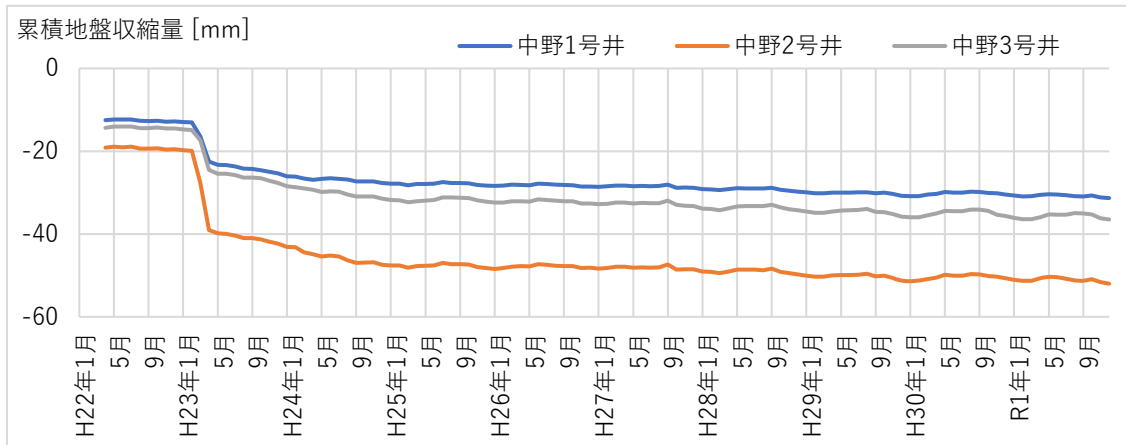
調査範囲における地盤沈下測定局を表 6.1-60 及び図 6.1-17、累積地盤収縮量の経年推移を図 6.1-15、地下水位の経年推移を図 6.1-16 に示す。

累積地盤収縮量は、東北太平洋沖地震で大きく増加したが、近年は一定の速度に収束している。地下水位は、東北太平洋沖地震後数年は低下傾向であったが、近年は一定の水準となっている。

表 6.1-60 地盤沈下測定局

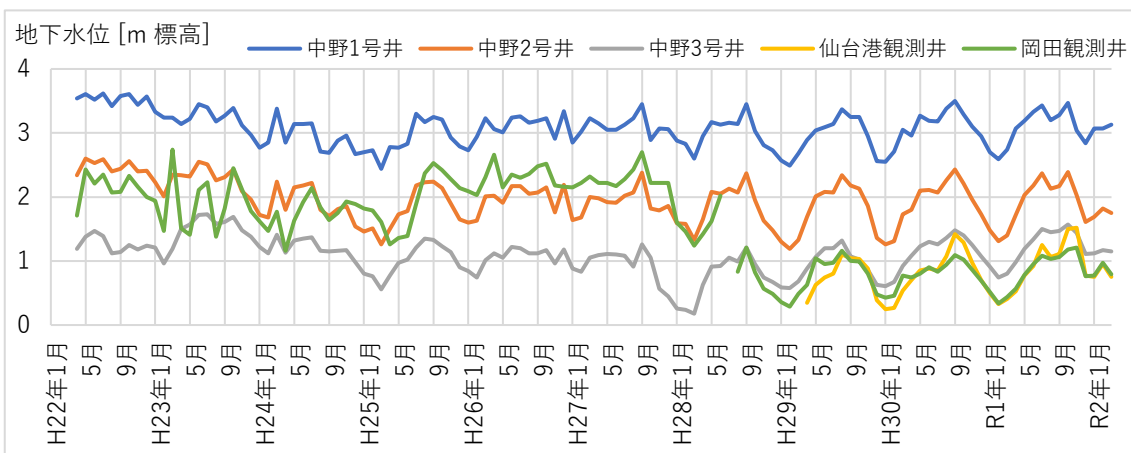
名称	所在地	測定機器		観測開始
		沈下計	水位計	
中野測定局	1号井	宮城野区高橋前 65	○	平成2年1月
	2号井		○	
	3号井		○	
仙台港観測井	宮城野区中野 3-6	—	○	平成29年4月
岡田観測井	宮城野区岡田字北在家 67	—	○	平成30年4月

出典：「公害関係資料集（令和2年度測定結果）」（仙台市環境局）



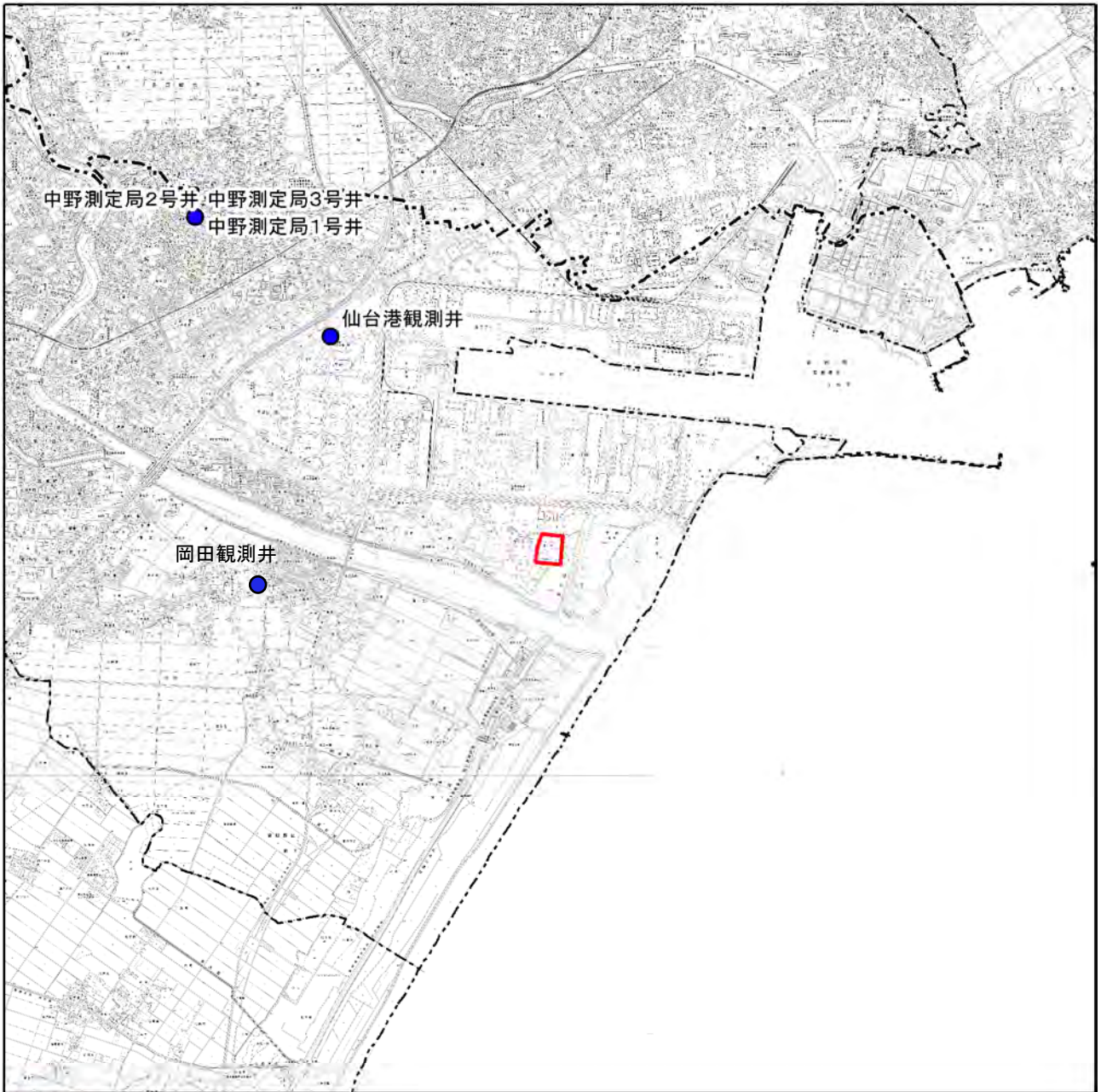
資料：「公害関係資料集（令和元年度測定結果）」（仙台市環境局）を基に作成。

図 6.1-15 累積地盤収縮量



資料：「公害関係資料集（令和元年度測定結果）」（仙台市環境局）を基に作成。

図 6.1-16 地下水位の経年推移



凡例

- 計画地
- 地盤沈下測定局位置図

出典：「公害関係資料（令和元年度測定結果）」（仙台市環境

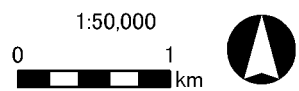


図 6.1-17 地盤沈下測定局の位置

(2) 地盤沈下に係る苦情の状況

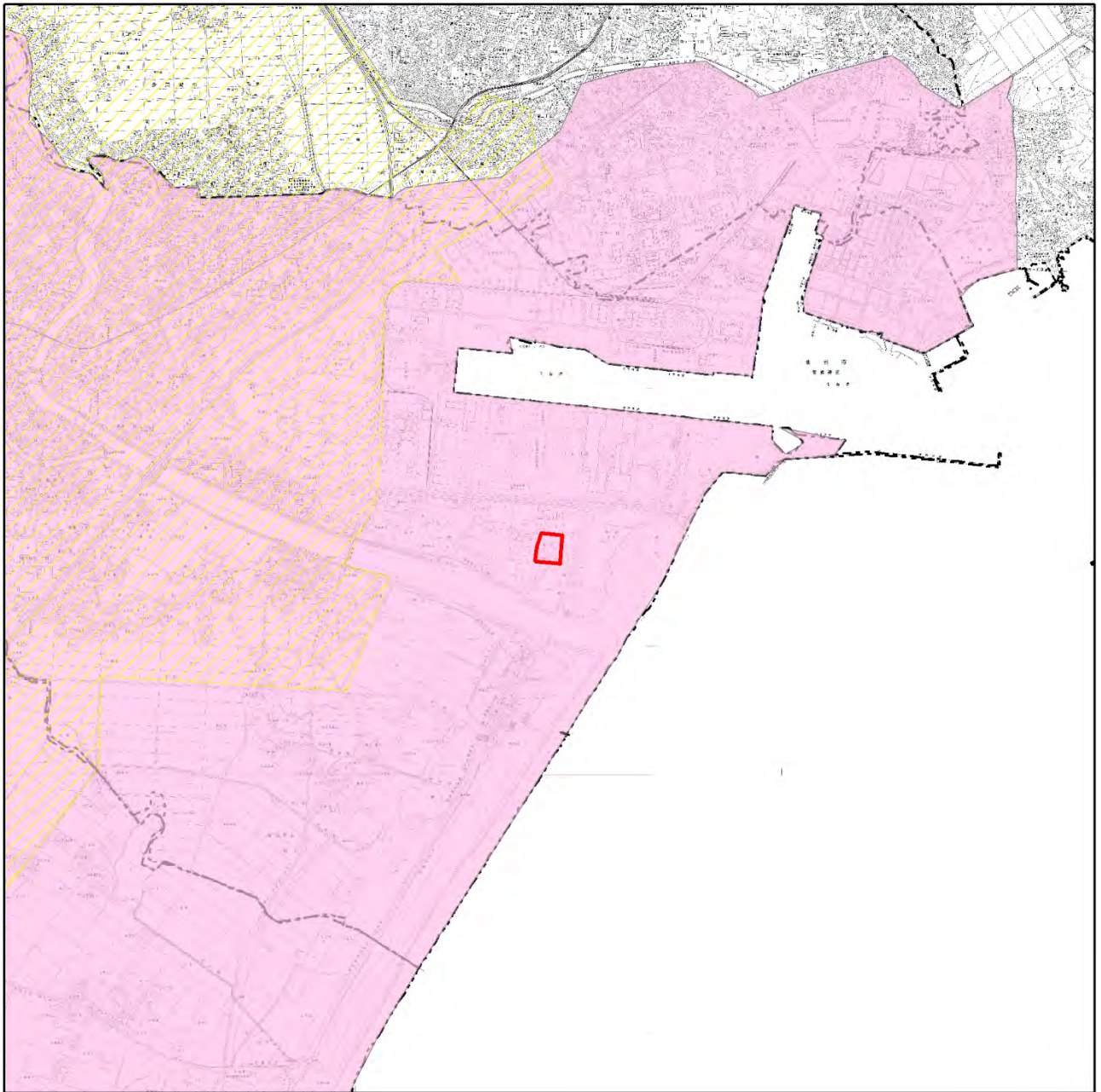
仙台市では令和2年度における地盤沈下に係る苦情は出されていない。

出典：「公害関係資料集（令和2年度測定結果）」（仙台市環境局）

(3) 規制地域の指定状況

仙台市では、「工業用水法」で定める指定区域、及び「宮城県公害防止条例」に基づく地下水採取規制地域により地下水採取を規制する地域が定められている。調査範囲における地下水採取規制地域は、図 6.1-18 に示すとおり、計画地の全域が工業用水法による規制区域に該当する。


なお、調査範囲は「建築物用地下水の採取に関する法律」で定める指定地域に含まれない。




凡例

 計画地

地盤沈下に係る規制区域

 宮城県公害防止条例(規制区域)

 工業用水法(指定区域)

出典：仙台市 HP 地下水採取規制地域地図（令和3年6月閲覧）

<http://www.city.sendai.jp/suishitsu/kurashi/machi/kankyohozen/kogai/kankyo/saishukise.html>



図 6.1-18 地下水採取規制地域

3) 土壌汚染

(1) 土壌汚染の状況

過去5年間（平成28年度～令和2年度）の調査範囲内における土壌のダイオキシン類の調査結果（令和2年度）を表6.1-61に示す。土壌のダイオキシン類濃度は環境基準を満たしている。

表 6.1-61 土壌のダイオキシン類の調査結果

調査地点	調査日	測定結果 (pg-TEQ/g)	環境基準値 (pg-TEQ/g)
宮城野区福室小学校	令和元年8月9日	0.02	1,000
宮城野区鶴巻小学校	令和2年8月17日	0.059	1,000

出典：「公害関係資料集（平成27年度～令和2年度測定結果）」（仙台市環境局）

※ 平成28年度～平成30年度では、土壌のダイオキシン類の調査が行われた地点は調査範囲にはない。

(2) 土壌汚染に係る苦情の状況

過去5年間（平成28年度～令和2年度）において、仙台市では土壌汚染に係る苦情は出されていない。

出典：「公害関係資料集（平成28年度～令和2年度測定結果）」（仙台市環境局）

(3) 土壌汚染対策法の施行状況

調査範囲における土壌汚染対策法の施行状況を表6.1-62、区域等の所在地を図6.1-19に示す。調査範囲に、法第11条に基づく形質変更時要届出区域が5件存在する。なお、法第6条に基づく要措置区域は調査範囲に存在しない。

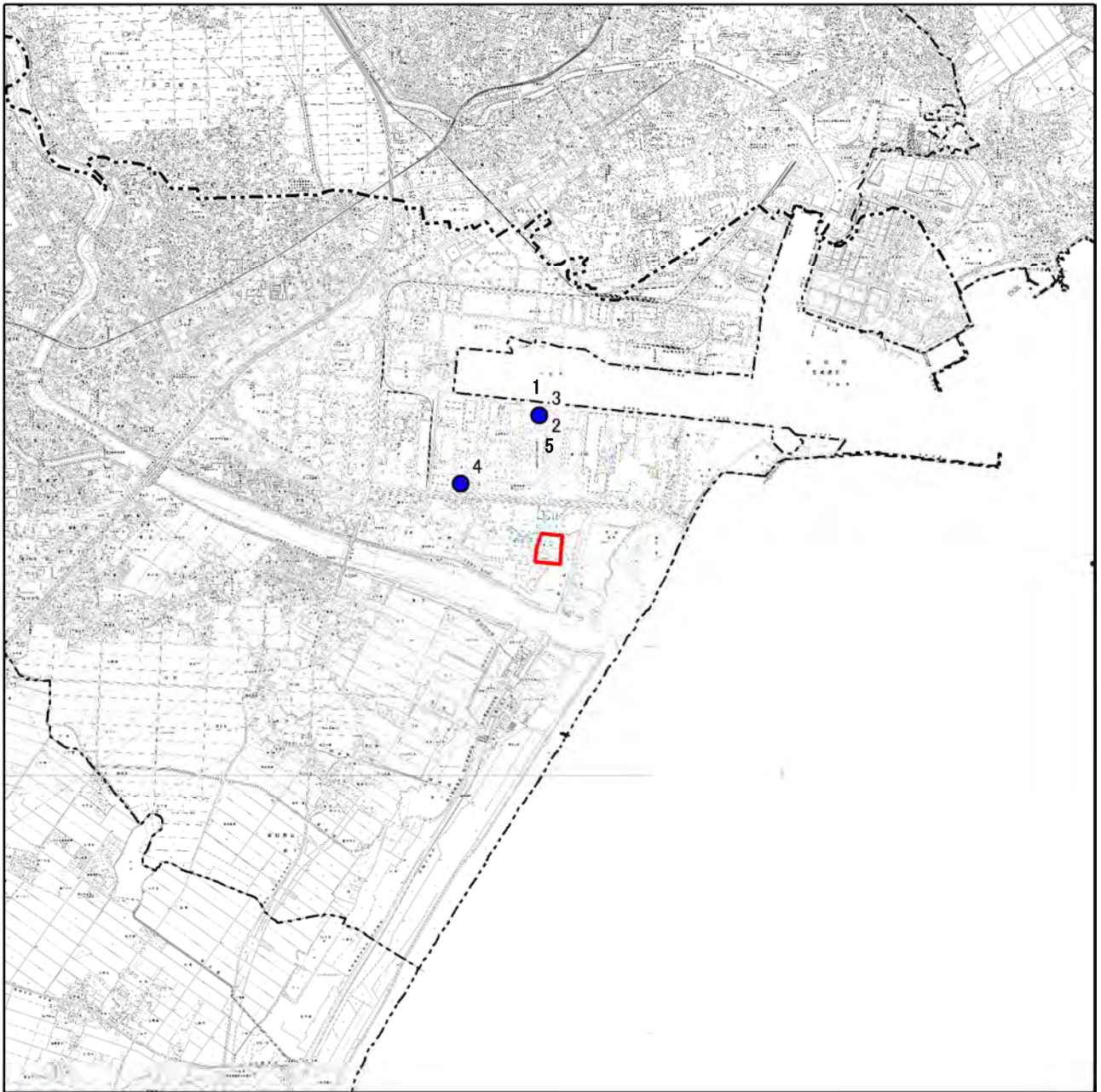
表 6.1-62 土壌汚染対策法施行状況（形質変更時要届出区域）

No.	指定年月日	告示番号	所在地 (地番)	指定面積 (m ²)	基準を超過した特定有害物質の種類
1	令和元年 12月3日	第329 号	宮城野区港一丁目 2番9の一部	1492.2	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
2	令和2年 5月20日	第253 号	宮城野区港一丁目 2番10の一部	2257.1	鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
3	令和3年 3月3日	第89号	宮城野区港一丁目 2番9の一部、2 番10の一部	807.5	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
4	令和2年 8月21日	第395 号	宮城野区港二丁目 1番17の一部	974.4	砒素及びその化合物
5	令和3年 11月19 日	第617 号	宮城野区港一丁目 2番9の一部、2 番10の一部	617.6	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物

※ 表中のNo.は、図6.1-19に対応する。


出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等」（令和4年6月閲覧 仙台市）

<http://www.city.sendai.jp/suishitsu/kurashi/machi/kankyohozen/kogai/osentaisaku/sochikuiki.html>



凡例

 計画地

 土壤汚染対策法に基づく要措置区域等

要措置区域等の番号は表 6.1-62 と対応。

出典：「土壤汚染対策法に基づく要措置区域等」（仙台市環境局環境対策課）

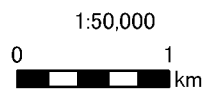


図 6.1-19 土壤汚染対策法に基づく形質変更時届出区域

6.1.4 生物環境

1) 植物

(1) 植物相及び注目すべき種の状況

a) 植物相

「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)によれば、仙台市の植物相は、船形山山頂付近で見られるキンロバイ、ウスユキソウ、コケモモ等の高山～亜高山帯の植物から、沿岸部で見られるアカガシ、シロダモ等の暖地系の植物まで見られる。また、丘陵地帯は暖温帯と冷温帯の間に位置する中間温帯と呼ばれる領域であり、しかもその領域が広い面積を占めることから、この領域でモミイヌブナ林の発達が見られ、暖地系の植物、寒地系の植物が混在して見られるほか、山地帯以高(標高約400m以上)では、多雪の日本海側の地域に特徴的に見られる日本海側要素と呼ばれるチシマザサ、タニウツギ、ナガハシスミレ等の植物もみられる等、非常に多様な植物相を示している。

また、平成23(2011)年に発生した震災とそれに伴う津波により、海浜地域のクロマツ林(防潮林)の大部分が消失したほか、干潟や砂浜、東部田園地域の植生は大きな影響を受けた。「令和元年度東北地方太平洋沿岸地域重点地区調査業務 調査報告書」(令和2年、環境省)によると、調査範囲の一部には被災樹林が存在し、現在ではその一部はマツの新植生地となっている。調査範囲にはヨシ群落、ハママツナ群落、砂丘群落が分布し、平成27年の前回の調査と比べてハママツナ群落は50mほど海側に広がっており、以前ハママツナ群落であった場所がヨシ群落となり、砂丘植生の分布範囲も拡大している。震災後の復旧・復興事業等により、海浜地域・東部田園地域の改変が続いており、その環境の変化に注視していく必要がある。

出典:「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)
「令和元年度東北地方太平洋沿岸地域重点地区調査業務 調査報告書」(令和2年、環境省)

b) 注目すべき植物種

調査範囲における注目すべき植物種を表6.1-65に示す。

調査範囲内における注目すべき植物種は、表6.1-63及び表6.1-64に示す基準等に基づき選定を行った。その際、調査範囲は「(3)市街地地域」、「(4)東部田園地域」及び「(5)海浜地域」に位置していることから、「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)において「保全上重要な種」に挙げられている種のうち、これら(3)(4)(5)の地域における減少種を「注目すべき植物種」として抽出した。なお、国及び宮城県のレッドデータ等については、最新のもの(環境省レッドリスト2020、宮城県レッドリスト2021)に基づきカテゴリーの再整理を行った。また、「令和元年度東北地方太平洋沿岸地域重点地区調査業務」(環境省)における「蒲生地域で確認された希少種」の該当状況についても合わせて整理した。

c) ふるさと種

「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)によれば、仙台市に生育する植物種のうち、仙台のふるさとの自然を代表する種や、市民に親しんでほしい種として「ふるさと種」が選定されている。植物のふるさと種を表6.1-66に示す。

表 6.1-63 注目すべき種の選定基準

判断基準		番号・記号	説明	
①仙台市における保全上重要な種の区分※	学術上重要種	1	仙台市においてもともと稀産あるいは希少である種、あるいは生息地・生育地がごく限られている種	
		2	仙台市周辺地域が分布の北限,南限等の分布限界となる種	
		3	仙台市が模式産地(タイプロカリティー)となっている種	
		4	1,2,3には該当しないが,各分類群において,注目に値すると考えられる種(継続的に観察・研究されている個体群が存在する種など)	
	注目種	減少種	EX	絶滅。過去に仙台市に生息したことが確認されており,飼育・栽培下を含め,仙台市では既に絶滅したと考えられる種
			EW	野生絶滅。過去に仙台市に生息していたことが確認されており,飼育・栽培下では存続しているが,野生ではすでに絶滅したと考えられる種
			A	現在,ほとんど見ることができない,あるいは近い将来ほとんど見ることができなくなるおそれがある種
			B	減少が著しい,あるいは近い将来著しい減少のおそれがある種
			C	減少している,あるいは存続基盤が脆弱で,生息・生育条件の変化によっては上位ランクに移行する要素を有する種
			+	普通に見られる,あるいは当面減少のおそれがない種
			/	もともと生息・生育しない可能性が非常に大きい
			・	判断に資する情報がない
	環境指標種		○	本市の各環境分類における環境を指標する種(ビオトープやミティゲーションにおける計画・評価のための指標)
	レッドデータ等	国 RL (環境省レッドリスト 2020 (令和 2 年環境省) 掲載種)	EX	絶滅
EW			野生絶滅	
CR+EN			絶滅危惧 I 類	
CR			絶滅危惧 IA 類	
EN			絶滅危惧 IB 類	
VU			絶滅危惧 II 類	
NT			準絶滅危惧	
DD			情報不足	
LP			絶滅のおそれのある地域個体群	
県 RL (「宮城県レッドリスト 2021」 (令和 3 年宮城県) 掲載種)		EX	絶滅	
		EW	野生絶滅	
		CR+EN	絶滅危惧 I 類	
		VU	絶滅危惧 II 類	
		NT	準絶滅危惧	
		DD	情報不足	
		LP	絶滅のおそれのある地域個体群	
天然記念物、種保存法		YO	要注目種(隔離分布種、分布北限・南限種、基準産地種、その他)	
		特天	文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)における特別天然記念物	
		天然	文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)における天然記念物	
		国内	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)における国内希少野生動植物種	
		国際	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)における国際希少野生動植物種	
蒲生地域での確認希少種		○	出典②の「今年度調査で確認された希少種」に該当。	

※1 「仙台市における保全上重要な種の区分」の定義は出典①による。なお、①では国 RL が参考文献として言及されているが、「国 RL 種であるが①に未掲載種」が一部確認されたことから、適宜補足を行い、本選定基準を作成した。

出典：

- ①「令和 3 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和 4 年 2 月、仙台市)
- ②「蒲生地域での確認希少種」は「令和元年度東北地方太平洋沿岸地域重点地区調査業務調査報告書」(令和 2 年 3 月、環境省)における「今年度調査で確認された希少種」に基づく。

表 6.1-64 減少種の地域区分 (赤枠は調査範囲)

記号	地域区分	調査範囲との重複
(1)	山地地域	×
(2)	西部丘陵地・田園地域	×
(3)	市街地地域	○
(4)	東部田園地域	○
(5)	海浜地域(後背の樹林帯も含む)	○

※計画地は、「(3)市街地地域」に該当する。

出典：「令和 3 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和 4 年 2 月、仙台市)

表 6.1-65 (1) 注目すべき植物種 (1/4)

No.	科名	種名	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等			蒲生地域での確認希少種
			学術上重要な種	減少種					環境指標種	国 RL2020	県 RDB2021	天記・種保存	
				山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜					
1	ミズニラ	ミズニラ	1	・	B	・	A	・	-	NT	NT	-	-
2	トクサ	イヌスギナ	-	・	B	・	B	・	-	-	-	-	-
3	サンショウモ	サンショウモ	1	・	・	EX	A	A	-	VU	NT	-	○
4	イノモトソウ	オオバノイノモトソウ	1,2	・	B	C	C	・	-	-	-	-	-
5	ヒメシダ	ヒメワラビ	2	・	B	B	B	・	-	-	-	-	-
6	コウヤワラビ	イヌガンソク	-	・	C	・	C	・	-	-	-	-	-
7		クサソテツ	-	・	B	・	C	・	-	-	-	-	-
8	メシダ	ヒロハイヌワラビ	2	・	・	A	・	・	-	-	CR+EN	-	-
9	スイレン	オニバス	1	・	・	・	EX	・	-	VU	EX	-	-
10	ドクダミ	ハンゲショウ	-	・	・	・	・	B	-	-	VU	-	-
11	ウマノスズクサ	ウマノスズクサ	-	・	・	C	C	・	-	-	NT	-	-
12	クスノキ	シロダモ	2	・	+	・	+	+	○	-	-	-	-
13	サトイモ	ヒメザゼンソウ	-	・	B	・	C	・	-	-	-	-	-
14	オモダカ	ヘラオモダカ	-	・	C	・	B	・	○	-	-	-	-
15		サジオモダカ	-	・	C	・	B	・	○	-	NT	-	-
16		アギナシ	-	・	C	・	B	・	○	NT	VU	-	-
17		ウリカワ	-	・	A	・	A	・	○	-	NT	-	-
18		オモダカ	-	・	C	・	B	・	○	-	-	-	-
19		ホソバオモダカ	-	・	C	・	B	・	○	-	-	-	-
20	トチカガミ	クロモ	-	・	B	・	A	・	○	-	-	-	-
21		トチカガミ	-	・	・	・	B	B	-	NT	VU	-	-
22		イトトリゲモ	1	・	B	・	A	・	-	NT	NT	-	-
23		トリゲモ	1	・	B	・	A	・	-	VU	CR+EN	-	-
24		コウガイモ	-	・	・	・	A	・	-	-	VU	-	-
25		ミズオオバコ	1	・	B	・	B	・	-	VU	VU	-	-
26	シバナ	マルミノシバナ	1	・	・	・	・	B	○	NT	CR+EN	-	-
27	ヒルムシロ	エビモ	-	・	B	・	B	・	○	-	-	-	-
28		コバノヒルムシロ	-	・	C	・	B	・	○	VU	VU	-	-
29		ヒルムシロ	-	・	C	・	B	・	○	-	-	-	-
30		フトヒルムシロ	-	・	C	・	B	・	○	-	-	-	-
31		センニンモ	-	・	C	・	B	・	○	-	VU	-	-
32		オヒルムシロ	-	・	C	・	B	・	○	-	-	-	-
33		ホソバミズヒキモ	-	・	C	・	B	・	○	-	VU	-	-
34		イトモ	1	・	C	・	B	・	-	NT	NT	-	-
35		リュウノヒゲモ	-	・	・	・	・	B	-	NT	VU	-	-
36		カモガワモ	-	・	C	・	B	・	○	-	-	-	-
37	ユリ	カタクリ	-	・	B	B	B	・	-	-	-	-	-
38		コオニユリ	-	・	B	・	B	B	-	-	-	-	-
39		ミヤマスカシユリ	1	A	・	B	・	・	-	-	EN	VU	-
40	ラン	タンザワサカネラン	1	・	A	A	・	・	-	-	EN	CR+EN	-
41		ヒトツボクロ	-	C	C	C	C	C	-	-	NT	-	-
42		シュンラン	-	・	C	・	C	・	○	-	-	-	-
43		ハマカキラン	1	・	・	・	・	A	-	VU	VU	-	-
44		マツラン	1	・	B	・	・	B	-	VU	CR+EN	-	-
45		ミズトンボ	1	・	A	・	B	・	-	VU	CR+EN	-	-
46		クモキリソウ	1,4	/	B	/	/	B	-	-	-	-	-

表 6.1-65 (2) 注目すべき植物種 (2/4)

No.	科名	種名	仙台市における保全上重要な種						レッドデータ等			蒲生地域での確認希少種	
			学術上重要な種	減少種					環境指標種	国 RL2020	県 RDB2021		天記・種保存
				山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜					
47	ラン	ツレサギソウ	-	B	B	・	A	・	-	-	VU	-	-
48		ヤマトキシソウ	-	・	A	A	・	・	-	-	CR+EN	-	-
49		ネギバナ	-	・	B	・	B	・	○	-	-	-	-
50		カヤラン	1	・	B	・	・	B	-	-	VU	-	-
51	キンバイザサ	コキンバイザサ	1,2	・	・	EX	・	・	-	-	EX	-	-
52	アヤメ	ヒメシャガ	-	・	B	B	・	・	○	NT	NT	-	-
53		カキツバタ	1	・	B	・	A	・	-	NT	VU	-	-
54		アヤメ	-	・	C	・	・	C	-	-	NT	-	-
55	ススキノキ	センテイカ	-	・	B	B	B	・	-	-	-	-	-
56	ヒガンバナ	ヤマラッキョウ	-	・	・	B	・	・	-	-	VU	-	-
57	クサスギカズラ	ヒメヤブラン	-	・	C	・	・	+	○	-	-	-	-
58		オオバジャノヒゲ	-	・	B	・	・	C	-	-	-	-	-
59		ヒメイズイ	-	・	・	・	・	C	-	-	NT	-	-
60	ミズアオイ	ミズアオイ	-	・	・	・	B	・	○	NT	NT	-	○
61		コナギ	-	・	・	・	C	・	○	-	-	-	-
62	ガマ	ヤマトミクリ	1	・	A	・	A	・	-	NT	CR+EN	-	-
63		ナガエミクリ	1	・	A	・	A	・	-	NT	NT	-	-
64		ミクリ	1	・	B	・	B	・	○	NT	NT	-	○
65		ヒメガマ	-	・	C	C	C	・	-	-	-	-	-
66		ガマ	-	・	C	C	C	・	○	-	-	-	-
67	イグサ	ヒメコウガイゼキショウ	-	・	・	・	・	B	-	-	VU	-	-
68	カヤツリグサ	フトイ	-	・	B	・	B	・	-	-	-	-	-
69		カンガレイ	-	・	B	・	B	・	-	-	-	-	-
70		サンカクイ	-	・	B	・	B	・	-	-	-	-	-
71		コウボウムギ	-	・	・	・	・	B	○	-	-	-	-
72		オオクグ	1	・	・	・	・	B	-	NT	NT	-	-
73		オニナルコスゲ	-	C	・	・	・	C	-	-	-	-	-
74		コシンジュガヤ	-	・	B	B	・	・	-	-	VU	-	-
75		イネ	ヒメコヌカグサ	-	C	C	C	・	・	-	NT	NT	-
76	ヒナザサ		-	・	B	B	・	・	-	NT	VU	-	-
77	マコモ		-	・	B	・	B	・	○	-	-	-	-
78	シバ		-	・	B	B	B	・	○	-	-	-	-
79	エゾノサヤスカグサ		-	・	・	・	C	・	-	-	-	-	-
80	ネズミノオ		-	・	・	・	C	・	○	-	-	-	-
81	カゼクサ		-	・	B	C	C	・	○	-	-	-	-
82	ウキガヤ		-	・	・	C	C	・	-	-	NT	-	-
83	ツルヨシ		-	・	C	C	C	・	○	-	-	-	-
84	ヤマアワ		-	・	B	・	・	B	-	-	-	-	-
85	ケカモノハシ		-	・	・	・	・	B	○	-	-	-	-
86	カモノハシ		1	・	・	・	・	B	-	-	-	-	-
87	テンキグサ		1,4	・	・	・	・	C	○	-	-	-	-
88	アイアシ		1	・	・	・	・	C	○	-	NT	-	-
89	オオウシノケグサ		4	・	B	・	B	C	○	-	-	-	-
90	オギ		-	・	C	C	C	C	○	-	-	-	-
91	ヨシ		-	・	C	C	C	C	○	-	-	-	-
92	タチイチゴツナギ	-	B	B	B	・	・	-	EN	VU	-	-	
93	ハマヒエガエリ	-	・	・	・	・	A	-	-	VU	-	-	
94	タチドジョウツナギ	1	・	・	・	・	C	-	-	YO	-	-	
95	ヒゲシバ	-	C	C	C	・	・	-	-	NT	-	-	

表 6.1-65 (3) 注目すべき植物種 (3/4)

No.	科名	種名	仙台市における保全上重要な種						レッドデータ等			蒲生地域での確認希少種	
			学術上重要な種	減少種					環境指標種	国 RL2020	県 RDB2021		天記・種保存
				山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜					
96	マツモ	マツモ	1	・	・	・	A	・	-	-	-	-	-
97		ヨツバリキンギョモ	1,2	・	・	・	A	・	-	-	-	-	-
98	キンボウゲ	ニリンソウ	-	・	B	・	B	・	○	-	-	-	-
99		キクザキイチゲ	-	C	B	・	B	・	○	-	-	-	-
100		カザグルマ	1	・	B	・	B	・	-	NT	VU	-	-
101	ユズリハ	ユズリハ	1,2	・	C	・	C	C	-	-	-	-	-
102	ユキノシタ	ユキノシタ	-	・	B	B	・	・	-	-	-	-	-
103		トリアシショウマ	-	C	B	・	B	・	-	-	-	-	-
104	タコノアシ	タコノアシ	-	・	B	・	C	・	-	NT	NT	-	-
105	マメ	ツクシハギ	-	・	B	・	B	・	○	-	-	-	-
106		センダイハギ	1	・	・	・	・	B	-	-	CR+EN	-	-
107		タヌキマメ	-	・	・	EX	・	・	-	-	CR+EN	-	-
108		マルバヌスビトハギ	1	・	・	・	C	・	-	-	NT	-	-
109		エゾノレンリソウ	-	C	C	C	C	C	-	-	NT	-	-
110		レンリソウ	-	・	B	B	B	B	-	-	VU	-	-
111	ニレ	ケヤキ	-	C	C	B	B	・	○	-	-	-	-
112	アサ	エノキ	4	・	B	B	B	・	-	-	-	-	-
113	イラクサ	トキホコリ	1	・	B	B	・	・	-	VU	VU	-	-
114	バラ	カジイチゴ	1,2	・	・	・	C	C	-	-	-	-	-
115		ハマナス	4	/	/	/	/	B	○	-	NT	-	-
116	ブナ	アカガシ	2	・	C	C	C	C	○	-	-	-	-
117		シラカシ	2	・	C	C	C	/	○	-	-	-	-
118		ウラジロガシ	2	・	C	C	C	/	-	-	-	-	-
119	カバノキ	ハンノキ	1,4	・	C	・	B	C	○	-	-	-	-
120		イヌシデ	4	C	B	・	・	C	○	-	-	-	-
121	トウダイグサ	ノウルシ	-	・	・	・	C	・	-	NT	NT	-	-
122	クルミ	オニグルミ	-	・	B	B	B	・	○	-	-	-	-
123	ヤナギ	ネコヤナギ	4	・	C	C	・	・	○	-	-	-	-
124		シライヤナギ	1	・	・	B	・	・	-	-	VU	-	-
125	スマレ	ナガハシスマレ	1	・	B	・	B	・	-	-	-	-	-
126	ミソハギ	ヒシ	-	・	B	・	B	・	○	-	-	-	-
127	ミカン	ミヤマシキミ	1	・	C	・	・	C	-	-	-	-	-
128	アブラナ	ミズタガラシ	-	・	・	・	B	・	-	-	VU	-	-
129		ナズナ	-	・	B	B	B	・	○	-	-	-	-
130		ハマハタザオ	-	・	・	・	C	C	-	-	NT	-	-
131		エゾハタザオ	-	・	・	C	・	・	-	-	NT	-	-
132		ハタザオ	-	・	・	B	B	B	-	-	VU	-	-
133	タデ	ヒメタデ	-	・	・	・	B	・	-	VU	VU	-	-
134		イヌタデ	-	・	・	・	・	・	○	-	-	-	-
135		ヤナギヌカボ	1	・	・	・	C	・	-	VU	NT	-	-
136		サデクサ	1	・	・	・	C	・	-	-	NT	-	-
137		ヌカボタデ	-	・	・	C	C	C	-	VU	NT	-	-
138		ノダイオウ	1,4	・	C	・	C	・	-	VU	NT	-	-
139		ミゾソバ	-	・	C	B	C	・	○	-	-	-	-
140	モウセンゴケ	モウセンゴケ	-	・	C	・	・	C	-	-	-	-	-
141	ナデシコ	カワラナデシコ	-	・	C	・	・	C	-	-	-	-	-
142		ナガバツメクサ	-	・	・	EX	EX	EX	-	-	EX	-	-
143	ヒユ	ハマアカザ	-	・	・	・	B	B	-	-	NT	-	-
144		ハママツナ	2	・	・	・	・	B	○	-	NT	-	○

表 6.1-65 (4) 注目すべき植物種 (4/4)

No.	科名	種名	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等			蒲生地域での確認希少種
			学術上重要な種	減少種					環境指標種	国 RL2020	県 RDB2021	天記・種保存	
				山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜					
145	ツバキ	ヤブツバキ	-	・	B	B	B	B	○	-	-	-	-
146	ツツジ	ウメガサソウ	-	・	C	-	C	C	○	-	-	-	-
147		ヤマツツジ	-	・	C	C	・	C	○	-	-	-	-
148	アオキ	アオキ	-	・	C	C	C	C	○	-	-	-	-
149	ヒルガオ	ハマヒルガオ	-	/	/	/	・	B	○	-	-	-	-
150	オオバコ	イヌノフグリ	1	・	・	B	・	・	-	VU	VU	-	-
151		オオアブノメ	1	・	・	・	B	・	-	VU	NT	-	-
152		カワヂシャ	1	・	・	B	B	・	-	NT	NT	-	-
153		ウンラン	-	・	・	・	・	C	-	-	-	-	-
154	シソ	ヒメハッカ	1	・	・	・	B	・	-	NT	CR+EN	-	-
155		ナミキソウ	-	・	・	・	・	C	-	-	NT	-	-
156		アキノタムラソウ	-	・	・	C	C	・	-	-	NT	-	-
157		ハマゴウ	1	・	・	・	・	A	-	-	CR+EN	-	-
158	サキゴケ	ムラサキサキゴケ	-	・	C	・	C	・	○	-	-	-	-
159	ハマウツボ	ナンバンギセル	-	B	B	B	・	・	-	-	VU	-	-
160	タヌキモ	ミミカキグサ	-	・	・	・	A	・	-	-	CR+EN	-	-
161		ムラサキミミカキグサ	1	・	A	・	A	・	-	NT	NT	-	-
162		フサタヌキモ	1	・	・	・	EX	・	-	EN	EX	-	-
163	モチノキ	イヌツゲ	-	・	C	・	・	C	-	-	-	-	-
164	ミツガシワ	ヒメシロアサザ	1	・	・	・	A	・	-	VU	VU	-	-
165	キク	カワラニガナ	-	・	・	B	・	・	-	NT	VU	-	-
166		アオヤギバナ	-	・	・	A	・	・	-	-	CR+EN	-	-
167		フジバカマ	-	・	C	C	・	・	-	NT	NT	-	-
168		ノニガナ	-	・	・	C	・	・	-	-	NT	-	-
169		エゾタンポポ	-	・	C	B	B	C	○	-	-	-	-
170	セリ	ハナウド	-	・	C	-	C	・	-	-	NT	-	-
171		ハマボウフウ	1	・	・	・	・	C	-	-	-	-	○
172		ヌマゼリ	1	・	・	B	B	・	-	VU	VU	-	-
173	スイカズラ	オミナエシ	-	・	B	・	B	・	○	-	-	-	-
計	65科	173種	63	14	106	60	113	59	61	43	90	2	5

※1 「-」は該当なしを意味する。

※2 選定基準の記号は表 6.1-63 を参照。

出典：「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書 保全上重要な種(植物)総括表」(令和4年2月、仙台市)

表 6.1-66 ふるさと種(植物)

No.	科名	和名
1	メシダ	クサソテツ(コゴミ)
2	マツ	モミ
3	ブナ	ブナ
4		コナラ
5	ニレ	ケヤキ
6	キク	エゾタンポポ
7	ユリ	カタクリ
8	イネ	ススキ
9		ヨシ
10	ヒルガオ	ハマヒルガオ

出典：「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)

(2) 植生及び保全上重要な植物の生育地の状況

a) 植生

調査範囲の植生図を図 6.1-20 に示す。計画地及び近傍は「路傍・空地雑草群落」、「市街地」、「造成地」となっている。また、七北田川を挟んだ計画地南側には「水田雑草群落」が広がっている。

「令和 2 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（令和 3 年 3 月）によれば、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災以前は、市域東端の海岸部には、「砂丘植生」、「クロマツ植林」等が分布し、蒲生、井土浦には「塩沼地植生」がみられたが、震災時の津波の襲来等により、これらの植生群落は壊滅的な被害を受けた。なお、震災以前には海岸林として沿岸部の北から南まで約 10km にわたり存在していた「クロマツ植林」は、津波により荒浜地区と藤塚地区のごく一部を除いたほぼ全てが消失し、平成 27 年度は「造成地」等に変化していたが、その後植林が行われていることから、未だ幼樹ではあるものの、沿岸部には「クロマツ植林」が適用されている。

「令和 2 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（令和 3 年 3 月、仙台市）による植生凡例と植生自然度との関係を表 6.1-67 に示す。同報告書では、植生自然度 9 及び 10 に該当する植生が「自然性が高い植生」として位置づけられている。調査範囲における「自然性が高い植生」の分布を図 6.1-21 に示す。計画地の東～南東にある蒲生干潟、七北田川沿い、計画地南西にある大沼周辺等では「自然度の高い植生」（ヨシクラス、塩沼地植生、ヒルムシロクラス、ヤナギ低木群落(IV)）が分布している。

表 6.1-67 植生自然度と植生凡例の関係

植生自然度	区分基準 ^{※1}	適用した植生凡例 ^{※1}
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区	ハイマツ群落、ヨシクラス★、オギ群集、ヒルムシロクラス★、塩沼地植生★
9	エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区	ミヤマハンノキ群落、チシマザサ群落(II)、チシマザサブナ群団、モミーヌブナ群集、イヌシデーアカシデ群落、クロベークタゴヨウ群落、ジュウモンジシダーサワグルミ群集、ケヤキ群落(IV)、ハンノキ群落(IV)、ヤナギ高木群落(IV)、ヤナギ低木群落(IV)★、ミヤマナラ群落、ヒメヤシャブシータニウツギ群落、コメツツジ群落
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区	—
7	クリーミズナラ群落、クスギーコナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区	クリーミズナラ群集、ヤマハンノキ群落、アカマツ群落(V)、落葉広葉低木群落★、クリーコナラ群集、竹林
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地	スギ・ヒノキ・サワラ植林、クロマツ植林★、カラマツ植林
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原	ススキ群団(V)★、アズマネザサ群落
4	シバ群落等の背丈の低い草原	伐採跡地群落(V)、路傍・空地雑草群落★
3	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地	果樹園★
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地	ゴルフ場・芝地★、牧草地、畑雑草群落★、水田雑草群落★、緑の多い住宅地★、残存・植栽樹群をもった公園・墓地等★
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区	市街地★、工場地帯★、造成地★

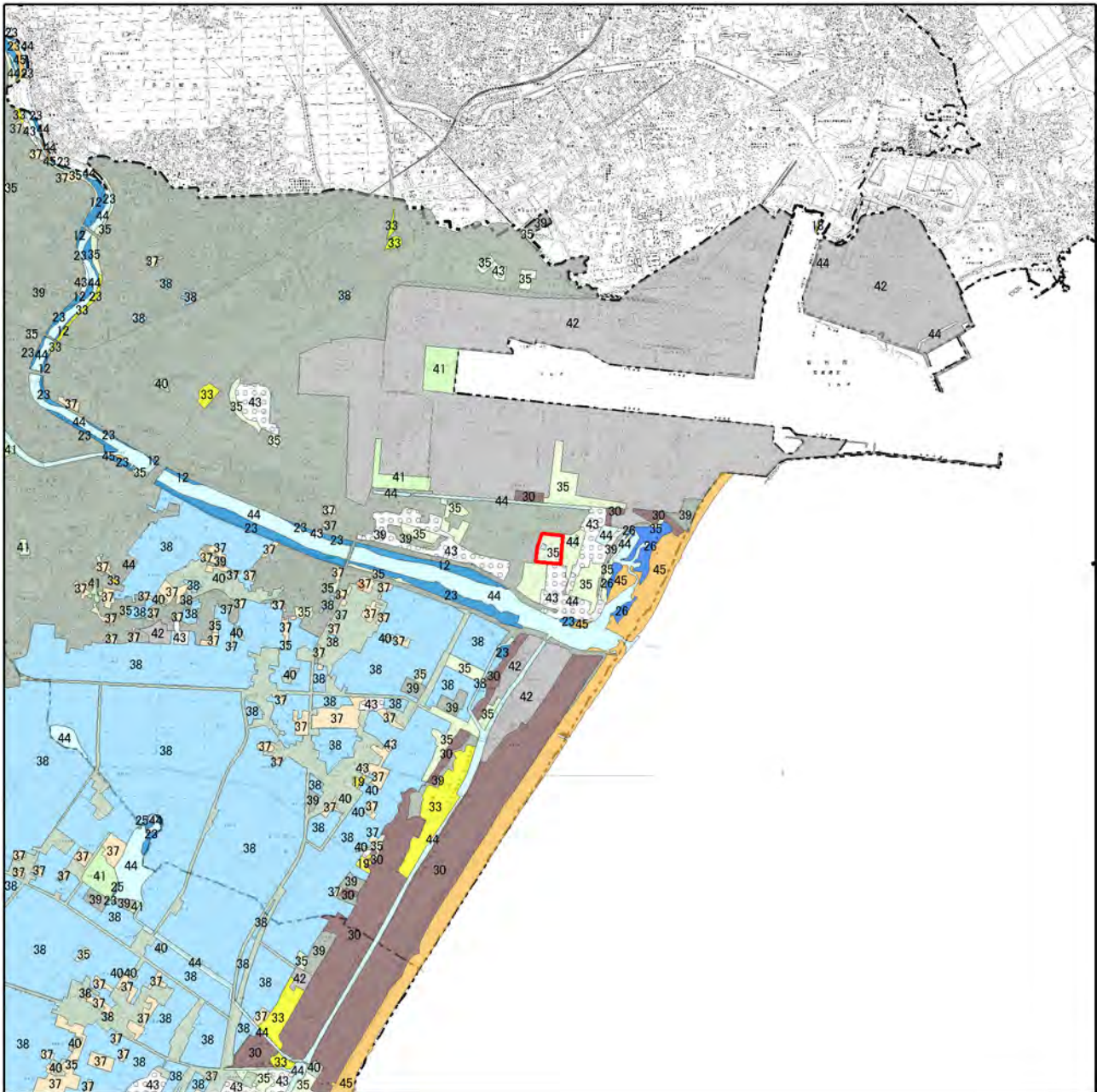
※1 植生自然度の区分基準は出典①、植生自然度と植生凡例名との対応は出典②に基づく。

※2 凡例名の後の「★」は、調査範囲（図 6.1-20 で示す図郭内）に含まれる項目。

出典：

① 環境省生物多様性センターHP 植生調査 https://www.biodic.go.jp/kiso/vg/vg_kiso.html（令和 3 年 6 月閲覧）

② 「令和 2 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（令和 3 年 3 月、仙台市）



凡例

計画地	凡例番号	凡例名
	35	路傍・空地雑草群落
	12	ヤナギ低木群落(Ⅳ)
	18	落葉広葉低木群落
	19	ススキ群団(Ⅴ)
	23	ヨシクラス
	25	ヒルムシロクラス
	26	塩沼地植生
	30	クロマツ植林
	32	竹林
	33	ゴルフ場・芝地
	35	路傍・空地雑草群落
	37	畑雑草群落
	38	水田雑草群落
	39	市街地
	40	緑の多い住宅地
	41	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
	42	工場地帯
	43	造成地
	44	開放水域
	45	自然裸地

※ 計画地内の西側の「44.開放水域」、計画地外の東北東の養魚場跡に由来する「44.開放水域」があるが、これらは令和3年6月時点では存在しないことを確認している。

出典：「せんだいくらしのマップ オープンデータ一覧 植生図」(仙台市HP)

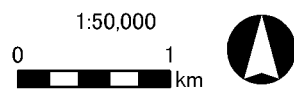



図 6.1-20 現存植生図




凡例

 計画地

植生自然度10

 ヒルムシロクラス、ヨシクラス、塩沼地植生

植生自然度9

 ヤナギ低木群落(IV)

出典：「せんだいくらしのマップ オープンデータ一覧 植生図」(仙台市 HP)

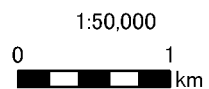


図 6.1-21 自然度の高い植生

b) 保全上重要な植物の生育地

「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）において、表 6.1-68 に示す選定基準によって、植物生育地として重要な地域が選定されている。調査範囲では、表 6.1-69 及び図 6.1-22 に示す、植物生育地として重要な地域が存在している。

また、「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物 REDDATA BOOK MIYAGI 2016」（平成28年3月、宮城県）によれば、調査範囲には、表 6.1-70 及び図 6.1-22 に示す3箇所の希少な植物群落が挙げられており、このうち「蒲生の塩性地植物群落」が計画地付近に存在する。なお、仙台市自然環境基礎調査で選定された植物の重要な生育地5箇所（表 6.1-69 の No.1～5）のうち3箇所が宮城県レッドリスト 2016 で選定された希少な植物群落（表 6.1-70 の A,B,C）と重複している。

表 6.1-68 生育・生息地として重要な地域の選定基準（植物・動物）

No.	判断理由
1	保全上重要な動植物種が高密度で分布する地域（動物の繁殖場、集団越冬地となっている地域など）
2	多様な生物相が保存されている地域
3	自然性の高い植生、その他学術上重要な植生が保存されている地域
4	湿地、湧水、岸壁地、地滑り等の動植物の生息・生育地として特異な環境を有する地域
5	自然とのふれあいの場としてふさわしい地域
6	環境教育の場としてふさわしい地域
7	郷土の特色が保存されている地域（里地里山・居久根等）
8	緑の回廊としてあるいは動物の移動のネットワークとして重要な地域（山地から市街地への連続した緑地、市街地や田園地域に点在する緑地等）
9	海岸や水辺、植生帯境界等のエコトーンとして重要な地域

出典：「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）

表 6.1-69 植物の重要な生育地（平成 3 年度仙台市自然環境に関する基礎調査）

No.	名称	概要	判断理由
1	蒲生の塩生植物群落	仙台湾海浜県自然環境保全地域、仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区。自然度の高い砂洲と潟湖を主体とした河口干潟で、海の干満と七北田川の水流により多様な微環境が成立している。水辺にはオオシバナやハマツナ、ハマゼリ等を含む塩生の草本植生が分布する。干潮時には干上がる地やわずかに水を冠っている地にみられるオオシバナ、ハマツナ、ハマゼリ等を含む群落である。震災による津波で群落と立地は著しく減少したが、埋土種子などから再生が認められている。今後の環境変化に注目する必要がある。環境省の東北地方太平洋沿岸地域重要自然マップの重点エリアに含まれる。	4,5,6,7
2	仙台湾沿岸の海岸林	仙台湾海浜県自然環境保全地域。藩政時代からのクロマツ林が存在したが、震災による地盤沈下と津波で一部を残し倒伏・流木した。海岸堤防背後では海岸林の再生が進められている。樹林跡地には砂浜植物が再生し、また小湿地群が分布し自然度の高い植生が再生しつつあるため今後の変化に注目する必要がある。環境省の東北地方太平洋沿岸地域重要自然マップの重点エリアに含まれる。	7,9
3	仙台湾沿岸の砂浜植物群落	仙台湾海浜県自然環境保全地域。渚からハマニンニク群落、コウボウムギ群落、ケカモノハンシ群落等が順に成立していたが、震災による津波と地盤沈下で植物群落は大きく攪乱された。しかし回復が著しい場所もあり、今後の変化に注目する必要がある。環境省の東北地方太平洋沿岸地域重要自然マップの重点エリアに含まれる。	1,3,4,5,6
4	七北田川下流域の河畔植生	ヨシ群落自然植生度 10 のヨシクラスを主体とする河畔植生で、防災・減災対策と整合性のある保全・保護対策が必要。市民の憩いの場として極めて貴重。環境省の東北地方太平洋沿岸地域重要自然マップの重点エリアに含まれる。	8,9
5	大沼周辺の湿地植生	湖岸が非耕作地に、震災後に出現した湿地植生（植生自然度 10 のヨシクラス等）や水生植物が生育する開放水域がまとまっている。環境省の東北地方太平洋沿岸地域重要自然マップの重点エリアに含まれる。	4

※ 「判断理由」は表 6.1-68（生育・生息地として重要な地域の選定基準）による。

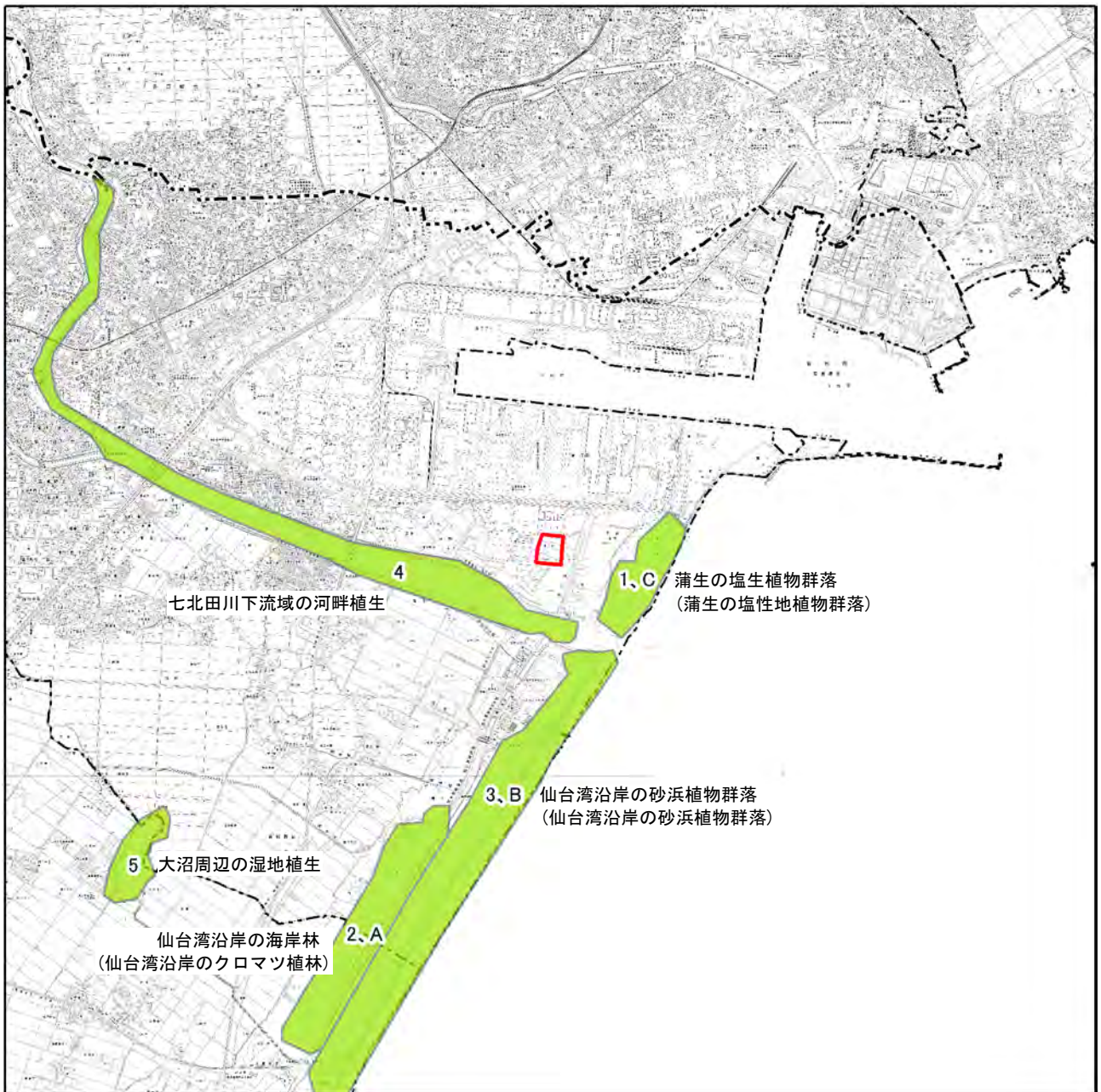
出典：「令和 3 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和 4 年 2 月、仙台市）

表 6.1-70 希少な植物群落（REDDATA BOOK MIYAGI 2016）

No.	名称	面積(ha)	指定状況
A	仙台湾沿岸のクロマツ植林	1,050	・ 特定植物群落 ・ 県自然環境保全地域
B	仙台湾沿岸の砂浜植物群落※	240	・ 特定植物群落 ・ 県自然環境保全地域
C	蒲生の塩性地植物群落	20	・ 特定植物群落 ・ 県自然環境保全地域 ・ 日本の重要湿地 500

※ 「仙台湾沿岸の砂浜植物群落」は 2013RL で旧複合群落の「坂元海岸の砂浜植物群落」を統合。

出典：「宮城県絶滅のおそれのある野生動植物 REDDATA BOOK MIYAGI 2016」（平成 28 年 3 月、宮城県）



凡例

計画地

植物生育地として重要な地域…1~5
希少な植物群落…A~C (括弧内表示)

出典：「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」、
「宮城県のおそれのある野生動植物 REDDATA BOOK MIYAGI 2016」(平成28年
3月、宮城県)

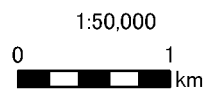


図 6.1-22 植物の重要な生育地

2) 動物

(1) 動物相及び注目すべき種の状況

a) 動物相

「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）によれば、計画地及びその周辺は、人の生活空間の拡大や各種開発事業により、動物の良好な生息環境が減少しているが、公園や残された緑地等が、タヌキ、イタチ、カワセミ、アオダイショウ、ミヤマクワガタなど多くの動物にとって貴重な生息場所となっており、これらの緑地を保全するとともに、周囲の丘陵地、田園地域との連続性に配慮した緑の創出を進める必要があるとされている。

出典：「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）

b) 注目すべき動物種

調査範囲における注目すべき動物種数を表 6.1-71、分類ごとの注目すべき動物種を表 6.1-72～表 6.1-77 に示す。

調査範囲内における「注目すべき動物種」について、表 6.1-63 に示す基準に基づき選定した。その際、調査範囲内の地域は「市街地地域」、「海浜地域」、「東部田園地域」に位置していることから、「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）において「保全上重要な種」に挙げられている種のうち、「市街地地域」、「海浜地域」、「東部田園地域」（表 6.1-64）における減少種を「注目すべき動物種」として抽出処理を行い、環境省レッドリスト 2020、宮城県レッドリスト 2021、「令和元年度 東北地方太平洋沿岸地域重点地区調査業務調査報告書」（令和2年3月、環境省）において蒲生地域で確認された希少種の該当状況を整理した。

「蒲生地域で確認された希少種」に該当する 13 種のうち 11 種が鳥類であり、特に鳥類の生息地として蒲生干潟が重要な場所であることが改めて確認された。

表 6.1-71 注目すべき動物種数

分類	科	種	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等			蒲生地域での確認希少種
			学術上重要な種	減少種					環境指標種	国 RL 2020	県 RDB 2021	天記・種保存	
				山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜					
哺乳類	7	9	5	8	9	8	5	4	9	1	2	0	0
鳥類	51	184	59	36	60	64	70	65	43	137	42	12	11
両生類	6	12	1	12	12	12	7	1	8	4	7	0	1
爬虫類	5	8	2	5	7	8	6	3	6	0	1	0	0
魚類	15	27	14	6	17	18	15	13	10	22	22	0	1
昆虫類	36	64	24	8	19	23	20	35	16	24	50	1	0
計	120	304	105	75	124	133	123	121	92	188	124	13	13

出典：

「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書 保全上重要な種（哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、魚類、昆虫類）」（令和4年2月、仙台市）

「環境省レッドリスト 2020」

「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト 2021年版-」

「令和元年度 東北地方太平洋沿岸地域重点地区調査業務調査報告書」（令和2年3月、環境省）

表 6.1-72 注目すべき動物種数（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種					レッドデータ等				浦生地域での確認希少種	
				学術上重要な種	減少種				環境指標種	国 RL(2020)	県 RDB(2021)	天記・種保存		
					山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園						海浜
1	モグラ目 (食虫目)	トガリネズミ科	ホンシュウジネズミ	-	+	C	B	C	・	○	-	-	-	-
2	コウモリ目 (翼手目)	キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ	1	C	C	C	・	・	○	-	-	-	-
3		ヒナコウモリ科	ヤマコウモリ	1,4	C	C	C	C	C	○	VU	VU	-	-
4			モモジロコウモリ	1,4	C	C	C	・	・	○	-	-	-	-
5			ヒナコウモリ	1,4	C	C	C	・	C	○	-	LP	-	-
6	ネズミ目 (齧歯目)	ネズミ科	ハタネズミ	-	+	C	C	C	C	○	-	-	-	-
7		リス科	ニッコウムササビ	1,4	・	C	C	・	・	○	-	-	-	-
8		イヌ科	ホンドタヌキ	-	+	+	・	+	・	○	-	-	-	-
9	ネコ目 (食肉目)	イタチ科	ホンドイタチ	-	C	C	C	C	C	○	-	-	-	-
計	4目	7科	9種	5	8	9	8	5	4	9	1	2	0	0

※1 「-」は該当なしを意味する。

※2 選定基準の記号は表 6.1-63 を参照。

出典：

「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書 保全上重要な種（哺乳類）」（令和4年2月、仙台市）

「環境省レッドリスト2020」

「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト2021年版-」

「令和元年度 東北地方太平洋沿岸地域重点地区調査業務調査報告書」（令和2年3月、環境省）

表 6.1-73 (1) 注目すべき動物種数 (鳥類) (1/4)

No.	科名	種名	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等			蒲生地域での確認希少種
			学術上重要な種	減少種					環境指標種	国 RL(2020)	県 RDB(2021)	天記・種保存	
				山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜					
1	キジ	ウズラ	1,4	・	A	A	A	A	-	VU	CR+EN	-	-
2		コシジロヤマドリ	-	-	-	-	-	-	-	NT	-	-	-
3		アカヤマドリ	-	-	-	-	-	-	-	NT	-	-	-
4		エゾライチョウ	-	-	-	-	-	-	-	DD	-	-	-
5		ライチョウ	-	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-
6	カモ	オンドリ	1,4	+	C	B	・	・	-	DD	-	-	-
7		コクガン	1,2,4	/	/	/	/	B	-	VU	VU	天記	-
8		マガン	1,4	/	/	A	B	B	-	NT	-	天記	-
9		ヒシクイ	-	/	/	・	C	C	-	VU	VU	天記	-
10		トモエガモ	1	/	・	/	C	・	-	VU	-	-	-
11		ハクガン	-	-	-	-	-	-	-	CR	-	-	-
12		シジュウカラガン	-	-	-	-	-	-	-	CR	-	-	-
13		カリガネ	-	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-
14		ツクシガモ	-	-	-	-	-	-	-	VU	-	-	-
15		オオヒシクイ	-	-	-	-	-	-	-	NT	-	-	-
16		サカツラガン	-	-	-	-	-	-	-	DD	-	-	-
17		アカツクシガモ	-	-	-	-	-	-	-	DD	-	-	-
18		アカハジロ	-	-	-	-	-	-	-	DD	-	-	-
19	ネツタイチョウ	アカオネツタイチョウ	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-	
20		キンバト	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-	
21		シラコバト	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-	
22		カラスバト	-	-	-	-	-	-	NT	-	-	-	
23		アカガシラカラスバト	-	-	-	-	-	-	CR	-	-	-	
24		ヨナグニカラスバト	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-	
25	アホウドリ	コアホウドリ	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-	
26		アホウドリ	-	-	-	-	-	-	VU	-	-	-	
27	ミズナギドリ	シロハラミズナギドリ	-	-	-	-	-	-	DD	-	-	-	
28		セグロミズナギドリ	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-	
29		オガサワラヒメミズナギドリ	-	-	-	-	-	-	CR	-	-	-	
30	ウミツバメ	クロコシジロウミツバメ	-	-	-	-	-	-	CR	-	-	-	
31		ヒメクロウミツバメ	-	-	-	-	-	-	VU	-	-	-	
32		オーストンウミツバメ	-	-	-	-	-	-	NT	-	-	-	
33		クロウミツバメ	-	-	-	-	-	-	NT	-	-	-	
34	コウノトリ	コウノトリ	-	-	-	-	-	-	CR	-	-	-	
35	カツオドリ	アカアシカツオドリ	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-	
36	ウ	ヒメウ	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-	
37		チシマウガラス	-	-	-	-	-	-	CR	-	-	-	
38	カイツブリ	カイツブリ	-	・	C	B	C	C	○	-	-	-	
39	サギ	アマサギ	4	・	C	A	C	・	○	-	-	-	-
40		コサギ	-	/	C	B	C	C	○	-	NT	-	○
41		カラシラサギ	1	/	/	/	・	C	-	NT	NT	-	-
42		オオヨシゴイ	1,4	/	/	/	A	A	-	CR	CR+EN	国内	-
43		サンカノゴイ	1	/	/	/	B	B	-	EN	NT	-	-
44		チュウサギ	1,2,4	・	C	C	C	C	-	NT	-	-	○
45		ヨシゴイ	1,4	・	C	B	C	C	○	NT	NT	-	-
46		ミゾゴイ	-	-	-	-	-	-	-	VU	-	-	-
47		ズグロミゾゴイ	-	-	-	-	-	-	-	VU	-	-	-

表 6.1-73 (2) 注目すべき動物種数 (鳥類) (2/4)

No.	科名	種名	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等			蒲生地域での確認希少種
			学術上重要な種	減少種					環境指標種	国 RL(2020)	県 RDB(2021)	天記・種保存	
				山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜					
48	トキ	クロトキ	-	-	-	-	-	-	-	DD	-	-	-
49		トキ	-	-	-	-	-	-	-	CR	-	-	-
50		ヘラサギ	-	-	-	-	-	-	-	DD	-	-	-
51		クロツラヘラサギ	-	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-
52	ツル	マナヅル	-	-	-	-	-	-	-	VU	-	-	-
53		タンチョウ	-	-	-	-	-	-	-	VU	-	-	-
54		クロヅル	-	-	-	-	-	-	-	DD	-	-	-
55		ナベヅル	-	-	-	-	-	-	-	VU	-	-	-
56	クイナ	クイナ	1,4	・	C	A	B	B	-	-	NT	-	-
57		ヒクイナ	1,4	/	B	A	B	B	-	NT	CR+EN	-	-
58		バン	1,4	・	C	B	C	C	○	-	-	-	○
59		シマクイナ	-	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-
60		オオクイナ	-	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-
61		ヤンバルクイナ	-	-	-	-	-	-	-	CR	-	-	-
62	カッコウ	カッコウ	1,4	C	C	B	C	C	○	-	-	-	-
63		ホトトギス	1,4	+	+	C	C	C	○	-	-	-	-
64	ヨタカ	ヨタカ	1,4	C	B	A	A	・	○	NT	VU	-	-
65	チドリ	イカルチドリ	1,4	C	C	B	B	・	○	-	NT	-	-
66		シロチドリ	1,4	/	/	/	・	B	○	VU	NT	-	○
67		ケリ	-	-	-	-	-	-	-	DD	-	-	-
68	セイタカシギ	セイタカシギ	-	-	-	-	-	-	-	VU	-	-	-
69	シギ	ホウロクシギ	1,4	/	/	・	・	B	-	VU	NT	国際	-
70		ヘラシギ	1	/	/	/	・	A	-	CR	CR+EN	国内	-
71		アカアシシギ	1	/	/	・	C	C	-	VU	-	-	-
72		オオジシギ	1,4	B	B	A	C	C	-	NT	VU	-	-
73		オグロシギ	-	/	/	/	C	C	-	-	NT	-	-
74		オオソリハシシギ	-	/	/	/	B	B	-	VU	NT	-	○
75		タカブシギ	-	/	/	・	C	C	-	VU	-	-	-
76		ハマシギ	1,4	/	/	・	C	C	○	NT	NT	-	○
77		ツルシギ	1,4	/	/	・	C	C	-	VU	NT	-	-
78		アマミヤマシギ	-	-	-	-	-	-	-	VU	-	-	-
79		シベリアオオハシシギ	-	-	-	-	-	-	-	DD	-	-	-
80		コシャクシギ	-	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-
81		カラフトアオアシシギ	-	-	-	-	-	-	-	CR	-	-	-
82		チシマシギ	-	-	-	-	-	-	-	DD	-	-	-
83	タマシギ	タマシギ	-	/	/	/	A	・	-	VU	-	-	-
84	ツバメチドリ	ツバメチドリ	-	-	-	-	-	-	-	VU	-	-	-
85	カモメ	コアジサシ	1,2,4	/	/	A	B	B	-	VU	VU	-	-
86		ズグロカモメ	-	-	-	-	-	-	-	VU	-	-	-
87		オオアジサシ	-	-	-	-	-	-	-	VU	-	-	-
88		ベニアジサシ	-	-	-	-	-	-	-	VU	-	-	-
89		エリグロアジサシ	-	-	-	-	-	-	-	VU	-	-	-
90		オオセグロカモメ	-	-	-	-	-	-	-	NT	-	-	-
91	ウミスズメ	ウミガラス	-	-	-	-	-	-	-	CR	-	-	-
92		ケイマフリ	-	-	-	-	-	-	-	VU	-	-	-
93		マダラウミスズメ	-	-	-	-	-	-	-	DD	-	-	-
94		ウミスズメ	-	-	-	-	-	-	-	CR	-	-	-
95		カンムリウミスズメ	-	-	-	-	-	-	-	VU	-	-	-
96		エトピリカ	-	-	-	-	-	-	-	CR	-	-	-
97	ミサゴ	ミサゴ	1,4	・	+	+	+	+	○	NT	-	-	○

表 6.1-73 (3) 注目すべき動物種数 (鳥類) (3/4)

No.	科名	種名	仙台市における保全上重要な種						レッドデータ等			蒲生地域での確認希少種		
			学術上重要な種	減少種					環境指標種	国 RL(2020)	県 RDB(2021)		天記・種保存	
				山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜						
98	タカ	ノスリ	-	+	+	+	+	+	○	-	-	-	-	
99		オオワシ	1,2,4	/	/	/	B	B	-	VU	VU	天記,国内	-	
100		オジロワシ	1,2,4	・	B	B	B	B	-	VU	VU	天記,国内,国際	-	
101		オオタカ	1,4	C	C	B	B	B	○	NT	NT	-	○	
102		サシバ	1,4	C	C	A	B	B	-	VU	VU	-	-	
103		チュウヒ	1,4	/	/	/	C	C	○	EN	NT	国内	-	
104		ツミ	1,4	C	C	C	C	C	-	-	DD	-	-	
105		ハイタカ	1,4	C	C	C	C	C	-	NT	NT	-	-	
106		カンムリワシ	-	-	-	-	-	-	-	CR	-	-	-	
107		リュウキュウツミ	-	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-	
108		イヌワシ	-	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-	
109		オガサワラノスリ	-	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-	
110		クマタカ	-	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-	
111		ハチクマ	-	-	-	-	-	-	-	NT	-	-	-	
112	フクロウ	トラフズク	1	・	・	・	B	B	-	-	NT	-	-	
113		コミミズク	1	・	B	A	B	B	○	-	NT	-	-	
114		アオバズク	1	・	C	B	B	B	○	-	VU	-	-	
115		オオコノハズク	1	C	C	C	B	B	-	-	NT	-	-	
116		フクロウ	1	C	C	B	B	C	○	-	-	-	-	
117		ワシミミズク	-	-	-	-	-	-	-	CR	-	-	-	
118		シマフクロウ	-	-	-	-	-	-	-	CR	-	-	-	
119		キンメフクロウ	-	-	-	-	-	-	-	CR	-	-	-	
120		ダイトウコノハズク	-	-	-	-	-	-	-	VU	-	-	-	
121		リュウキュウオオコノハズク	-	-	-	-	-	-	-	VU	-	-	-	
122	ブッポウソウ	ブッポウソウ	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-		
123	カワセミ	ヤマセミ	1,4	C	C	B	・	・	○	-	NT	-	-	
124		カワセミ	1,4	・	C	C	C	・	○	-	-	-	-	
125	キツツキ	アカゲラ	-	+	C	B	C	C	-	-	-	-	-	
126		アオゲラ	-	+	C	B	C	C	○	-	-	-	-	
127		ミユビゲラ	-	-	-	-	-	-	-	CR	-	-	-	
128		ノグチゲラ	-	-	-	-	-	-	-	CR	-	-	-	
129		クマゲラ	-	-	-	-	-	-	-	VU	-	-	-	
130		オーストンオオアカゲラ	-	-	-	-	-	-	-	VU	-	-	-	
131	ハヤブサ	チゴハヤブサ	-	/	C	B	B	/	-	-	NT	-	-	
132		ハヤブサ	1,4	C	B	B	C	C	-	VU	NT	国内,国際	-	
133		チョウゲンボウ	1,4	-	C	B	C	B	-	-	-	-	○	
134	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-	-	
135	サンショウクイ	サンショウクイ	-	C	C	B	C	C	-	VU	NT	-	-	
136	カササギヒタキ	サンコウチョウ	1	・	C	B	B	・	○	-	-	-	-	
137	モズ	チゴモズ	1,4	・	A	A	A	A	-	CR	CR+EN	-	-	
138		アカモズ	1,4	・	A	A	A	A	-	EN	CR+EN	国内	-	
139		モズ	1	+	+	B	+	+	○	-	-	-	-	-
140	ヒバリ	ヒバリ	-	・	C	B	C	C	○	-	-	-	○	
141	ツバメ	ツバメ	-	・	C	C	C	・	○	-	-	-	-	-
142		コシアカツバメ	-	/	A	A	A	A	-	-	CR+EN	-	-	-

表 6.1-73 (3) 注目すべき動物種数 (鳥類) (3/4)

No.	科名	種名	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等			蒲生地域での確認希少種
			学術上重要な種	減少種					環境指標種	国 RL(2020)	県 RDB(2021)	天記・種保存	
				山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜					
143	ウグイス	ウグイス	1,4	+	+	C	C	C	○	-	-	-	-
144		ダイトウウグイス	-	-	-	-	-	-	-	DD	-	-	-
145	ムシクイ	センダイムシクイ	-	+	C	B	・	・	○	-	-	-	-
146		オオムシクイ	-	-	-	-	-	-	-	DD	-	-	-
147		イイジマムシクイ	-	-	-	-	-	-	-	VU	-	-	-
148	センニュウ	オオセッカ	1,3,4	/	/	/	/	A	-	EN	VU	国内	-
149		マキノセンニュウ	-	-	-	-	-	-	-	NT	-	-	-
150		ウチヤマセンニュウ	-	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-
151	ヨシキリ	コヨシキリ	1,4	・	C	A	B	B	○	-	-	-	-
152		オオヨシキリ	1,4	・	C	B	C	C	○	-	-	-	-
153	セッカ	セッカ	1,4	・	C	B	C	C	○	-	-	-	○
154	ゴジュウカラ	ゴジュウカラ	-	+	・	B	・	/	○	-	-	-	-
155	カワガラス	カワガラス	-	+	C	B	・	/	○	-	-	-	-
156	ミソサザイ	モスケミソサザイ	-	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-
157	ヒタキ	シロハラ	-	+	C	B	・	・	○	-	-	-	-
158		コサメビタキ	-	・	/	B	・	/	○	-	-	-	-
159		キビタキ	-	+	C	B	・	・	○	-	-	-	-
160		トラツグミ	-	+	C	B	C	C	○	-	-	-	-
161		クロツグミ	1,4	+	C	B	C	C	○	-	-	-	-
162		コルリ	1,4	+	C	B	C	C	○	-	-	-	-
163		ルリビタキ	-	+	C	C	C	C	-	-	-	-	-
164		オオルリ	1,4	+	C	C	C	C	○	-	-	-	-
165		アカコッコ	-	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-
166		アカヒゲ	-	-	-	-	-	-	-	VU	-	-	-
167		リュウキュウキビタキ	-	-	-	-	-	-	-	DD	-	-	-
168	セキレイ	キセキレイ	1,4	+	C	C	C	・	○	-	-	-	-
169		セグロセキレイ	4	C	C	C	C	・	○	-	-	-	-
170	ツグミ	ホントウアカヒゲ	-	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-
171		タネコマドリ	-	-	-	-	-	-	-	VU	-	-	-
172		オオトラツグミ	-	-	-	-	-	-	-	VU	-	-	-
173		コトラツグミ	-	-	-	-	-	-	-	DD	-	-	-
174	シジュウカラ	ナミエヤマガラ	-	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-
175		オーストンヤマガラ	-	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-
176		オリヤマガラ	-	-	-	-	-	-	-	NT	-	-	-
177	ミツスイ	ハハジマメグロ	-	-	-	-	-	-	-	EN	-	-	-
178	ホオジロ	ノジコ	1,4	C	C	B	/	/	-	NT	NT	-	-
179		コジュリン	1,4	/	/	/	B	B	-	VU	VU	-	-
180		ホオアカ	-	B	C	A	C	B	○	-	-	-	-
181		ホオジロ	-	+	+	B	C	C	○	-	-	-	-
182		アオジ	-	C	C	C	C	C	-	-	-	-	-
183		シマアオジ	-	-	-	-	-	-	-	CR	-	-	-
184	アトリ	オガサワラカワラヒワ	-	-	-	-	-	-	-	CR	-	-	-
計	51科	184種	59	36	60	64	70	65	43	137	42	12	11

※1 「-」は該当なしを意味する。

※2 選定基準の記号は表 6.1-63 を参照。

※3 環境省レッドリスト 2020 掲載種のうち、絶滅 (EX) の種は記載していない。

出典：

「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書 保全上重要な種 (鳥類)」(令和4年2月、仙台市)

「環境省レッドリスト 2020」

「宮城県の希少な野生動物植物-宮城県レッドリスト 2021 年版-」

「令和元年度 東北地方太平洋沿岸地域重点地区調査業務調査報告書」(令和2年3月、環境省)

表 6.1-74 注目すべき動物種数（両生類）

No.	科名	種名	仙台市における保全上重要な種						レッドデータ等				蒲生地域での確認希少種
			学術上重要な種	減少種					環境指標種	国 RL(2020)	県 RDB(2021)	天記・種保存	
				山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜					
1	サンショウウオ	トウホクサンショウウオ	4	+	C	B	/	/	○	NT	NT	-	-
2		クロサンショウウオ	-	+	C	A	/	/	○	NT	LP	-	-
3	イモリ	アカハライモリ	-	+	C	A	C	/	○	NT	LP	-	-
4	ヒキガエル	アズマヒキガエル	-	+	C	B	C	/	-	-	-	-	-
5	アマガエル	ニホンアマガエル	-	+	+	+	+	+	○	-	-	-	-
6	アカガエル	タゴガエル	-	+	C	A	/	/	-	-	NT	-	-
7		ニホンアカガエル	-	+	+	A	C	/	-	-	-	-	○
8		ヤマアカガエル	-	+	C	A	C	/	-	-	NT	-	-
9		トウキョウダルマガエル	-	C	C	A	C	/	○	NT	NT	-	-
10		ツチガエル	-	+	C	A	・	/	○	-	NT	-	-
11	アオガエル	シュレーゲルアオガエル	-	+	+	B	C	/	○	-	-	-	-
12		カジカガエル	-	+	+	B	/	/	○	-	-	-	-
計	6科	12種	1	12	12	12	7	1	8	4	7	0	1

※1 「-」は該当なしを意味する。

※2 選定基準の記号は表 6.1-63 を参照。

出典：

「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書 保全上重要な種（両生類）」（令和4年2月、仙台市）

「環境省レッドリスト2020」

「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト2021年版-」

「令和元年度 東北地方太平洋沿岸地域重点地区調査業務調査報告書」（令和2年3月、環境省）

表 6.1-75 注目すべき動物種数（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種						レッドデータ等				蒲生地域での確認希少種
				学術上重要な種	減少種					環境指標種	国 RL(2020)	県 RDB(2021)	天記・種保存	
					山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜					
1	有鱗目	トカゲ	ヒガシニホントカゲ	1	・	C	A	・	・	○	-	-	-	-
2		カナヘビ	ニホンカナヘビ	-	+	+	C	C	・	○	-	-	-	-
3		タカチホヘビ	タカチホヘビ	1	・	・	A	・	・	-	-	DD	-	-
4		ナミヘビ	アオダイショウ	-	+	+	B	C	C	○	-	-	-	-
5			ジムグリ	-	+	+	B	C	C	○	-	-	-	-
6			ヒバカリ	-	C	C	C	C	B	○	-	-	-	-
7			ヤマカガシ	-	・	+	A	C	・	○	-	-	-	-
8			クサリヘビ	ニホンマムシ	-	C	C	A	C	・	-	-	-	-
計	1目	5科	8種	2	5	7	8	6	3	6	0	1	0	0

※1 「-」は該当なしを意味する。

※2 選定基準の記号は表 6.1-63 を参照。

出典：

「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書 保全上重要な種（爬虫類）」（令和4年2月、仙台市）

「環境省レッドリスト2020」

「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト2021年版-」

「令和元年度 東北地方太平洋沿岸地域重点地区調査業務調査報告書」（令和2年3月、環境省）

表 6.1-76 注目すべき動物種数（魚類）

No.	科名	種名等	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等			蒲生地域での確認希少種
			学術上重要な種	減少種					環境指標種	国 RL(2020)	県 RDB(2021)	天記・種保存	
				山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜					
1	ヤツメウナギ	スナヤツメ北方種または南方種	1	C	+	B	C	/	-	VU	NT	-	-
2		カワヤツメ	1	・	A	A	/	/	-	VU	CR+EN	-	-
3	ウナギ	ニホンウナギ	1	・	B	C	C	C	○	EN	NT	-	-
4	コイ	キンブナ	-	・	B	A	A	/	-	VU	VU	-	-
5		タナゴ	-	/	EX	EX	EX	/	-	EN	CR+EN	-	-
6		アカヒレタビラ	-	/	EX	EX	EX	/	-	EN	CR+EN	-	-
7		ゼニタナゴ	-	/	EX	EX	EX	/	-	CR	CR+EN	-	-
8		ウグイ	-	+	+	+	+	+	○	-	-	-	-
9	フクドジョウ	ホトケドジョウ	1	C	+	B	・	/	○	EN	NT	-	-
10	ドジョウ	ドジョウ	-	・	+	+	+	/	○	NT	-	-	-
11	ギギ	ギバチ	1	C	+	B	・	/	-	VU	NT	-	-
12	キュウリウオ	ワカサギ	-	/	/	/	・	A	-	-	NT	-	-
13	アユ	アユ	-	/	+	+	+	+	○	-	-	-	-
14	シラウオ	シラウオ	-	/	/	/	C	C	-	-	NT	-	-
15	サケ	サクラマス	1	/	B	C	/	/	○	NT	NT	-	-
16		ヤマメ	-	+	+	+	/	/	○	NT	-	-	-
17	メダカ	ミナミメダカ	1	/	A	A	B	C	○	VU	NT	-	-
18	サヨリ	クルマサヨリ	1	/	/	/	A	A	-	NT	VU	-	-
19	トゲウオ	ニホンイトヨ	1,4	/	/	/	A	A	-	LP	CR+EN	-	-
20	カジカ	カジカ	-	+	+	B	/	/	○	NT	-	-	-
21		ウツセミカジカ（回遊型）	1	/	/	B	・	・	-	EN	VU	-	-
22	ハゼ	シロウオ	-	/	/	/	B	B	-	VU	NT	-	-
23		ヒモハゼ	1	/	/	/	/	C	○	NT	NT	-	-
24		ジュズカケハゼ	-	/	C	A	B	/	-	NT	NT	-	-
25		エドハゼ	1	/	/	/	/	B	-	VU	CR+EN	-	-
26		マサゴハゼ	1,2	/	/	/	/	A	-	VU	VU	-	-
27		アベハゼ	2	/	/	・	・	C	-	-	NT	-	○
計	15科	27種	14	6	17	18	15	13	10	22	22	0	1

※1 「-」は該当なしを意味する。

※2 選定基準の記号は表 6.1-63 を参照。

出典：

「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書 保全上重要な種（魚類）」（令和4年2月、仙台市）

「環境省レッドリスト2020」

「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト2021年版-」

「令和元年度 東北地方太平洋沿岸地域重点地区調査業務調査報告書」（令和2年3月、環境省）

表 6.1-77 (1) 注目すべき動物種数 (昆虫類) (1/2)

No.	科名	種名等	仙台市における保全上重要な種						レッドデータ			蒲生地域での確認希少種	
			学術上重要な種	減少種					環境指標種	国 RL(2020)	県 RDB(2021)		天記・種保存
				山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜					
1	イトトンボ	ヒスマイトトンボ	1,2	/	/	/	/	EX	-	EN	CR+EN	-	-
2	ヤンマ	ネアカヨシヤンマ	-	/	/	/	・	C	-	NT	NT	-	-
3		マダラヤンマ	-	・	・	・	B	B	-	NT	VU	-	-
4		マルタンヤンマ	-	・	・	・	C	・	-	-	NT	-	-
5		カトリヤンマ	1	/	/	A	A	A	-	-	CR+EN	-	-
6		サナエトンボ	ウチワヤンマ	1	・	C	B	・	・	-	-	-	-
7		ナゴヤサナエ	1,2	/	・	A	A	・	-	VU	CR+EN	-	-
8	トンボ	キトンボ	1	・	A	EX	・	・	-	-	VU	-	-
9		ナツアカネ	-	・	C	・	C	・	○	-	-	-	-
10		マイコアカネ	-	・	+	・	C	・	-	-	-	-	-
11		ヒメアカネ	1	A	A	EX	/	/	-	-	CR+EN	-	-
12	ヒバリモドキ	ハマズズ	-	/	/	/	/	A	-	-	CR+EN	-	-
13	バッタ	ヤマトマダラバッタ	2	/	/	/	/	B	○	-	VU	-	-
14		カワラバッタ	1	・	・	A	A	/	○	-	NT	-	-
15	セミ	エゾゼミ	-	+	+	C	/	/	○	-	-	-	-
16	ヨコバイ	スナヨコバイ	-	/	/	/	/	A	-	NT	CR+EN	-	-
17	カメムシ	ヒウラカメムシ	-	/	/	/	・	C	-	-	NT	-	-
18	コオイムシ	コオイムシ	1	・	C	C	C	/	-	NT	NT	-	-
19		タガメ	1	・	A	・	A	・	○	VU	CR+EN	特二	-
20	ウスバカゲロウ	オオウスバカゲロウ	-	/	/	/	/	A	○	-	CR+EN	-	-
21	ボクトウガ	ハイイロボクトウ	-	・	・	/	・	C	○	NT	-	-	-
22	シジミチョウ	クロシジミ	1	EX	・	EX	/	/	-	EN	EX	-	-
23	タテハチョウ	オオウラギンヒョウモン	-	EX	EX	EN	EX	-	-	CR	EX	-	-
24		オオムラサキ	1	・	C	B	・	/	○	NT	-	-	-
25	アゲハチョウ	アオスジアゲハ	4	/	・	+	+	・	○	-	-	-	-
26		ヒメギフチョウ本州亜種	1	C	C	C	/	/	○	NT	NT	-	-
27	シロチョウ	ヒメシロチョウ北海道・本州亜種	-	EX	EX	EN	EX	EX	-	EN	CR+EN	-	-
28	スズメガ	ヒメスズメ	-	・	・	A	・	・	-	NT	CR+EN	-	-
29	ヤガ	ヌマベウスキヨトウ	-	/	/	/	・	B	-	VU	-	-	-
30		ギンモンアカヨトウ	-	・	・	・	・	B	-	VU	-	-	-
31	オサムシ	キバナガミズギワゴミムシ	-	/	/	/	/	B	-	-	VU	-	-
32		マークオサムシ	-	/	・	A	・	/	-	VU	CR+EN	-	-
33		ハマベミズギワゴミムシ	-	/	/	/	/	B	-	-	VU	-	-
34		ヤマトトックリゴミムシ	1	・	C	・	・	B	-	-	-	-	-
35		ギョウトクコムズギワゴミムシ	-	/	/	/	/	B	-	VU	DD	-	-
36		ヒョウタンゴミムシ	-	/	/	/	/	C	○	-	NT	-	-
37	ハンミョウ	カワラハンミョウ	1	/	/	/	/	A	○	EN	CR+EN	-	-
38	ゲンゴロウ	ゲンゴロウ	1	C	C	A	A	/	-	VU	NT	-	-
39		オオイチモンジシマゲンゴロウ	1	・	・	・	A	・	-	EN	VU	-	-
40		エゾヒメゲンゴロウ	-	・	・	C	/	/	-	-	DD	-	-
41	クワガタムシ	ノコギリクワガタ	-	+	+	+	+	/	○	-	-	-	-
42	コガネムシ	アカマダラハナムグリ	-	・	C	C	・	・	-	DD	NT	-	-
43		ヤマトケシマグソコガネ	-	/	/	/	/	C	○	-	NT	-	-
44	タマムシ	タマムシ	1,2	/	C	C	・	/	-	-	NT	-	-

表 6.1-77 (2) 注目すべき動物種数 (昆虫類) (2/2)

No.	科名	種名等	仙台市における保全上重要な種						レッドデータ			蒲生地域での確認希少種	
			学術上重要な種	減少種					環境指標種	国 RL(2020)	県 RDB(2021)		天記・種保存
				山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜					
45	コメツクムシ	カワイヒラアシコメツク	2	/	/	/	/	C	-	-	DD	-	-
46		スナサビキコリ	2	/	/	/	/	B	-	-	NT	-	-
47	ホタル	ゲンジボタル	1	・	+	C	C	/	○	-	NT	-	-
48	ゴミムシダマシ	ハマヒョウタンゴミムシダマシ	-	/	/	/	/	C	○	-	-	-	-
49	カミキリムシ	ヤマトキモンハナカミキリ	-	・	・	・	B	・	-	-	VU	-	-
50		ヨツボシカミキリ	-	・	A	・	A	・	-	EN	CR+EN	-	-
51	ハムシ	タグチホソヒラタハムシ	-	・	・	A	/	/	-	-	VU	-	-
52	クモバチ	アカゴシクモバチ	-	/	/	/	/	C	-	-	NT	-	-
53		ムツボシクモバチ	-	・	・	/	/	B	-	-	-	-	-
54		ホソシロフクモバチ	-	/	/	/	/	C	-	-	NT	-	-
55		ハイイロクモバチ	-	/	/	/	/	C	-	-	NT	-	-
56	ツチバチ	オオモンツチバチ	-	/	/	/	/	C	-	-	NT	-	-
57	ドロバチモドキ	ヤマトスナハキバチ本土亜種	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
58		ニッポンハナダカバチ	-	/	/	/	/	A	-	VU	CR+EV	-	-
59	アリマキバチ	アンジロヨコバイバチ	-	/	/	/	C	C	-	-	NT	-	-
60		キアシマエダテバチ	-	/	/	/	C	C	-	-	DD	-	-
61	フシダカバチ	キスジツチスガリ	1	/	/	/	/	A	-	-	CR+EN	-	-
62	ムカシハナバチ	ホソメンハナバチ	-	/	/	/	/	A	-	-	CR+EN	-	-
63		ノウメンメンハナバチ	-	/	/	/	/	A	-	-	CR+EN	-	-
64	ハキリバチ	キヌゲハキリバチ	1	/	/	/	/	B	-	-	VU	-	-
計	36科	64種	24	8	19	23	20	35	16	24	50	1	0

※1 「-」は該当なしを意味する。

※2 選定基準の記号は表 6.1-63 を参照。

出典：

「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書 保全上重要な種 (昆虫類)」(令和4年2月、仙台市)

「環境省レッドリスト2020」

「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト2021年版-」

「令和元年度 東北地方太平洋沿岸地域重点地区調査業務調査報告書」(令和2年3月、環境省)

c) ふるさと種

「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）によれば、仙台市に生息する動物種のうち、仙台のふるさとを代表する種や、市民に親しんでほしい種として「ふるさと種」が選定されている。動物のふるさと種を表6.1-78に示す。

表 6.1-78 ふるさと種（動物）

No.	分類群	目名	科名	和名
1	哺乳類	モグラ	モグラ	アズマモグラ
2		ウサギ	ウサギ	ノウサギ
3		ネズミ	リス	ニホンリス
4		ネコ	イヌ	タヌキ
5		ウシ	ウシ	カモシカ
6	鳥類	カモ	カモ	カルガモ
7		カッコウ	カッコウ	カッコウ
8		フクロウ	フクロウ	フクロウ※1
9				アオバズク※1
10		ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ
11		スズメ	ウグイス	ウグイス
12	爬虫類	有鱗	カナヘビ	ニホンカナヘビ
13			ナミヘビ	シマヘビ
14	両生類	有尾	イモリ	アカハライモリ
15		無尾	アカガエル	トウキョウダルマガエル
16			アオガエル	カジカガエル
17	魚類	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ※2
18		コイ	ドジョウ	ドジョウ
19		サケ	アユ	アユ
20			サケ	サケ
21		ダツ	メダカ	ミナミメダカ
22		カサゴ	カジカ	カジカ
23		昆虫類	トンボ	トンボ
24	アキアカネ※3			
25	バッタ		マツムシ	スズムシ
26			イナゴ	コバネイナゴ※4
27				ハネナガイナゴ※4
28	チョウ		アゲハチョウ	アオスジアゲハ
29	コウチュウ		クワガタムシ	ミヤマクワガタ

※1 「ふるさと種」では「フクロウの仲間」として選定されている。

※2 「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」本編にはニホンウナギはふるさと種として記載されていないが、同報告書資料編の目録にふるさと種として選定されているため、表に含めた。

※3 「ふるさと種」では「アカネの仲間」として選定されている。

※4 「ふるさと種」では「イナゴの仲間」として選定されている。

出典：「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）

(2) 動物生息地として重要な地域

「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）において、動物生息地として重要な地域について、表6.1-68に示す選定基準に基づいた選定が行われている。調査範囲内における動物生息地として重要な地域を表6.1-79及び図6.1-23に示す。

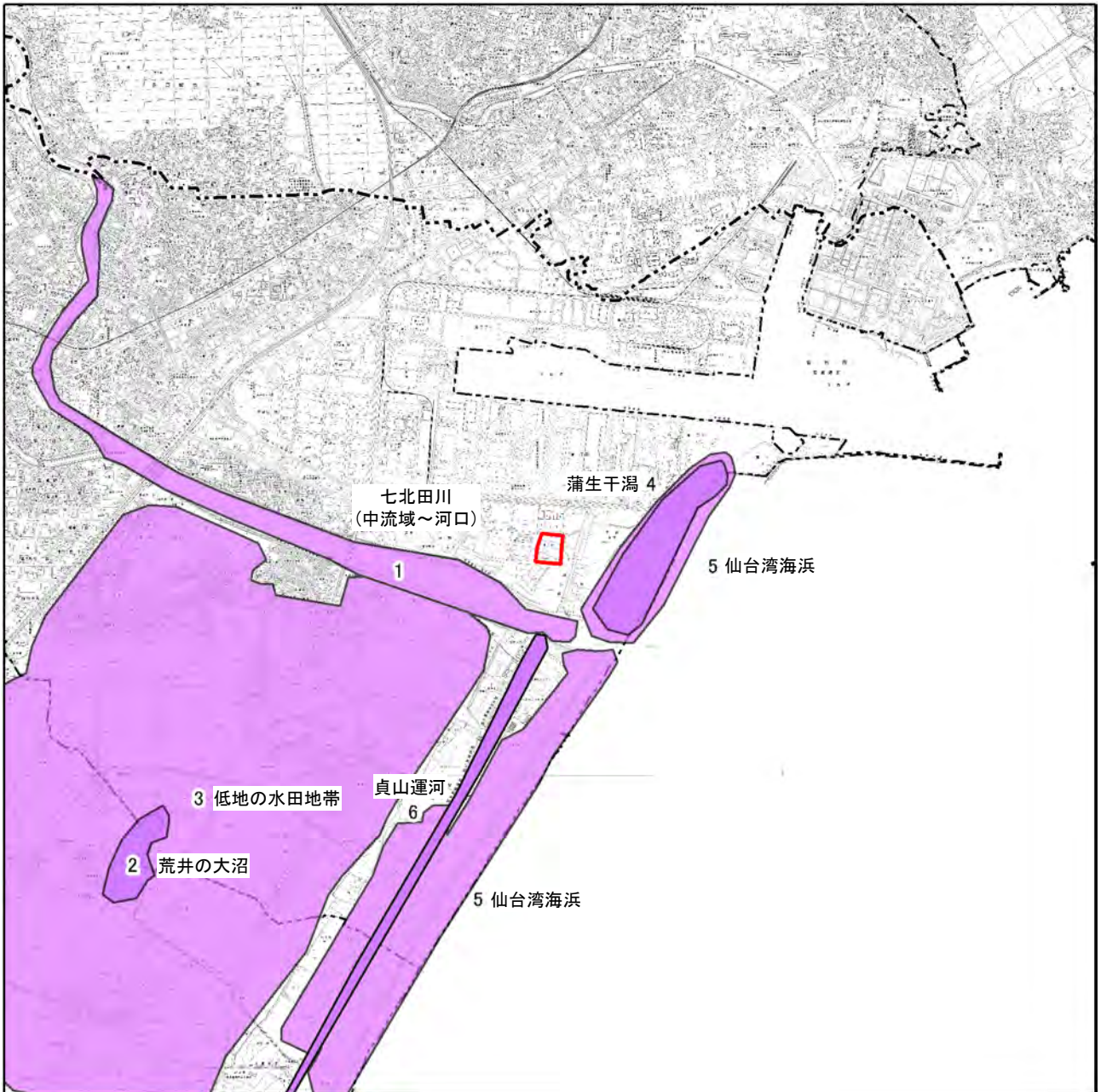
計画地南に位置する七北田川や東側の蒲生干潟は、シギ・チドリ類の渡りの中継地点、コクガンの渡来地として重要な地域である。また、南側の沿岸部の仙台湾海浜は野生動植物の生態的回廊としての重要性が指摘されている。

表 6.1-79 動物の重要な生息地

No	名称	対象	概要	判断理由※
1	七北田川 (中流域～ 河口)	哺乳類・鳥類	野生動植物のハビタット、生態系回廊（生態系コリドー）として重要。川に接する地域の環境変化が著しく、動物の生息環境・移動経路としての重要性がとて大きくくなっている。河川周辺のヨシ原はオオセッカ等希少な鳥類が生息する重要な自然になっている。環境省の東北地方太平洋沿岸地域重要自然マップの重点エリアに含まれる。	2,8
2	荒井の大沼	鳥類	野生動植物のハビタットとして重要。マガン、その他水鳥の渡来地。環境省の東北地方太平洋沿岸地域重要自然マップの重点エリアに含まれる。	4
3	低地の水田地帯	鳥類・魚類	野生動植物のハビタット、生態系回廊（生態系コリドー）として重要。セッカの繁殖、ホオアカの繁殖、四郎丸地区はメダカの生息地。居久根は低地における鳥類の生息地及び移動のための中継地として重要。	1,7,8
4	蒲生干潟	鳥類	仙台湾海浜県自然環境保全地域、仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区。自然度の高い砂洲と潟湖を主体とした河口干潟。野生動植物のハビタット、環境学習のフィールド、生態系回廊（生態系コリドー）として重要。シギ・チドリ類の渡りの中継地、コクガン渡来地。環境省の東北地方太平洋沿岸地域重要自然マップの重点エリアに含まれる。	1,4,5,6,8
5	仙台湾海浜	哺乳類・鳥類・昆虫類	仙台湾海浜県自然環境保全地域。野生動植物のハビタット、生態系回廊（生態系コリドー）として極めて重要になってきた。環境学習のフィールドとしても重要。海浜性昆虫が震災後に砂浜の拡大とともに増加したが、震災復興工事による砂浜消失等生息環境の悪化が懸念される。環境省の東北地方太平洋沿岸地域重要自然マップの重点エリアに含まれる。	1,4,5,6,8
6	貞山運河	潮間帯動物	野生動植物のハビタットとして重要。多様な潮間帯動物の生息。環境省の東北地方太平洋沿岸地域重要自然マップの重点エリアに含まれる。	1,2

※ 「判断理由」は表6.1-68（生育・生息地として重要な地域の選定基準）による。

出典：「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）



凡例

- 計画地
- 動物生息地として重要な地域

出典：「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告

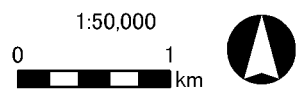


図 6.1-23 動物生息地として重要な地域

3) 生態系

調査範囲は概ね平坦な地形であることから、自然環境の類型区分は植生の違いに影響されると考えられる。また、海岸部にクロマツの植林が存在することも、本地域の特徴である。これらの条件を踏まえ、調査範囲内の環境類型を、表 6.1-80 及び図 6.1-24 に示すとおり、「樹林」、「樹林（植林地）」、「河辺・湿原」、「乾性草地」、「湿性草地」、「河川等」、「市街地等」の 7 つに区分した。

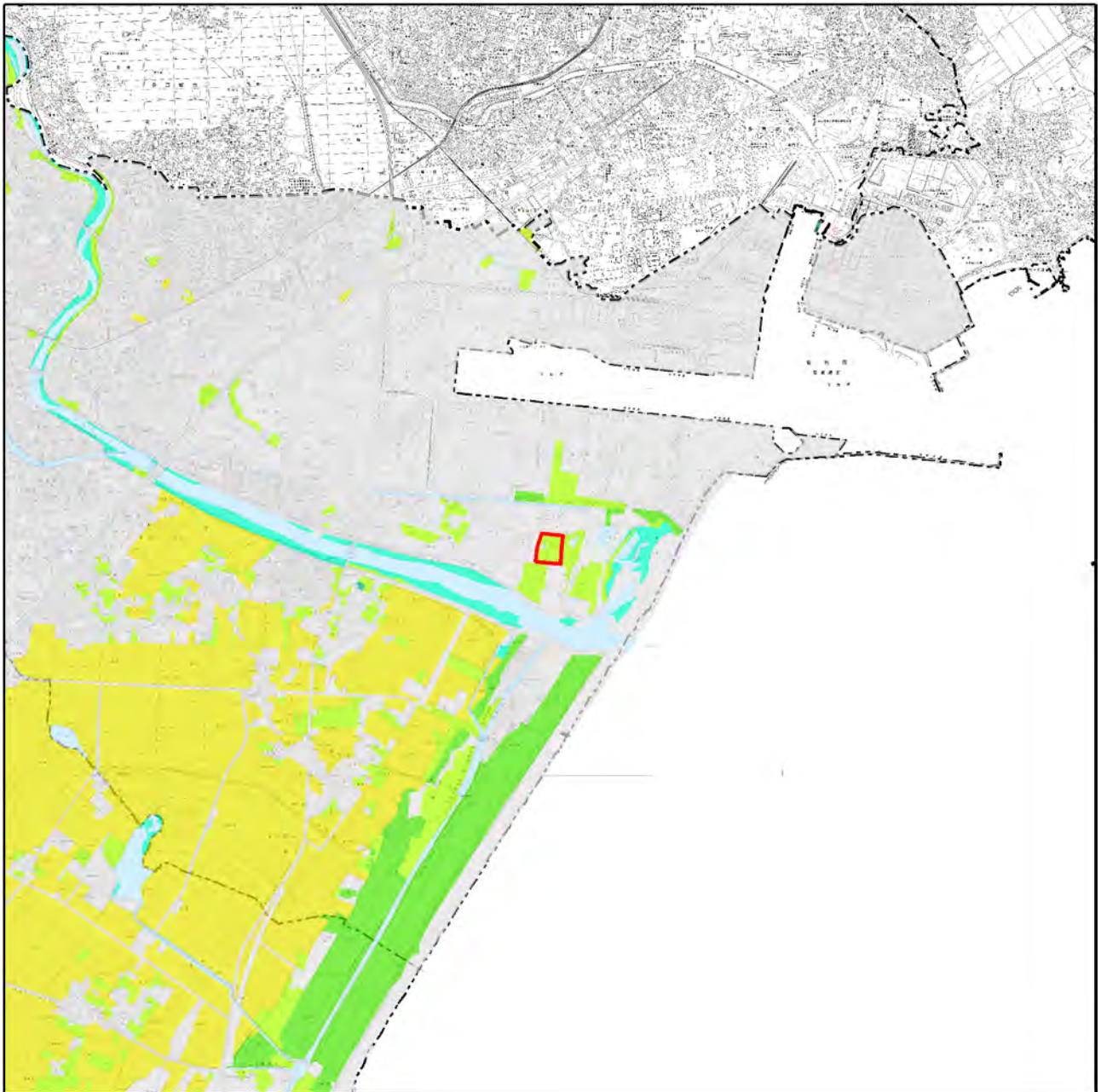
計画地東側の蒲生干潟や南側の七北田川沿いのエリアは「河辺・湿原」に区分され、自然度の高い植生や、鳥類を始めとする動物の重要な生息地となっており、生態系の観点から、当地域の核となるエリア（コアエリア）であると考えられる。また、七北田川を挟んで計画地南側には「湿性草地」（田んぼ等）、乾性草地が広範囲に分布している。沿岸部では、「樹林（植林地）」が汀線から一定の幅をもって分布している。

計画地内は「乾性草地」であり、周辺を「市街地等」に囲まれているものの、「河辺・湿原」と近接していることから、計画地東側の自然度の高い植生や鳥類などの重要な生息地であるコアエリアとの関係性を含めて現況を把握することが重要といえる。

表 6.1-80 自然環境の類型区分

No.	類型区分	植生区分
1	樹林	落葉広葉低木群落、竹林
2	樹林（植林地）	クロマツ植林
3	乾性草地	ゴルフ場・芝地、ススキ群団(V)、路傍・空地雑草群落、畑雑草群落、
4	湿性草地	水田雑草群落
5	河辺・湿原	ヤナギ低木群落(IV)、ヨシクラス、ヒルムシロクラス、塩沼地植生
6	河川等	開放水域
7	市街地等	市街地、緑の多い住宅地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、工場地帯、造成地、自然裸地

出典：「令和 2 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（令和 3 年 3 月）



凡例

- 計画地
- 類型区分
- 樹林
- 樹林(植林地)
- 乾性草地
- 湿性草地
- 河辺・湿原
- 河川等
- 市街地等

出典：「せんだいくらしのマップ オープンデータ一覧 植生図」（仙台市 HP）
「令和2年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（令和3年3月 仙台市）

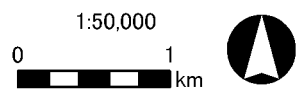


図 6.1-24 自然環境の類型区分

6.1.5 景観等

1) 景観

(1) 自然的景観資源及び歴史的景観資源の状況

調査範囲における主な自然的・文化的景観資源を表 6.1-81 及び図 6.1-25 に示す。なお、計画地内には景観資源は存在しない。

表 6.1-81 自然的・文化的景観資源

No.	名称	概要	自然的 景観資源	文化的 景観資源	出典
1	蒲生干潟	仙台湾海浜自然環境保全地域に指定される潟湖である。	○		①③④
2	長浜	山元町から続く砂浜海岸の一部であり、七北田川河口より北の海岸。蒲生干潟がある。	○		①
3	仙台湾砂浜海岸 (深沼海岸)	山元町から続く砂浜海岸の一部であり、名取川河口から七北田川河口までの海岸。砂浜の内陸部にはクロマツ林（震災により大部分が壊滅）、貞山堀がある。	○		①
4	大沼	仙台市農業園芸センターと隣接しており、シギ・チドリ等の野鳥観察のスポットとして重要な場所である。	○		③
5	貞山運河	七北田川から名取川にかけての運河沿いは海岸公園となっており、美しいマツ林が続く中、サイクリングロードなどが整備され多くの人たちに利用されている。	○	○	②
6	日和山	蒲生干潟を一望でき、国土地理院の地図に表記されている山としては日本で一番低い山である。	○		④
7	高砂神社	蒲生干潟に近い神社である。貞山運河の成就を祈願して建立された。		○	②
8	震災遺構仙台市 立荒浜小学校	東日本大震災で甚大な津波被害を受けた荒浜小学校が震災遺構として一般公開されている。屋上からは、荒浜地区全体や貞山堀、太平洋を望むことができる。		○	④

出典：下記の文献に加え、現地踏査により分布等を大まかに確認した。URL はいずれも令和3年6月閲覧。

- ① 「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)の自然的景観資源一覧。
- ② 仙台市 HP 杜の都わがまち緑の名所100選 <http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/mesho100sen/>
- ③ 第3回自然環境保全基礎調査 宮城県自然景観資源情報図(平成元年、環境庁)
- ④ 環境省 HP みちのく潮風トレイル <http://tohoku.env.go.jp/mct/>



凡例

- 計画地
- 自然的・歴史的景観資源
- 自然的景観資源

出典：

- ① 「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月、仙台市)の自然的景観資源一覧。
- ② 仙台市 HP 杜の都わがまち緑の名所 100 選 <http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/mesho100sen/>
- ③ 第 3 回自然環境保全基礎調査 宮城県自然景観資源情報図(平成元年、環境庁)
- ④ 環境省 HP みちのく潮風トレイル <http://tohoku.env.go.jp/mct/>

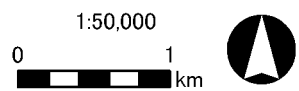


図 6.1-25 自然的・文化的景観資源

(2) 眺望地点の状況

計画地を眺望できる主要な眺望地点を表 6.1-82 及び図 6.1-26 に示す。

調査範囲は標高差の少ない地域であるが、計画地の西～北西～北～北東側にかけては工業・流通系の中層建築物や港湾施設が建ち並ぶため、これらの方角からは計画地を比較的視認しづらい。一方、計画地の南西～南側にかけては七北田川や田園地帯の開放的な空間が広がるため、これらの方角からは計画地の方向を含め、比較的遠くまで見通すことができる。

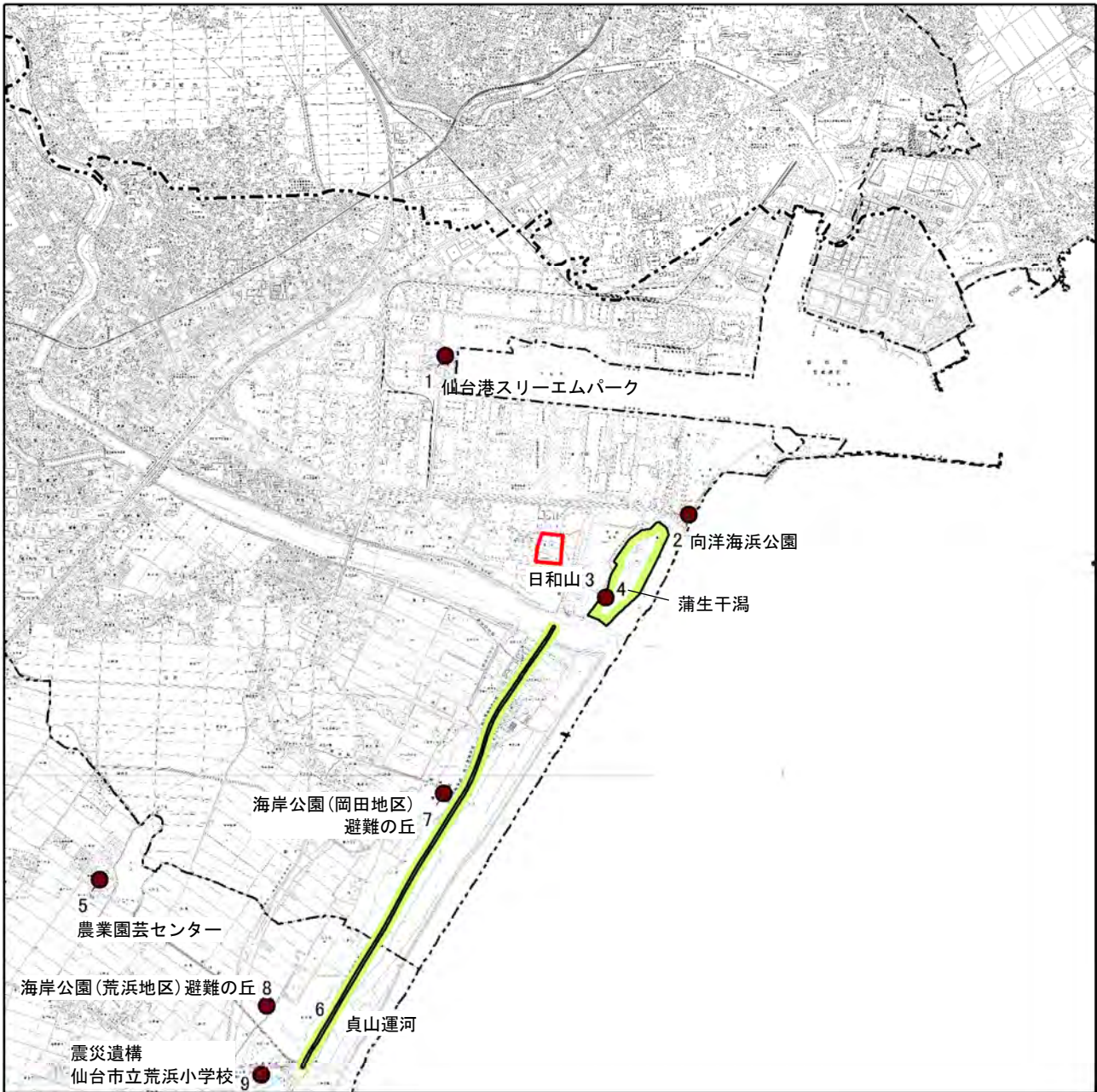
表 6.1-82 眺望地点

No.	名称	概要	計画地からの距離	出典
1	仙台港スリーエムパーク	外国船が来航する国際貿易港。休日には釣りを楽しむ家族連れやサーフィンを楽しむ多くの若者で賑わう公園。小高い丘があり展望台になっている。そこから東は太平洋、西は遠く蔵王の山並みまで眺めることができる。	1.5km	①
2	向洋海浜公園	敷地内に約 300 台分の舗装駐車場があり、太平洋と蒲生干潟が一望できる。サーファーが多く、宮城県が管理する公園である。	0.9km	②
3	日和山	蒲生干潟を一望でき、国土地理院の地図に表記されている山としては日本一低い山である。	0.4km	①⑥
4	蒲生干潟	国設仙台海浜鳥獣保護区の特別保護地区に指定されている自然豊かな干潟。シギ、チドリ、サギなどの貴重な野鳥や様々な植物群落を見ることができる。	0.4km	①⑥
5	農業園芸センター	レクリエーション施設。農業に関する多彩なイベント・体験プログラムの実施や市民農園を運営する農業園芸施設であり、隣接する大沼からの眺望もある。	4km	③
6	貞山運河	松島湾と阿武隈川を結ぶ全長約 49km の運河である。	0.6km [※]	①
7	海岸公園（岡田地区）避難の丘	岡田地区に整備された津波発生時の避難場所避難所。10～15m の小高い丘であり眺望スポットとしても位置付け。	2km	④⑤
8	海岸公園（荒浜地区）避難の丘	荒浜地区に整備された津波発生時の避難場所避難所。10～15m の小高い丘であり眺望スポットとしても位置付け。	4.2km	④⑤
9	震災遺構仙台市立荒浜小学校	東日本大震災で甚大な津波被害を受けた荒浜小学校が震災遺構として一般公開されている。屋上からは、荒浜地区全体や貞山堀、太平洋を望むことができる。	4.5km	⑥

※ 貞山運河は線的に延びているため、最寄り位置である七北田川との合流部までの距離とした。

出典：下記の文献に加え、現地踏査により眺望を確認した。URL はいずれも令和 3 年 6 月閲覧。

- ① 仙台市 HP 杜の都わがまち緑の名所 100 選 <http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/mesho100sen/>
- ② 仙台市 HP せんだいぐらしマップ <https://www2.wagmap.jp/sendacity/Portal>
- ③ 仙台観光情報サイト せんだい旅日和 <https://www.sentabi.jp/>
- ④ 仙台市 HP 海岸公園整備事業 <https://www.city.sendai.jp/kaigankoensebi/kurashi/shizen/midori/koen/sebi/kaigan.html>
- ⑤ 「海岸公園復興基本計画」（平成 25 年 11 月、仙台市）」
- ⑥ 環境省 HP みちのく潮風トレイル <http://tohoku.env.go.jp/mct/>



凡例

- 計画地
- 主な眺望点
- 主な眺望点(面)

出典：

- ① 仙台市 HP 杜の都わがまち緑の名所 100 選 <http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/mesho100sen/>
- ② 仙台市 HP せんだいくらしまップ <https://www2.wagmap.jp/sendacity/Portal>
- ③ 仙台観光情報サイト せんだい旅日和 <https://www.sentabi.jp/>
- ④ 仙台市 HP 海岸岸公園整備事業 <https://www.city.sendai.jp/kaigankoensebi/kurashi/shizen/midori/koen/sebi/kaigan.html>
- ⑤ 「海岸公園復興基本計画」(平成 25 年 11 月、仙台市)
- ⑥ 環境省 HP みちのく潮風トレイル <http://tohoku.env.go.jp/mct/>

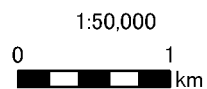


図 6.1-26 眺望地点

2) 自然との触れ合いの場

(1) 自然との触れ合いの場の状況

調査範囲における自然との触れ合いの場を表 6.1-83 及び図 6.1-27 に示す。計画地の周辺には向洋海浜公園、蒲生干潟等の自然との触れ合いの場が存在する。

表 6.1-83 自然との触れ合いの場

No.	名称	概要	想定される活動	出典
1	貞山運河	七北田川から名取川にかけての運河沿いは海岸公園となっており、美しいマツ林が続く中、サイクリングロードなどが整備され多くの人たちに利用されている。	サイクリング	①⑥
2	仙台港中央公園(スリーエム仙台港パーク)	外国船が来航する国際貿易港。休日には釣りを楽しむ家族連れ等で賑わい、海を見ながらのんびりできる場所である。子供広場には遊具あり。小高い丘があり、展望台になっている。そこから、東は太平洋、西は遠く蔵王の山並みまで眺めることができる。	自然観察、釣り、その他アクティビティ	①
3	蒲生干潟	国設仙台海浜鳥獣保護区の特別保護地区に指定されている自然豊かな干潟。貴重な野鳥や、様々な植物群落を見ることができる。	バードウォッチング	①⑥
4	海岸公園(荒浜地区)	パークゴルフ場、運動公園等、開放的な空間でスポーツを楽しむことができる。また、避難の丘等が併設されている。	スポーツ	④⑤
5	農業園芸センター	四季折々の花々が咲き誇り、キッズガーデンや市民農園もあり敷地面積は106,986m ² 。有料の収穫体験も行っている。	農業体験	③
6	向洋海浜公園	敷地内に約 300 台分の舗装駐車場があり、太平洋と蒲生干潟が一望できる。サーファーが多く、宮城県が管理する公園である。	サーフィン	②
7	長浜	山元町から続く砂浜海岸の一部であり、七北田川河口より北の海岸。蒲生干潟がある。	自然観察	⑦
8	海岸公園(岡田地区)	野球場、テニスコート等、開放的な空間でスポーツを楽しむことができる。また、避難の丘等が併設されている。	スポーツ	④⑤

出典：下記の文献に加え、現地踏査により眺望を確認した。URL はいずれも令和3年6月閲覧。

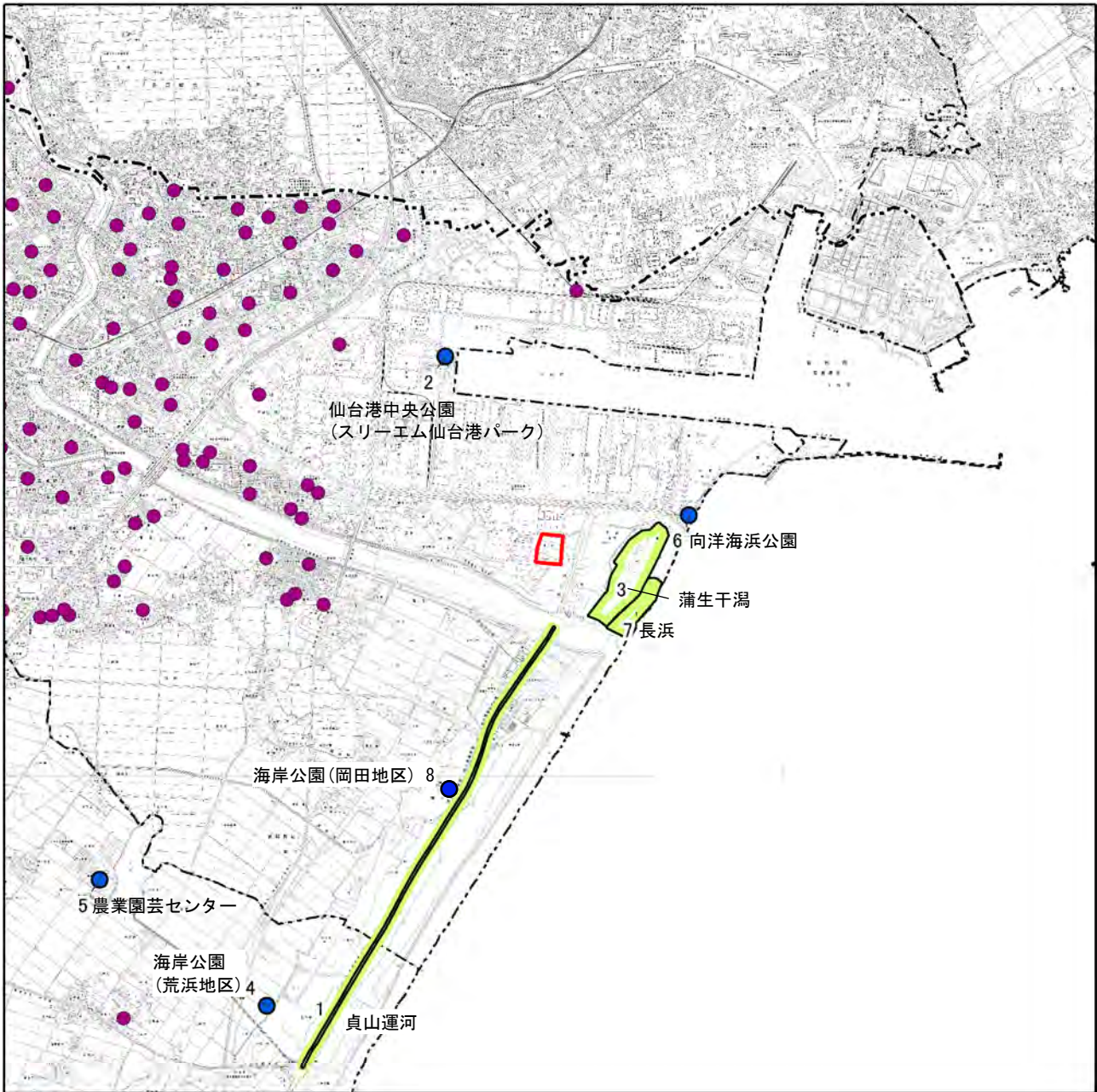
- ① 仙台市 HP 杜の都わがまち緑の名所100選 <http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/mesho100sen/>
- ② 仙台市 HP せんだい暮らしマップ <https://www2.wagmap.jp/sendacity/Portal>
- ③ 仙台観光情報サイト せんだい旅日和
- ④ 海岸公園整備事業 <https://www.city.sendai.jp/kaigankoensebi/kurashi/shizen/midori/koen/sebi/kaigan.html>
- ⑤ 「海岸公園復興基本計画」(平成25年11月、仙台市)
- ⑥ 環境省 HP みちのく潮風トレイル <http://tohoku.env.go.jp/mct/>
- ⑦ 「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月、仙台市)の自然的景観資源一覧。

(2) 都市公園

調査範囲における都市公園等の分布状況を表 6.1-84 及び図 6.1-27 に示す。計画地及びその周辺は臨海工業地帯であることもあり、近隣に都市公園の数は少なく、計画地から距離のある内陸部に多く存在する。

表 6.1-84 公園一覧 (都市公園等)

No.	名所	住所	No.	名所	住所
1	仙台港背後地 4 号緑地	宮城野区仙台北二丁目 31	48	田子西二丁目公園	宮城野区田子二丁目 24-1
2	仙台港背後地 6 号緑地	宮城野区中野字下袋田 36 外	49	田子要害東公園	宮城野区田子一丁目 252-1
3	出花三丁目公園	宮城野区出花三丁目 36-9	50	田子要害西公園	宮城野区田子字要害 254-9
4	出花二丁目公園	宮城野区出花二丁目 7-9	51	田子一丁目北公園	宮城野区田子一丁目 490-17 外
5	出花一丁目公園	宮城野区出花一丁目 12-4	52	田子一丁目南公園	宮城野区田子一丁目 1001-26
6	出花西 2 号公園	宮城野区中野字出花西 90-13	53	仙石北公園	宮城野区仙石 117-18
7	栄五丁目公園	宮城野区栄五丁目 15	54	仙石南公園	宮城野区仙石 89-16
8	栄東公園	宮城野区栄四丁目 20-5	55	福住町公園	宮城野区福住町 9-2
9	栄公園	宮城野区栄四丁目 4-1	56	扇町四丁目公園	宮城野区扇町四丁目 9-1
10	中野栄駅前公園	宮城野区栄四丁目 10-7	57	扇町六丁目公園	宮城野区扇町六丁目 5-1
11	福在公園	宮城野区栄二丁目 7-6	58	町浦公園	宮城野区福田町二丁目 365
12	宿在家公園	宮城野区栄三丁目 5-8	59	福田町二丁目公園	宮城野区福田町 2 丁目 534-5
13	栄一丁目公園	宮城野区栄一丁目 85-3	60	福田町砂押公園	宮城野区福田町二丁目 1224
14	中野北上公園	宮城野区中野字北上 44-3	61	福田町四丁目公園	宮城野区福田町四丁目 5-1
15	福室公園	宮城野区福室五丁目 601-70	62	福田町南一丁目公園	宮城野区福田町南一丁目 1007
16	福室境公園	宮城野区福室七丁目 1-42	63	七北田川鶴巻緑地	宮城野区鶴巻一丁目 1023
17	福室上町北公園	宮城野区福室六丁目 29-1	64	鶴巻一丁目東公園	宮城野区鶴巻一丁目 1006-1
18	福室上町東公園	宮城野区福室五丁目 220-1 外	65	鶴巻一丁目西公園	宮城野区鶴巻一丁目 1010-1
19	福室上町南公園	宮城野区福室三丁目 9-2	66	福田町南一丁目公園	宮城野区福田町南一丁目 1007
20	福室寺前公園	宮城野区福室五丁目 36-9	67	卸町東二丁目公園	若林区卸町東二丁目 4-1
21	福室四丁目公園	宮城野区福室四丁目 90-3	68	六丁の目中町公園	若林区六丁の目中町 29-1
22	福室要谷 2 号公園	宮城野区福室四丁目 30-7 外	69	六丁の目北町公園	若林区六丁の目北町 9-3
23	福室要谷公園	宮城野区福室四丁目 28-4 外	70	中野向田公園	宮城野区白鳥一丁目 177-1 外
24	仙台港背後地 1 号緑地	宮城野区福室字県道前 122-1 外	71	蒲生土手前 2 号公園	宮城野区白鳥一丁目 5-2 外
25	仙台港背後地 7 号緑地	宮城野区中野字神明 175-4 の一部外	72	蒲生土手前 3 号公園	宮城野区白鳥一丁目 15-6
26	仙台港背後地 2 号緑地	宮城野区中野一丁目 57 外	73	蒲生蓬田前公園	宮城野区白鳥一丁目 560-6
27	仙台港背後地 8 号緑地	宮城野区福室字県道前 95 外	74	蒲生土手前公園	宮城野区白鳥一丁目 109-01
28	仙台港背後地 9 号緑地	宮城野区福室字県道前 58 の一部外	75	仙台港背後地 3 号緑地	宮城野区白鳥一丁目 658 外
29	福室半在地公園	宮城野区福室三丁目 407-3 外	76	耳取 2 号公園	宮城野区白鳥二丁目 96-11
30	福室二丁目公園	宮城野区福室二丁目 34-20	77	耳取公園	宮城野区白鳥二丁目 528
31	中野中央公園	宮城野区中野三丁目 6	78	耳取西公園	宮城野区白鳥二丁目 48-19
32	高砂中央公園	宮城野区中野字蓬田 99	79	白鳥一丁目公園	宮城野区白鳥一丁目 265-3 外
33	高砂一丁目公園	宮城野区高砂一丁目 23-1	80	田中東一番公園	宮城野区福室字田中東一番 14-8 外
34	高砂緑地	宮城野区高砂一丁目 32 外	81	田中前二番公園	宮城野区福室字田中前二番 1-12
35	高砂一丁目西公園	宮城野区高砂一丁目 18-8	82	新原田公園	宮城野区福室字新原田 11-43 外
36	高砂二丁目向田公園	宮城野区高砂二丁目 8-3	83	新原田緑地	宮城野区福室字新原田 11-45 外
37	高砂二丁目緑地	宮城野区高砂二丁目 26-2	84	久保野一番公園	宮城野区福室字久保野一番 24-24 外
38	高砂公園	宮城野区福室一丁目 46-17 外	85	港南西公園	宮城野区蒲生字南屋ヶ城 1-27 外
39	田子小原公園	宮城野区田子三丁目 111-4	86	港南東公園	宮城野区蒲生字南城道田 5-4 外
40	上田子 2 号公園	宮城野区田子三丁目 507	87	上屋倉公園	宮城野区蒲生字上屋倉 24-39
41	田子二丁目公園	宮城野区田子二丁目 40-1	88	蒲生雑子袋北公園	宮城野区蒲生字雑子袋 5 番 26 外
42	田子二丁目北公園	宮城野区田子二丁目 6-4	89	蒲生雑子袋南公園	宮城野区蒲生字雑子袋 4-20 外
43	田子西二丁目緑地	宮城野区田子西二丁目 9-2 外	90	上岡田北緑地	宮城野区岡田字上岡田 8-1
44	田子西二丁目東緑地	宮城野区田子西二丁目 10-4 外	91	上岡田公園	宮城野区岡田字上岡田 17-79
45	田子西二丁目緑地	宮城野区田子西二丁目 9-2 外	92	上岡田中緑地	宮城野区岡田字上岡田 17-1 外
46	田子西三丁目公園	宮城野区田子西三丁目 9-6	93	上岡田西緑地	宮城野区岡田字上岡田 2-1 外
47	田子西三丁目緑地	宮城野区田子西三丁目 9-6			



凡例

- 計画地
- 人と自然の触れ合いの場(点)
- 自然と触れ合いの場(面)
- 都市公園

出典：

- ① 仙台市 HP 杜の都わがまち緑の名所100選 <http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/mesho100sen/>
- ② 仙台市 HP せんだいぐらしマップ <https://www2.wagmap.jp/sendacity/Portal>
- ③ 仙台観光情報サイト せんだい旅日和
- ④ 海岸公園整備事業 <https://www.city.sendai.jp/kaigankoensebi/kurashi/shizen/midori/koen/sebi/kaigan.html>
- ⑤ 「海岸公園復興基本計画」(平成25年11月、仙台市)
- ⑥ 環境省 HP みちのく潮風トレイル <http://tohoku.env.go.jp/mct/>

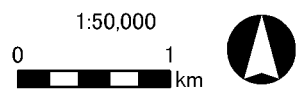


図 6.1-27 計画地周辺の自然との触れ合いの場等

3) 文化財

(1) 文化財等の状況

国・宮城県・仙台市による指定文化財・登録文化財のうち、有形文化財（建造物）、史跡、名勝、天然記念物は、調査範囲には存在しない。

なお、地域を定めず指定された特別天然記念物として「カモシカ（国指定）」があり、表 6.1-78 に示すように「ふるさと種」であるが、本種は一般的に丘陵・山岳地帯に生息していると考えられる。

出典：仙台市 HP 仙台市の文化財一覧（令和 3 年 6 月閲覧）

<http://www.city.sendai.jp/bunkazai-kanri/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/bunkazai/bunkazai/bunkazai.html>

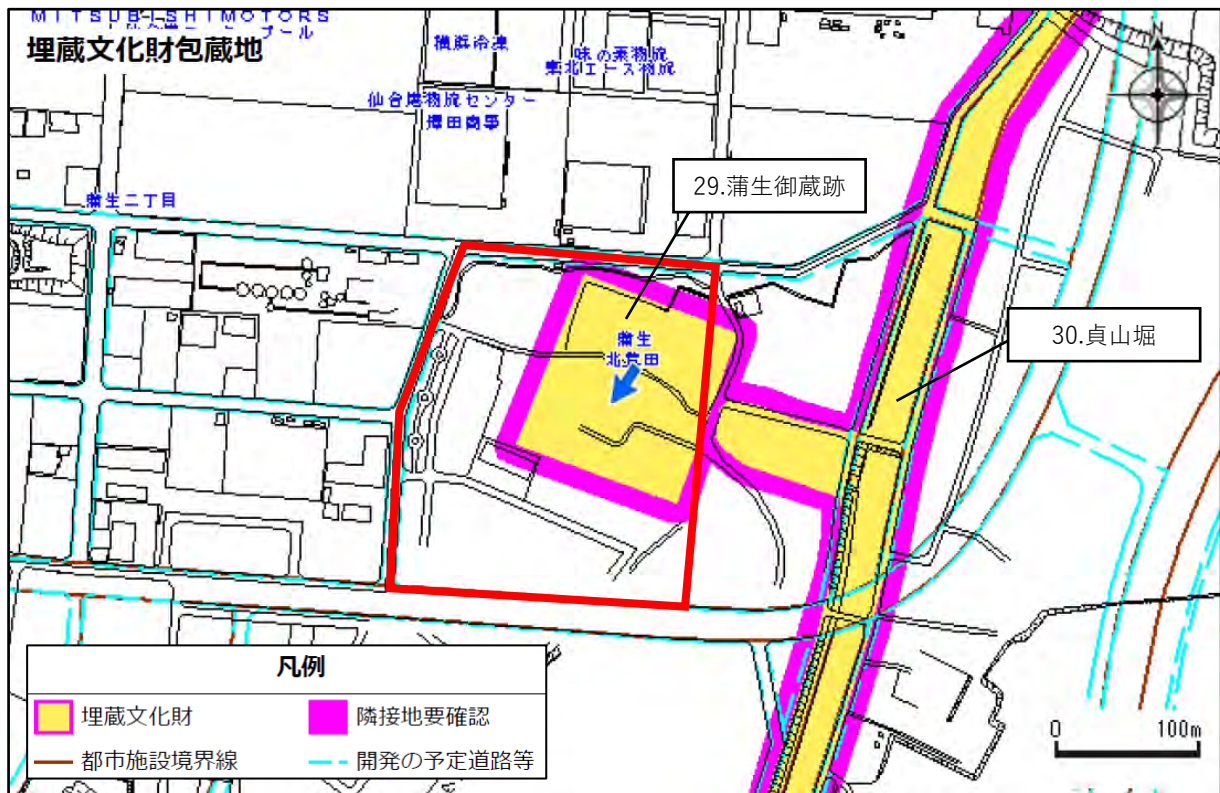
仙台市 HP 日本固有種・カモシカ

<http://www.sendai-c.ed.jp/~bunkazai/shiteidb/c00569.html>

(2) 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の状況

調査範囲に存在する埋蔵文化財包蔵地を表 6.1-85 及び図 6.1-29 に示す。

調査範囲には板碑、集落、水田、屋敷などの埋蔵文化財が 36 箇所存在するが、このうち計画地内には「29 蒲生御蔵跡」及び「30 貞山堀」が位置している（図 6.1-28）。



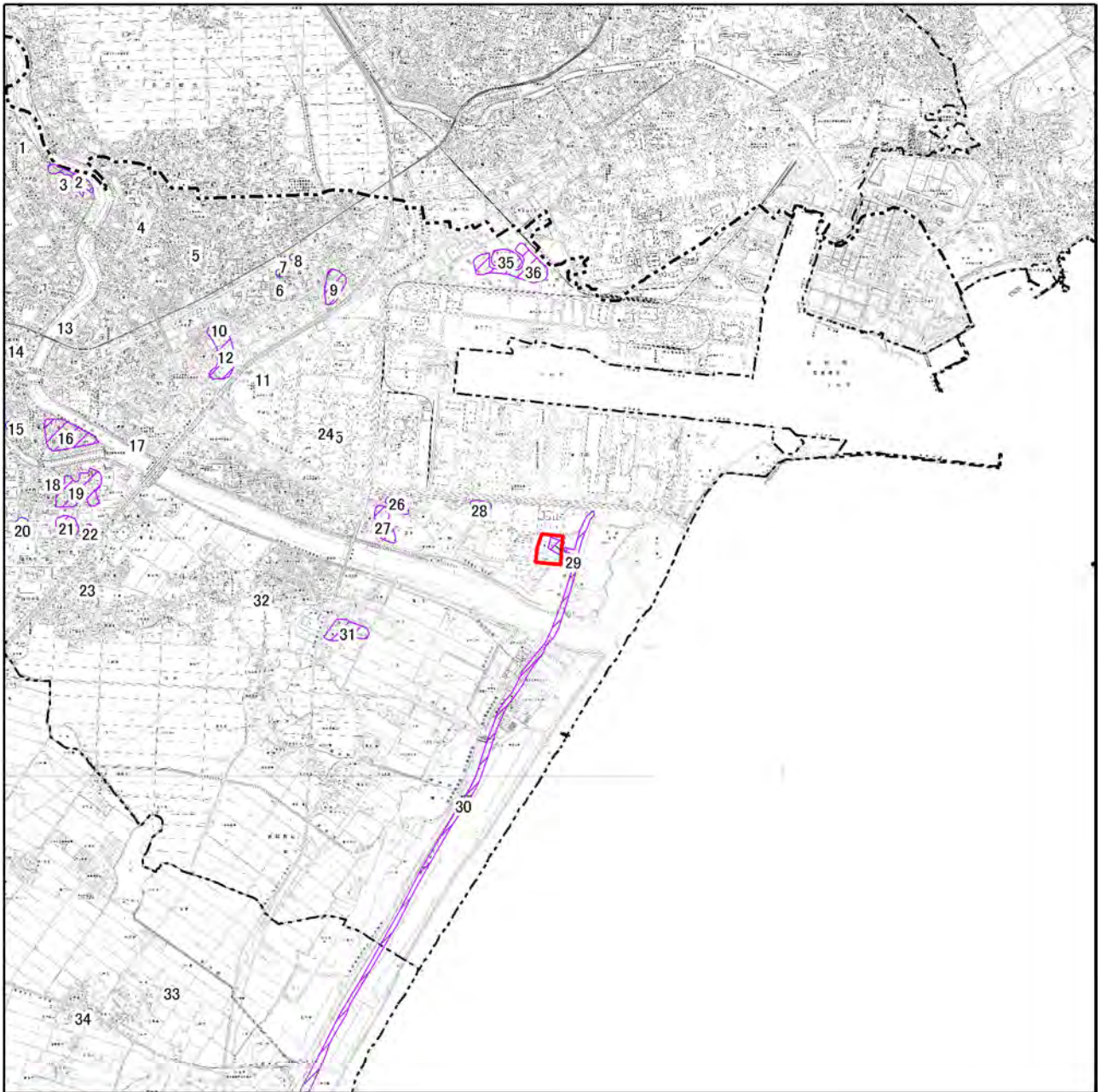
出典 仙台市都市計画情報インターネット提供サービス http://www2.wagamachi-guide.com/sendai_tokei/index.html（令和 3 年 6 月）を加筆。

図 6.1-28 計画地内に分布する埋蔵文化財

表 6.1-85 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の状況

No.	名称	所在地	種別区分	年代
1	五平淵板碑群	宮城野区田子字五平淵 38	板碑群	中世
2	堰下遺跡	宮城野区田子字堰下	散布地	平安
3	堰下板碑群	宮城野区田子字堰下 10	板碑群	中世
4	西光寺板碑	宮城野区福室五丁目	板碑群	鎌倉
5	誓渡寺板碑	宮城野区中野字阿弥陀堂	板碑	中世
6	出花一丁目 A 板碑群	宮城野区出花 1-152	板碑群	中世
7	出花一丁目 B 板碑群	宮城野区出花 1-155	板碑群	中世
8	出花愛宕神社板碑群	宮城野区出花 1-243	板碑群	中世
9	出花遺跡	宮城野区出花二丁目	散布地	奈良・平安
10	中野高柳板碑	宮城野区中野字高柳ほか	屋敷・散布地	平安・中・近世
11	中野曲田板碑	宮城野区中野字曲田 56	板碑	中世
12	中野高柳遺跡	宮城野区中野字高柳ほか	屋敷・散布地	平安・中・近世
13	福室庚板碑	宮城野区福室字庚 1-3	板碑	中世
14	雲洞院板碑	宮城野区福田町 1-10-25	板碑群	中世
15	四野山観音堂板碑	宮城野区福田町二丁目	板碑	中世
16	福田町遺跡	宮城野区福田町二丁目	散布地	平安
17	八鍬八幡神社板碑	宮城野区高砂 2-18-5	板碑	中世
18	鶴巻熊野神社板碑	宮城野区鶴巻 1-9-6	板碑	中世
19	鶴巻 I 遺跡	宮城野区鶴巻一丁目	散布地	平安
20	田子遺跡	宮城野区田子字三反ほか	散布地	平安
21	鶴巻 II 遺跡	宮城野区鶴巻二丁目	散布地	平安
22	小原遺跡	宮城野区福室字小原	散布地	平安
23	福室住吉神社板碑群	宮城野区福室字平柳 82	板碑群	中世
26	竹ノ内遺跡	宮城野区蒲生字竹ノ内	散布地	平安
26	牛小舎遺跡	宮城野区蒲生一丁目	散布地	奈良・平安
27	耳取観音堂板碑	宮城野区蒲生字竹ノ内 31-1	板碑	中世
27	和田織部館跡	宮城野区蒲生一丁目	屋敷	近世
28	西原遺跡	宮城野区蒲生二丁目	散布地	奈良・平安
29	蒲生御蔵跡	宮城野区蒲生二丁目ほか	米蔵	近世
30	貞山堀	宮城野区蒲生～若. 荒浜・井土ほか	運河	近世
31	田母神屋敷跡(二瓶屋敷)	宮城野区蒲生字鍋沼	屋敷	近世
32	岡田神明社板碑群	宮城野区岡田字寺袋浦 47-1	板碑群	中世
33	笹屋敷板碑	若林区荒井字笹屋敷	板碑	室町
34	神屋敷大日堂板碑群	若林区荒井字神屋敷 116-1	板碑群	中世
35	遠藤館跡	宮城野区中野字沼向	城館・屋敷・集落	古墳・中世・近世
36	沼向遺跡	宮城野区中野字沼向	古墳・集落・水田	弥生・古墳・平安

出典：宮城県 HP 宮城県遺跡地図情報 <https://www.pref.miyagi.jp/site/maizou/bunkazaimap.html> (令和 3 年 6 月閲覧)



凡例

- 計画地
- 埋蔵文化財

※ 図中の番号は表 6.1-85 と対応。
 出典：宮城県 HP 宮城県遺跡地図情報
<https://www.pref.miyagi.jp/site/maizou/bunkazaimap.html> (令和 3 年 6 月閲覧)

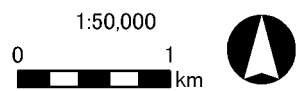


図 6.1-29 埋蔵文化財包蔵地

6.1.6 その他

1) 電波障害の状況

計画地から西南西約 11km の位置にある大年寺山（太白区）には、NHK 及び民間地上デジタルテレビ放送中継局がある。計画地を挟んで反対側の東北東の方角を含め、計画地の周辺において電波障害の問題が生じうる住宅等は存在しない。

2) 日照障害の状況

計画地の周辺において日照障害の影響が及ぶような範囲に住宅等は存在しない。

3) 風害の状況

計画地の周辺において風害の影響が及ぶような範囲に住宅等は存在しない。

6.2 社会的状況

6.2.1 人口及び産業

1) 人口

仙台市全体及び各区（青葉区、宮城野区、若林区、太白区、泉区）の令和4年4月1日現在の人口・世帯数及び人口密度を表6.2-1に示す。

仙台市全体の人口は1,095,730人、世帯数は531,339世帯、人口密度は1,393人/km²、本事業が立地する宮城野区の人口は196,025人、世帯数は96,667世帯、人口密度は3,365人/km²となっている。

人口及び世帯数の推移（表6.2-2）をみると、人口については、仙台市全体、青葉区、宮城野区、若林区、太白区において微増しているが、泉区では微減となっている。世帯数については、仙台市全体及び、すべての区において増加傾向を示している一方で、世帯あたり人数は、仙台市全体及びすべての地区で減少傾向を示している。

表 6.2-1 人口・世帯数及び人口密度（令和4年4月現在）

市区	面積 (km ²)	人口（人）			世帯数 (世帯)	人口密度 (人/ km ²)
		総数	男	女		
青葉区	302.24	311,383	150,707	160,676	164,329	1,030
宮城野区	58.25	196,025	95,780	100,245	96,667	3,365
若林区	50.86	141,416	69,619	71,797	69,238	2,780
太白区	228.39	236,026	113,617	122,409	107,105	1,033
泉区	146.61	210,880	100,973	109,907	94,000	1,438
仙台市全体	786.35	1,095,730	530,696	565,034	531,339	1,393

出典：統計時報（定期資料）

<https://www.city.sendai.jp/chosatoke/shise/toke/shiryu.html>

表 6.2-2 人口・世帯数の推移

市区	年次	人口		世帯数		世帯あたり人数	
		実数 (人)	増減 (%)	実数 (世帯)	増減 (%)	実数 (人/世帯)	増減 (%)
青葉区	平成 30 年	291,110	100.29	149,599	101.42	1.95	98.89
	令和元年	219,326	75.56	150,636	102.12	1.46	73.99
	令和 2 年	291,702	100.49	152,326	103.26	1.91	97.31
	令和 3 年	291,869	100.06	153,849	101.00	1.90	99.07
	令和 4 年	291,832	99.99	154,849	100.65	1.88	99.34
宮城野区	平成 30 年	189,011	100.26	91,984	102.10	2.05	98.20
	令和元年	189,304	100.41	93,196	103.45	2.03	97.07
	令和 2 年	189,625	100.59	94,482	104.87	2.01	95.91
	令和 3 年	190,185	100.30	95,985	101.59	1.98	98.72
	令和 4 年	189,453	99.62	96,711	100.76	1.96	98.87
若林区	平成 30 年	134,649	101.65	65,184	103.05	2.07	98.64
	令和元年	135,722	102.46	66,407	104.98	2.04	97.60
	令和 2 年	136,540	103.08	67,600	106.87	2.02	96.45
	令和 3 年	137,142	100.44	68,818	101.80	1.99	98.66
	令和 4 年	137,171	100.02	69,448	100.92	1.98	99.11
太白区	平成 30 年	228,074	100.81	104,479	102.41	2.18	98.44
	令和元年	229,157	101.29	105,952	103.85	2.16	97.53
	令和 2 年	230,986	102.10	107,972	105.83	2.14	96.47
	令和 3 年	232,226	100.54	109,829	101.72	2.11	98.84
	令和 4 年	233,101	100.38	111,504	101.53	2.09	98.87
泉区	平成 30 年	213,758	99.06	94,172	101.57	2.27	97.52
	令和元年	213,180	98.79	95,062	102.53	2.24	96.35
	令和 2 年	212,324	98.39	95,807	103.34	2.22	95.22
	令和 3 年	211,747	99.73	96,687	100.92	2.19	98.82
	令和 4 年	210,728	99.52	97,673	101.02	2.16	98.51
仙台市 全体	平成 30 年	1,056,602	100.31	505,418	101.98	2.09	98.36
	令和元年	1,058,689	100.51	511,253	103.16	2.07	97.43
	令和 2 年	1,061,177	100.75	518,187	104.56	2.05	96.35
	令和 3 年	1,063,169	100.19	525,168	101.35	2.02	98.86
	令和 4 年	1,062,285	99.92	530,185	100.96	2.00	98.97

出典：出典：「町名別年齢（各歳）別住民基本台帳人口データ」（仙台市市民局広聴統計課）

<http://www.city.sENdai.jp/chosatoke/shise/toke/jinko/chomebetsu.html>

仙台市全体及び各区（青葉区、宮城野区、若林区、太白区、泉区）の人口動態の推移を表 6.2-3 に示す。

令和 2 年の自然動態は、仙台市全体では、1,288 人の自然減、3,160 人の社会増であった。本事業が立地する宮城野区では 241 人の自然減、111 人の社会減となっている。

表 6.2-3 人口動態の推移

単位：人

市区	年次	自然動態			社会動態			人口増減 (A+B)
		出生	死亡	増減(A)	転入者数	転出者数	増減(B)	
青葉区	平成 28 年	2,259	2,463	-204	20,992	20,715	277	73
	平成 29 年	2,249	2,473	-224	21,311	20,773	538	314
	平成 30 年	2,126	2,595	-469	21,164	20,447	717	248
	令和元年	1,905	2,604	-699	20,903	20,103	800	101
	令和 2 年	1,916	2,716	-800	20,331	19,526	805	5
宮城野区	平成 28 年	1,972	1,502	470	14,311	14,008	303	773
	平成 29 年	1,909	1,501	408	13,955	14,129	-174	234
	平成 30 年	1,843	1,510	333	13,813	13,844	-31	302
	令和元年	1,684	1,523	161	13,766	13,791	-25	136
	令和 2 年	1,694	1,453	241	13,483	13,372	111	352
若林区	平成 28 年	1,220	1,101	119	10,231	8,557	1,674	1,793
	平成 29 年	1,227	1,148	79	9,872	8,986	886	965
	平成 30 年	1,228	1,133	95	9,693	8,727	966	1,061
	令和元年	1,167	1,140	27	9,405	8,947	458	485
	令和 2 年	1,108	1,190	-82	9,676	8,778	898	816
太白区	平成 28 年	1,991	1,897	94	12,680	12,460	220	314
	平成 29 年	1,864	1,996	-132	13,608	12,225	1,383	1,251
	平成 30 年	1,912	2,056	-144	13,766	12,126	1,640	1,496
	令和元年	1,790	2,113	-323	13,982	12,112	1,870	1,547
	令和 2 年	1,886	2,106	-220	13,368	11,859	1,509	1,289
泉区	平成 28 年	1,570	1,665	-95	10,644	11,488	-844	-939
	平成 29 年	1,480	1,707	-227	10,610	11,119	-509	-736
	平成 30 年	1,386	1,707	-321	10,379	11,125	-746	-1,067
	令和元年	1,315	1,751	-436	10,477	10,835	-358	-794
	令和 2 年	1,316	1,743	-427	10,208	10,371	-163	-590
仙台市 全体	平成 28 年	9,012	8,628	384	68,858	67,228	1,630	2,014
	平成 29 年	8,729	8,825	-96	69,356	67,232	2,124	2,028
	平成 30 年	8,495	9,001	-506	68,815	66,269	2,546	2,040
	令和元年	7,861	9,131	-1,270	68,533	65,788	2,745	1,475
	令和 2 年	7,920	9,208	-1,288	67,066	63,906	3,160	1,872

※各年 12 月末現在の数値。

出典：「住民基本台帳人口及び世帯数（年報）人口増減数、自然増減数及び社会増減数（日本人＋外国人）」（宮城県）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/juki-nen.html>

2) 産業

仙台市の産業別就業者数及び産業分類構成比を表 6.2-4 に示す。

仙台市の令和 2 年における全就業者数は 502,190 人、そのうち第 1 次産業が 3,853 人 (0.8%)、第 2 次産業が 77,560 人(15.9%)、第 3 次産業が 406,208 人(83.3%)、分類不能の産業が 14,569 人 (2.9%) となっており、第 3 次産業が主体の産業構成となっている。産業別では、「卸売業、小売業」が 93,164 人 (19.1%) と最も多くなっており、次いで「医療福祉」が 66,004 人 (13.5%) となっている。平成 27 年から令和 2 年にかけての構成比の変化は、第 1 次産業が 0.01 ポイントの減少、第 2 次産業が 0.6 ポイントの減少、第 3 次産業が 0.6 ポイントの増加となっており、第 3 次産業の占める割合が微増している。

表 6.2-4 仙台市の産業分類別就業者数

産業分類 (大分類)		平成 27 年		令和 2 年	
		就業者数 (人)	構成比※ (%)	就業者数 (人)	構成比※ (%)
第 1 次 産業	農業	3,471	0.74	3,579	0.73
	林業	162	0.03	188	0.04
	漁業	84	0.02	86	0.02
	計	3,717	0.80	3,853	0.79
第 2 次 産業	鉱業,採石業,砂利採取業	67	0.01	57	0.02
	建設業	44,748	9.59	44,456	9.12
	製造業	32,223	6.90	33,047	6.78
	計	77,038	16.50	77,560	15.90
第 3 次 産業	電気・ガス・熱供給・水道業	4,481	0.96	4,874	1.00
	情報通信業	17,762	3.81	19,511	4.00
	運輸業,郵便業	26,926	5.77	28,183	5.78
	卸売業,小売業	94,156	20.17	93,164	19.11
	金融業,保険業	14,619	3.13	14,394	2.95
	不動産業,物品賃貸業	15,279	3.27	15,870	3.25
	学術研究,専門・技術サービス業	19,950	4.27	21,284	4.36
	宿泊業,飲食サービス業	31,015	6.64	30,488	6.25
	生活関連サービス業,娯楽業	17,216	3.69	17,462	3.58
	教育,学習支援業	29,961	6.42	32,071	6.58
	医療,福祉	57,503	12.32	66,004	13.54
	複合サービス事業	3,123	0.67	2,854	0.59
	サービス業 (他に分類されないもの)	34,403	7.37	39,200	8.04
	公務 (他に分類されるものを除く)	19,613	4.20	20,849	4.28
	計	386,007	82.70	406,208	83.30
—	分類不能の産業	12,577	2.69	14,569	2.99
総数		479,339	—	502,190	—
総数から「分類不能の産業」を除いた数		466,762	100.00	487,621	100.00

※ 総数から「分類不能の産業」を除いた数 (第 1 次産業、第 2 次産業、第 3 次産業の就業者数の合計) を分母とした。

出典：

- ・「平成 27 年国勢調査 産業等基本集計 (労働力状態,就業者の産業など) 第 6-3 表 産業 (大分類),男女別 15 歳以上就業者数及び産業別割合 - 都道府県,市区町村」(総務省統計局)
- ・「令和 2 年度国勢調査 産業等基本集計 (労働力状態・産業・職業・従業上の地位) 第 5-3 表 産業 (大分類), 男女, 従業上の地位, 産業 (大分類) 別就業者数 (15 歳以上) - 全国, 都道府県, 市区町村」(総務省統計局)

6.2.2 土地利用

1) 土地利用状況

仙台市の地目別面積の推移を表 6.2-5、調査範囲の土地利用図を図 6.2-1 に示す。

仙台市の総面積は 78,635ha であり、地目別面積では森林が 44,965ha と最も多くなっており市域の約 57% を占め、次いで宅地 13,023ha (16.6%)、その他 6,673ha (8.5%)、農地 5,820ha (7.4%) となっている。平成 29 年からの経年変化をみると、宅地と道路が微増の傾向であり、農地及び森林が減少している。

国土数値情報土地利用細分メッシュデータによると、調査範囲内の地目別メッシュ比率は、表 6.2-6 に示すとおりであり、海水域が 30.8%、次いで建物用地が 25.6%、その他の用地 17.7% を占めている。なお、計画地の場所は「その他の用地」に分類される。

表 6.2-5 仙台市の地目別面積の推移

単位：ha

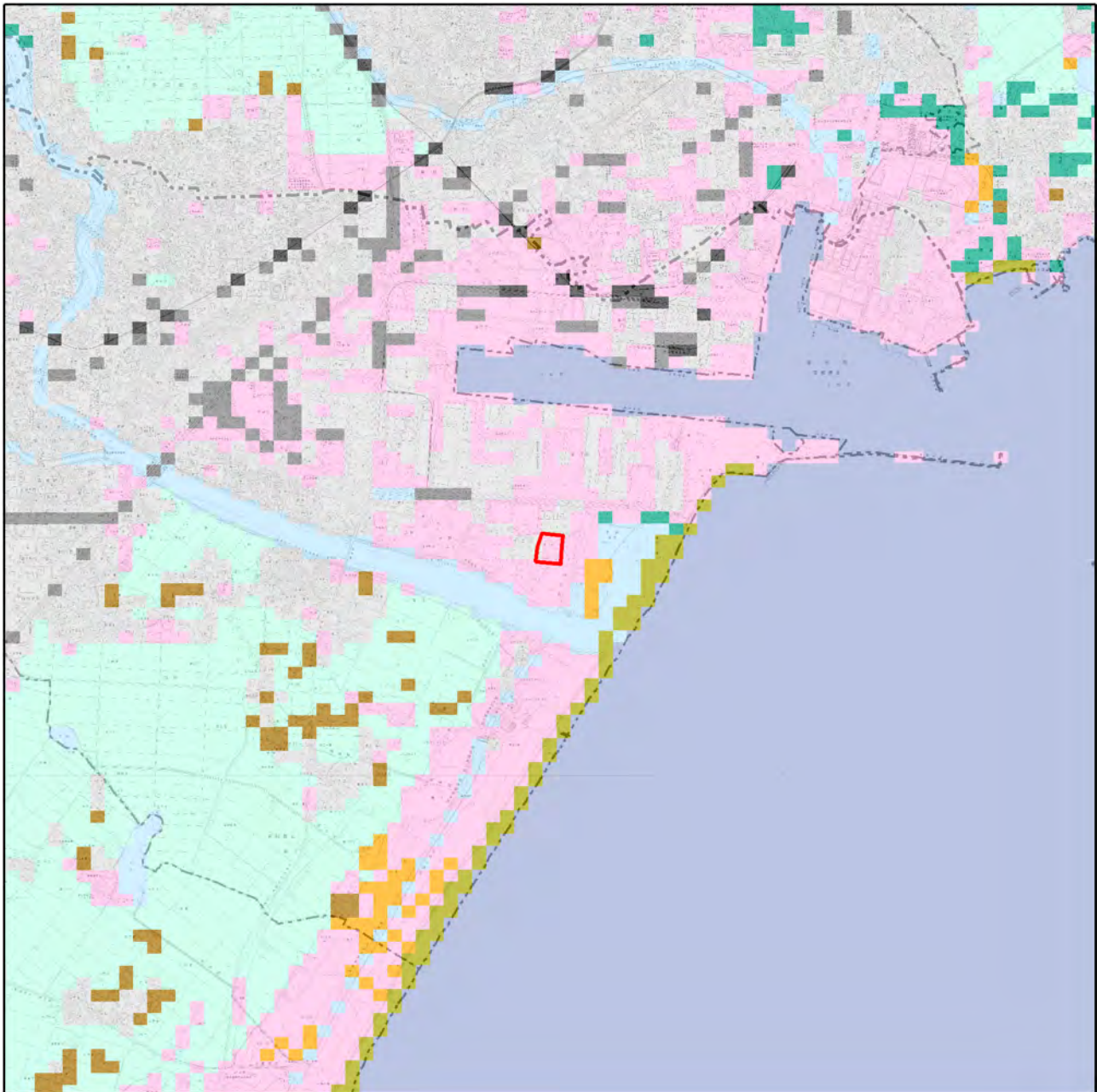
年次	農地	森林	原野等	水面・河川・水路	道路	宅地	その他	合計
平成 29 年	6,050	45,325	1	2,606	5,524	12,994	6,130	78,630
平成 30 年	6,000	45,263	1	2,606	5,559	12,965	6,236	78,630
令和元年	5,920	45,049	1	2,606	5,568	12,968	6,518	78,630
令和 2 年	5,850	45,036	1	2,605	5,587	12,988	6,568	78,635
令和 3 年	5,820	44,965	1	2,587	5,566	13,023	6,673	78,635
構成比 (令和 3 年)	7.4%	57.2%	0.0%	3.3%	7.1%	16.6%	8.5%	

出典：「宮城県統計年鑑 土地・気象 市町村・地目別土地面積 (各年 4 月 1 日現在)」(宮城県)

表 6.2-6 調査範囲内における土地利用種別構成比率

土地利用種別	田	その他の農用地	森林	荒地	建物用地	道路	鉄道	その他の用地	河川及び湖沼	海浜	海水域	総計
メッシュ数	1,173	79	69	52	1,875	151	41	1,247	296	78	2,252	7,313
構成比	16.0%	1.1%	0.9%	0.7%	25.6%	2.1%	0.6%	17.1%	4.0%	1.1%	30.8%	100%

出典：「国土数値情報土地利用細分メッシュデータ (H27 年データ)」(国土数値情報ダウンロードサービス)



凡例

- 計画地
- 田
- その他の農用地
- 森林
- 荒地
- 建物用地
- 道路
- 鉄道
- その他の用地
- 河川地及び湖沼
- 海浜
- 海水域

出典：「国土数値情報土地利用細分メッシュデータ（H27年データ）」
 （国土数値情報ダウンロードサービス）

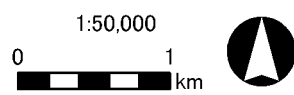


図 6.2-1 土地利用図

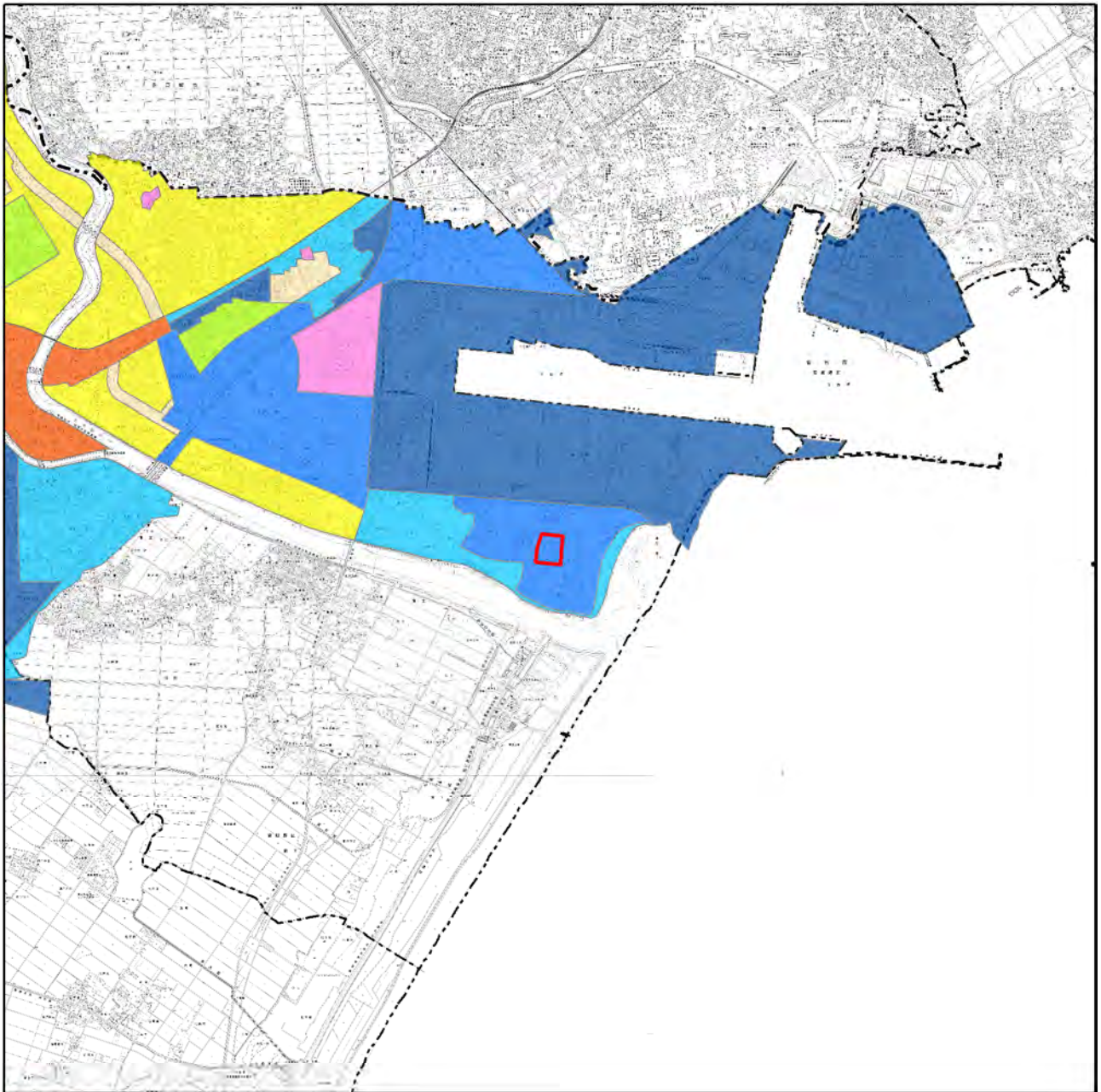
2) 用途地域

仙台市における都市計画区域の面積を表 6.2-7、調査範囲の用途地域を図 6.2-2 に示す。
計画地は、工業専用地域に立地している。

表 6.2-7 都市計画区域の面積

種別		面積 (ha)
都市計画区域	総面積	44,296
	市街化区域面積	18,063
	市街化調整区域	26,233
用途地域	第一種低層住居専用地域	5,466
	第二種低層住居専用地域	6
	第一種中高層住居専用地域	734
	第二種中高層住居専用地域	1,569
	第一種住居地域	2,952
	第二種住居地域	2,509
	準住居地域	64
	近隣商業地域	973
	商業地域	938
	準工業地域	1,098
	工業地域	459
	工業専用地域	1,295

出典：「宮城の都市計画（資料編）概要版」（令和3年3月31日現在、宮城県土木部都市計画課）



凡例

計画地

用途地域分類

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

出典：「宮城の都市計画（資料編）概要版」（令和2年3月31日現在、宮城県土木部都市計画課）

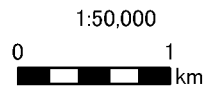


図 6.2-2 用途地域図

3) 周辺開発計画

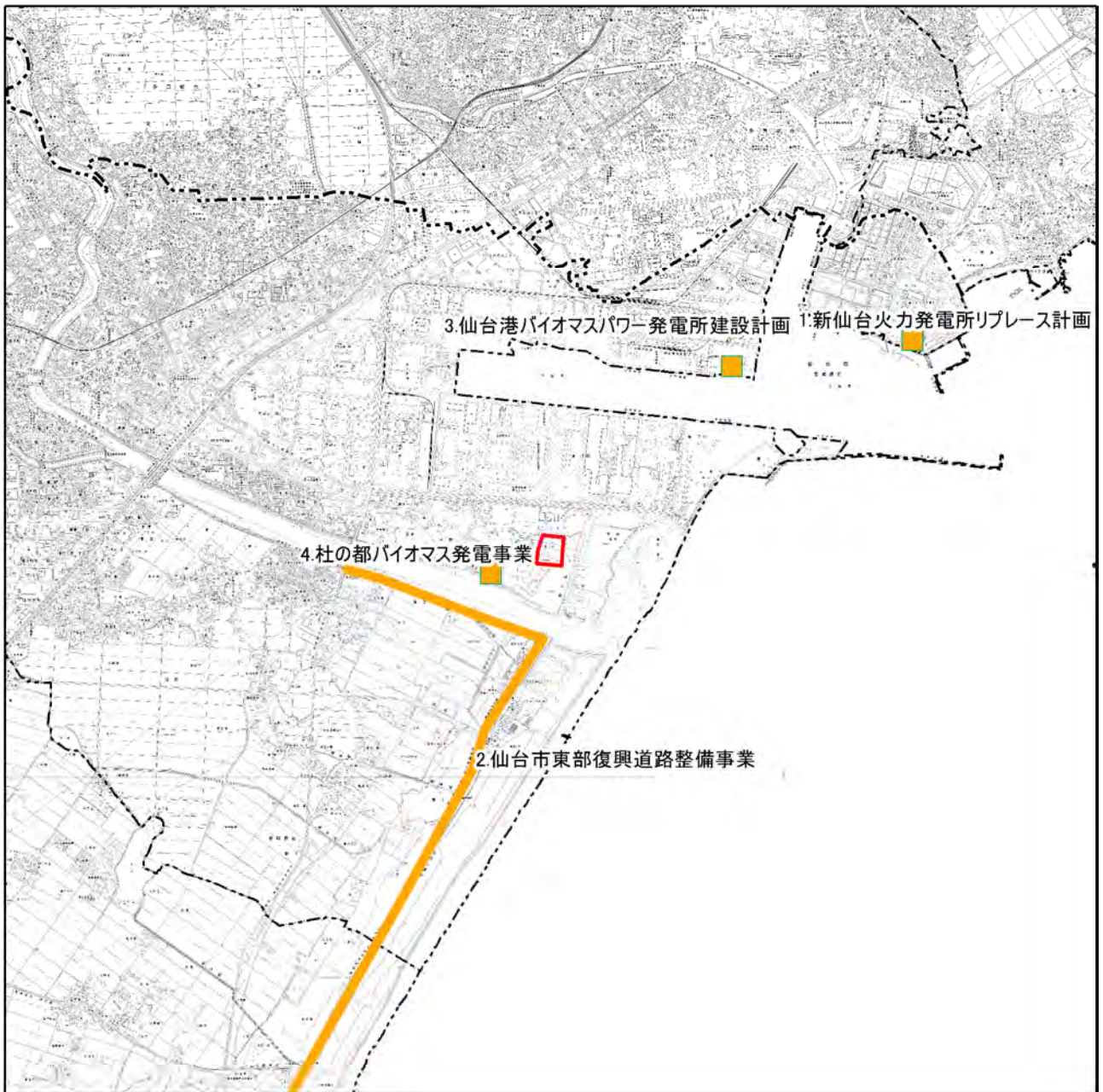
計画地周辺における実施又は計画中の開発事業を表 6.2-8 及び図 6.2-3 に示す。

表 6.2-8 計画地周辺の開発計画

No	状況	計画地からの距離	項目	内容
1	供用中	約 3.4km	事業名称	新仙台火力発電所リブレース計画
			種別	法対象事業
			事業者の名称	東北電力株式会社
			事業の種類	発電設備の新設を伴う火力発電所の変更
			事業の規模	出力 98 万キロワット級
			事業の位置	仙台市宮城野区港五丁目 2 番 1 号及び地先海域
			工事着手日	平成 24 年 1 月 5 日
			工事完了日	平成 27 年 12 月 1 日 (3-1 号機) 平成 28 年 7 月 1 日 (3-2 号機)
2	供用中	約 0.6~9.3 km	事業名称	仙台市東部復興道路整備事業
			種別	条例対象事業
			事業者の名称	仙台市
			事業の種類	道路の新設及び改築の事業
			事業の規模	計画延長約 10 キロメートル、車線数 2 車線
			事業の位置	宮城野区蒲生の一部、岡田の一部 若林区荒浜の一部、荒浜新 1 丁目の一部、荒浜新 2 丁目の一部、井土の一部、二木の一部、種次の一部、藤塚の一部
			工事着手日	平成 26 年 2 月 24 日
			工事完了日	令和 4 年 3 月 28 日 (全工事完了)
3	工事中	約 2.5km	事業名称	仙台港バイオマスパワー発電所建設計画
			種別	条例対象事業
			事業者の名称	仙台港バイオマスパワー合同会社
			事業の種類	電気工作物の設置の事業 (木質バイオマスの専焼による火力発電所の設置)
			事業の規模	出力 11.2 万キロワット
			事業の位置	仙台市宮城野区港 4 丁目
			工事着手日	令和 4 年 2 月 1 日
			工事完了日	—
4	工事中	約 0.5km	事業名称	杜の都バイオマス発電事業
			種別	条例対象事業
			事業者の名称	合同会社バイオマスエナジー
			事業の種類	電気工作物の設置の事業 (バイオマス専焼による火力発電所の設置)
			事業の規模	出力 74,950 キロワット
			事業の位置	仙台市宮城野区蒲生字荒田 1 番 1 号 外
			工事着手日	令和 3 年 2 月 1 日
			工事完了日	—

出典：

- ・ 仙台市 HP 環境影響評価実施状況
<https://www.city.senai.jp/kurashi/machi/kankyohozEN/kurashi/kankyo/ekyo/index.html>
- ・ 「事後調査報告書 (第 2 回)」 新仙台火力発電所リブレース計画 (令和元年 9 月 東北電力株式会社)
- ・ 「事後調査報告書 (第 6 回)」 仙台市東部復興道路整備事業 (令和 2 年 5 月 仙台市)
- ・ 「環境影響評価書 仙台港バイオマスパワー発電所建設計画」 (令和 2 年 2 月 住友商事株式会社)
- ・ 「環境影響評価書 杜の都バイオマス発電事業」 (令和 2 年 6 月 株式会社レノバ)



凡例

- 計画地
- 周辺開発計画位置(点)
- 周辺開発計画位置(線)

※ 各事業の位置は大まかな位置である。

出典：

- ・仙台市 HP 環境影響評価実施状況
<https://www.city.sendai.jp/kurashi/machi/kankyohozEN/kurashi/kankyo/ekyo/index.html>
- ・「事後調査報告書（第2回）」新仙台火力発電所リブレース計画（令和元年9月 東北電力株式会社）
- ・「事後調査報告書（第6回）」仙台市東部復興道路整備事業（令和2年5月 仙台市）
- ・「環境影響評価書 仙台港バイオマスパワー発電所建設計画」（令和2年2月 住友商事株式会社）
- ・「環境影響評価書 仙の都バイオマス発電事業」（令和2年6月 株式会社レノバ）

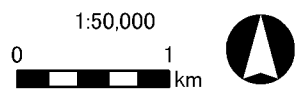


図 6.2-3 周辺開発計画の位置

6.2.3 水利用

1) 水利権の設定及び利水の状況

計画地が位置する仙台市宮城野区蒲生への配水状況は、①釜房ダムを水源とする茂庭浄水場からの配水のほか、配水幹線経由で②大倉ダムを水源とする国見浄水場、③七北田ダム及び宮床ダムを水源とする福岡浄水場からの配水がある。浄水場の諸元を表 6.2-9、仙台市の配水区域図を図 6.2-4 に示す。

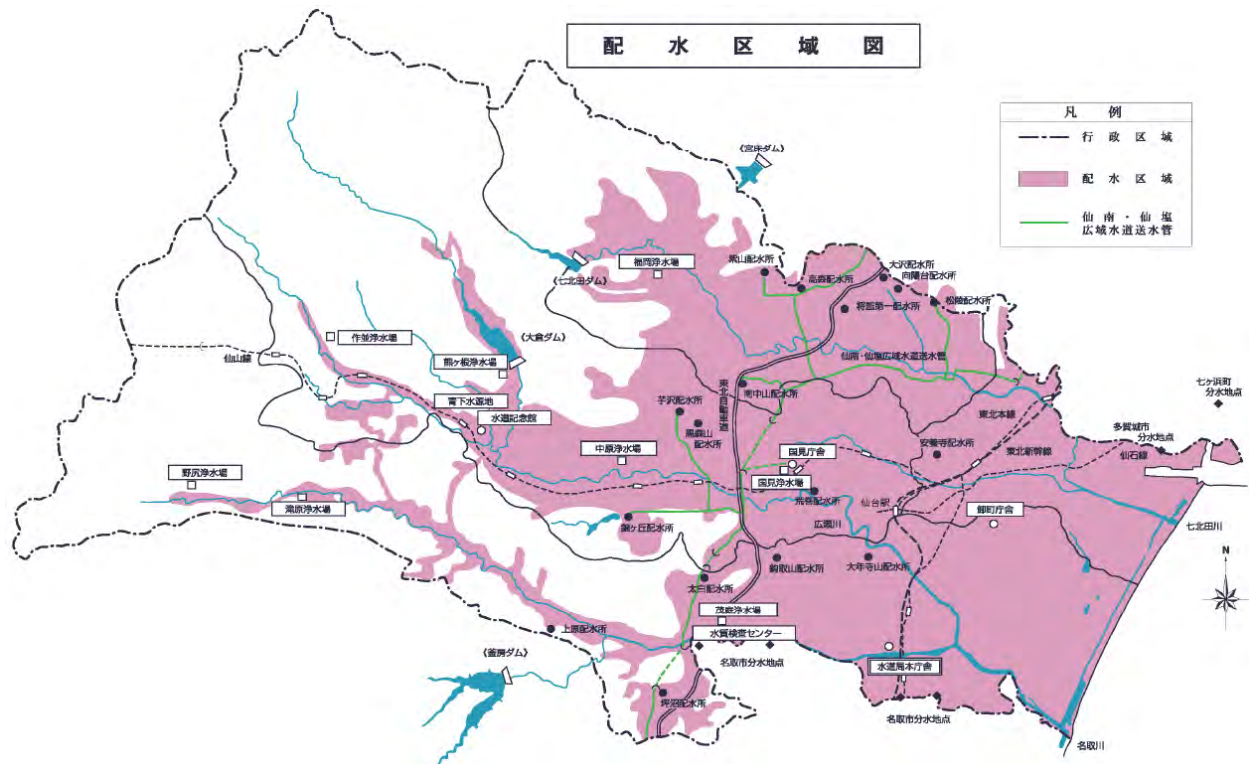
工業用水は、仙台塩釜港（仙台港区）内に立地する事業所等に供給する「仙塩工業用水道」及び「仙台圏工業用水道」があるが、本事業では工業用水道の利用を想定していない。

農業用水取水施設に関しては、調査範囲に位置する農業用水取水施設はない。

表 6.2-9 浄水場の諸元

浄水場	茂庭浄水場	国見浄水場	福岡浄水場	
河川名	碁石川	大倉川	七北田川	宮床川
水源	釜房ダム貯留水	大倉ダム放流水	七北田ダム放流水	宮床ダム貯留水
貯水施設	釜房ダム	大倉ダム	七北田ダム	宮床ダム
取水設	取る水塔	取水門	貯水堰	貯水塔
取水方法	自然流下	自然流下	ポンプ揚水	ポンプ揚水
導水施設	隧道：7,234m 導水管：3,101m、口径 1,100～1,650mm	隧道：7,850m 導水管：4,213m、口径 1,200mm	導水管：1,550m、口径 800mm	調整池：1000m ³ 導水管：7,780m、口径 350～400mm
浄水施設	高速凝集沈澱池 6 池 急速ろ過池 20 池	高速凝集沈澱池 4 池 急速ろ過池 12 池	横流式沈澱池 2 池 急速ろ過池 16 池	
配水能力	144,500m ³ /日	90,500m ³ /日	38,700m ³ /日	
送水施設	—	—	28,300m、口径 250～800mm	
主な配水施設（配水所）	浄水場内 75,000m ³ 大年寺山 16,000m ³	浄水場内 33,000m ³ 荒巻 10,000m ³ 安養寺 8,000m ³	将監第一 10,000m ³ 大沢 3,000m ³ 向陽台 3,000m ³ 寺岡 2,500m ³ 住吉台 2,300m ³ 加茂 2,000m ³	

出典：「事業概要（令和 2 年 4 月 1 日）」（仙台市水道局）



出典：「事業概要（令和2年4月1日）（仙台市水道局）」

図 6.2-4 仙台市配水区域図

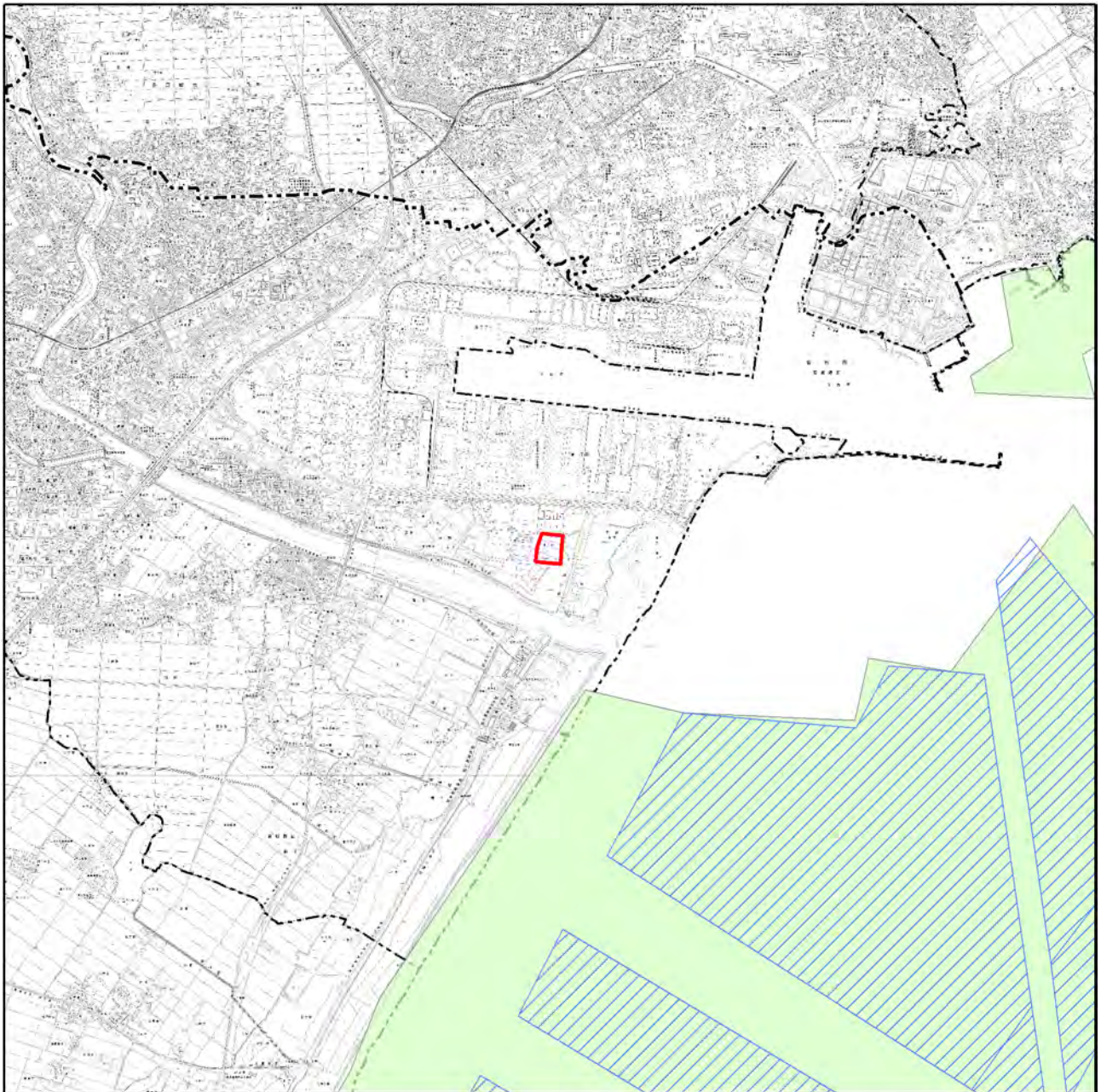
2) 漁業権の設定の状況

調査範囲の漁業権の設定状況を図 6.2-5 に示す。七北田川の河口域で漁業権が設定されている。

なお、「宮城県内水面漁業調整規則」（平成 11 年宮城県規則第 112 号）によると、内水面における漁業権の設定はない。

3) その他の河川、湖沼の利用並びに地下水利用の状況

河川、湖沼の状況は「6.1.2 4)(1) a) 河川・湖沼・海域等の概要」に示したとおりである。



凡例

- 計画地
- 共同漁業権
- 区画漁業権

出典：「環境アセスメントデータベース EADAS (イーダス)」(環境省大臣官房環境影響評価課)

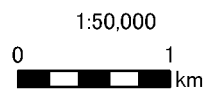


図 6.2-5 漁業権の設定状況

6.2.4 社会資本整備等

1) 交通

調査範囲の交通網の状況を図 6.2-6 に示す。

(1) 道路

平成 27 年度道路交通センサスの交通量を表 6.2-10 に示す。また、仙台市が平成 6 年度から 7 回にわたって実施している「交差点交通量調査」に基づく、主要交差点（図 6.2-7）における平成 29 年の自動車交通量調査結果を表 6.2-11 に示す。

表 6.2-10 主な道路の交通量（平成 27 年度）

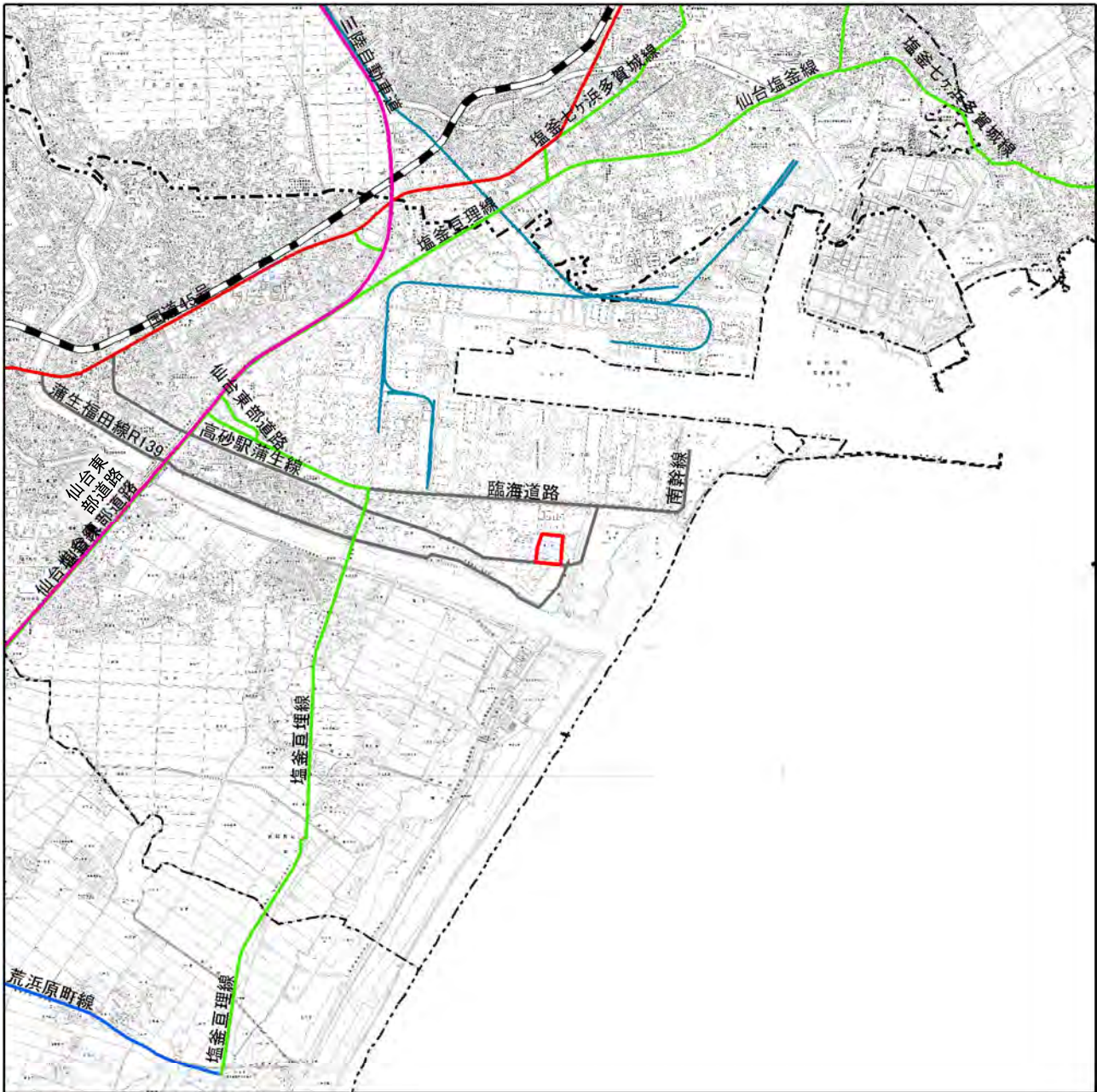
No.	路線名	区間 (起点～終点)	調査地点	自動車類交通量(台)			昼夜率	ピーク 比率* (%)	大型車 混入率** (%)	
				区分	小型車	大型車				合計
1	県道 10 号 塩釜亘理線（主要 地方道）	一般国道 6 号(仙台東 部道路)～蒲生福田線	仙台市宮城野区蒲生	昼間	7,418	6,207	13,625	1.41	9.0	45.6
				12 時間						
				24 時間						
2	〃	仙台塩釜線～一般国 道 6 号(仙台東部道 路)	仙台市宮城野区蒲生	昼間	7,418	6,207	13,625	1.41	9.0	45.6
				12 時間						
				24 時間						
3	〃	塩釜亘理線～仙台塩 釜線	宮城県仙台市宮城野 区中野腰廻	昼間	25,183	4,833	30,016	1.32	10.5	16.1
				12 時間						
				24 時間						
4	〃	蒲生福田線～仙台市 宮城野区・仙台市若 林区境	宮城県仙台市若林区 浜前西	昼間	5,755	6,112	11,867	1.38	9.2	51.5
				12 時間						
				24 時間						
5	県道 139 号 蒲生福田 線	(記載なし)～塩釜亘 理線	—	昼間	5,207	447	5,654	1.25	13.9	7.9
				12 時間						
				24 時間						
6	〃	塩釜亘理線～一般国 道 45 号	—	昼間	5,207	447	5,654	1.25	13.9	7.9
				12 時間						
				24 時間						
7	一般国道 6 号(仙台東 部道路)	塩釜亘理線(仙台港 IC)～一般国道 45 号 (仙台港北 IC)	塩釜亘理線仙台港 IC ～一般国道 45 号仙 台港北 IC	昼間	18,734	7,837	26,571	1.28	11.4	29.5
				12 時間						
				24 時間						
8	〃	仙台市若林区・仙 台市宮城野区境～塩釜 亘理線(仙台港 IC)	仙台塩釜線仙台東 IC ～塩釜亘理線仙台港 IC	昼間	20,332	7,518	27,850	1.28	11.9	27.0
				12 時間						
				24 時間						

出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」 <https://www.mlit.go.jp/road/cENsus/h27/index.html>
 ※ ピーク比率及び大型車混入率は昼間 12 時間である。

表 6.2-11 主要交差点の交通量（平成 29 年度）

地点名	交差点名	12 時間交通量調査結果（台）						
		二輪車	小型 貨物車	乗用車	大型 貨物車	バス	自動車類 計	大型車 混入率
1	田子交差点	344	3,267	19,467	3,818	158	26,710	14.9
2	中野栄駅前	398	4,627	23,390	3,000	196	31,213	10.2
3	出花	356	5,402	28,492	5,545	152	39,591	14.4
4	中野石橋	411	7,220	31,828	9,461	144	48,653	19.7
5	鶴巻	456	7,144	32,521	8,109	138	47,912	17.2
6	蒲生二本木	178	3,002	11,949	10,627	76	25,654	41.7

出典：「交差点交通量調査（平成 29 年度）」（仙台市）



凡例

- 計画地
- 主要な道路
- 高速自動車国道
- 一般国道
- 主要地方道(県道)
- 一般県道
- その他道路
- 鉄道
- 貨物線

出典：「国土数値情報」(国土数値情報ダウンロードサービス 国土交通省)
「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)」
<https://www.mlit.go.jp/road/cENsus/h27/index.html>

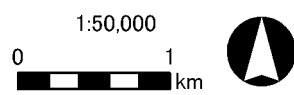
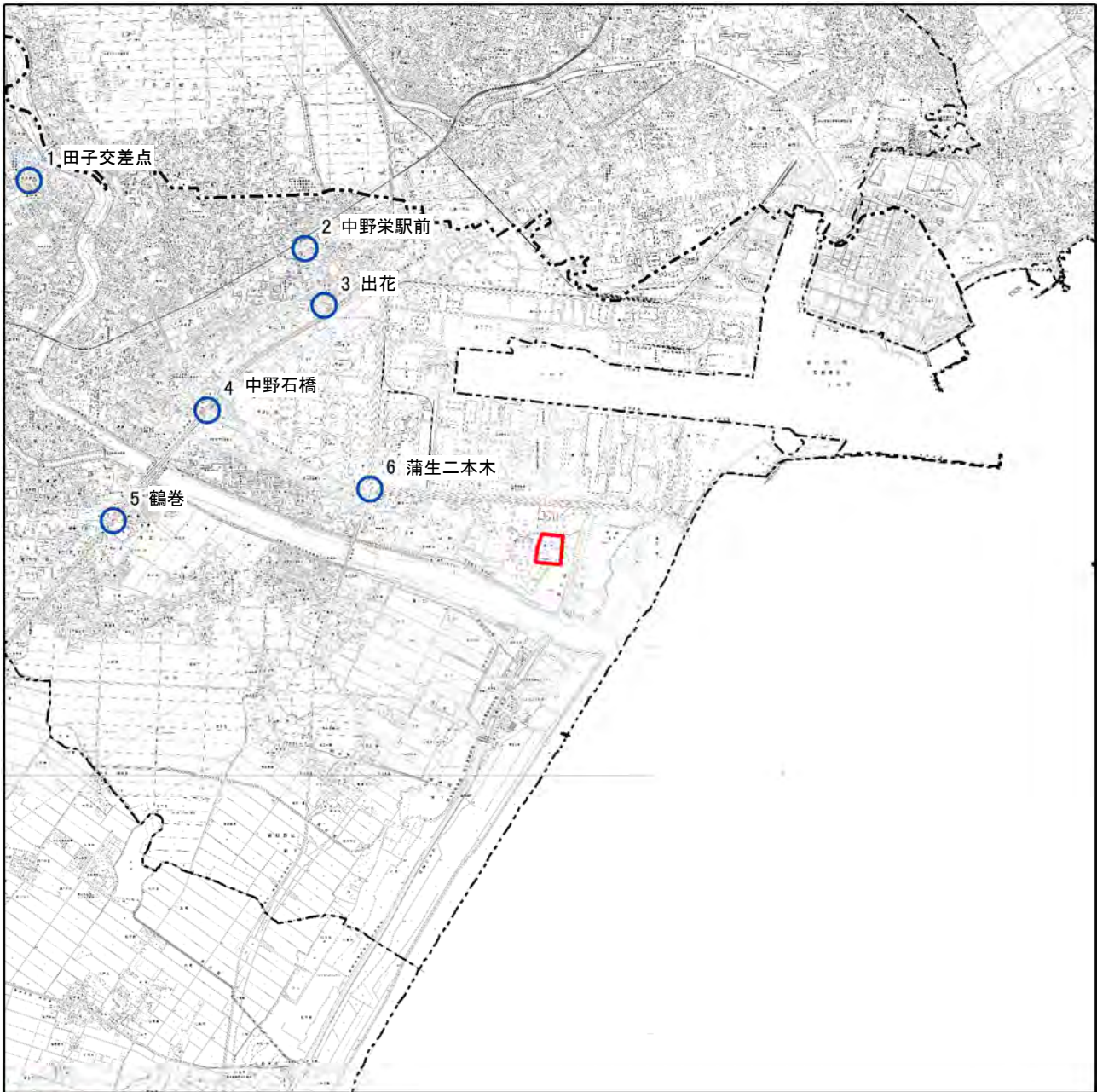


図 6.2-6 交通量調査地点図



凡例

- 計画地
- 交通量調査地点

出典：「交差点交通量調査（平成 29 年度）」（仙台市）

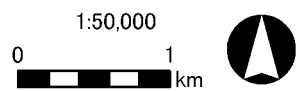


図 6.2-7 主要交差点における交通量調査地点図

(2) 鉄道

計画地周辺の鉄道として、JR 東日本仙石線のほか、仙台港地区と内陸部を結ぶ貨物線である仙台臨海鉄道が存在する。

(3) 海上交通

計画地の北側に仙台塩釜港（仙台港区）が存在する。仙台港区における令和元年度の入港船舶は6,557隻、海上出入貨物量は37,661,366トンである。

出典：「令和元年 宮城の港湾統計」（宮城県）

2) 上水道・下水道

(1) 上水道

仙台市の給水普及状況を表6.2-12に示す。仙台市の水道普及率は99.7%（令和2年度）であり、給水人口のほぼ全てが市上水道でまかなわれている。

この他、宮城県資料によれば、簡易水道はなく、専用水道が59か所存在する。

出典：「宮城県の水道」の概要（宮城県）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/miyaginosuidou.html>

表 6.2-12 仙台市における水道普及状況

年度	行政区域内人口（人） [A]	現在給水人口※（人） [B]	普及率（%） [B/A]
平成30年度	1,058,689	1,055,352	99.7
令和元年度	1,061,177	1,057,947	99.7
令和2年度	1,063,169	1,060,061	99.7

出典：「令和2年度水道事業統計年報」（仙台市水道局）

※ 現在給水人口のうち行政区域内の値である。

(2) 下水道

仙台市の下水道普及状況を表6.2-13に示す。下水道普及率は99.7%（令和3年度）である。

表 6.2-13 仙台市における下水道普及状況

年度	行政区域人口 （人） [A]	処理区域人口 （人） [B]	水洗化人口 （人） [C]	普及率 （%） [B/A]	処理率 （%） [C/A]	水洗化率 （%） [C/B]
令和元年度	1,058,689	1,039,448	1,035,741	98.2	97.8	99.6
令和2年度	1,061,177	1,046,711	1,043,842	98.6	98.4	99.7
令和3年度	1,063,169	1,048,957	1,045,691	98.7	98.4	99.7

出典：「宮城県統計年鑑」（宮城県）

※ 各年度3月末の値である。

(3) 廃棄物処理施設等

仙台市におけるごみ排出量及び処理内訳の推移を表6.2-14に示す。仙台市のごみ排出量は363,336t（令和2年度）であり、過去5年間でみると、ごみ総量及び1人1日あたり排出量のどちらも減少傾向である。

仙台市のごみ処理施設は焼却施設が3か所（今泉工場、葛岡工場、松森工場）、埋立処分場等が3か所（石積埋立処分場、延寿埋立処分場、森郷埋立処分地排水処理施設）存在するが、いずれも調査範囲外である。また、調査範囲内にし尿処理施設が1か所（南蒲生環境センター）存在する。

仙台市内の産業廃棄物処理業者名簿によれば、最終処分の許可業者は存在しないが、中間処理の許可業者が25業者、収集運搬の許可業者が4業者存在する。

出典：「令和3年度仙台市環境局事業概要」（仙台市環境局、令和3年8月）、
仙台市産業廃棄物処理業者名簿（令和3年4月現在）

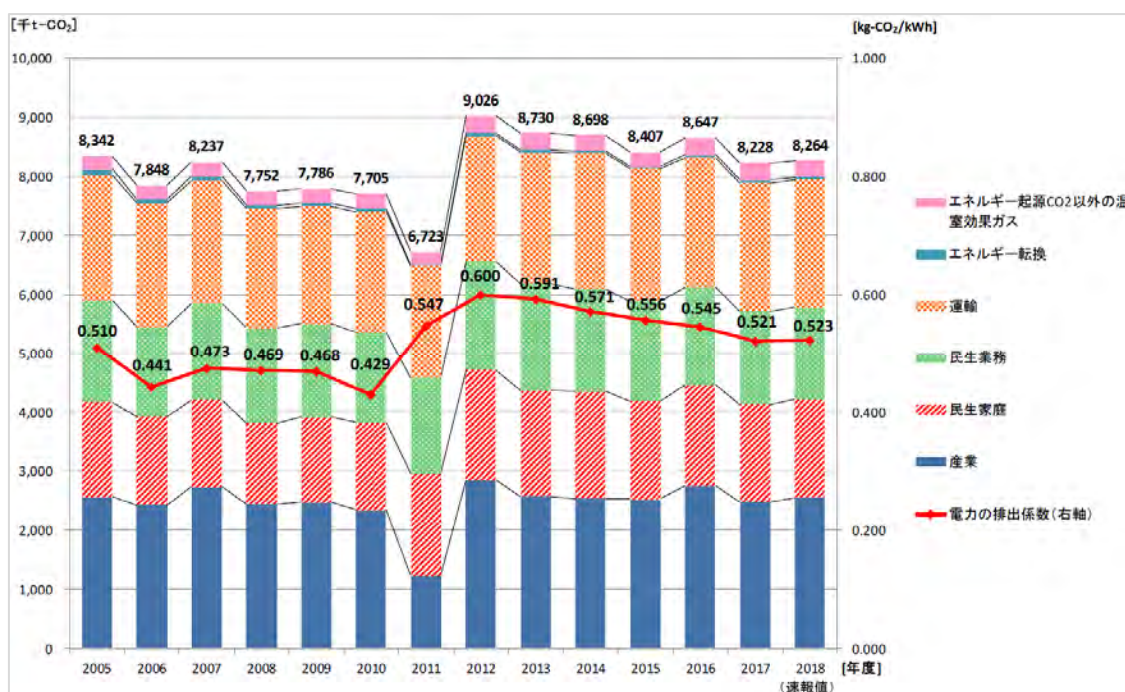
表 6.2-14 仙台市におけるごみ処理の推移

年度	人口(人)	生活ごみ量(t)		事業ごみ量(t)		ごみ総量(t)		ごみ総量の処分の内訳		
		1人1日あたり排出量(g)	1人1日あたり排出量(g)	1人1日あたり排出量(g)	1人1日あたり排出量(g)	焼却量(t)	埋立量(t)	資源化量(t)		
平成28年度	1,084,674	236,181	597	139,852	353	376,033	950	325,903	4,170	45,960
平成29年度	1,086,377	236,086	595	141,509	357	377,595	952	328,502	4,343	44,750
平成30年度	1,088,669	233,408	587	137,158	345	370,566	933	322,515	3,709	44,342
令和元年度	1,090,263	234,235	587	139,138	349	373,373	936	326,017	3,857	43,499
令和2年度	1,097,196	240,647	601	122,689	306	363,336	907	314,499	4,064	44,773

出典：「令和3年度仙台市環境局事業概要」（仙台市環境局、令和3年8月）

(4) 温室効果ガス

仙台市域の温室効果ガス排出量の推移を図 6.2-8 に示す。仙台市域における温室効果ガス排出量は 822.8 万 t-CO₂（2017 年度確定値）であり、2016 年度から 4.8%の減少、基準年である 2010 年度比で 6.8%増加した。仙台市によれば 2017 年度は、電力排出係数の減少の影響等を受けているほか、産業部門からの排出量が減少したものと推測されている。



出典：「仙台市域における温室効果ガス排出量の概要～平成29年度（2017）年度確定値および平成30年度（2018）年度速報値～」

図 6.2-8 仙台市域の温室効果ガス排出量の推移

6.2.5 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等

計画地及びその周囲における学校施設等、病院・社会福祉施設等の配慮が特に必要な施設を表 6.2-15～表 6.2-18 及び図 6.2-9 に示す。

表 6.2-15 配慮が必要な施設等（学校施設等）

No.	分類	名称	住所
1	小学校	中野栄小学校	仙台市宮城野区栄三丁目 12-1
2		福室小学校	仙台市宮城野区福室五丁目 16-1
3		田子小学校	仙台市宮城野区田子二丁目 1-1
4		鶴巻小学校	仙台市宮城野区鶴巻一丁目 15-1
5		岡田小学校	仙台市宮城野区岡田字北在家 67
6	中学校	中野中学校	仙台市宮城野区中野字高橋前 65
7		高砂中学校	仙台市宮城野区白鳥一丁目 32-1
8	幼稚園	なかの幼稚園	仙台市宮城野区中野字阿弥陀堂 39
9		ふくむろ幼稚園	仙台市宮城野区福室五丁目 11-30
10		上田子幼稚園	仙台市宮城野区田子三丁目 13-36
11		あけぼの幼稚園	仙台市宮城野区高砂一丁目 7-1
12		しらとり幼稚園	仙台市宮城野区白鳥二丁目 11-24
13		ふくだまち幼稚園	仙台市宮城野区福田町二丁目 26-1

出典：せんだいくらしのマップ（教育・子育て）

<https://www2.wagmap.jp/sENdaicity/Portal>（令和 3 年 6 月閲覧）

表 6.2-16 配慮が必要な施設等（保育所等）

No.	分類	名称	住所
1	保育所	ニチイキッズ仙台さかえ 保育園	仙台市宮城野区栄一丁目 3-15
2		福室希望園	仙台市宮城野区福室六丁目 19-14
3		田子希望園	仙台市宮城野区田子二丁目 33-28
4		高砂保育所	仙台市宮城野区高砂一丁目 24-13
5		福田町あぐしろ保育所	仙台市宮城野区福田町一丁目 15-2
6		鶴巻保育所	仙台市宮城野区鶴巻一丁目 21-5
7	児童館・児童セ ンター	中野栄児童館	仙台市宮城野区栄 3-11-11
8		福室児童館	仙台市宮城野区福室 5-9-36
9		田子児童館	仙台市宮城野区田子 2-4-25
10		高砂児童館	仙台市宮城野区高砂 1-24-9
11		岡田児童館	仙台市宮城野区岡田字北在家 65-1
12		鶴巻児童館	仙台市宮城野区鶴巻 1-15-32
13	小規模保育事業	さくらんぼ保育園	仙台市宮城野区出花 1 丁目 3-10
14		ハピネス保育園中野栄	仙台市宮城野区中野字寺前 33-3
15		ぼだい保育園	仙台市宮城野区中野字阿弥陀堂 39
16		保育園レインボーナーサ リー田子館	仙台市宮城野区田子 2 丁目 10-2
17		しらとり保育園	仙台市宮城野区白鳥 2 丁目 11-24
18	認定こども園	立華認定こども園	仙台市宮城野区中野字大貝沼 20-17
19		ロリポップクラブ出花園	仙台市宮城野区出花二丁目 5-12
20		中野栄あぐしろ保育所	仙台市宮城野区出花一丁目 279 番地

出典：せんだいくらしのマップ（健康・福祉・医療）

<https://www2.wagmap.jp/sENdaicity/Portal>（令和 3 年 6 月閲覧）

表 6.2-17 配慮が必要な施設等（老人福祉施設等）

No.	分類	名称	住所
1	福祉施設 (障害のある方)	クリアリンクハウス仙台	仙台市宮城野区出花 1-3-11 (宮城野雲母倶楽部+らiふ内)
2		高砂はげみホーム	仙台市宮城野区福室七丁目 8-20
3		縁むすび	仙台市宮城野区高砂 1-11-2-108
4		アクティブ・デイ	仙台市宮城野区高砂一丁目 160-3
—		バンビの杜蒲生 (閉鎖*)	仙台市宮城野区蒲生字二本木 127-5
5		仙台市白鳥たんぼぼホーム	仙台市宮城野区白鳥一丁目 23-28
6		仙台市高砂老人福祉センター	仙台市宮城野区高砂 1-24-9
7		仙台市鶴巻老人憩の家	仙台市宮城野区福田町三丁目 1-20
8	仙台市岡田老人憩の家	仙台市宮城野区蒲生字雑子袋 3-14	
9	デイサービスセンター	中野栄デイサービスセンター	仙台市宮城野区出花二丁目 11-5
10		GENKINEXT 仙台中野栄	仙台市宮城野区中野字柳原 17 番地
11		やさしい手仙台デイサービスゆめふる中野栄	仙台市宮城野区中野字出花西 90 番 12 号 アイ・フローラル中野 1F
12		株式会社ほの花	仙台市宮城野区栄四丁目 6 番 22 号
13		福室デイサービスセンター	仙台市宮城野区福室七丁目 6 番 17 号
14		デイサービスみやぎの杜	仙台市宮城野区田子二丁目 27 番 22 号
15		アースサポート仙台高砂	仙台市宮城野区福室三丁目 24 番 18 号
16		仙台市高砂デイサービスセンター	仙台市宮城野区高砂 1-24-9
17		デイサービスくつろぎ	仙台市宮城野区蒲生字北屋ヶ城 88 番地の 8
18		通所介護事業所リツワつるまき	仙台市宮城野区鶴巻二丁目 2-28
19		Q アップスタジオ宮城野	仙台市宮城野区鶴巻二丁目 1 番 13 号
20		デイサービスセンターすてら	仙台市宮城野区福田町南一丁目 3 番 27 号
21		セントケア福田町	仙台市宮城野区福田町三丁目 7 番 1 号 コートサンライズ 1F
22	老人ホーム	ルポ福室	仙台市宮城野区福室 4-5-5
23		フループライフガーデン	仙台市宮城野区福室七丁目 6-20
24		ベストライフ仙台東	仙台市宮城野区高砂 1-30-20
25	小規模多機能型居宅介護施設	セントケア仙台田子	仙台市宮城野区田子三丁目 19-40
26		杜の家ゆづる	仙台市宮城野区鶴巻 1-19-5
27	グループホーム	ニチイケアセンター仙台福室	仙台市宮城野区福室五丁目 4-38
28		グループホームデイジー	仙台市宮城野区田子字田子西 115-1
29		愛・グループホーム仙台高砂	仙台市宮城野区高砂 2-7-8
30		認知症高齢者グループホームふれあいの家白鳥	仙台市宮城野区白鳥一丁目 34-12
31	グループホームゆづるの杜	仙台市宮城野区鶴巻 1 丁目 19	
32	老人保健施設	リハビリパーク高砂	仙台市宮城野区福室 3-14-16
33		フループ福室短期入所生活介護	仙台市宮城野区福室 7-6-17
34		みはるの杜	仙台市宮城野区福室 2-5-27
35		ショートステイサービスすてら	仙台市宮城野区福田町南 1-3-27
36	病院	東北医科薬科大学病院	仙台市宮城野区福室 1-12-1
37	保健所・保健センター	高砂保健センター	仙台市宮城野区高砂 1-24-9
38	地域包括支援センター	高砂地域包括支援センター	仙台市宮城野区高砂一丁目 24 番地の 9

※ 「バンビの杜蒲生」は平成 25 年度に就労支援施設として認定が取り消され就労実態はない（令和 3 年 6 月確認）。

出典：せんだいぐらしのマップ（健康・福祉・医療）

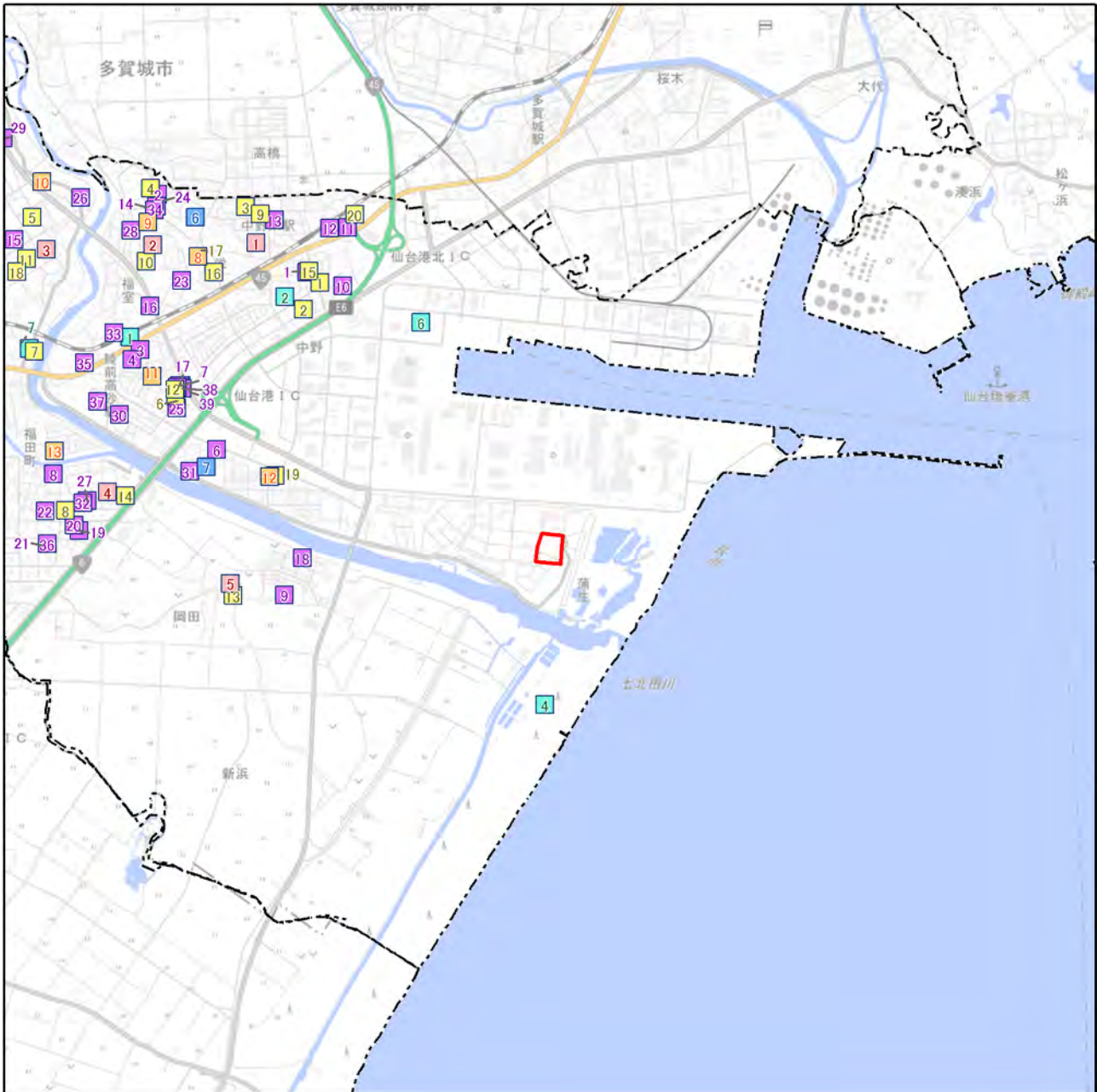
<https://www2.wagmap.jp/sENdaicity/Portal>（令和 3 年 6 月閲覧）

表 6.2-18 配慮が必要な施設等（文化・運動施設）

No.	名称	分類	住所
1	JA 仙台農産物直売所 たなばたけ高砂店	直売所	仙台市宮城野区福室 2 丁目 7-30
2	出花体育館	体育館	仙台市宮城野区出花 1-13-7
3	若林体育館	体育館	仙台市若林区卸町東 2-8-10
4	海岸公園野球場	野球・テニス・サッカー場	仙台市宮城野区蒲生字八郎兵衛谷地
5	扇町四丁目公園運動広場	運動場	仙台市宮城野区扇町四丁目 9
6	高砂庭球場	野球・テニス・サッカー場	仙台市宮城野区福田町 1-15-1
7	みやぎ産業交流センター (夢メッセみやぎ)	経済関連	仙台市宮城野区港 3 丁目 1-7

出典：

せんだいくらしのマップ（公園・スポーツ・文化） <https://www2.wagmap.jp/sENdaicity/Portal>（令和 3 年 6 月閲覧）
 仙台観光情報サイト せんだい旅日和 <https://www.sENTabi.jp/guidebook/attractions/142/>（令和 3 年 6 月閲覧）



凡例

- 計画地
- 小学校
- 中学校
- 幼稚園
- 保育所等
- 病院・福祉施設等
- 文化施設

出典：

せんだいぐらしのマップ（教育・子育て、健康・福祉・医療、公園・スポーツ・文化）

<https://www2.wagmap.jp/sENdaicity/Portal>（令和3年6月閲覧）

仙台観光情報サイト せんだい旅日和

<https://www.sENTabi.jp/guidebook/attractions/142/>（令和3年6月閲覧）

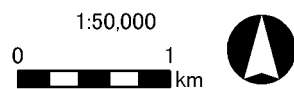


図 6.2-9 配慮が必要な施設

6.2.6 環境の保全等を目的とする法令等

1) 法令等に基づく指定・規制

(1) 自然環境保全に係る指定地域等の状況

a) 自然公園

自然環境保全法に基づく自然環境保全地域、自然公園法に基づく国立・国定自然公園、宮城県自然公園条例に基づく県立自然公園は、計画地及びその周辺に存在しない。

b) 自然環境保全地域等

宮城県自然環境保全条例に基づく県自然環境保全地域として、表 6.2-19 及び図 6.2-10 に示すとおり、調査範囲の南側に、仙台湾海浜県自然環境保全地域が存在する。なお、同条例に基づく緑地環境保全地域は、計画地及びその周辺には存在しない。

表 6.2-19 県自然環境保全地域・重要湿地

区分	名称	概要
県自然環境保全地域（宮城県自然環境保全条例）	仙台湾海浜県自然環境保全地域	阿武隈川、名取川、七北田川などの河川が太平洋に注ぎ、そこから供給される土砂と海岸流とによって、美しい砂浜を形成している。この砂浜には藩政期の昔から防潮林としてクロマツが植えられ、今では海岸線から幅約 100～300m にわたって見事なクロマツ防潮林が広がり、白砂青松の美しい砂浜景観を呈している。河口部には干潟が発達し、シギ、チドリ類など水鳥の格好の渡来地となっているほか、砂浜植物群落、塩生植物群落などが見られ、多彩な動植物相を呈している。この地域は、釣り、潮干狩り、海水浴、野鳥観察等々、古くから身近な自然として人々に広く親しまれている。

出典：宮城県 HP 仙台湾県自然環境保全地域

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizENhogo/sENDaiwan.html>（令和 3 年 6 月閲覧）

環境省 HP 重要湿地 http://www.ENv.go.jp/nature/importaNT_wetland/index.html（令和 3 年 6 月閲覧）

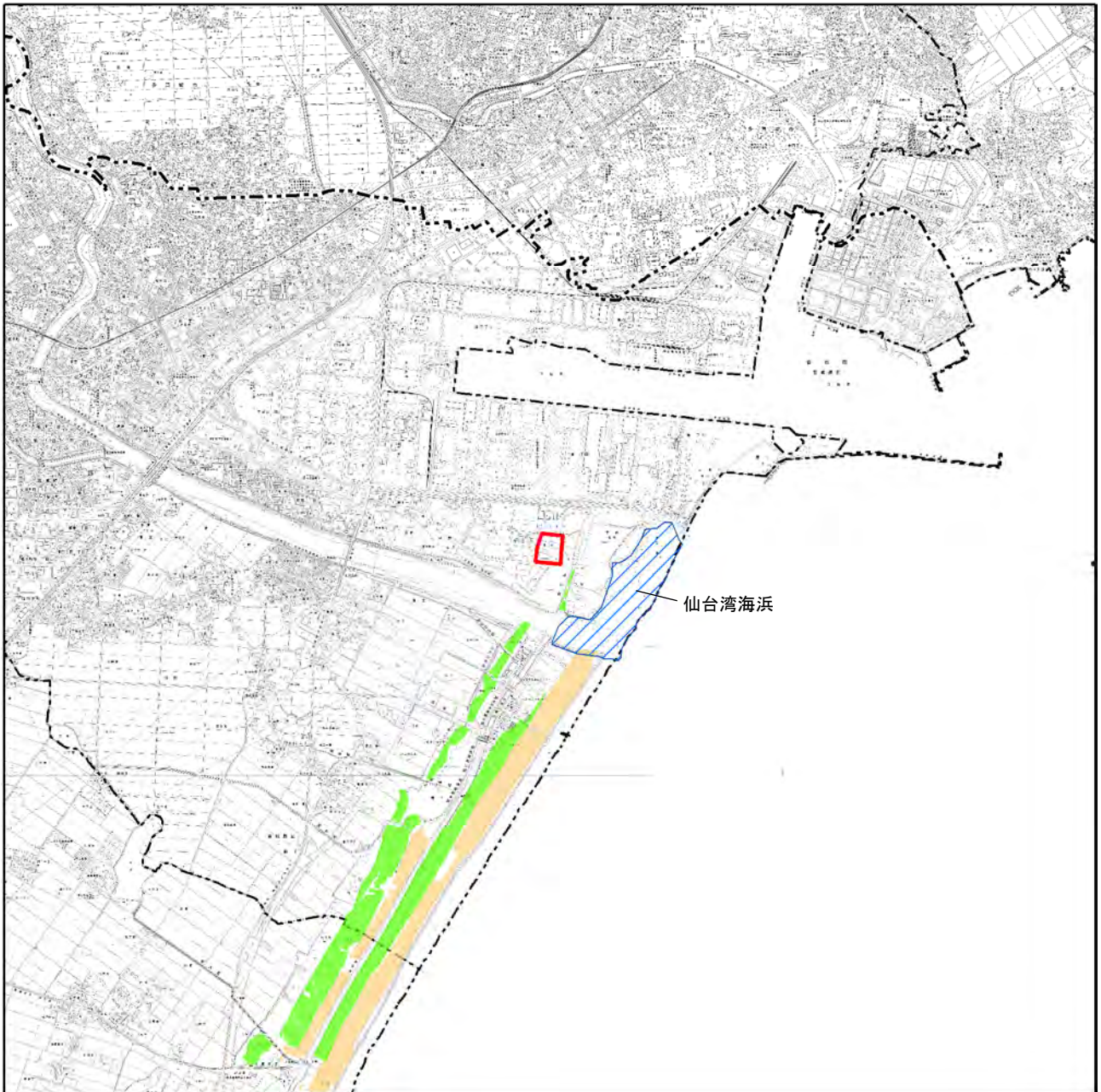
c) 日本の重要湿地

計画地の東側に存在する蒲生干潟及びこれを含む「仙台湾および仙台海浜」が「日本の重要湿地 500」に指定されている。

表 6.2-20 重要湿地

区分	名称	概要
日本の重要湿地 500	仙台湾および仙台海浜（松島湾、蒲生干潟、井土浦潟、広浦、鳥の海など）	ハマニンニク・コウボウムギ群落、ハママツナ群落、シオクグ群落、ヨシ群落、シバナ群落などの湿原植生を有し、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している。

出典：環境省 HP 重要湿地 http://www.ENv.go.jp/nature/importaNT_wetland/index.html（令和 3 年 6 月閲覧）



凡例

- 計画地
- 県自然環境保全地域
- 保安林(地域森林計画対象民有林)
- 潮害防備保安林

出典：
「国土数値情報森林地域データ（平成 27 年度）」（国土数値情報ダウンロードサービス）

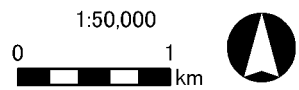


図 6.2-10 県自然環境保全地域

d) 鳥獣保護区

鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区を表 6.2-21 及び図 6.2-11 に示す。計画地の東側に仙台湾海浜鳥獣保護区が存在する。また、蒲生干潟及び七北田川河口付近は、渡り鳥の飛来数が多い区域であること等から特別保護地区（蒲生特別保護地区）に指定されている。

表 6.2-21 鳥獣保護区

名称	存続期限	所在地	面積	
			保護区	特別保護地区
仙台湾海浜(国指定)	令和 9 年 3 月 31 日	仙台市、名取市、七ヶ浜町、東松島市	7,596ha	213ha (蒲生特別保護地区)

出典：「令和 2 年度宮城県鳥獣保護区等位置図」（宮城県）

「国指定仙台湾海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区指定計画書案」（平成 18 年、環境省）

e) 風致地区、特別緑地保全地区

都市計画法に基づく風致地区、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区は、調査地域内には存在しない。

出典：「保存緑地・特別緑地保全地区位置図」（仙台市）

「仙台市風致地区指定状況」（仙台市）

f) 保存樹木、保存樹林、保存緑地

仙台市「杜の都の環境をつくる条例」に基づく保存樹木の指定状況を表 6.2-22 及び図 6.2-12 に示すとおりであり、いずれも計画地から 2km 以上の離隔がある。なお、同条例に基づく保存樹林及び保存緑地は、調査地域内には存在しない。

出典：「保存緑地・特別緑地保全地区位置図」（仙台市）

仙台市 HP 緑の保全（令和 3 年 6 月閲覧）

<http://www.city.sENdai.jp/ryokuchihozEN/kurashi/shizen/midori/mesho/hozEN/index.html>

表 6.2-22 仙台市の保存樹木の指定状況

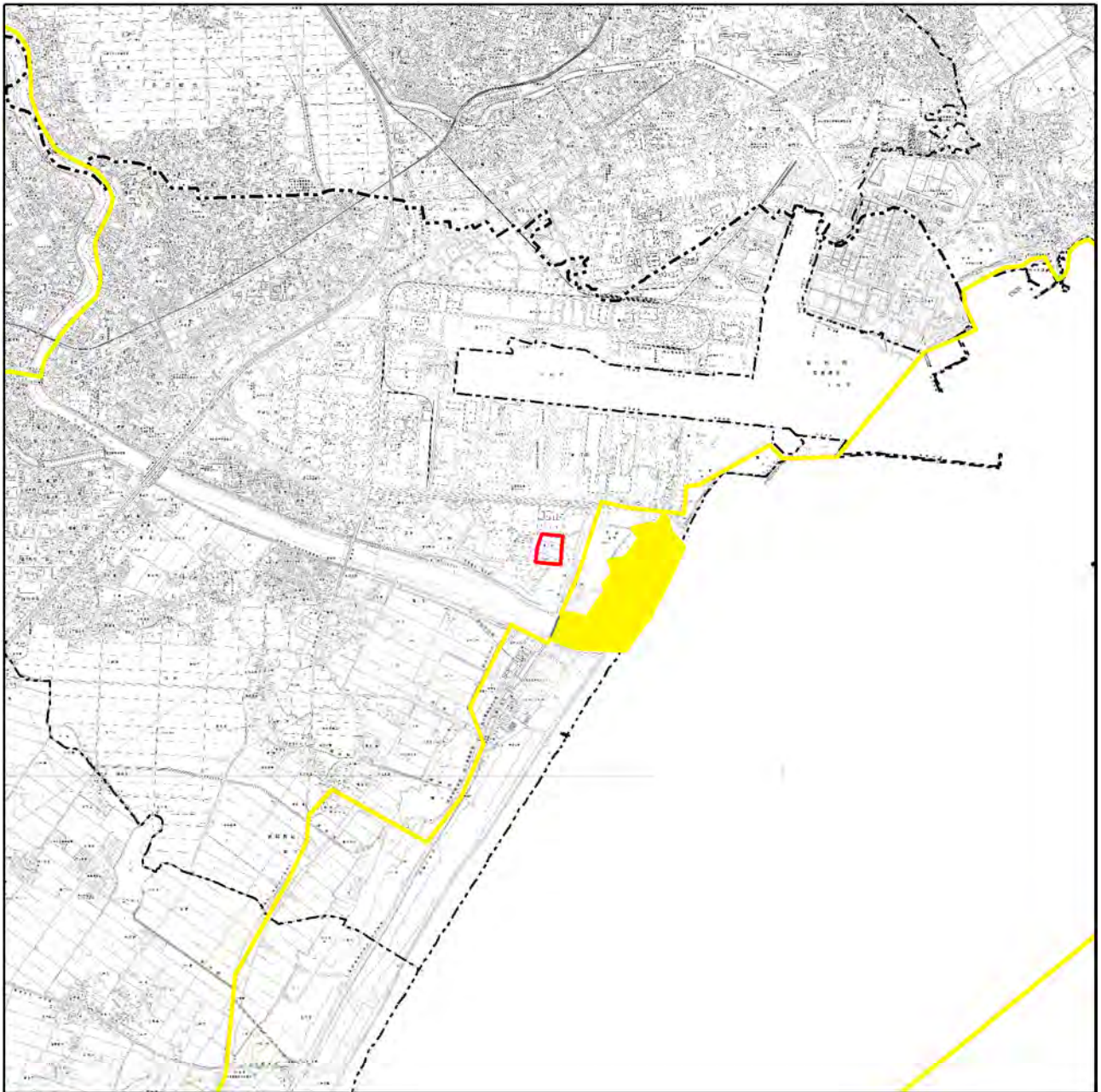
No.	名称	所在地*	樹種	樹齢	樹高	幹周
1	栄のぎよりゅう	宮城野区栄 1 丁目 8	ギョリュウ	130 年	4.0m	1.9m
2	西光寺の杉	宮城野区福室 5 丁目 11	スギ	350 年	14.0m	2.5m
3	西光寺のあらかし	宮城野区福室 5 丁目 11	アラカシ	350 年	6.5m	2.1m
4	西光寺のぎんもくせい	宮城野区福室 5 丁目 11	ギンモクセイ	350 年	5.8m	株立
5	照徳寺のいちょう	宮城野区岡田浜通 36	イチョウ	350 年	20.0m	5.1m

出典：「杜の都の名木・古木」（平成 30 年 8 月 仙台市）

※所在地は地図上での読み取りである。

g) 保安林

森林法に基づく保安林として、七北田川の南の海岸部に高潮害防備保安林及び飛砂防備保安林が存在する。




凡例

 計画地

鳥獣保護区

 鳥獣保護区

 鳥獣保護区 特別保護地区

出典：

「国土数値情報鳥獣保護区データ（平成 27 年度）」（国土数値情報ダウンロードサービス）

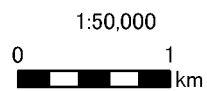


図 6.2-11 鳥獣保護区



凡例

- 計画地
- 保存樹木

出典：

「杜の都の名木・古木」(平成 30 年 8 月 仙台市)
 「せんだいくらしのマップ」(杜の都の名木・古木)
<https://www2.wagmap.jp/sendacity/Map> (令和 3 年 6 月閲覧)

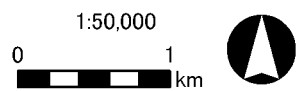


図 6.2-12 保存樹木位置図

(2) 公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定の状況

a) 大気汚染関係

< 環境基準 >

大気汚染に係る環境基準を表 6.2-23 及び表 6.2-24 に示す。なお、仙台市において策定された「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2021-2030 (改定版)」(令和 3 年 3 月、仙台市)では、二酸化窒素の定量目標として「環境基準のゾーン下限値(1時間値の1日平均値が0.04ppm)を達成する」ことが設定されている。

表 6.2-23 大気汚染に係る環境基準

物質	内容
二酸化いおう (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(48.5.16 告示)
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(48.5.8 告示)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。(48.5.8 告示)
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11 告示)
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(48.5.8 告示)
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。(H21.9.9 告示)

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典:

- 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48.5.8 環告 25)
 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53.7.11 環告 38)
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21.9.9 環告 33)

表 6.2-24 大気汚染に係る環境基準 (有害大気汚染物質)

物質	内容
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。(H30.11.19 告示)
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20 告示)

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典:「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 9.2.4 環告 4)

<大気汚染防止法>

大気汚染防止法では、固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を守らなければならない。

大気汚染防止法に基づく、大気汚染物質に対する規制方式とその概要を表 6.2-25 に示す。また、大気汚染防止法の対象となる一般粉じんに係る発生施設を表 6.2-26、ばい煙に係る発生施設を表 6.2-27 に示す。

表 6.2-25(1) 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要（1/2）

物質名		主な発生の形態等	規制の方式と概要
硫黄酸化物 (SO _x)		ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や鉱石等の燃焼	1) 排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数 K の値に応じて規制値（量）を設定。 許容排出量(Nm ³ /h) = K × 10 ⁻³ × He ² 一般排出基準：K = 3.0 ~ 17.5 特別排出基準：K = 1.17 ~ 2.34 2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定。 硫黄含有率：0.5 ~ 1.2% 以下 3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定。
ばいじん		同上及び電気炉の使用	施設・規模ごとの排出基準（濃度） 一般排出基準：0.04 ~ 0.5g/Nm ³ 特別排出基準：0.03 ~ 0.2g/Nm ³
有害物質	カドミウム(Cd)、カドミウム化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0mg/Nm ³
	塩素(Cl ₂)、塩化水素(HCl)	化学製品反応施設や廃棄物焼却炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 塩素：30mg/Nm ³ 塩化水素：80,700mg/Nm ³
	フッ素(F)、フッ化水素(HF)等	アルミニウム精錬用電解炉やガラス製造用溶融炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0 ~ 20mg/Nm ³
	鉛(Pb)、鉛化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 10 ~ 30mg/Nm ³
	窒素酸化物(NO _x)	ボイラーや廃棄物焼却炉等における燃焼、合成、分解等	1) 施設・規模ごとの排出基準 60 ~ 950ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定

※1 ばいじん及び有害物質については、都道府県は条例で国の基準より厳しい上乘せ基準を設定することができる。

※2 上記基準は、大気汚染状況の変化、対策の効果、産業構造や大気汚染源の変化、対策技術の開発普及状況等を踏まえ、随時見直しが必要とされるものである。

出典：環境省 HP 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要 <https://www.ENV.go.jp/air/osEN/law/t-kisei1.html>（令和3年6月閲覧）

表 6.2-25(2) 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要(2/2)

物質名		主な発生の形態等	規制の方式と概要	
揮発性有機化合物 (VOC)		VOC を排出する次の施設 化学製品製造・塗装・接着・印刷における乾燥施設、吹付塗装施設、洗浄施設、貯蔵タンク	施設ごとの排出基準 400～60,000ppmC	
粉じん	一般粉じん	ふるいや堆積場等における鉱石、土砂等の粉碎・選別、機械的処理、堆積	施設の構造、使用、管理に関する基準 集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等	
	特定粉じん (石綿)	切断機等における石綿の粉碎、混合その他の機械的処理 吹き付け石綿使用建築物の解体・改造・補修作業	事業場の敷地境界基準 濃度 10 本/L 建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準	
特定物質 (アンモニア、一酸化炭素、メタノール等 28 物質)		特定施設において故障、破損等の事故時に発生	事故時における措置を規定 事業者の復旧義務、都道府県知事への通報等	
有害大気汚染物質	下記以外		248 物質(群) このうち「優先取組物質」として 23 物質	
	指定物質	ベンゼン	ベンゼン乾燥施設等	知見の集積等、各主体の責務を規定 事業者及び国民の排出抑制等自主的取組、国の科学的知見の充実、自治体の汚染状況把握等
		トリクロロエチレン	トリクロロエチレンによる洗浄施設等	施設・規模ごとに抑制基準 新設：50～600mg/Nm ³ 既設：100～1500mg/Nm ³
		テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機等	施設・規模ごとに抑制基準 新設：150～300mg/Nm ³ 既設：300～500mg/Nm ³

※1 上記基準は、大気汚染状況の変化、対策の効果、産業構造や大気汚染源の変化、対策技術の開発普及状況等を踏まえ、随時見直しが必要とされるものである。

※2 有害大気汚染物質：低濃度でも継続的な摂取により健康影響が懸念される物質。

出典：環境省 HP 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要 <https://www.ENV.go.jp/air/osEN/law/t-kisei1.html> (令和 3 年 6 月閲覧)

表 6.2-26 大気汚染防止法の対象となる一般粉じん発生施設

番号*	一般粉じん発生施設	規模
一	コークス炉	原料処理能力が一日当たり 50 トン以上であること。
二	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が 1,000m ² 以上であること。
三	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が 75cm 以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03m ³ 以上であること。
四	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 75kW 以上であること。
五	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 15kW 以上であること。

※ 番号は大気汚染防止法施行令別表第 2 の施設番号である。

出典：「大気汚染防止法施行令 別表第二」（昭和 43 年政令第 329 号）

表 6.2-27 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設

番号*	施設名	規模要件
一	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が 10m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であること。
二	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が 1 日当たり 20t 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であること。
三	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（一四の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が 1 時間当たり 1t 以上であること。
四	金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（一四の項に掲げるものを除く。）	
五	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに一四の項及び二四の項から二六の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が 1m ² 以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が 0.5m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であること。
六	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
七	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
八	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が 1 時間当たり 200kg 以上であること。
八の二	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 6L 以上であること。
九	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が 1m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であること。
一〇	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（二六の項に掲げるものを除く。）	
一一	乾燥炉（一四の項及び二三の項に掲げるものを除く。）	
一二	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が 1,000kVA 以上であること。
一三	廃棄物焼却炉	火格子面積が 2m ² 以上であるか、又は焼却能力が 1 時間当たり 200kg 以上であること。
一四	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5t 以上であるか、火格子面積が 0.5m ² 以上であるか、羽口面断面積が 0.2m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20L 以上であること。
一五	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が 0.1m ³ 以上であること。
一六	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が 1 時間当たり 50kg 以上であること。
一七	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
一八	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 3L 以上であること。
一九	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が 1 時間当たり 50kg 以上であること。
二〇	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が 30kA 以上であること。
二一	磷、磷酸、磷酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として磷 鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する磷 鉱石の処理能力が 1 時間当たり 80kg 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であること。
二二	弗 酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く。）	伝熱面積が 10m ² 以上であるか、又はポンプの動力が 1kW 以上であること。
二三	トリポリ磷 酸ナトリウムの製造（原料として磷 鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 80kg 以上であるか、火格子面積が 1m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であること。
二四	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 10L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 40kVA 以上であること。
二五	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20kVA 以上であること。
二六	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が 0.1m ³ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20kVA 以上であること。
二七	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 1 時間当たり 100kg 以上であること。
二八	コークス炉	原料の処理能力が 1 日当たり 20t 以上であること。
二九	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であること。
三〇	ディーゼル機関	
三一	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35L 以上であること。
三二	ガソリン機関	

※ 番号は大気汚染防止法施行令別表第 2 の施設番号である。

出典：「大気汚染防止法施行令 別表第一」（昭和 43 年政令第 329 号）

b) 騒音関係

< 環境基準 >

騒音に係る環境基準を表 6.2-28、調査範囲における騒音に係る環境基準類型を図 6.2-13 に示す。
計画地の用途地域は工業地域であるため、C 類型に該当する。

表 6.2-28 騒音に係る環境基準

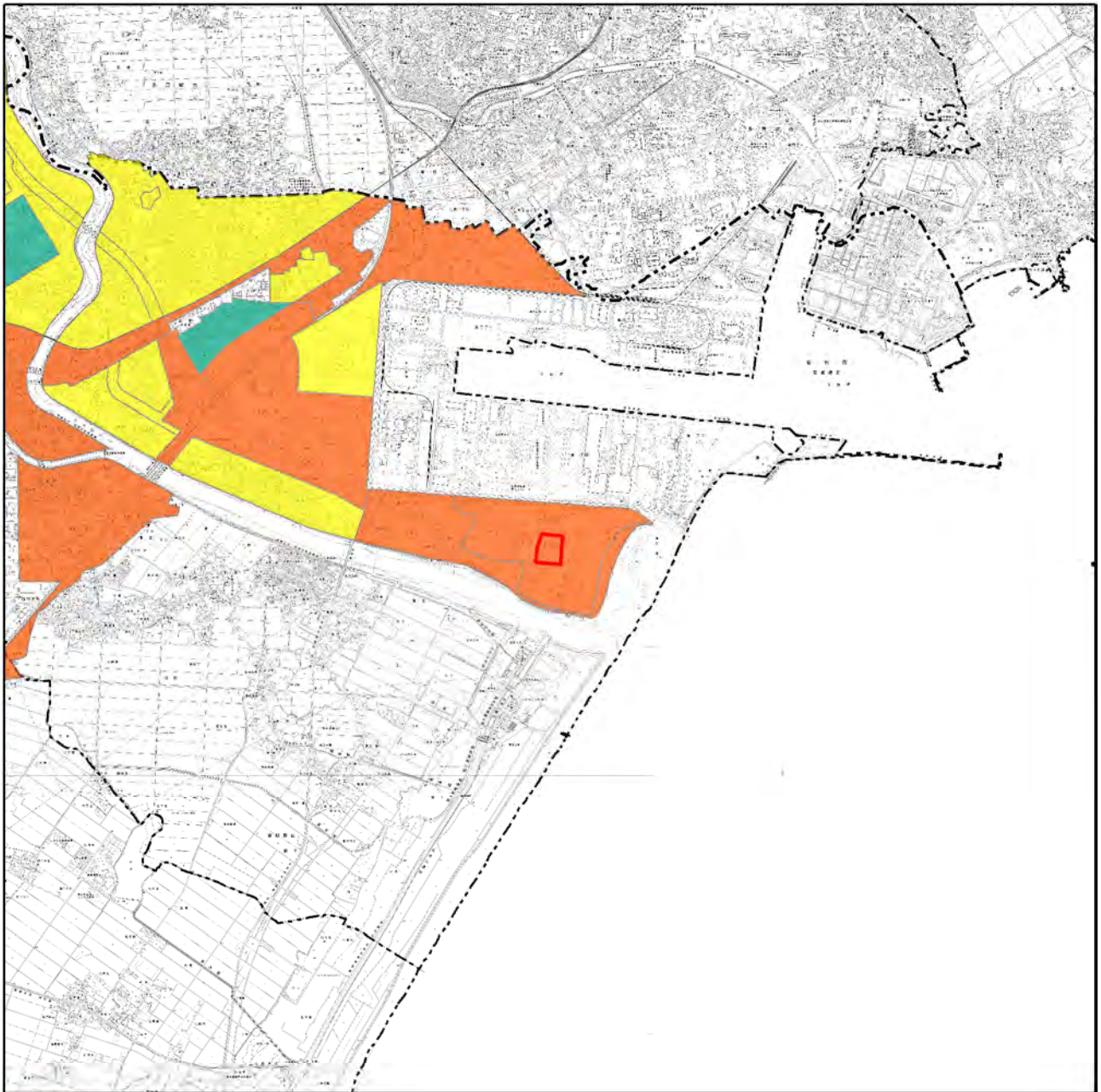
地域 類型	あてはめる地域	地域の区分	環境基準	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	青葉区荒巻字青葉の第2種中高層住居専用地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号の規定により定められた文教地区（公園の区域を除く。）に限る。）		50dB 以下	40dB 以下
A	1 第1種低層住居専用地域 2 第2種低層住居専用地域 3 第1種中高層住居専用地域 4 第2種中高層住居専用地域（AAの項に掲げる地域を除く。）	一般地域	55dB 以下	45dB 以下
		A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B	1 第1種住居地域 2 第2種住居地域 3 準住居地域 4 近隣商業地域（Aの項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。）	一般地域	55dB 以下	45dB 以下
		B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
C	1 近隣商業地域（Bの項に掲げる地域を除く。） 2 商業地域 3 準工業地域 4 工業地域	一般地域	60dB 以下	50dB 以下
		C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間（屋外） 幹線交通を担う道路に近接する空間（屋内）		70dB 以下	65dB 以下
			45dB 以下	40dB 以下

※ 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路をいう。「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端から2車線は15m、3車線以上は20mの範囲をいう。

出典：

「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月環境庁告示第環告64号、平成24年3月改正）

「騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定」（平成24年3月仙台市告示第126号）



凡例

- 計画地
- A29-19_04100
- A地域
- B地域
- C地域

出典：

「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月環境庁告示第環告64号、平成24年3月改正)
 「騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定」(平成24年3月仙台市告示第126号)

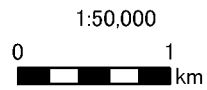


図 6.2-13 騒音に係る環境基準類型

<要請限度>

道路交通騒音に係る要請限度を表 6.2-29、調査範囲における道路交通騒音に係る要請限度の区分を図 6.2-14 に示す。計画地の用途地域は工業地域であるため、c 区域に該当する。

表 6.2-29 道路交通騒音に係る要請限度

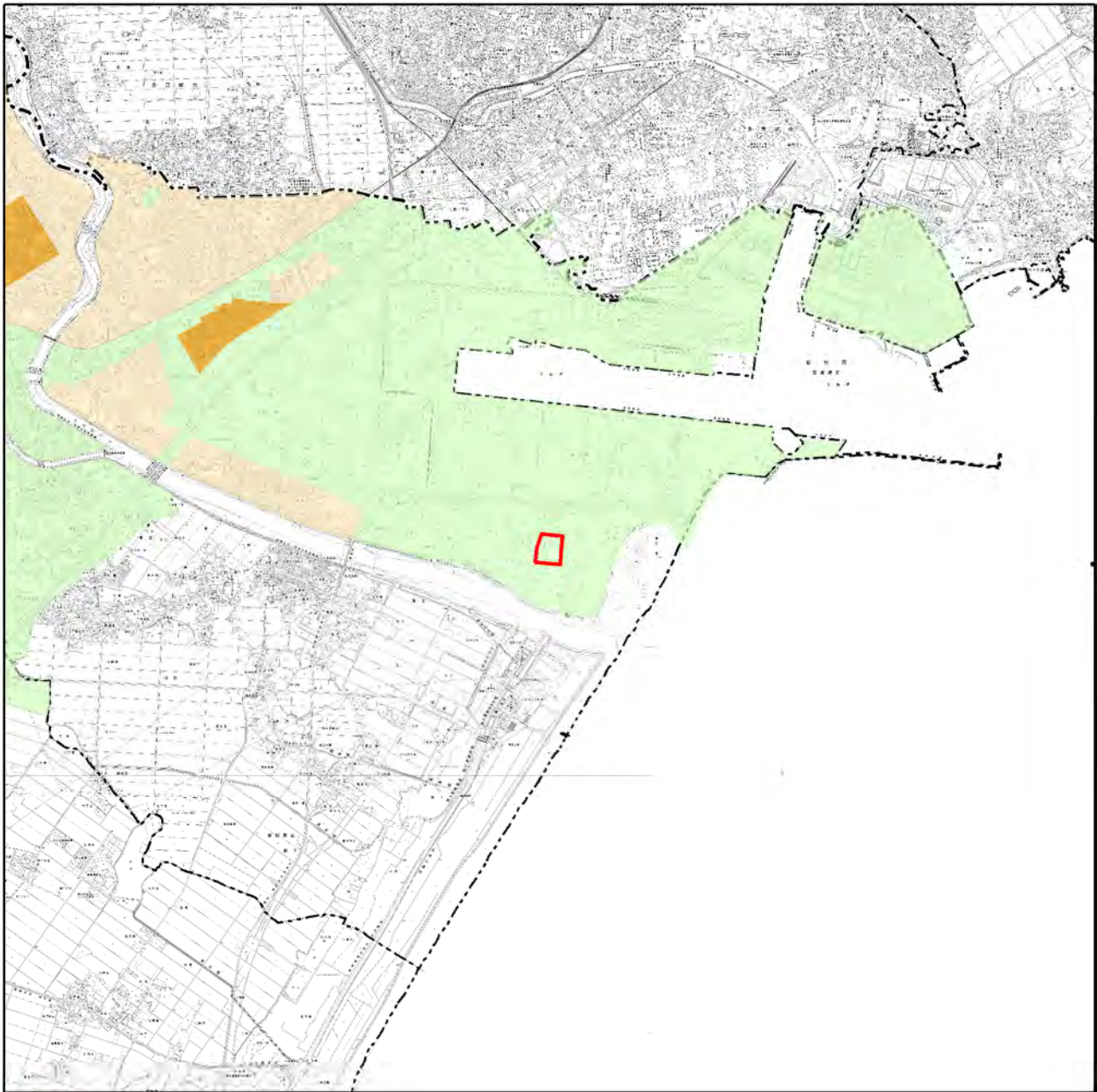
区域の区分		要請限度		
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)	
a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、特別用途地区のうち文教地区として指定された区域（以下「文教地区」という。）	1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
		2 車線以上の道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地、準住居地域（文教地区を除く）、近隣商業地域で第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域に囲まれている区域、市街化調整区域	1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
		2 車線以上の道路に面する区域	75dB	70dB
c 区域	近隣商業地域（b 区域に該当する区域を除く）、商業地域、準工業地域、工業地域	道路に面する地域	75dB	70dB
特例	幹線交通を担う道路※に近接する区域		75dB	70dB

※ 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路をいう。「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、道路端から2車線は15m、3車線以上は20mの範囲をいう。

出典：

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月総理府令第15号）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に規定する市長が定める区域について」（平成12年3月仙台市告示第230号）



凡例

計画地

道路交通騒音に係る要請限度

a区域

b区域

c区域

出典：

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
 (平成12年3月総理府令第15号)

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に
 規定する市長が定める区域について」(平成12年3月仙台市告示第230号)

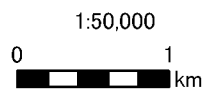


図 6.2-14 道路交通騒音に係る要請限度

<規制基準>

特定工場等に係る騒音の規制基準を表 6.2-30、特定・指定建設作業の騒音に係る規制基準を表 6.2-31、騒音規制法及び仙台市公害防止条例に基づく特定施設を表 6.2-32 に示す。

計画地の用途地域は工業地域であるため、特定工場に係る騒音については第4種区域、特定・指定建設作業に係る騒音については2号区域の規制基準が適用となる。

表 6.2-30 特定工場等に係る騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6時～8時)	昼間 (8時～19時)	夕 (19時～22時)	夜間 (22時～6時)
第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び文教地区	45 dB	50 dB	45 dB	40 dB
第2種区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域及び地域の指定のない地域	50 dB	55 dB	50 dB	45 dB
第3種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	55 dB	60 dB	55 dB	50 dB
第4種区域：工業地域	60 dB	65 dB	60 dB	55 dB

※1 上記規制基準は、工場等の敷地境界線における値。

※2 第2種区域、第3種区域又は第4種区域に所在する学校等（学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設）の敷地およびその周囲50mの区域内では、上記基準から5デシベルを減じた値とする。

※3 近隣商業地域でその周囲が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域であるものについては、第2種区域の基準を適用する。

※4 都市計画区域外における県条例の特定事業場は、第2種区域の基準を適用する。

出典：

「騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成8年3月29日仙台市告示第185号）

「宮城県公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日宮城県規則第79号）別表第2第4号

「公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日仙台市規則第25号）別表第2第1号

表 6.2-31 特定建設作業騒音・指定建設作業騒音に係る基準（騒音規制法）

規制種別	1号区域※1	2号区域※2
基準値	85dB（特定建設作業）、80dB（指定建設作業）	
作業時間	午前7時から午後7時	特定建設作業：6時～22時 指定建設作業：6時～21時
1日における連続作業時間	10時間以内	14時間以内
同一場所における連続作業期間	6日以内	6日以内
日曜・休日における作業	禁止	

※1 1号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内の地域。

※2 2号区域：工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の地域。

出典：

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定により指定する区域について（平成8年3月29日仙台市告示第186号）

「仙台市公害防止条例施行規則第3条、別表第2第2号第4号」

表 6.2-32 騒音に係る特定施設

No.	法律*	条例*	施設の種類	規模又は能力	
1	○	○	金属加工機械	イ.圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上
				ロ.製管機械	—
				ハ.ベンディングマシン（ロール式のものに限る）	原動機の定格出力が 3.75kW 以上
				ニ.液圧プレス（矯正プレスを除く）	—
				ホ.機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上
				ヘ.せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上
				ト.鍛造機	—
				チ.ワイヤフォーミングマシン	—
				リ.プラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く）	—
ス.タンブラー	—				
ル.切断機（としいを用いるものに限る）	—				
2	○	○	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	
3	○	○	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	
4	○	○	織機（原動機を用いるものに限る）	—	
5	○	○	建設用資材製造機械	イ.コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除く）	混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上
				ロ.アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上
6	○	○	穀物用製粉機（ロール式のものに限る）	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	
7	○	○	木材加工機械	イ.ドラムバーカー	—
				ロ.チップパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上
				ハ.碎木機	—
				ニ.帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上
				ホ.丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上
ヘ.かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上				
8	○	○	抄紙機	抄紙機	
9	○	○	印刷機械（原動機を用いるものに限る）	—	
10	○	○	合成樹脂用射出成形機	—	
11	○	○	鋳造型機（ジョルト式のものに限る）	—	
12	—	○	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン（両施設とも、専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く）	出力が 3.75kW 以上	
13	—	○	クーリングタワー	電動機の定格出力が 0.75kW 以上	
14	—	○	バーナー	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 1 時間あたり 15 リットル以上	
15	—	○	繊維工業の用に供する施設	1.動力打綿機	—
				2.動力混打綿機	—
				3.紡糸機	—
16	—	○	コンクリート管、コンクリートポール又はコンクリートくいの製造機及びコンクリートブロック成型機	—	
17	—	○	金属製品の製造の用に供する施設	1.ニューマチックハンマー	—
				2.製てい機	—
				3.製びょう機	—
				4.打抜機	電動機の定格出力が 2.25kW 以上
				5.研削機	電動機の定格出力が 1.5kW 以上
18	—	○	土石、鉱物又はガラスの加工の用に供する施設	1.切断機	—
				2.せん孔機	—
				3.研磨機	—

※「法律」は騒音規制法に定める特定施設、「条例」は宮城県公害防止条例に定める特定施設。

出典：宮城県 HP 騒音に係る特定施設一覧

<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachMENT/230651.pdf>（令和 4 年 6 月閲覧）

c) 振動関係

<要請限度>

道路交通振動に係る要請限度を表 6.2-33 及び図 6.2-15 に示す。

計画地の用途地域は工業地域に該当するため、第二種区域に該当する。

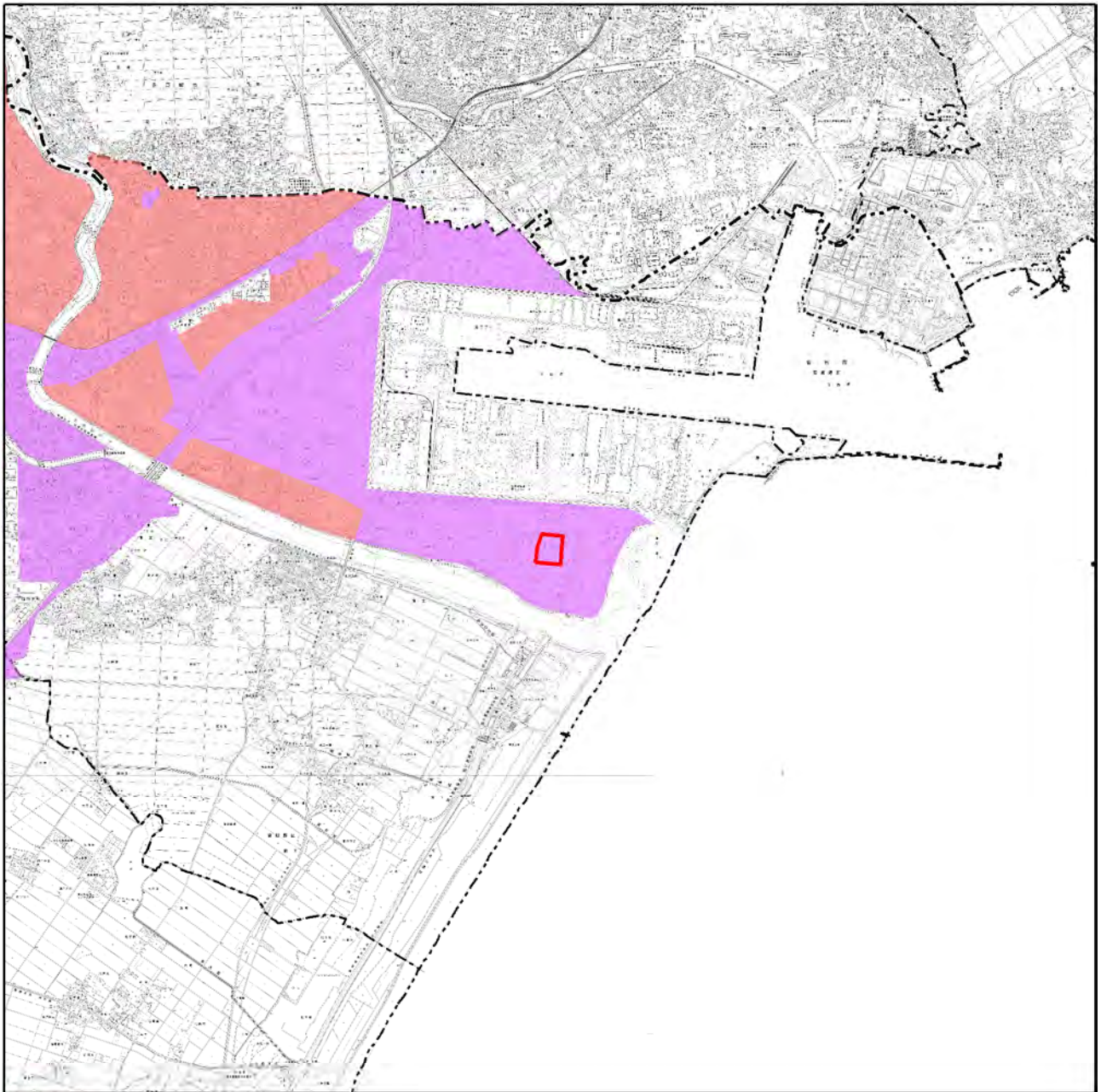
表 6.2-33 道路交通振動に係る要請限度（振動規制法規則）

区域の区分	地域	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域,第二種低層住居専用地域,第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域であるもの 市街化調整区域	65dB	60dB
第二種区域	近隣商業地域（第一種区域に該当する区域を除く） 商業地域、準工業地域、工業地域	70dB	65dB

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号 改正：平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号）第 12 条

「振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について」（平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 188 号 改正平成 13 年 3 月 8 日 仙台市告示 239 号 改正 平成 27 年 6 月 22 日 仙台市告示 287 号）

「振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 2 備考 1 に規定する区域及び同表備考 2 に規定する時間について」（平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 190 号）



凡例

- 計画地
- 振動に係る区域区分
- 第一種区域
- 第二種区域

出典：

「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号 改正：平成23年11月30日環境省令第32号) 第12条
 「振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」(平成8年3月29日 仙台市告示第188号 改正平成13年3月8日 仙台市告示239号 改正 平成27年6月22日 仙台市告示287号)
 「振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考1に規定する区域及び同表備考2に規定する時間について」(平成8年3月29日 仙台市告示第190号)

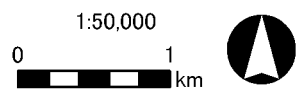


図 6.2-15 道路交通振動に係る要請限度

<規制基準>

工場・事業場に係る振動の規制基準を表 6.2-34、特定・指定建設作業の振動に係る規制基準を表 6.2-35 に示す。振動規制法及び仙台市公害防止条例に基づく特定施設を表 6.2-36 に示す。

計画地の用途地域は工業地域であるため、工場・事業場等に係る振動については第2種区域、特定・指定建設作業に係る振動については2号区域の規制基準が適用となる。

表 6.2-34 工場・事業場に係る振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域及び地域の指定のない地域	60dB	55dB
第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65dB	60dB

※1 上記規制基準は、工場等の敷地境界線における値。

※2 学校等（学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設）の敷地およびその周囲50mの区域内では、上記基準から5デシベルを減じた値とする。

※3 近隣商業地域でその周囲が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域であるものについては、第1種区域の基準を適用する。

※4 都市計画区域外における県条例の特定事業場は、第1種区域の基準を適用する。

出典：

「振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成8年3月29日仙台市告示第188号）

「宮城県公害防止条例施行規則（平成7年9月27日宮城県規則第79号）別表第2第5号

「公害防止条例施行規則（平成8年3月29日仙台市規則第25号）別表第2第3号

表 6.2-35 特定建設作業・指定建設作業における振動に係る基準

規制種別	1号区域※1	2号区域※2
基準値	75dB（特定建設作業）、75dB（指定建設作業）	
作業時間	午前7時から午後7時	特定建設作業：6時～22時 指定建設作業：6時～21時
1日における連続作業時間	10時間以内	14時間以内
同一場所における連続作業期間	6日以内	6日以内
日曜・休日における作業	禁止	

※1 1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内の地域。

※2 2号区域：工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の地域。

出典：

「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）第11条別表第1

「振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について」（平成8年3月29日仙台市告示第189号）

「仙台市公害防止条例施行規則第3条、別表第2第2号第4号」

表 6.2-36 振動に係る特定施設

No.	法律	条例	施設の種類		規模又は能力
1	○	○	金属加工機械	イ.液圧プレス（矯正プレスを除く）	—
				ロ.機械プレス	—
				ハ.せん断機	原動機の定格出力が 1kW 以上
				ニ.鍛造機	—
				ホ.ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kW 以上
2	○	○	圧縮機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上
3	○	○	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上
4	○	○	織機（原動機を用いるものに限る）		—
5	○	○	コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上
			コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が 10kW 以上
6	○	○	木材加工機械	イ.ドラムバーカー	—
				ロ.チップパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上
7	○	○	印刷機械		原動機の定格出力が 2.2kW 以上
8	○	○	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く）		原動機の定格出力が 30kW 以上
9	○	○	合成樹脂用射出成形機		—
10	○	○	鋳造型機（ジョルト式のものに限る）		—
11	—	○	金属加工の用に供する施設	1.圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上
				2.製管機械	—
				3.ベンディングマシン（ロール式のものに限る）	原動機の定格出力が 3.75kW 以上
12	—	○	ディーゼルエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く）		定格出力が 10kW 以上
13	—	○	冷凍機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上

※「法律」は振動規制法に定める特定施設、「条例」は宮城県公害防止条例に定める特定施設。

出典：宮城県 HP 振動の特定施設一覧 <https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachmENT/230652.pdf>（令和3年6月閲覧）

d) 悪臭

< 悪臭防止法 >

「悪臭防止法」では、都道府県知事（政令指定都市の市長を含む）が悪臭物質の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定を行うこととされている。仙台市では、都市計画法に基づく市街化区域を規制地域として特定悪臭物質（22 項目）による規制が行われている。特定悪臭物質の種類及び許容濃度を表 6.2-37 に示す。計画地は市街化区域であるため規制地域に指定されている。

表 6.2-37 特定悪臭物質の種類及び許容濃度

No.	特定悪臭物質の種類	許容濃度 (ppm)	No.	特定悪臭物質の種類	許容濃度 (ppm)
1	アンモニア	1	12	イソバレリアルデヒド	0.003
2	メチルメルカプタン	0.002	13	イソブタノール	0.9
3	硫化水素	0.02	14	酢酸エチル	3
4	硫化メチル	0.01	15	メチルイソブチルケトン	1
5	二硫化メチル	0.009	16	トルエン	10
6	トリメチルアミン	0.005	17	スチレン	0.4
7	アセトアルデヒド	0.05	18	キシレン	1
8	プロピオンアルデヒド	0.05	19	プロピオン酸	0.03
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	20	ノルマル酪酸	0.001
10	イソブチルアルデヒド	0.02	21	ノルマル吉草酸	0.0009
11	ノルマルバレリアルデヒド	0.009	22	イソ吉草酸	0.001

出典：仙台市 HP 悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準について <http://www.city.sENdai.jp/taiki/kurashi/machi/kankyohozEN/kogai/boshitaisaku/akushu.html>（令和3年6月閲覧）

<宮城県公害防止条例>

宮城県公害防止条例では、県内全域（法規制地域を除く）を対象地域とし、(1)魚腸骨処理場、(2)有機質肥料製造施設が規制対象の事業場となっており、規制基準は表 6.2-38 に示すとおりである。

計画地は、法規制地域であるため、本条例の規制基準は適用されない。

表 6.2-38 宮城県公害防止条例における悪臭の規制基準

規制基準	臭気指数
1号規制基準（敷地境界線上の規制基準）	臭気指数 15
2号規制基準（気体排出口の規制基準）	悪臭防止法第4条第二項第一号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第三十九号）第六条の二に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数
3号規制基準（排水水の規制基準）	臭気指数 31

出典：

宮城県 HP 悪臭の規制基準について <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kiseikijun.html>（令和3年6月閲覧）
宮城県 HP 県内の悪臭に関する規制事務について <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/index-akushu.html>（令和3年6月閲覧）

<宮城県悪臭公害防止対策要綱>

悪臭防止法、宮城県公害防止条例の規制対象とならない施設等の悪臭問題については、県内全域を対象として、「悪臭公害防止対策要綱」による改善指導が仙台市により行われている。臭気測定方法として三点比較式臭気採点法が採用され、臭気強度による規制基準（臭気強度 1.8 以下）が敷地境界線において設定されている。

出典：「宮城県悪臭公害防止対策要綱」（改正昭和 56.8.1）
宮城県 HP 悪臭公害防止対策の概要（令和3年6月閲覧）
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/taisaku.html>

<仙台市悪臭対策指導要綱>

仙台市悪臭対策指導要綱においては、仙台市全域を対象範囲とし、「事業活動に伴い悪臭を排出することにより生活環境を阻害するおそれがある工場等」を対象として、悪臭に係る指導が行われている。同要綱における指導基準は、敷地境界線において臭気濃度 10 とされている。

出典：「仙台市悪臭対策指導要綱」（平成2年2月19日市長決裁）
https://www.city.sENDai.jp/taiki/kurashi/machi/kankyohozEN/kogai/boshitaisaku/documentS/youkou_akusyu.pdf

e) 水質汚濁

<環境基準>

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域を対象として、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）及び生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が設定されている。また、人の健康の保護に関連する物質としてクロロホルム等の有機化学物質、農薬等 26 項目が「要監視項目」とされ、公共用水域における水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている。

健康項目の基準値を表 6.2-39、要監視項目の指針値を表 6.2-40、生活環境項目の基準値を表 6.2-41～表 6.2-43 に示す。なお、大腸菌については、令和 4 年 4 月 1 日以降の環境基準である。

調査範囲内に位置する河川及び海域について、あてはめるべき水域及び類型を表 6.2-44、表 6.2-45 に示す。計画地及びその周辺では、七北田川中流～下流にかけての区間で類型指定がされている。海域については、仙台湾地先海域において類型指定がされている。

表 6.2-39 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふつ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表 1 人の健康の保護に関する環境基準」（昭和 46.12.28 環境庁告示第 59 号）

表 6.2-40 公共用水域における要監視項目及び指針値

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	クロロニトロフェン (CNP)	-
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	トルエン	0.6 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	キシレン	0.4 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下	ニッケル	-
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	モリブデン	0.07 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下	アンチモン	0.02 mg/L 以下
クロロタニール (TPN)	0.05 mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下	全マンガン	0.2 mg/L 以下
ジタロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下	ウラン	0.002 mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（通知）」（平成 21 年 11 月環水大発第 091130004 号 環水大土発第 091130005 号）

表 6.2-41(1) 生活環境保全に係る環境基準（河川）（1/2）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100ml 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴、及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100ml 以下
B	水道 3 級、水産 2 級、及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100ml 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級、及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—

※1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

※2 農業利用水は、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

※3 「利用目的の適応性」は以下のとおり。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の 水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※4 大腸菌数に係る基準値については、90%水質値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」（昭和 46.12.28 環境庁告示第 59 号）

表 6.2-41(2) 生活環境保全に係る環境基準（河川）（2/2）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

※基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」（昭和 46.12.28 環境庁告示第 59 号）

表 6.2-42(1) 生活環境保全に係る環境基準（湖沼）（1/3）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道2,3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水道3級、工業用水1級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

※1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質質量の項目の基準値は適用しない。

※2 「利用目的の適応性」は以下のとおり。

自然環境保全、水道、環境保全については河川と同じ。

水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用、

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用、

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行なうもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行なうもの

※3 大腸菌数に係る基準値については、90%水質値とする。

表 6.2-42(2) 生活環境保全に係る環境基準（湖沼）（2/3）

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境 保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1,2,3級（特殊なものを除く）水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

※1 基準値は年間平均値とする。

※2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼に適用する。

※3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

※4 「利用目的の適応性」は以下のとおり。

自然環境保全、水道、環境保全については河川と同じ（ただし、水道3級の「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）。

水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

表 6.2-42(3) 生活環境保全に係る環境基準（湖沼）（3/3）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

表 6.2-43(1) 生活環境保全に係る環境基準（海域）（1/4）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産 1 級、水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下	検出されないこと
B	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

※1 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。

※2 「利用目的の適応性」は以下のとおり。

自然環境保全、環境保全については河川と同じ。

水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

※3 大腸菌数に係る基準値については、90%水質値とする。

表 6.2-43(2) 生活環境保全に係る環境基準（海域）（2/4）

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産 1 種、水浴及び III 以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産 2 種及び IV の欄に掲げるもの（水産 3 種を除く）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

※1 基準値は年間平均値とする。

※2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

※3 「利用目的の適応性」は以下のとおり。

自然環境保全、水浴、工業用水については河川と同じ。

水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

表 6.2-43(3) 生活環境保全に係る環境基準（海域）（3/4）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

表 6.2-43(4) 生活環境保全に係る環境基準（海域）（4/4）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

※ 基準値は日間平均値とする。

表 6.2-44 水域類型あてはめ（河川）

指定区分	水系・水域	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日	指定機関
生活環境の保全に関する環境基準の類型指定	七北田川	七北田川中流 （七北田橋より梅田川合流点まで）	B	ロ	S47.4.28	県
	七北田川	七北田川下流 （梅田川合流点より下流）	C	ロ	S47.4.28	県
水生生物の保全に関する環境基準の類型指定	該当なし					

※達成期間の欄の各記号の意義は次のとおり。

「イ」：直ちに達成

「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」：5年をこえる期間で可及的速やかに達成

「ニ」：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成を図る。

出典：宮城県 HP 水質環境基準と水域類型あてはめ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kijunandruikeih23.html>（令和3年6月閲覧）

表 6.2-45 水域類型あてはめ（海域）

水域名	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日	指定機関
仙台港地先	仙台港地先海域（甲）	C	イ	S47.4.28	県
	仙台港地先海域（乙）	B	イ	S47.4.28	県
	仙台港地先海域（丙）	A	イ	S47.4.28	県

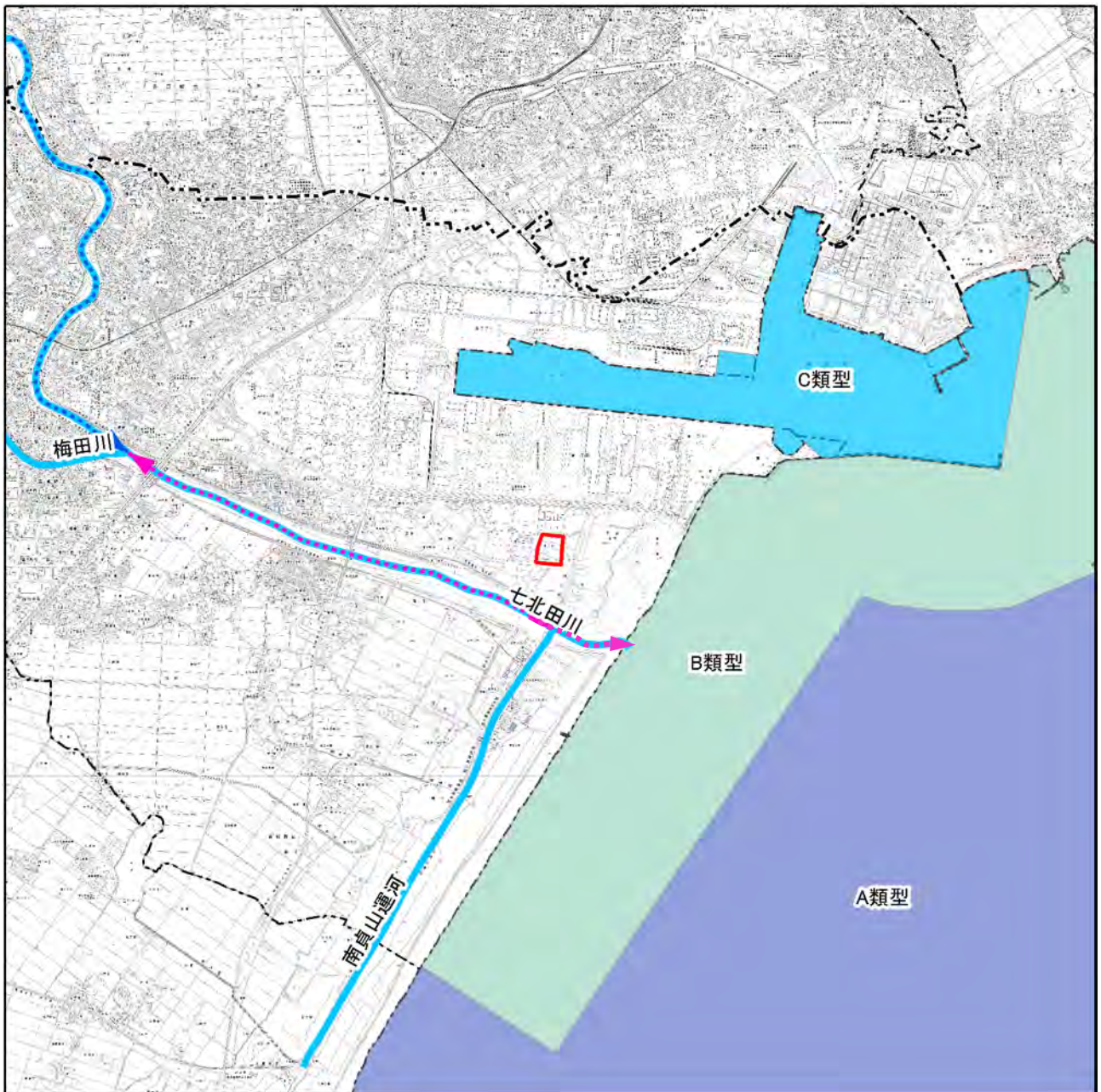
※「水域の範囲」は以下のとおり。

仙台港地先海域（甲）：兜島南端と南防波堤突端を結ぶ線の内側の港内。

仙台港地先海域（乙）：仙台港北防波堤基部より半径2000mの円内に囲まれた海域（C海域を除く）と七北田河口右岸から南側3000mの地点と南防波堤を結ぶ汀線より前面1200mの海域。

仙台港地先海域（丙）：宮城県七ヶ浜町花淵浜字寺浜26番地、花淵崎から仙台市荒浜に至る陸岸の地先海域であって、仙台港地先海域（甲）及び仙台港地先海域（乙）に係る部分を除いたもの。

出典：宮城県 HP 水質環境基準と水域類型あてはめ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kijunandruikeih23.html>（令和3年6月閲覧）



- 凡例**
- 計画地
 - 2級河川区間
 - 河川類型指定区間**
 - ◆ B類型
 - ◆ C類型
 - 海域類型**
 - A類型
 - B類型
 - C類型

出典：宮城県 HP 水質環境基準と水域類型あてはめ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kijunandruikeih23.html> (令和3年6月閲覧)

1:50,000



図 6.2-16 生活環境保全に係る水質環境基準類型の設定状況

<排水基準>

「水質汚濁防止法」に定められている特定施設を有する工場・事業場の排水規制は、「水質汚濁防止法」、「宮城県公害防止条例」「仙台市公害防止条例」に基づき実施されている。有害物質以外の項目については、「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年12月23日宮城県条例第40号）に基づき、仙台市域を対象として一部の項目について上乗せ規制が行われている。これらの排水基準を表6.2-46及び表6.2-47に示す。

表 6.2-46 水質汚濁に係る排水基準（有害物質）

項目	単位	一律排水基準 (法指定)	宮城県公害防止条例	仙台市公害防止条例
カドミウム及びその化合物	mgCd/L	0.03	0.03	0.1
シアン化合物	mgCN/L	1	1	1
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	mg/L	1	1	1
鉛及びその化合物	mgPb/L	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	mgCR(VI)/L	0.5	0.5	0.5
砒素及びその化合物	mgAs/L	0.1	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mgHg/L	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	—	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.3
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	1	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.02	0.02
チウラム	mg/L	0.06	0.06	0.06
シマジン	mg/L	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.2	0.2
ベンゼン	mg/L	0.1	0.1	0.1
セレン及びその化合物	mgSe/L	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物（海域以外の公共用水域に排出されるもの）	mgB/L	10	10	—
ほう素及びその化合物（海域に排出されるもの）	mgB/L	230	230	—
ふっ素及びその化合物（海域以外の公共用水域に排出されるもの）	mgF/L	8	8	—
ふっ素及びその化合物（海域に排出されるもの）	mgF/L	15	15	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 mg/L	100	100	—
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.5	—

※ 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：

「排水基準を定める省令」（昭和四十六年総理府令第三十五号）

「宮城県公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日宮城県規則第79号）

「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日規則第25号）

表 6.2-47 水質汚濁に係る排水基準（有害物質以外）

項目	単位	一律排水基準(法指定)	特別排水基準		宮城県 公害防止条 例	仙台市 公害防止条 例	
			下水道 整備地域	その他の地 域			
水素イオン 濃度（水素 指数） （pH）	海域以外の 公共用水域 に排出され るもの：	—	5.8～8.6	—	—	5.8～8.6	5.8～8.6
	海域に排出 されるもの：	—	5.0～9.0	—	—	5.0～9.0	5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 （BOD）	mg/L	160(120)	30(20)	130(100)	160(120)	160(120)	
化学的酸素要求量（COD）	mg/L	160(120)	—	—	160(120)	160(120)	
浮遊物質（SS）	mg/L	200(150)	90(70)	—	200(150)	200(150)	
ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量	鉱油類含有 量	mg/L	5	—	—	5	5
	動植物油脂 類含有量	mg/L	30	—	—	30	30
フェノール類含有量	mg/L	5	—	—	5	5	
銅含有量	mg/L	3	—	—	3	3	
亜鉛含有量	mg/L	2	—	—	2	5	
溶解性鉄含有量	mg/L	10	—	—	10	10	
溶解性マンガン含有量	mg/L	10	—	—	10	10	
クロム含有量	mg/L	2	—	—	2	2	
大腸菌群数	個/cm ³	(3000)	—	—	(3000)	(3000)	
窒素含有量	mg/L	120(60)	—	—	120 (60)	—	
燐含有量	mg/L	16(8)	—	—	16 (8)	—	
弗素含有量	mg/L	—	—	—	—	15	

※1 （ ）は日間平均

※2 「特別排水基準」とは「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（宮城県）」による上乗せ規制

※3 「特別排水基準」の対象範囲は、「（広瀬川の相生橋から名取川との合流点及び）梅田川のうどう溜池から七北田川との合流点まで」

出典：

「排水基準を定める省令」（昭和四十六年総理府令第三十五号）

「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年 12 月 23 日宮城県条例第 40 号）

「宮城県公害防止条例施行規則」（平成 7 年 9 月 27 日宮城県規則第 79 号）

「仙台市公害防止条例施行規則」（平成 8 年 3 月 29 日規則第 25 号）

下水道法に規定される特定事業場等から公共下水道へ排除される下水については、下水道法や市町村で定める下水道条例による規制があり、下水道法（施行令）では、表 6.2-48 に示す排出基準（排出水の水質基準）が定められている。

表 6.2-48 下水排除基準

項目	排除基準値 ^{※1}	項目	排除基準値 ^{※1}
水温 ^{※2}	45 (40) °C未満	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
水素イオン濃度 (pH) ^{※2}	pH5.0 を超え pH9.0 (pH5.7 を超え pH8.7)	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD) ^{※2}	600 (300) mg/L 未満	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
浮遊物質 (SS) ^{※2}	600 (300) mg/L 未満	チウラム	0.06mg/L 以下
窒素消費量	220mg/L 未満	シマジン	0.03mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	5mg/L 以下	チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	30mg/L 以下	ベンゼン	0.1mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下	ほう素及びその化合物(海域への排出)	230mg/L 以下
有機燐化合物	1mg/L 以下	ほう素及びその化合物(海域以外への排出)	10mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	ふっ素及びその化合物(海域への排出)	15mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下	ふっ素及びその化合物(海域以外への排出)	8mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下	フェノール類	5mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	銅及びその化合物	3mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	クロム及びその化合物	2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 ^{※2}	380(125)mg/L 未満
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	窒素含有量 ^{※2※4}	240(150)mg/L 未満
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	りん含有量 ^{※2※4}	32(20)mg/L 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	ダイオキシン類 ^{※3}	10pg/l 以下

※1 市町村の公共下水道条例で異なる基準値が定められている場合は、その基準値を適用。

※2 () 内は製造業又はガス供給業の用に供する施設に適用する基準。

※3 規制対象となる事業場のみ適用。

※4 水濁法第3条第1項の規定により環境省令に定められた窒素含有量または、りん含有量についての排出基準がその放流水に適用される下水道に排除する下水にのみ適用。

出典：宮城県 HP 下水排除基準 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ktkm-wwt/haijokijun.html> (令和3年6月閲覧)

< 農業用水基準 >

農業（水稲）用水基準を表 6.2-49 に示す。同基準は、農林水産省が昭和 44 年春から約 1 ヶ年間、汚濁物質別について「水稲」に被害を与えない限度濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて昭和 45 年 3 月に定めた基準である。法的効力はないが、水稲の正常な生育のために望ましい灌漑用水の指標として利用されている。

表 6.2-49 農業（水稲）用水基準

項目	基準値	項目	基準値
pH(水素イオン濃度)	6.0~7.5	電気伝導度(塩類濃度)	0.3 mS/cm以下
COD(化学的酸素要求量)	6 mg/L 以下	重金属 As(ヒ素)	0.05 mg/L 以下
SS(浮遊物質)	100 mg/L 以下	重金属 Zn(亜鉛)	0.5 mg/L 以下
DO (溶存酸素)	5 mg/L 以上	重金属 Cu(銅)	0.02 mg/L 以下
T-N(全窒素濃度)	1 mg/L 以下		

出典：「令和元年版宮城県環境白書資料編」(令和元年12月、宮城県)

f) 地下水汚染関係

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として 28 項目について設定されている。この他、クロロホルム等有機化学物質、農薬等 24 項目が「要監視項目」とされ、地下水における水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている。地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 6.2-50 及び要監視項目の指針値は表 6.2-51 に示すとおりである。

表 6.2-50 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値※1	項目	基準値※1
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと※2	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと※2	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと※2	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン※5	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下※3
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下※4	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

※1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

※4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

※5 クロロエチレンの別名として塩化ビニル又は塩化ビニルモノマーがある。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号）

表 6.2-51 地下水における要監視項目及び指針値

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	クロルニトロフェン (CNP)	-
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	トルエン	0.6 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	キシレン	0.4 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	ニッケル	-
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下	モリブデン	0.07 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下	アンチモン	0.02 mg/L 以下
プロビザミド	0.008 mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下	全マンガン	0.2 mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下	ウラン	0.002 mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（通知）」（平成 21 年 11 月 30 日環水大発第 091130004 号 環水大土発第 091130005 号）

g) 地盤沈下

宮城県では地下水採取規制地域として、「工業用水法」における指定区域、及び「宮城県公害防止条例」における規制区域において、動力を用いて地下水を採取するための設備であって揚水機の吐出口の断面積が 6cm² を超えるものを設置し、地下水を採取する場合に届出が必要とされている。

計画地は、工業用水法による指定区域に該当しており、地下水採取が規制される地域に該当する。

h) 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は 29 項目について設定されている。土壌の汚染に係る環境基準は、表 6.2-52 に示すとおりである。

表 6.2-52 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件 ^{※1}
カドミウム ^{※2}	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと ^{※3} 。
有機燐 ^{※4}	検液中に検出されないこと ^{※3} 。
鉛 ^{※2}	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム ^{※2}	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒 ^{※2}	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀 ^{※2}	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと ^{※3} 。
PCB	検液中に検出されないこと ^{※3} 。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン ^{※6}	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン ^{※5}	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン ^{※2}	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素 ^{※2}	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素 ^{※2}	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

※1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

※2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

※3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

※5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。

※6 クロロエチレンの別名は塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

出典：「土壌環境基準」（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）

i) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準を表 6.2-53 に示す。

表 6.2-53 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	大気	水質 (水底の底質を除く)	水底の底質	土壌
基準値	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	1pg-TEQ/L 以下	150pg-TEQ/g 以下	1,000pg-TEQ/g 以下

※1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-バラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

※2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

※3 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

※4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

j) アスベスト

アスベストによる健康障害の防止のため、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等により、アスベストの解体等の作業に関する手続きや方法、廃棄物としての処理方法等について表 6.2-54 に示すとおり、規定が定められている。

表 6.2-54 アスベストに関する主な法規制等

法規制等	最終改正	概要
大気汚染防止法	令和4年6月5日公布（平成29年法律第45号）	特定粉じん（アスベスト）の発生施設における敷地境界における大気中濃度、及び排出等作業についての作業基準が定められている。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平成29年6月16日公布（平成29年法律第61号）	特別管理産業廃棄物である飛散性アスベスト、産業廃棄物である非飛散性アスベストについての、保管・収集運搬時の飛散・流出防止措置や、中間処理における融解・無害化処理等への限定等について定められている。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成26年6月4日公布（平成26年法律第55号）	非飛散性アスベストについて、粉砕に伴う飛散防止のため、解体工事の施工及び非飛散性アスベストの処理において、粉じん飛散を起こさないような措置を講ずる必要があるとしている。
石綿障害予防規則	平成30年4月6日厚生労働省令第59号	建築物の解体工事等に伴う、石綿ばく露防止のため、労働安全衛生法に基づく規則として制定されており、吹き付けられた石綿の除去などについての措置、石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材の措置等について定められている。

k) 日照阻害

「建築基準法」及び「宮城県建築基準条例」に基づく宮城県内（仙台市含む）の日影規制は、表 6.2-55 に示すとおりである。計画地の用途地域は工業地域であるため、日影規制の対象外である。

表 6.2-55 仙台市の日影規制

対象地域	建築基準法 別表第 4 (に) 欄	制限を受ける 建築物	平均地盤面 からの高さ	日影時間	
				敷地境界線 から 10m 以内	敷地境界線 から 10m 超
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	(1)	軒の高さ 7m 超 又は 3 階以上	1.5m	3 時間	2 時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	(2)	高さ 10m 超	4.0m	4 時間	2.5 時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	(2)	高さ 10m 超	4.0m	5 時間	3 時間

※工業地域、工業専用地域、商業地域、市街化調整区域については規制はない。

出典：仙台市 HP 仙台市の日影規制 <https://www.city.sENdai.jp/toshi-kekakuchose/kurashi/machi/kaihatsu/toshikekaku/shosai/documENTs/hikage.pdf> (令和 3 年 6 月閲覧)

(3) 災害防止に係る指定地域等の状況

a) 急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域、「砂防法」に基づく砂防指定地、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域について、調査範囲には指定箇所はない。

出典：仙台市 HP せんだいぐらしのマップ（土砂災害危険地マップ）
<https://www2.wagmap.jp/sENdaicity/Portal> (令和 3 年 6 月閲覧)

b) 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）に基づく土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）について、調査範囲には指定箇所はない。

出典：仙台市 HP せんだいぐらしのマップ（土砂災害危険地マップ）
<https://www2.wagmap.jp/sENdaicity/Portal> (令和 3 年 6 月閲覧)

c) 土砂災害危険箇所（土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）

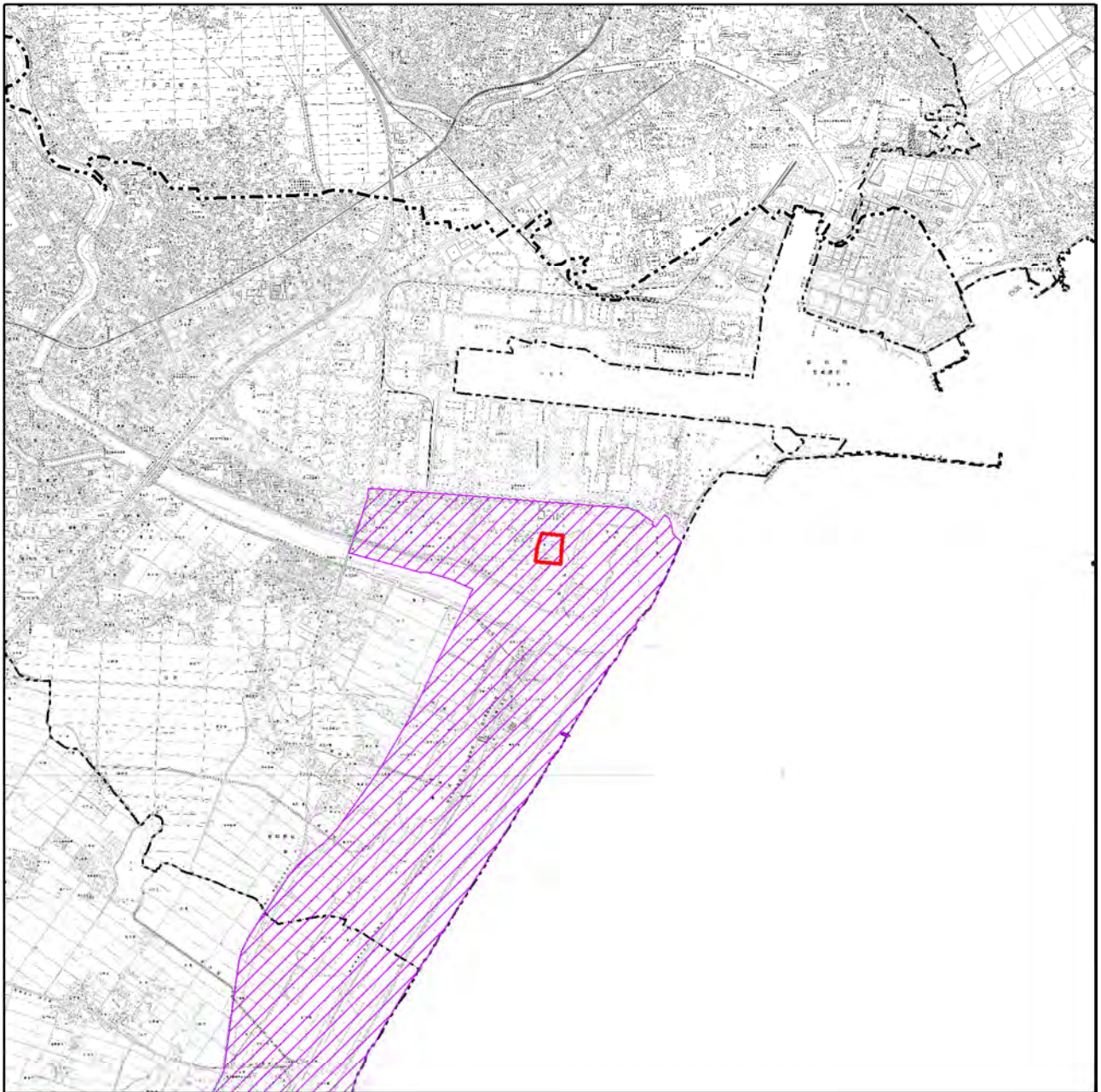
土砂災害危険箇所（土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）について、調査範囲にはいずれの危険箇所も存在しない。

出典：宮城県 HP 土砂災害警戒区域等確認マップ
<http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/> (令和 3 年 6 月閲覧)

d) 災害危険区域

「仙台市災害危険区域条例」（昭和 49 年仙台市条例第 49 号）による災害危険区域を図 6.2-17 に示す。

計画地及びその周辺は同条例第 2 条第 5 号に指定されている。なお、第 5 号区域は、平成 23 年東日本大震災において、甚大な津波の被害があった区域であり、また、仙台市震災復興計画の中で、さまざまな防災施設の整備を行ってもなお予想される津波の浸水域が 2m を超え、危険の危険性が高い地区とされている。この区域では住宅の用に供する建築物の新築や増改築が禁止されている。



凡例

- 計画地
- 災害危険区域

出典：仙台市災害危険区域図

<http://www.city.sendai.jp/kenchikushido-kanri/jigyosha/taisaku/kenchiku/gyose/oshirase/saigai.html>

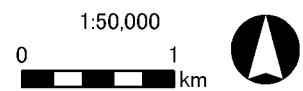


図 6.2-17 災害危険区域

(4) 景観計画

仙台市では、育まれた杜の都のすばらしい景観を次の世代へ引き継ぐことを目的として、「杜の都の風土を育む景観条例」を平成7年3月に制定した。この条例は3つの原則（基本原則、市の責務、市民・事業者の責務）と7つの方策（景観計画の策定、計画区域内の行為の届出等、景観地区の指定、杜の都景観重要建造物等の指定、景観総合審議会等の設置、表彰・助成等の実施、杜の都景観協定の締結・景観まちづくり協議会の認定等）によって構成されている。この条例にもとづいて「杜の都の風土」を仙台固有の財産と位置づけ、緑に囲まれた風景に調和する建築物等を誘導し、都市の顔となる魅力ある街並みとして、定禅寺通や宮城野通の景観形成地区の指定を行うなど、市民との協働によるまちづくりが進められてきた。

平成21年には、これらの取り組みをより実効性の高い施策として展開し、仙台の伝統と個性を誰もが実感できる都市の創生を図るものとして、景観法に基づく景観計画として、「仙台市「杜の都」景観計画」が策定・施行（平成25年改訂）された。

同計画では「杜の都の風土を育む風格ある景観づくり」を景観形成の基本テーマとし、①都市の眺望風景の保全、②良好な市街地景観の形成、③心地良い生活環境の育成、④風情ある街並み景観の醸成、⑤風格ある中心市街地の景観の創生の5つを景観形成の基本方針としている。

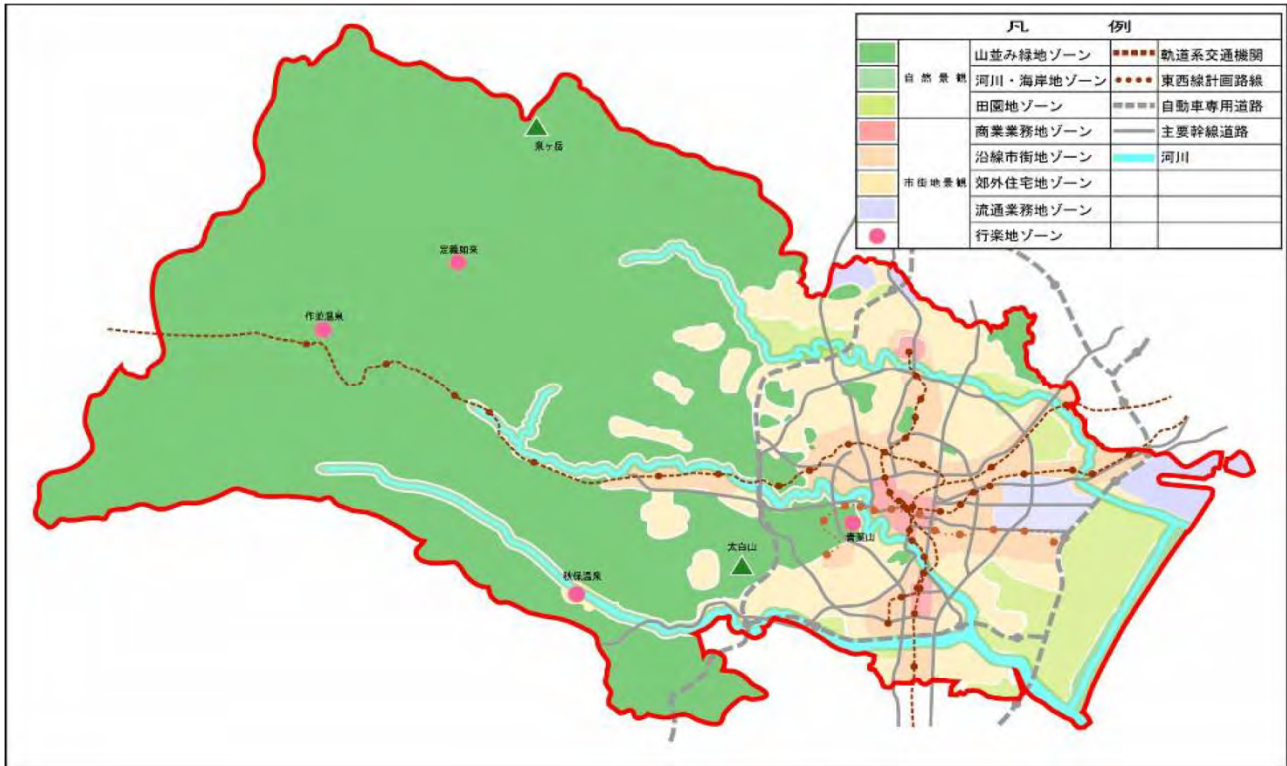
市全域を対象とした景観計画区域は、景観特性に応じた8つのゾーンに区分され、ゾーンごとに景観形成の方針、建築物等に対する方針が設定されている。（表 6.2-56、図 6.2-18）

計画地はこれらのゾーンのうち「流通業務地ゾーン」に属している。同ゾーンにおける景観形成の方針、建築物に対する方針を表 6.2-57 に示す。

表 6.2-56 景観特性とゾーン区分

景観特性	ゾーン名称	ゾーン特性
自然景観	山並み緑地ゾーン	奥羽山系から市街地西部に広がる山並み・丘陵地等からなる地域で、奥山の自然公園や里山の中山間地域を含む広大な自然緑地ゾーン
	河川・海岸地ゾーン	奥羽山系から太平洋に悠々と流れる七北田川・広瀬川・名取川の河川沿いと海岸の貞山運河沿いからなる雄大な水系ゾーン
	田園地ゾーン	仙台平野に広がる穀倉地域と根白石・六郷・七郷等の農村集落からなる広大な田園地ゾーン
市街地景観	商業業務地ゾーン	交流拠点となる仙台駅を中心とする都心部と泉中央・長町等の広域拠点からなる商業業務地ゾーン
	沿線市街地ゾーン	地下鉄や JR などの南北・東西交通軸上、旧街道沿いを含む沿線上などに広がる住宅・商業等の複合用途からなる市街地ゾーン
	郊外住宅地ゾーン	ニュータウン開発等により市街地外縁部の郊外地域に広がる住宅地ゾーン
	流通業務地ゾーン	市街地東部の工業団地・卸町・仙台港周辺地域と、東北縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域等からなる流通業務地ゾーン
	行楽地ゾーン	仙台城跡や山間の秋保・作並等の温泉地と定義如来等の自然と調和した風景を楽しむ行楽地ゾーン

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成25年6月改定 仙台市）



出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成 25 年 6 月改定 仙台市）

図 6.2-18 市全域における 8 つのゾーン区分概念図

表 6.2-57 流通業務地ゾーンの景観形成方針・建築物等に対する方針

景観形成の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・流通業務機能の活動感と広々としたゆとりが感じられる景観形成を図る ・ゆとりある空間に緑豊かな業務環境として企業活力を生かした景観形成を図る ・仙台港背後地は、ウォーターフロントとしてにぎわい・交流機能を活かした景観形成を図る
建築物等に対する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・賑わいと活気の演出に配慮し、歩行者が楽しめる建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等とする ・再開発事業・区画整理事業等の整備と連携した建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等とする ・公共的空間としての広場・オープンスペースの創出、緑化を図る

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成 25 年 6 月改定 仙台市）

2) 行政計画・方針等

(1) 仙台市総合計画

仙台市総合計画の基本構想においては、「挑戦を続ける新たな杜の都へ」をまちづくりの理念とし、環境、共生、学び、活力の視点から、①杜の恵みと共に暮らすまちへ、②多様性が社会を動かす共生のまちへ、③学びと実践の機会があふれるまちへ、④創造性と可能性が開くまちへの4つの目指す都市の姿が示されている。この4つの目指す都市の姿の実現に向けて、「チャレンジプロジェクト」と地域づくりの方向性、未来をつくる市政運営を示している。「チャレンジプロジェクト」では、仙台の強みや現状を踏まえて重点的に取り組む8つのプロジェクト（①杜と水の都プロジェクト、②防災環境都市プロジェクト、③心の伴走プロジェクト、④地域協働プロジェクト、⑤笑顔咲く子どもプロジェクト、⑥ライフデザインプロジェクト、⑦TOHOKU未来プロジェクト、⑧都心創生プロジェクト）を掲げ、SDGsの達成への貢献も合わせてプロジェクトの推進を目指している。

令和3年度～令和12年度を計画期間とした基本計画においては、表6.2-58に示す目指す都市の姿とその実現のための方向性が示されており、目指す都市の姿の実現に向けて表6.2-59に示す基本的施策が体系づけられている。

表 6.2-58 仙台市基本計画における重点施策

目指す都市の姿		実現のための方向性
杜の恵みと共に暮らすまちへ	「杜の都」の理念に、東日本大震災の経験と教訓を踏まえた防災や観光配慮の視点を織り込み、「防災環境都市 ^{※1} 」として安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・「杜の都」の豊かな自然と、市民の暮らしや都市機能が調和した、世界に通用する風格を備え、住みよさを実感できるまち ・「仙台防災枠組 2015-2030^{※2}」の採択地にふさわしく、自然と人の力を活かした災害対応力を備え、国内外の防災力の向上に貢献できるまち
多様性が社会を動かす共生のまちへ	一人ひとりが持つ多様性を活かし、多様な立場にある方々と協働を重ねながら、誰もが共生できる環境をつくる。	<ul style="list-style-type: none"> ・心と命を守る支えあいのもと、多様性が尊重され、包摂される、誰もが安心して暮らすことができるまち ・一人ひとりが持つ多様な価値観・経験を、社会全体がより良い方向に進むための力に変えるまち
学びと実践の機会があふれるまちへ	学びの場が充実している学都としての強みを活かすとともに、さまざまな経験ができる機会を広げることで、次の社会をつくる力を育む。	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが個性を尊重されて健やかに育つことができ、地域に対する親しみと学ぶ喜びを実感できるまち ・すべての人に成長の機会があふれ、次の仙台をつくる担い手が育ち、東北や世界の未来にも貢献できる人材を次々と輩出する学びとチャレンジのまち
創造性と可能性が開くまちへ	都心部をはじめとして、新しいまちづくりが進む変化の兆しを、地域経済や交流活動の活性化につなげるとともに、自治体の枠を超えた魅力あるまちづくりを進めていく。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や起業家等を惹きつけるとともに、新たな価値を生む創造性が開かれ、地域経済の活性化や社会的課題の解決、東北の活力につながるまち ・東北と世界を結びつけるハブとしての機能を持つ都市として、グローバルな経済活動や誰もが楽しめる多彩な交流が生まれるまち

※1 「防災環境都市」とは、仙台市が歴史の中で築き上げてきた、豊かな自然と市民の暮らしや都市機能が調和した「杜の都」としてのまちづくりに、東日本大震災の経験や教訓を踏まえて、防災の視点を織り込んだ都市のあり様を示すスローガン。

※2 「仙台防災枠組 2015-2030」は、2015年3月に国連が主催し仙台市で開催された「第3回国連防災世界会議」の成果文章。2030年までの国際的な防災の取組指針であり、防災の主流化、事前の防災投資などの新しい考え方を提示し、女性や子ども、企業など多様な主体の役割を強調したことに特徴がある。

出典：「仙台市基本計画 2021-2030」

表 6.2-59 仙台市基本計画における分野別計画

施策の体系	基本的施策		
杜の恵みと共に暮らすまちへ	みどり	みどりあふれる空間をつくる	
		歴史と趣を感じる景観をつくる	
		グリーンインフラの活用を広げる	
		水辺を楽しめる空間をつくる	
	環境	脱炭素を推進する	
		資源循環を推進する	
		快適な生活環境を守る	
		自然との共生を推進する	
	防災・減災	東日本大震災の経験と教訓を発信する	
		防災力の高い地域をつくる	
		強靱な都市基盤をつくる	
	多様性が社会を動かす共生のまちへ	人権	多様性への理解を進める
人権を守る			
地域生活		地域での生活を支援する	
		地域で支えあう担い手づくりを推進する	
		安定したサービスを提供できる体制を整備する	
		配慮を要する方を支援する	
		多様な協働を推進する	
健康・医療		ライフステージに応じた健康づくりを推進する	
		心の健康づくりを推進する	
		医療・救急体制を整備する	
		新興感染症対策を推進する	
安全・安心		地域の安全対策を推進する	
		安全・安心な生活基盤をつくる	
学びと実践の機会があふれるまちへ		教育	個性と社会性を育む
			学力と体力を育む
			安心して学べる環境をつくる
	地域とともに学校をつくる		
	子育て	子育てを切れ目なく支援する	
		子どもたちの地域生活を守る	
		障害のある児童等を支える	
		子育てを応援する社会をつくる	
	学び	文化芸術に親しめる環境をつくる	
		スポーツを楽しめる環境をつくる	
		学びを楽しむ環境をつくる	
		学びを地域づくりに活かす	
創造性と可能性が開くまちへ	経済	新たなビジネス展開を支える	
		中小企業の経営力を強化する	
		多様な人材が活躍できる環境をつくる	
		農林業を振興する	
	観光	観光資源を充実させる	
		戦略的なプロモーションを推進する	
	都市機能	都心まちづくりを推進する	
		広域拠点のまちづくりを推進する	
		機能拠点のまちづくりを推進する	
		都市軸のまちづくりを推進する	
		鉄道沿線のまちづくりを推進する	
		郊外居住区域の暮らしを維持する	
公共交通を中心とした交通体系の充実を図る			

出典「仙台市基本計画 2021-2030」

(2) 仙台市都市計画マスタープラン

仙台市都市計画マスタープランは、本市の都市づくりに関わる人々が共有しやすい形で長期的な視点に立った都市の将来像を示し、実現に向けて大きな道筋を明らかにしておくことを目的としており、計画期間は令和3年度～令和12年度である。「選ばれる都市へ挑戦し続ける“新たな杜の都”～自然環境と都市機能が調和した多様な活動を支え・生み出す持続可能な都市づくり～」が都市づくりの目標像となっており、「都市づくりの基本的な方向と方針」として表6.2-60に示す、土地利用、交通、緑・景観、市民協働の4つの基本的な方向について、4つの方針が設定されている。

表 6.2-60 都市づくりの基本的な方向

分野	基本的な方向	方針
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 各エリアの特色強化による都心部の回遊性の向上や交流の場の創出等を通して、躍動する都心としての魅力・活力の向上に資する再構築を図る。 持続可能で防災・減災にも資する機能的・効率的な市街地の形成を目指し、地域特性に応じた多様な都市機能の適正な配置を図る。 	<p>[方針1] 魅力・活力のある都心の再構築</p> <p>[方針2] 都市機能の集約と地域の特色を生かしたまちづくり</p>
交通	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な交流・連携や、日常生活における移動を支える交通施策を推進する。 	[方針3] 質の高い公共交通を中心とした交通体系の充実
緑・景観	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境を生かした美しく快適な都市空間の形成を図り、安全・安心に暮らせるまちとして、市街地の浸水対策等、災害に強い都市環境の充実を図る。 	[方針4] 杜の都の継承と安全・安心な都市環境の充実
市民協働	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者・行政等の多様な主体の協働によるまちづくりの一層の推進を図る。 	[方針5] 魅力を生み出す協働まちづくりの推進

出典：「仙台市都市計画マスタープラン—都市計画に関する基本的な方針 2021-2030—」

同マスタープランにおける将来目指すべき都市構造は、平成22年に策定された「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」から引き続いて、集約市街地の形成を視野に入れた周辺地域の生活圏形成を図ることにより、均衡ある発展を目指す「多核連携集約型都市構造」としている。「多核連携集約型都市構造」では、生活・交通利便性が高く、居住者が徒歩や自転車で移動できる範囲を「集約適地」と位置付け、都市機能を集積し、都市の活力の集約を図ることとしている。また、集約適地の中で、東北圏及び本区域の中核機能を担う仙台都心を「都市圏中心核」と位置付け、多様な都市機能の集積を生かした高次都市機能の一層の集積を図り、本区域の中心拠点の形成を図ることとし、周辺各地域における主要駅周辺などを中心とした拠点は「地域中心核」と位置付け、地域の中心地区として総合的な役割を担う地区の形成を図ることとしている。さらに、インターチェンジ周辺など産業立地に有利な地域を「産業拠点」と位置付け、高速交通ネットワークなどにより港湾、空港などの「産業交通拠点」との連携の強化を図ることとしている。

この考え方にに基づき、仙台市を自然環境保全ゾーン、集落・里山・田園ゾーン、市街地ゾーンの3つに区分して、それぞれの「土地利用の基本方針」が定められている。また、「都心、拠点、都市軸形成の基本方針」として、仙台駅を中心とする「都心」のほか、泉中央及び長町を「広域拠点」、仙台塩釜港周辺と青葉山周辺を「機能拠点」、さらに東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を「都市軸」と位置づけ、基本方針が定められている（表6.2-61、図6.2-19）。これらに加え

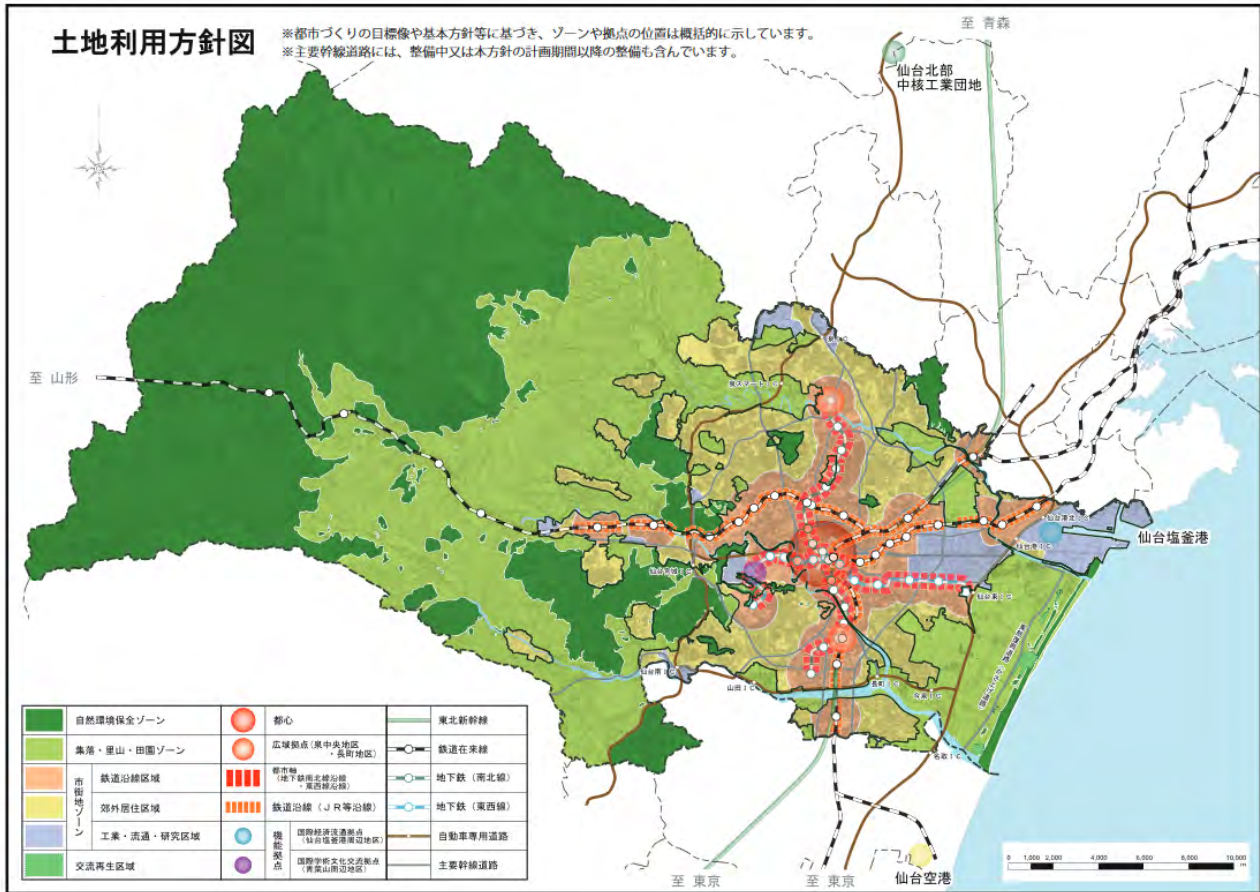
て、各地域特性を踏まえた「都市づくりの基本方針」が示されている。魅力・活力ある都心の再構築（基本方針1）、都市機能の集約と地域の特所億を生かしたまちづくり（基本方針2）、質の高い公共交通を中心とした交通体系の充実（基本方針3）の3つの方針が示されている。

表 6.2-61 土地利用の基本方針

自然環境整備保全ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> ・奥羽山脈や海岸部など、豊かな生態系を支え自然環境を守る区域であり、本市の自然特性が将来に渡って保持されるよう、自然環境を保全する。 	
集落・里山・田園ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ多面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境を維持する。 ・地域に根ざした原風景の保全に努めるとともに、適切な維持管理と資源活用を進める。 ・土地利用の転換は、公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設など、周辺環境と調和したものを除き抑制する。 ・里山地域は、山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり、保全に努めるとともに、森林などの持続的な利活用、環境と調和した農林業の振興などを推進する。 ・田園地域は、水田の持つ気象緩和機能や保水機能などを保全する。 ・交流再生区域については、地域の特性を生かした新たな魅力の場を創出し、地域の歴史や文化、東日本大震災の記憶と経験を国内外へ発信し、継承していく。 	
市街地ゾーン	都心	<ul style="list-style-type: none"> ・藩政時代からの緑豊かで潤いのある美しい「杜の都」の都市環境や、東日本大震災を教訓に培われた高い防災力を生かした「防災環境都市※」としての都市個性を基盤として、その質を高めながら都心の機能強化を図り、東北・仙台の持続的な活力の増進につなげることを目指す。 ・東北をグローバルに牽引する中枢都市として、国際競争力を有し、高次な都市機能の集積による賑わいと交流、継続的な経済活力を生み出し続ける躍動する都心を目指し、都心部の再構築を進めるとともに、回遊性の向上を図り、ウォークアブルな都市空間の形成を推進する。 	
	拠点	広域拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・泉中央地区及び長町地区に「広域拠点」を配置し、都市圏の活動を支え、生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を図る。 ・広域拠点の利便性を生かした都市型居住の推進を図る。
		機能拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」、国際センター・川内・青葉山を含む青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」を配置し、都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を図る。
	都市軸		<ul style="list-style-type: none"> ・東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を十文字型の「都市軸」と位置付け、駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を進める。 ・交通利便性を生かした快適な居住環境の形成を推進する。
		南北都市軸	<ul style="list-style-type: none"> ・都心と広域拠点などを結ぶ地下鉄南北線沿線の「南北都市軸」において、都心や広域拠点との連携を強化しながら、地域特性を生かした都市機能の更新・強化を進める。
		東西都市軸	<ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄東西線沿線の「東西都市軸」において、西部の学術研究機能と中心部の商業・業務機能、東部の産業機能などと連携し、都市機能の強化・充実を図る。
	鉄道沿線	<ul style="list-style-type: none"> ・JR等の鉄道駅を中心に、魅力ある市街地を形成するため、地域特性を踏まえ都市計画の見直しなどにより、居住機能や暮らしに必要な都市機能を誘導する。 	
	郊外居住区域	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な世代やライフスタイル、地域の実情などに応じて、都市計画の見直しなどにより生活の質を維持するために必要な都市機能の確保を図る。 	
工業・流通・研究区域	<ul style="list-style-type: none"> ・工業・流通・研究の各機能のさらなる集積と国際的・広域的な産業機能や研究開発機能の一層の集積を図るとともに、産業構造の変化に対応した地域産業機能を集積する。 ・地域経済を支える活力ある産業機能の基盤整備を計画的に進める。 		

※ 「防災環境都市」とは、仙台市が歴史の中で築き上げてきた、豊かな自然と市民の暮らしや都市機能が調和した「杜の都」としてのまちづくりに、東日本大震災の経験や教訓を踏まえて、防災の視点を織り込んだ都市のあり様を示すスローガン。

出典：「仙台市都市計画マスタープランー都市計画に関する基本的な方針 2021-2030ー」



出典：「仙台市都市計画マスタープラン—都市計画に関する基本的な方針 2021-2030—」

図 6.2-19 土地利用方針図

(3) 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）は、仙台市環境基本条例第8条に基づき、市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向性を定める計画であり、計画期間は令和3年度～令和12年度までの10年間である。

「杜の恵みを活かした、持続可能なまち」を目指すべき環境都市像として掲げ、「脱炭素都市づくり」、「自然共生都市づくり」、「資源循環都市づくり」、「快適環境都市づくり」と、これらに共通する「行動する人づくり」を環境施策の方向性として定め、「輝く！グリーン&クリーンプロジェクト」、「つながる！エネルギー循環プロジェクト」、「広がる！エコアクションプロジェクト」の3つを重点的な取り組みとしている。

表 6.2-62 環境施策の概要と展開の方向

概要		環境施策の展開の方向
脱炭素都市づくり	活力や快適性を備えながら、脱炭素化と気候変動による影響への適応が実現したまちを目指して、温室効果ガス排出量を中期目標で令和12年度（2030年度）における温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で35%以上削減（森林等による吸収量を含む）、長期目標で令和32年（2050年）温室効果ガス排出量実質ゼロを目標とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素型のまちの構造をつくる ・脱炭素型のエネルギーシステムの構築を進める ・環境にやさしい交通への転換を進める ・脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる ・気候変動によるリスクに備える
自然共生都市づくり	豊かな自然環境や生物多様性が大切にされ、その恵みが持続的に活かされるまちを目指して、みどりの総量（緑被率）についての現在の水準を維持・向上、生態系の頂点に位置し、良好な里地里山環境の指標となる猛禽類（オオタカ・サシバ）の生息環境の維持・向上、身近な生きもの（9種）について、全ての種における市民の認識度の向上を目標とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境と多様な生きものを守る ・恵み豊かな里地里山を活性化させる ・グリーンインフラをまちづくりに活かす ・自然や生きものへの愛着をはぐくむ
資源循環都市づくり	限りある資源の大切さが認識され、資源が無駄なく、循環的に利活用されるまちを目指して、令和12年度（2030年度）におけるごみ総量を33万トン以下、ごみの最終処分量を4.6万トン以下、1人1日当たりの家庭ごみ排出量を400グラム以下、家庭ごみに占める資源物の割合を30%以下にすることを目標とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・資源を大切に使う行動を定着させる ・資源の有効利用を進める ・廃棄物の適正な処理体制を確保する
快適環境都市づくり	健康で安全安心かつ、快適な暮らしが営まれるとともに、地域資源が活かされ、その魅力を体感できるまちを目指して、大気、水、土壌及び騒音に関する環境基準（二酸化窒素についてはゾーン下限値）の達成と市民の「環境に関する満足度」（8項目）について、全ての項目における満足度の向上を目標とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で快適な生活環境を保全する ・開発事業等における自主的な取り組みを促進する ・地域の環境資源を活かした魅力的なまちづくりを進める
行動する人づくり	全ての人や事業者等が杜の都の環境を大切に行動するまちを目指して、日常生活における市民の環境配慮行動（25項目）について、全ての項目における実践割合の向上を目標とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい行動の輪を広げる ・環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（令和3年度）

同計画では、「土地利用における環境配慮の指針」が示されており、地形や自然特性、土地利用の状況などを踏まえ、山地地域、西部丘陵地・田園地域、市街地地域、東部田園地域、海浜地域の5つの地域に大別し、それぞれの地域における基本的な土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項などの基本的な指針を示している。計画地が属する市街地地域の環境配慮指針を表6.2-63に示す。

表 6.2-63 市街地地域の環境配慮指針の概要

<p>基本的な考え方</p>	<p>仙台駅を中心とした都心部や、都市圏の活動を支える泉中央地区・長町地区、交通利便性の高い地下鉄沿線等においては、土地の高度利用や都市機能の集積が求められる。一方、資源・エネルギーの消費、廃棄物や汚染物質の排出など環境負荷が特に大きい地域でもあることから、資源・エネルギー利用の効率を高めるとともに、災害時にも活用可能な再生可能エネルギーを積極的に導入するなど、環境負荷の低減を図りながら、快適な暮らしの確保や、活力のあるまちづくりを進めていくことが求められる。また、市民に安らぎを与える公園や街路樹、広瀬川等の親水空間が市街地に溶け込むなど、自然と調和した都市環境は、本市の大きな魅力となっている。今後とも、都市の生物多様性の保全やヒートアイランド現象の緩和、水害リスクの低減、市民や来訪者等の憩いの場の創出など、市街地のみどりが持つ多様な機能に着目しながら、その保全・創出を図ることにより、品格・風格のある魅力的な都市空間を形成していくことが求められる。</p>
<p>環境配慮の指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ZEB^{※1}やグリーンビルディング^{※2}等の環境に配慮した建築物の整備に努める。また、ZEH^{※3}をはじめとした快適でエネルギー性能の高い住宅の建設に努める。 ・ 太陽光発電等の再生可能エネルギーや、エネルギー効率が高く、環境負荷の小さい設備・機器を積極的に利用するとともに、面的なエネルギー利用に努める。 ・ 自動車の利用をできるだけ控え、公共交通機関や自転車、徒歩で移動する。また、ICT（情報通信技術）の活用や物流の合理化等により、自動車をできるだけ使用しない事業形態を検討する。 ・ 健全な水循環の確保やヒートアイランド現象の緩和を図るため、透水性舗装^{※4}や表面の緑化などに努める。 ・ 都市の生物多様性の保全に配慮し、市街地に残された貴重な緑を保全するとともに、敷地内等の積極的な緑化を進める。 ・ 質の高い緑地空間の確保やオープンスペースの有効活用等により、市民や来訪者等が憩い楽しめる場を創出するなど、杜の都にふさわしい魅力的な都市空間の形成に努める。 ・ 使い捨て（ワンウェイ）プラスチックや食品ロスの削減に努めるなど、ごみの減量と資源の有効利用を進める。 ・ 地元産の木材や農作物を利用するなど、地産地消に努める。 ・ 環境基準の遵守はもとより、人が暮らしの中で実感できる美しさや安らぎ、快適さなどの保全に努める。

※1 快適な室内環境を保ちながら、大幅な省エネルギーの実現や再生可能エネルギーの導入等により、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。国は、ZEBの実現・普及に向けて、エネルギー消費量の削減割合等に応じて、『ZEB』/ Nearly ZEB / ZEB Ready / ZEB Oriented の4段階の区分を設けており、このうちいずれかを達成することをZEB化と言う。

※2 エネルギーや水の使用量削減、施設の緑化など、建物全体の環境性能が高まるよう最大限配慮された建築物の総称。

※3 快適な室内環境を保ちながら、大幅な省エネルギーの実現や再生可能エネルギーの導入等により、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅。ZEBと同様に、国は、エネルギー消費量の削減割合等に応じて、『ZEH』/ Nearly ZEH / ZEH Ready / ZEH Oriented の4段階の区分を設けている。

※4 水を通しやすい構造のアスファルトやコンクリートを使用した舗装。雨水を地下に浸透させることにより、地表に溜まる雨水を減らすことができる。

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（令和3年度）

(4) 仙台市みどりの基本計画 2021-2030

仙台市みどりの基本計画は、都市緑地法第4条及び「杜の都の環境をつくる条例」第10条に基づき、みどりの都市像や施策について定めるみどりのまちづくりの総合的な計画である。

令和3年6月に策定された「仙台市みどりの基本計画 2021-2030」では、奥山から沿岸部までの豊かな自然と都市機能が調和した環境を、市民とともに「百年の杜づくり」が支えてきたことを踏まえ、引き続きこれを推進し、「百年の杜づくりで実現する新たな杜の都～みどりを育むひと、みどりが育むまち～」を基本理念に、まちづくりに緑の多様な機能を積極的に活用することで、杜の都の更なる高みを目指すことが謳われている。同計画の概要を図6.2-20に示す。

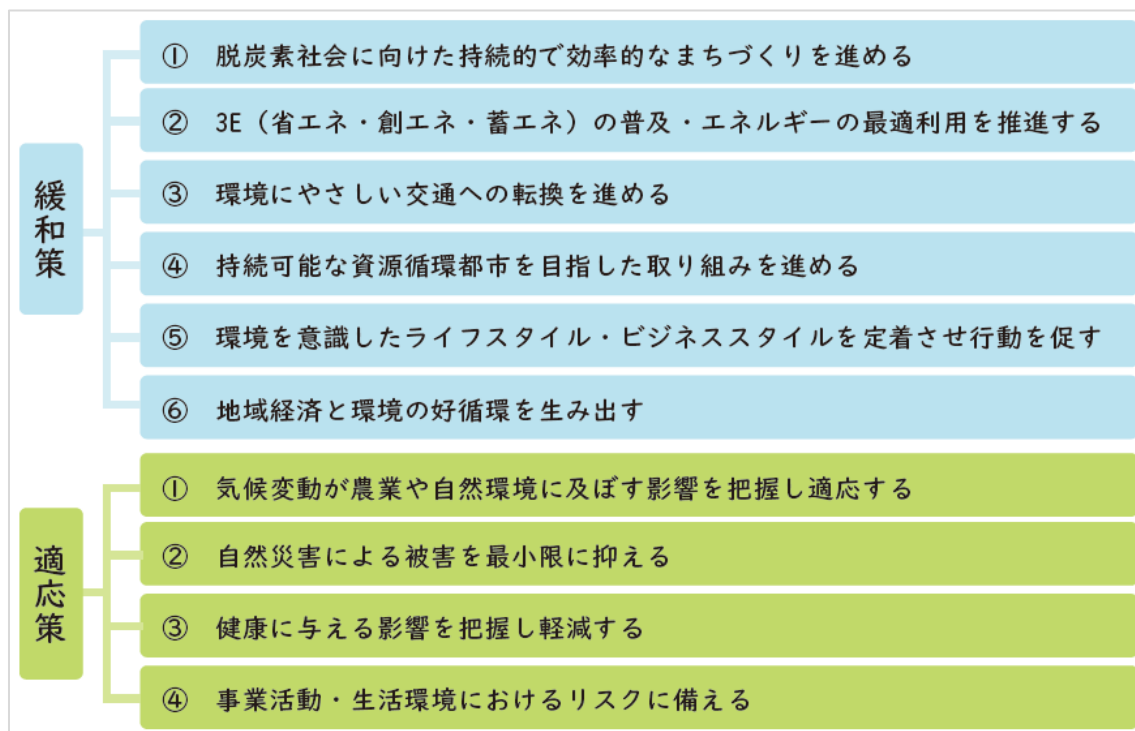


出典：「仙台市みどりの基本計画 2021-2030」（令和3年6月、仙台市）

図 6.2-20 仙台市みどりの基本計画 2021-2030 の概要

(5) 仙台市地球温暖化対策推進計画 2021-2030

「仙台市地球温暖化対策推進計画 2021-2030」は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）、及び気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画の 2 つの計画を内包したものである。また、「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づく推進計画であるほか、「杜の都環境プラン」における個別計画としても位置づけられている。中期目標として「2030 年度における温室効果ガス排出量を 2013 年比で 35%以上削減」、長期目標として「2050 年に温室効果ガス排出量実質ゼロ」を掲げ、緩和策と適応策の両輪で施策を進めることとされている。同計画の概要を図 6.2-21 に示す。



出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画 2021-2030」

図 6.2-21 仙台市地球温暖化対策推進計画 2021-2030 の概要